

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活・発達障害者支援室

目 次

【障害福祉課】

1	障害福祉人材の確保・職場環境改善等について	3
2	高齢の障害者に対する支援等について	24
3	事業者指定及び支給決定について	38
4	障害福祉関係施設等の整備について	49
5	障害福祉サービス事業の適切な運営について	62
6	災害対応について	78
7	訪問系サービスについて	85
8	障害者の就労支援の推進等について	124
9	強度行動障害を有する者等に対する支援について	166

【地域生活・発達障害者支援室】

10	相談支援の充実等について	182
11	障害者虐待の未然防止・早期発見等について	219
12	成年後見制度の見直しの検討状況、利用促進等について	238
13	障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進について	246
14	障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について	251
15	住宅セーフティネット法等改正法について	258
16	発達障害者支援施策の推進について	266

1 障害福祉人材の確保・職場環境改善等について

(1) 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業について

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた、障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとされた。

これを受け、令和6年度補正予算（令和6年12月17日閣議決定）において、当該措置に必要な予算を計上し、都道府県を実施主体とする「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」を実施することとした。

本事業は、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対して、その所要の額を補助するものであり、令和6年2月から5月の間実施した「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業（以下「令和5年度補正予算事業」という。）と同様に、対象サービスごとに、福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて設定された交付率を、各事業所の総報酬に乘じる形で交付することとなる。【関連資料1】

また、本事業の支給対象は、以下の要件を満たすことが必要となるので、ご留意いただきたい。

- 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳを取得していること（令和7年4月から福祉・介護職員等処遇改善加算を取得見込みの事業所も含む）
- 職場環境改善等に向けた下記①～③のいずれかの取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出すること（既に実施の場合を含む）
 - ① 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - ② 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
 - ③ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（間接支援業務に従事する者の活用等）の取組

各都道府県におかれては、事業所から提出される計画書の審査や、支払いに当たっての各国保連合会との調整など、当該事業の円滑な実施に向けて協力をお願いする。なお、各都道府県においての事務費については、令和5年度補正予算の同様の事業から増額して確保しており、また、補助金の取得要件を満たしているかの確認についてはチェックリスト形式とする等、各都道府県の事務負担の軽減を図ったところである。

また、本交付金に係るコールセンターを国において設置しているため、事業所等からの問い合わせについては、当該コールセンターを活用いただきたい。

○福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

今後のスケジュールは、以下を想定しているので、参考にして準備をお願いしたい。

【事業開始までのスケジュール（例）】

～4月 障害福祉サービス等事業所から都道府県に対して、計画書を提出
5月上旬 都道府県から連合会に対して、交付対象事業所リストを送付
5月下旬 連合会において、交付額の算出
都道府県から障害福祉サービス等事業所に対して、交付決定
以降、都道府県において順次補助金の支払
※ 標準的なスケジュールとして、6月の支払いを想定

（2）福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進・人材確保対策について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、また、福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、これまでの加算を一本化し、加算率の引き上げを行ったところ。

処遇改善加算の更なる取得促進に向けて、令和7年度においては、「職場環境等要件」及び「賃金体系の整備」について要件弾力化を行うこととしており、事業所等への周知等にご協力いただきたい。【関連資料2】

具体的には、

- 令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」については、令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで満たしたものとする。
- 上記（1）の「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所は、職場環境等要件を満たしたものとする。
- 令和6年度は誓約により満たすこととしている、「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとする（「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の取扱とする）。
- 「経験及び技能を有する福祉・介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする要件について、「加算の算定見込み額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が

困難である場合」は適用除外となっている現行規定について、周知や明確化を行う。

なお、当該弾力化の周知期間等を考慮し、処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うとしているところ、令和7年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする。

また、国において、更なる処遇改善加算取得の際の参考となるように、職場環境等要件についての取組事例集を作成中であり、今後厚生労働省HPに掲載次第、周知を行う予定。

なお、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」及び「処遇改善加算」については、申請様式を一体化する等、事務の簡素化を行うこととしているので、こうした事業が現場の障害福祉職員の賃上げにつながるように、事務の円滑な執行にご協力いただきたい。

処遇改善加算については、この要件緩和の取扱いを含め、引き続き、令和7年度においても、国においてコールセンターを設置する予定としているため、事業所からの問い合わせ等に、当該コールセンターをご活用いただきたい。

加えて、補助金や加算の取得の手続き等の支援のため、「障害福祉サービス事業所等サポート事業」として、令和5年度補正予算に引き続き、令和6年度補正予算においても必要な予算を確保したので、各都道府県におかれでは、各種報酬手続き等の事務サポートとあわせて、行政書士等を事業所に派遣しての直接指導や研修会の開催など、市町村や事業所に対する丁寧な支援をお願いしたい。例えば、令和6年度に国において処遇改善加算の未取得事業所等を対象に、社会保険労務士等の専門家による加算取得にかかる無料相談支援窓口を設置したところ、多くの事業所から相談があったところである。

各都道府県におかれても、このサポート事業を活用いただき、加算未取得の事業所や、加算取得にかかる事務処理対応が難しい、特に小規模事業所等に対する支援等の実施を積極的にご検討いただきたい。

また、サポート事業については、地域の実情に応じた総合的な人材確保の取組についても活用可能であり、地域におけるマッチングの取組、障害福祉分野の魅力の発信など、各都道府県レベルにおける人材確保対策を推進していただくよう、積極的な活用をお願いしたい。【関連資料3】

国においても、障害福祉分野における仕事の魅力を発信する紹介動画やパンフレット等を掲載したサイトを作成しているので、こちらもご活用いただきたい。

＜厚生労働省HP（仕事の魅力発信サイト）＞

<https://www.mhlw.go.jp/shogaifukushi/>

なお、令和6年度の報酬改定においては、2年分（令和6年度・7年度）の処遇改善について措置しているため、報酬改定や補正予算による措置が福祉・介護職員等の処遇改善に与える効果について実態把握をし、その処遇改善の実施状況等を踏まえ、令和8年度以降の対応については、令和8年度予算編成過程で検討することとされているので、今後の動向にご留意いただきたい。

（3）障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業について

生産性向上の取組における効果的な手段となる介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入することについては、障害福祉分野の職員の介護負担の軽減、労働環境の改善や業務効率化に資するため、その普及を促進しているところである。

令和6年度補正予算においては、「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」と「障害福祉分野のICT導入モデル事業」を統合の上、「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」として支援メニューの再構築を図っている。本事業においては、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する際の経費等を補助する「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」を新たに設けたところであり、各都道府県等におかれては、積極的な活用をお願いする。【関連資料4】

なお、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」において、介護ロボット等の導入前後における効果の実証等を行っており、タイムスタディ調査の結果、例えば見守り機器の導入前後で、

- ・間接業務である「巡回・移動」が1日あたり25.6分、「記録・文書作成・連絡調整等」が1日あたり117.4分削減
- ・「移動・移乗・体位変換」や「排泄介助・支援」といった、利用者への直接介護の時間が1日あたり64.9分増加

といった効果のほか、移乗介護機器の導入により、職員2人での介助が必要だった利用者の介助が1人で可能となるといった効果が見られたことからも、積極的にテクノロジーの導入を検討されたい。【関連資料5】

【参考】令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」
(報告書1)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113425.pdf>

(報告書2)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113426.pdf>

（4）障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業について【関連資料6】

障害福祉サービス事業所等を取り巻く環境は大きく変化しており、障害福祉サービス事業所等における人材確保及び経営基盤の強化は、喫緊の課題である。

こうした状況を踏まえ、小規模事業所を含む複数の事業所で構成されるグループによるシンクタンク等を活用した人材確保に向けた協働化の取組内容や実施方法の検討、取組状況の検証等を行うとともに、例えば、共通の採用パンフレット等の作成、事務処理部門の集約・共同化、初任者研修等のeラーニング教材等の作成、将来的な人事交流を前提とした共通の給与体系の作成などの事業を試行し、その成果をとりまとめ、全国に横展開すること等により、人材確保及び法人経営の基盤強化を図るためのモデル事業を実施しているところである。

令和6年度補正予算においては、障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組についても、モデル的取組に含めることとしている。本事業の実施主体は、都道府県、指定都市とするため、都道府県等におかれでは、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することや市町村に補助することも差し支えないこととしている。

（5）障害福祉サービス事業者等の手続負担の軽減について【関連資料7】

障害福祉分野において、事業者や自治体の業務を効率化し、生産性の向上を図る観点から、手続負担の軽減を進めている。

その中でも、事業者が自治体に対して行う指定申請や報酬請求の手続きに用いる様式等については、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」において電子的な申請・届出を可能とすることも見据えた標準化を進めている。令和6年4月には、学識経験者、事業者団体、自治体関係者の意見を踏まえて、標準様式等の作成を行い、厚生労働省及びこども家庭庁のホームページにおいて公表しているところ。

さらに、令和6年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等を踏まえ、現在公表している標準様式等について必要な修正を行った上で、令和6年度中に必要な府省令及び告示の改正等を行い、標準様式等の使用を基本原則化することについて、令和7年1月の社会保障審議会障害者部会において了承されたところ。令和7年3月中に府省令・告示改正等を行い、自治体あてに周知を行う予定。各自治体が現在お使いの様式等について、厚生労働省及びこども家庭庁の示す標準様式等に入れ替えていただく

必要があるため、ご承知おきいただきたい。

なお、施行時期については、自治体での準備期間や事業者の利便性との兼ね合いを踏まえ、令和8年4月からとする予定だが、標準様式等の使用が可能な自治体については、施行を待たず、できる限り早期に活用を開始いただきたい。

（6）物価高騰対策支援について【関連資料8】

エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価高騰により、障害福祉サービス事業所・施設等は厳しい状況にあり、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューについて、障害福祉サービス施設等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を継続することが盛り込まれている。

これを踏まえ、令和6年12月4日に厚生労働省及びこども家庭庁から「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について」の事務連絡を発出し、「重点支援地方交付金」を活用した障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、光熱水費高騰への支援事業と食材料費高騰への支援事業の両方を実施していただくようお願いしているほか、建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援への活用や補装具事業者への支援の実施についても依頼しているところ。

加えて、障害者就労施設については、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面も持つことから、利用者が行う生産活動に係る光熱水費や原材料等の価格の高騰に対する支援については、「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」の活用も可能であり、積極的に実施していただくようお願いしている。

各自治体におかれでは、依頼の趣旨を御了知の上、物価高騰対策に係る障害福祉サービス事業所・施設等への支援に取り組んでいただくようお願いする。

【○障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（障害福祉人材確保・職場環境改善等事業）

令和6年度補正予算

・障害福祉全体（障害児（こども家庭庁分）含む） 343億円

・障害者のみ（厚労省分） 258億円

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・福祉・介護職員等処遇改善加算（※1）を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費（※2）に充てるほか、福祉・介護職員等（※3）の人件費に充てることを可能とする。

※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

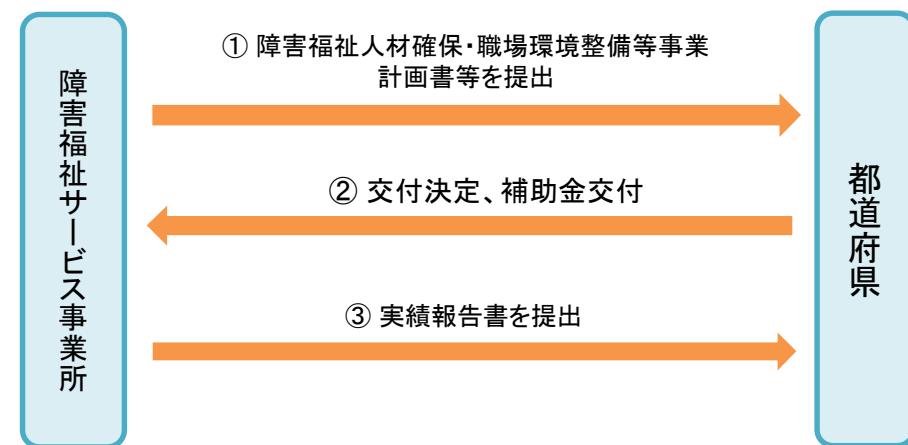
■支給対象

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

(2) 以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の交付率について

- 現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乘じる形で各事業者に交付。福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり54,000円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月（1月審査）分のサービスに交付率を乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができます。（令和7年4月以降の新規事業所は対象外）

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 	12. 7%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助 	5. 5%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 	7. 2%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助（介護サービス包括型） ・ 共同生活援助（日中サービス支援型） ・ 共同生活援助（外部サービス利用型） 	9. 4%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 	13. 6%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 	9. 6%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） 	7. 9%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設 	16. 6%

※ 地域相談支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

障害福祉サービス等事業所の皆さん、障害福祉現場で働く皆さんへ

「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」のご案内

Q1. どのような補助金なの？

A1. 福祉・介護職員の賃上げを目的とする補助金です。

- 障害福祉サービス等事業所に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の待遇改善加算等に加えて、全額を福祉・介護職員等の人工費（一時金等）の引き上げ又は職場環境改善（間接業務に従事する者等を募集するための経費、研修費等）に使うことを要件とした補助金を創設します。

Q2. 補助金の額はどのようにきめられるの？

A2. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給します。
算定式の「加算減算」には、福祉・介護職員待遇改善加算分等が含まれます。

$$\text{ある月の総報酬} = (\text{基本報酬} + \text{加算減算}) \times 1\text{単位} \quad \text{交付率} = \text{補助額}$$

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり5万4千円相当の補助金が交付されます。

※ このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況、補助金の使途などによっては、福祉・介護職員の皆さん全員に対して、一律で5万4千円の人工費の引き上げを行うものではありません。

Q3. 補助金の申請手続きは？

A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。

- 補助金を申請する場合、事業者は、都道府県に計画書を提出してください。
※ 障害福祉サービス等報酬関係で政令指定都市・中核市に届出を行う事業者も、この補助金の申請先は都道府県です。
- 福祉・介護職員等待遇改善加算の申請様式と一体化した様式を用いて申請様式の記入をすることはできますが、補助金の申請先は都道府県であり、待遇改善加算の申請先が指定権者ですので、それぞれ提出が必要です。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。計画書は、都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成してください。
- 補助期間終了後、事業者は都道府県に実績報告書を提出する必要があります。
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)
- 今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、各都道府県から行われます。

待遇改善加算 → 都道府県等(指定権者)に届出

今回の補助金 → 都道府県に届出

- ・補助金のリーフレットを作成し、待遇改善加算との申請先の違いも含め、わかりやすい周知を進める。
(右は現時点の案)

未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
	・賃金体系等の整備及び研修の実施等			
	・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善	① → ○	○ ① → ○	○	○
昇給の仕組み		② → ○	○	○
改善後賃金年額440万円			③ → ○	○
経験・技能のある介護職員				○

①：令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」への対応。

※ ○：6区分からそれぞれ1つ以上、◎：6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。

→ 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）

さらに、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）

②：「昇給の仕組み」への対応

→ 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとする。（通知改正）

※「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。

③：「改善後賃金年額440万円」への対応

※「経験及び技能を有する介護職員と認められる者の中一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

→ 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。（通知改正、QAの発出）

加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- ・要件を満たしてどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ・①処遇改善加算、②障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請様式を一体化。

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%

（注）令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、旧3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、令和6年度報酬改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

新加算率 (※) 【8.1%】	新加算 (福祉・介護職員等処遇改善加算)	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
		I	II		
【8.0%】		新加算 (II) に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること (生活介護の場合、介護福祉士25%以上等) 		a. 処遇改善加算 (I) 【4.4%】 b. 特定処遇加算 (I) 【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【6.7%】		新加算 (III) に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化 【見直し】 →グループとの配分ルール【撤廃】		a. 処遇改善加算 (I) 【4.4%】 b. 特定処遇加算 (II) 【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【5.5%】		新加算 (IV) に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 		a. 処遇改善加算 (I) 【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
	IV	新加算 (IV) の1/2 (2.7%) 以上を月額賃金で配分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境の改善 (職場環境等要件) 【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等 		a. 処遇改善加算 (II) 【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※加算率は生活介護のものを例として記載。

新加算 (I ~ IV) は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

福祉・介護職員等処遇改善加算 III・IV：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる

福祉・介護職員等処遇改善加算 I・II：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち^⑯は必須）取り組んでいる

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算I・IIにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。下線部は令和6年度までの要件からの主な変更点。

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉サービス事業所等サポート事業)

① 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

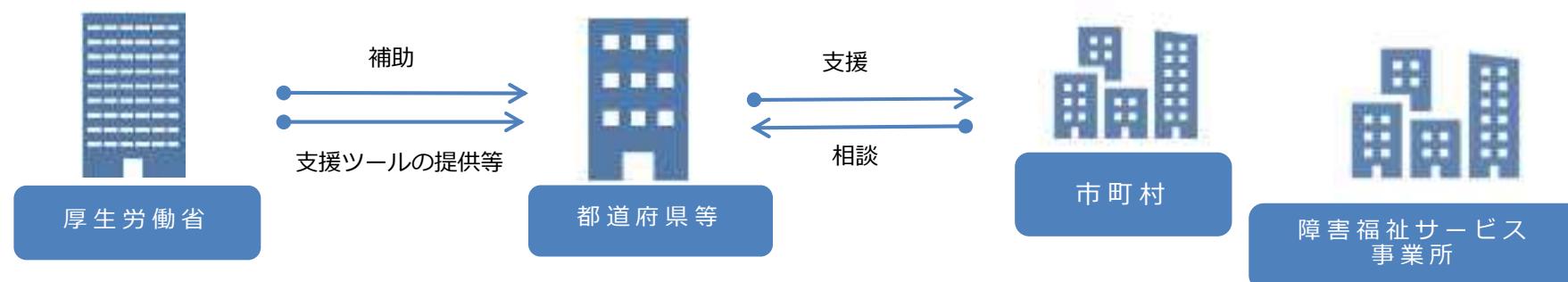
③ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県、指定都市、中核市

補助率:10/10

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野のICT導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する際の経費等を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助対象等】

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

①情報端末（タブレット端末など）、②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、
③通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）、④保守経費等（クラウドサービスなど）、
⑤AIカメラ等（防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ）
※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

・介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する場合に必要な経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

○導入マニュアル・効果測定の実施

・介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

【導入支援の対象施設・事業所】

・障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設（介護ロボット）
・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所（ICT）

【補助率】

- 施設等に対する導入支援:国1／2 都道府県・指定都市・中核市1／4 事業者1／4
- 都道府県等による導入促進（体験会・研修会）:国1／2 都道府県・指定都市・中核市1／2
- 導入マニュアル作成及び効果測定:定額補助（上限:1,500万円）

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証

【概要】（令和4年度障害者総合福祉推進事業）

【目的】

「障害福祉分野におけるICT導入モデル事業」及び「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」の事業実績の分析を行う。また、ICT、ロボット等の導入による効果の実効性のある測定方法を検討し、導入前後の効果の実証等を実施する。

【実施概要】

（1）令和2年度のICT・ロボット等導入に関する事業実績の分析

- ・ICT：「令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業」実績報告書（899事業所）
- ・ロボット：「令和2年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業」実績報告書（686事業所）

（2）タイムスタディ調査（（1）の事業所から検討委員会にて選定）

- ・ICT：9カ所（内訳：入所系施設+GH：4、訪問系サービス：2、相談支援事業所：1、通所系事業所：2）
- ・ロボット：10カ所（内訳：見守り/入所系施設：5、移乗/入所系施設：3、見守り/GH：1、移乗/GH：1）

（3）事業所職員向けアンケート調査及びヒアリング調査

- （2）を実施した事業所等に対して実施

【検討委員会】※敬称略、所属は委員就任当時で記載

（委員長）

飯島 節 筑波大学名誉教授

（委員）

東 祐二 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害工学研究部部長

五島 清国 公益財団法人テクノエイド協会企画部長

上田 幸哉 合同会社IT相談製作所代表、ケアコラボ株式会社取締役、株式会社ソニックガーデン戦略総務室室長

松友 大 社会福祉法人南高愛隣会総務・企画課課長

見守りロボット導入時におけるタイムスタディ調査の結果概要

- 見守りロボットの導入により、業務にかかる時間が全体として**60.2分/日削減**された。
- 間接業務である「巡回・移動」が**25.6分/日**、「記録・文書作成・連絡調整等」が**117.4分/日削減**された。
- 「移動・移乗・体位変換」や「排泄介助・支援」といった利用者への直接介護の時間は全体で64.9分/日多くなった。

【調査概要】

調査施設 :

障害者支援施設

調査方法 :

見守りロボットの使用（設置）がある東棟、使用（設置）がない西棟の夜勤職員を対象に調査を実施。

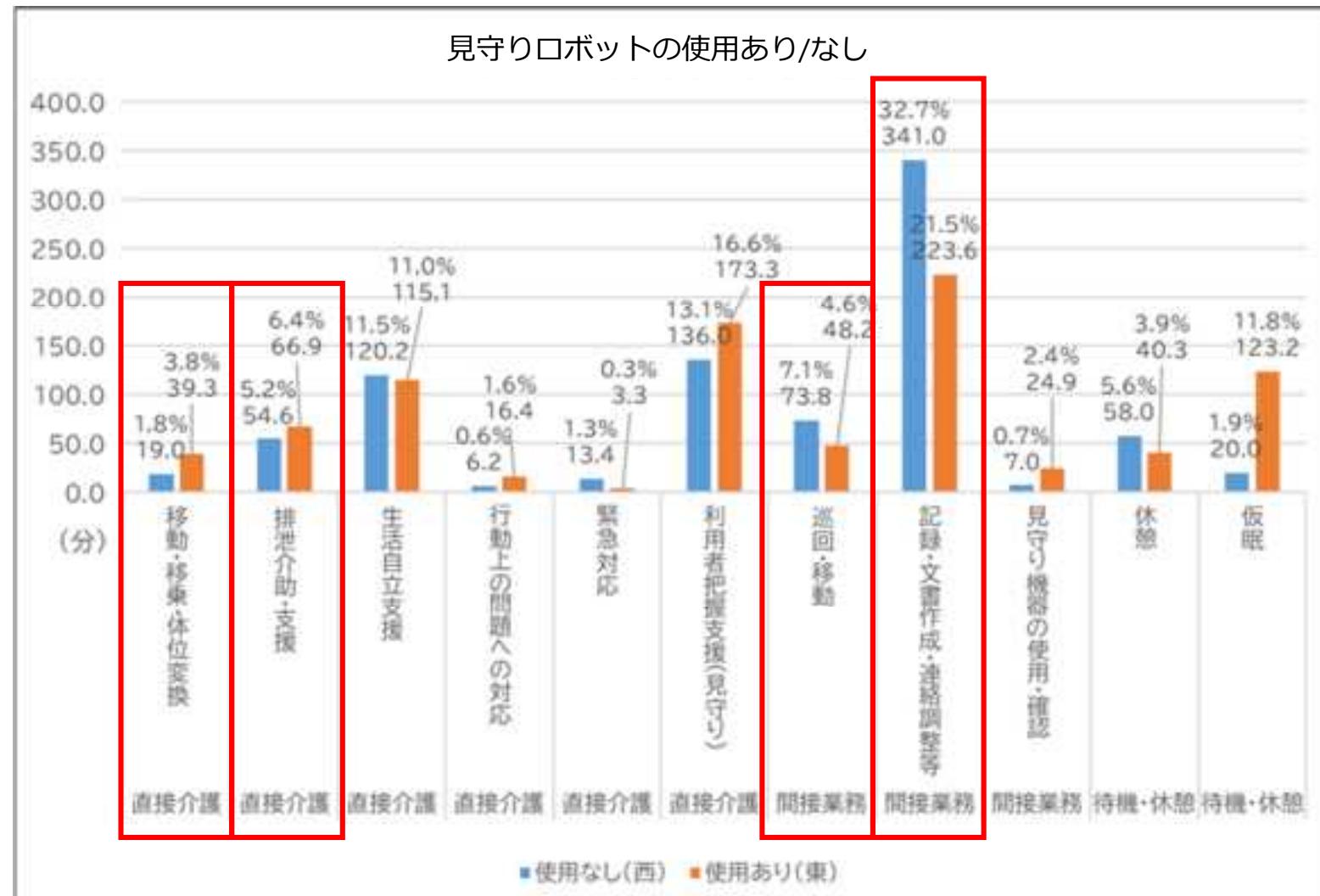
調査期間中に勤務する職員のうち、ロボットを使用する職員と使用しない職員の両方でタイムスタディ調査票を作成しデータを比較。

※生活自立支援 :

入眠起床支援、利用者とのコミュニケーション、訴えの把握、日常生活の支援等

※行動上の問題 :

徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等



(出典) 障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証（令和4年度障害者総合福祉推進事業）

① 施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化(共生型)の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 都道府県・指定都市
 補助率 定額(10／10相当)



モデル的取組の実施



実績報告・事業実施までのノウハウを
マニュアル化(電子媒体で横展開)

調査研究の実施



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

標準様式等の使用の基本原則化を巡るこれまでの経緯

令和5年6月16日

「規制改革実施計画」（閣議決定）

- こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成する。（令和5年度措置）
- 障害福祉サービス等事業者が、当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる方向で検討する。（令和5年度検討・結論）

令和6年2月6日

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。

令和6年11月22日

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」閣議決定

- 障害福祉サービス事業者等の手続負担を軽減するため、2024年度内に、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き※について、標準様式及び標準添付書類を用いることするために必要な法令上の措置を講ずる。

※ 指定申請及び報酬請求

令和6年12月25日

「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）障害福祉サービス等事業者が（略）地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求（加算届出を含む。以下同じ。）の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を用いることするために必要な法令上の措置を講ずる。（令和6年度措置）

障害福祉分野における手続負担の軽減について（概要）

（令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課監査指導室
・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減に向けて、各都道府県等に対して、標準様式等の積極的な活用を促すとともに、以下の各種手続きの簡素化の取組について検討を依頼。

1. 標準様式等の活用について

- ・ 指定申請・報酬請求等関連文書に係る標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）について、こども家庭庁及び厚生労働省のホームページへの掲載を周知。
- ・ 標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上に資するものであることから、各都道府県等に対し、標準様式等の活用について積極的に検討いただくこと。

2. 手続の簡素化について

- ・ 指定申請等の様式について押印・署名を求めることがないよう、標準様式等を活用すること。
- ・ 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、書類の提出は電子メール等による提出も可能とすること等、場合分けを行った上で対応すること。
- ・ 更新の申請及び変更の届出については、原則、電子メール等による提出とすること。
- ・ 各種加算の届出をはじめ、指定申請以外の手続においても電子メール等による提出を原則とするなど、手続の簡素化に資するよう、柔軟な対応をとること。

- ・ 人員配置に関する添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等の他の人員に関する添付資料は求めないこと。
- ・ 運営規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えないこと。
- ・ 実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業者の員数」に変更が生じたものとして届出が必要になる場合は、変更が生じた都度ではなく、1年のうち一定の時期を比較して変更があった場合で足りること。
- ・ 指定に当たっての施設・設備等の写真の提供は地方公共団体が現地を訪問できない場合に限ること。
- ・ 更新申請時に求める文書を簡素化すること。
- ・ 同一事業所で複数のサービスの指定等の有効期限が異なる場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することが可能であること。
- ・ 運営指導において重複した資料の提出を求めないことや、ICTで管理している書類についてはPC画面上で確認すること。

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について（概要）

関連資料 8

（令和6年12月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課自立支援振興室・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価高騰により厳しい状況にある障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。以下同じ。）に対し、「重点支援地方交付金」による緊急かつ実効性のある支援につなぐため、支援事業の標準を示すとともに、下記の内容について、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただくよう依頼。

1. 障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業の実施

- 推奨事業メニュー⑤（医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援）については、障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、次の（1）と（2）の2事業の両方を実施していただくこと。

（1）光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輌の燃料代等）高騰への支援事業

- 光熱水費の高騰について、令和5年度に各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績は、下表のとおり。

（万円）

		平均値	上位25%	最大値
訪問・相談系	事業所当たり	5.7	10.0	21.6
	（参考）月額換算	0.5	0.8	1.8
通所系	事業所当たり	16.3	20.0	73.1
	（参考）月額換算	1.4	1.7	6.1
入所・施設系	定員・実利用者当たり	0.9	1.1	3.9
	施設当たり	63.2	88.4	303.4
	（参考）月額換算	5.3	7.4	25.3
	定員当たり	1.6	2.3	7.7

（2）食材料費高騰への支援事業

- 食材料費の高騰について、令和5年度に各都道府県の支援事業のうち、入所・居住系サービス事業所に対する補助額は、
 - 最大で定員・利用者数当たり約22,000円（1日当たり約60円）
 - 上位25%で定員・利用者数当たり約9,000円（1日当たり約25円）
 - 平均で定員・利用者数当たり約7,100円（1日当たり約19.5円）

（3）建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援

- 本交付金は、障害福祉サービス事業所・施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用可能であり、自治体の判断により積極的に活用し、事業者の負担の軽減に努めていただくこと。

（4）補装具事業者への支援

- 補装具事業者が価格転嫁できない光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輌の燃料代等）の高騰分については、1（1）の光熱水費高騰への支援事業により、補装具事業者への支援を積極的に実施していただくこと。

2. 障害者就労施設の生産活動に対する「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」の活用

- 障害者就労施設が、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面も持つことから、利用者が行う生産活動に係る光熱水費や原材料等の価格の高騰に対する支援については、推奨事業メニュー⑦（中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援）の活用も可であり、積極的に実施していただくこと。

2 高齢の障害者に対する支援等について

（1）障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係【関連資料1】

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示している。

また、令和5年6月30日付け事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、高齢障害者に対する障害福祉サービスの利用を認める要件として、画一的な基準（一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど）のみに基づき判断することは適当でないことをお示ししている他、「具体的な運用例」として、

- ・ 障害福祉サービスの居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・ 自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

等をお示ししている。

各市町村においては、当該事務連絡も参考として、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願ひする。

※ 重度訪問介護等の訪問系サービスに係る支給決定については、「7 訪問系サービスについて」の（5）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等についても確認されたい。（なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号通知）は、介護保険の指定訪問介護の事業運営等の取扱いについての通知であり、この通知が直接障害福祉サービスの居宅介護及び重度訪問介護に適用又は準用されるものではなく、市町村において、個々の利用者の障害の状況等に応じ、必要とする支援の内容を判断されたい。）

なお、介護保険の被保険者である障害者については、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけることを改めてお願ひする。

さらに、特に65歳を迎える者については、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間も考慮して、65歳に到達する誕生日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うようお願ひする。

その際、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

また、指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との一層の連携が図られるよう、

- ・ 相談支援専門員が、利用者に対し必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう介護保険制度に関する案内を行うことや、本人の了解の下、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も、サービス担当者会議に相談支援専門員が参加する等して、相談支援専門員と介護支援専門員が隨時情報共有を図ること

等については、事務連絡で既にお示ししているが、改めてお願いする。

（2）共生型サービスについて【関係資料2】

高齢の障害者に対する支援の一つとして、障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきた事業所でのサービス利用が可能となるよう、平成30年に「共生型サービス」が設けられた。

この共生型サービスは、

- ・ 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・ 障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした「指定手続きの特例」である。

この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、

- ・ 障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できる
- ・ 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える
- ・ 地域共生社会を推進するためのきっかけとなる

などといった、各地域で発生している課題の解決や掲げているサービス供給量の目標の達成の一助となることが期待されており、各地域のサービス提供体制を検討するにあたり、積極的に検討をいただきたい。

また、共生型サービスの実施や普及にあたっては、以下①～③を実施したので活用されたい。

- ① 共生型サービスに係るポイント集の作成【関連資料3】
- ② 共生型サービスに係る実態調査等の実施
- ③ 共生型サービスに係るホームページの開設

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html

このほか、共生型サービスの普及を促進するため、令和4年度から地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）において「共生型サービスの普及促進に関する事業」を設けている。都道府県等が共生型サービスの普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行うものであり、例えば以下のような取組の実施が想定される。介護保険部局と連携しながら地域における共生型サービスの普及に当たっての課題を踏まえつつ、取組を進めていただきたい。【関連資料4】

＜実施が想定される取組（例）＞

- ・ 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案
- ・ 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催
- ・ 共生型サービス事業所等への見学会の開催

- ・ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

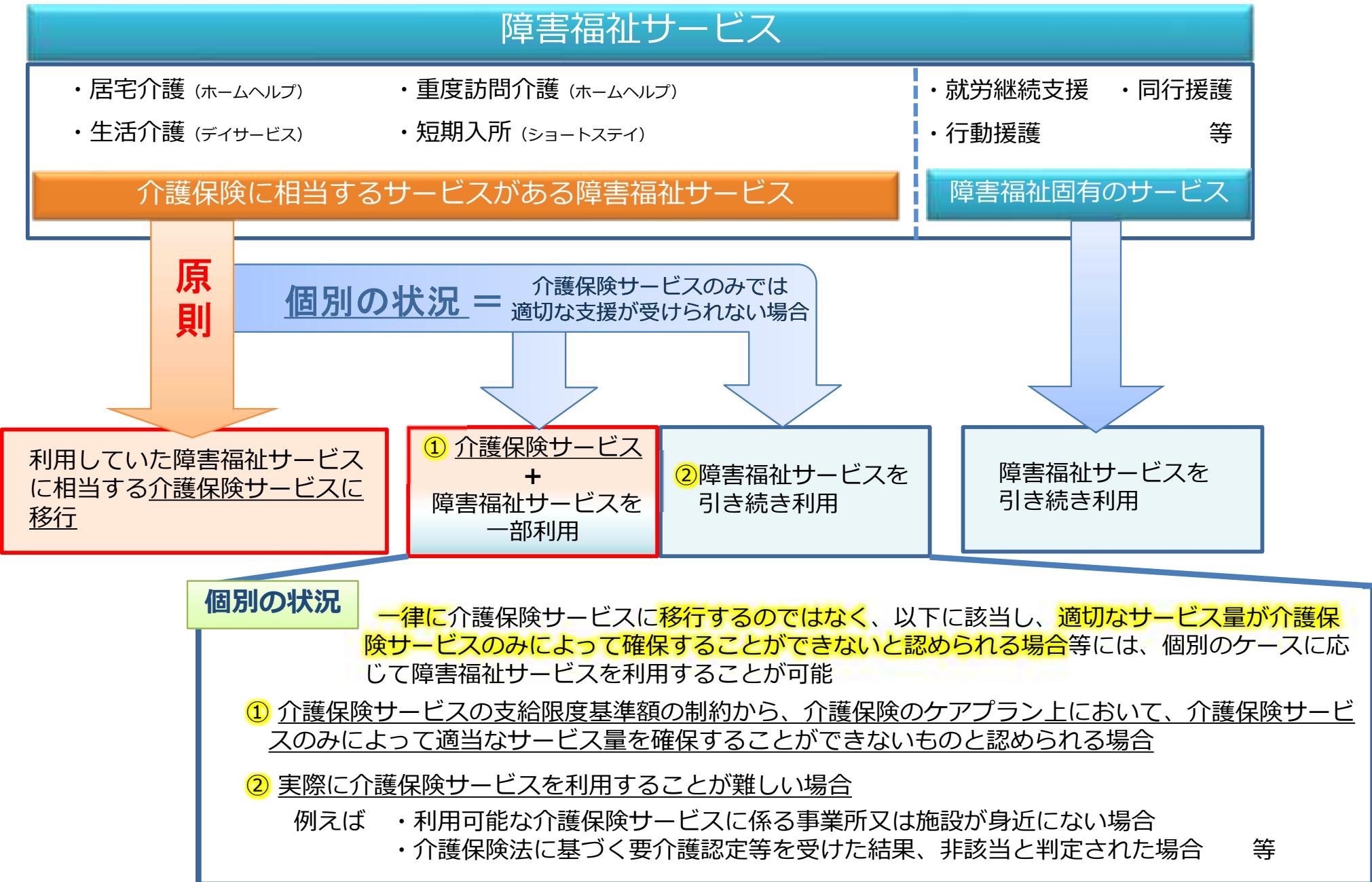
(3) 新高額障害福祉サービス等給付費について【関係資料5】

いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」については、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要である。

このため、各市町村におかれでは、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明していただくようお願いする。なお、申請者への制度周知・説明に当たっては、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。

また、対象者要件を満たす者の把握については、必要に応じて介護保険担当部局と連携し、対応いただきたい。

加えて、新高額障害福祉サービス等給付費については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払い式支給し、高額介護サービス費【年額】確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、いずれの場合においても、申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応されたい。



介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。



一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けが可能かを判断

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下とおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

- ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。
- イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用するが困難と市町村が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)。
- ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合(介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。)

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

- イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係に係る運用の具体例

周 知

介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、以下の具体的な運用例も参考として、自らの運用を確認する等、必要な対応をお願いする。

具体的な運用例①（居宅介護・重度訪問介護）

居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

具体的な運用例②（居宅介護・重度訪問介護）

居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

具体的な運用例③（自立訓練）

自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

具体的な運用例④（共同生活援助）

共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。

※詳細は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日事務連絡）をご確認ください。下記のURL又は右のQRコードから参照いただけます。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001117896.pdf>)



共生型サービスの概要

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らし豊かになる。

①

共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。

<障害>
生活介護



65歳

<介護>
通所介護



共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き通所可。

<障害>
生活介護
(共生型指定あり)



65歳

<介護>
通所介護



②

【地域の実践例】 「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

→ 介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をしつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
 - ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス	障害福祉サービス等
ホームヘルプ サービス	<input type="checkbox"/> 訪問介護	<input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護
デイサービス	<input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護	<input type="checkbox"/> 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） <input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練・生活訓練） <input type="checkbox"/> 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス（同上）
デイケア	<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション	<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	<input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 介護予防短期入所生活介護	<input type="checkbox"/> 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介護予防小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 通い <input type="checkbox"/> 泊まり	<input type="checkbox"/> 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） <input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練・生活訓練） <input type="checkbox"/> 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス（同上）
		<input type="checkbox"/> 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

共生型サービスの実施により期待されること

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。

※1 事業所で介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど…

近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデイサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデイサービス事業所は近くにあるのだが…

続けて同じ事業所に通いたいのに…

長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言うが、介護保険事業所に移らなければいけないのか…

人材が足らない…

介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないものか…

役所のどこに相談すればよいのか…

介護保険サービスだけでは解決できなさそうな悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうな悩みは役所のどこに相談すればよいのだろう。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けられるのか…

地域活動を活性化させたい…

介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しまれやすいのではないだろうか…

共生型サービスの実施により解決可能

親子で一緒に過ごしたい

障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デイサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか…



共生型サービス はじめの一歩～立ち上げと運営のポイント～

- 共生型サービスの普及が進まない理由として、以下のような意見が寄せられたことから、令和2年度老健事業において、事業所・自治体向けに「共生型サービス はじめの一歩～立ち上げと運営のポイント」を作成。
 - ・事業所から：共生型サービスをよく知らない。始めるにあたってどのような準備や手続きが必要がわからない。
 - ・自治体から：共生型サービスの実施により、どのような地域課題が解決されるのかわからない。
 共生型サービスを始めたいと考える事業所をどのように支援してよいかわからない。



共生型サービス はじめの一歩～立ち上げと運営のポイント～ 概要

共生型サービスの立ち上げ・立ち上げ支援にあたり、事業所・自治体が知っておくべき事項について、体系的に整理。

共生型サービスについて知る

○ 共生型サービスとは

⇒ 共生型サービス創設の経緯、対象となるサービス、サービスを開始することで「変わること」を提示。

○ 共生型サービスの取組事例



共生型サービスを立ち上げる

○ 共生型サービスを開始するまでのポイント

⇒ 開始に必要な準備を整理、手順として提示。

- ① 事業所の職員と話し合おう
- ② 共生型介護保険サービス、共生型障害福祉サービスを知ろう
- ③ 利用者確保の見込みを立てよう
- ④ 運営計画を作成しよう
- ⑤ 自治体の所管課等に相談しよう
- ⑥ 事業所の利用者・家族と話し合おう
- ⑦ 事業所の周辺地域の住民にサービスの開始を知つてもらおう
- ⑧ 必要な設備・備品を揃えよう
- ⑨ 必要な場合は、応援人員を確保しよう
- ⑩ 共生型サービスの提供を開始しよう

共生型サービスを継続する

○ 共生型サービス継続のポイント

⇒ 提供開始後に課題が生じた場合、既に共生型サービスを開始している事業所ではどのようにその課題を解決したか具体例を提示。

共生型サービスを普及する・事業者の支援を行う

○ 共生型サービス普及のポイント

⇒ 自治体において、どのように共生型サービスの普及を考えるべきか、どのように事業所の支援を行えばよいのか、実際の事例を普及・支援に取り組む自治体の事例を交えながら提示。

令和7年度予算案：地域医療介護総合確保基金（国2／3：都道府県1／3）

事業目的

- 共生型サービスは、平成30年に
・介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくなる
・障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくなる
ことを目的とした指定手続きの特例として設けられた。
- 共生型サービスの実施により、以下の実現が可能であるが、制度開始から7年が経過する現在においても、共生型サービスの指定を受ける事業所は非常に少ない。
- このため、各都道府県において、**共生型サービス創設の目的をふまえ、普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行う。**

共生型サービスのイメージ



共生型障害福祉サービス

介護保険サービス

1事業所において、
介護保険サービスと
障害福祉サービス
の両方を提供

共生型サービスの実施により実現できること

- ① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- ② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。
- ③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

利用者・家族、地域住民のみならず、
自治体にとっても、地域課題解決の
きっかけになる。



事業内容

- 共生型サービスの普及促進のため、都道府県・市町村における以下の取組等に必要な経費に対して助成する。

共生型サービス普及にあたっての現状の課題と実施が想定される取組（例）

- | | | | |
|--|---|---|---|
| ① 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案 | ② 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する 相談会・研修会等の開催 | ③ 共生型サービス事業所等への 見学会の開催 | ④ 介護事業所・障害福祉事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との 意見交換会の開催 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県・市町村において共生型サービス普及に当たっての課題把握や各種計画への位置付けがなされていないという状況がある。 ⇒ 課題把握や計画作成に必要な調査等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 共生型サービスを知らない事業所や、サービス開始を検討しているが何から取りかかればよいかわからないう事業所が多いという状況がある。 ⇒ 相談会・研修会等を開催し、制度創設の経緯・役割、対象サービス、指定や提供継続において必要とされるポイント、各サービスの基準・報酬体系、申請書類の作成方法、実際の提供事例等を提示。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 共生型サービスの開始によりこれまでサービス提供の対象としていなかった利用者を受け入れたり、報酬請求等新たな事務手続きを行うことが必要となる。 ⇒ 共生型サービス事業所等の見学会を行うことで、事業所の不安や疑問を解消。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービス利用者は介護支援専門員、障害福祉サービス利用者は相談支援専門員がサービス計画作成を行うが、事業所と両専門員の連携が難しいとの声がある。 ⇒ 両者を対象とする意見交換会を開催することで、連携を促進。 |

- 平成30年4月より、高齢障害者の介護保険サービスの利用を促進するため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービス利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組み(新高額障害福祉サービス等給付費)を設けたところ。
- 当該給付費については、対象者からの申請が必要であり、いくつかの自治体では、申請対象者に対して個別に勧奨通知を送付している事例もあり、高齢障害者への制度の周知について丁寧に説明いただきたい。
- また、65歳に達する障害者が当該給付費の要件となる「相当介護保険サービス」を利用しているか否かについては、介護保険担当部局とも連携して、その把握に努めていただきたい。

対象者の具体的要件①（「65歳に達する前に長期間にわたり」）

65歳に達する日前5年間にわたり、相当する障害福祉サービス(相当障害福祉サービス)に係る支給決定を受けたことを要件とする。

※ただし、65歳に達する日前5年間において、入院その他やむを得ない事由により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

対象者の具体的要件②（「相当障害福祉サービス、相当介護保険サービス」）

今回の利用者負担軽減の対象となるサービス(「相当障害福祉サービス」及び「相当介護保険サービス」)は以下のとおり。



(離島等で行われる、これらに係る基準該当サービスを含む。)

(離島等で行われる、これらに相当するサービスを含む。)

(介護予防サービスは含まない。)

※65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護福祉サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

対象者の具体的要件③（「所得の状況」）

65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当することを要件とする。

対象者の具体的要件④（「障害の程度」）

65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったことを要件とする。

対象者の具体的要件⑤（「その他の事情」）

65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことを要件とする。

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

3 事業者指定及び支給決定について

(1) 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み【関連資料1】

市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘を踏まえ、令和4年障害者総合支援法改正法により、令和6年4月から、地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みを導入した。

この仕組みは、市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、

- ・ 市町村は、都道府県の事業者指定の際に、あらかじめ、当該市町村に通知するよう求め、都道府県はその求めに応じること
- ・ 市町村は、通知を受けたときは、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること
- ・ 都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと

がすることとしたものである。

各都道府県におかれては、上記の制度趣旨に鑑み、本制度の運用を積極的に図っていただきたい。特に、本制度の活用のためには、都道府県から市町村への事業者指定の際の通知が必要となるところ、都道府県においては、管内市町村に対して、本制度を単に周知するのみではなく、予め当該通知を求めるかを明示的に照会いただきたい。また、本制度の運用フロー例や活用事例を関連資料1にまとめているため、参考としていただきたい。加えて、意見申出の際に用いる様式例についても、おって今年度中にお示しする予定であり、活用いただきたい。

各市町村におかれては、地域のニーズに即したサービス提供体制を確保し、また、事業の適切な運営を確保する観点から、本制度を積極的に活用いただきたい。その際、各市町村で策定する障害福祉計画がその意見の根拠となることから、次期計画策定に向けて、地域の関係者等とよく協議いただき、本制度の活用を念頭においた計画策定を行っていただきたい。

各指定都市及び中核市におかれても、策定している市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができるため、本制度の活用を積極的に検討いただきたい。

(2) 障害福祉サービス事業所等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について【関連資料2】

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、介護・保育・

障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な吸収合併等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の簡素化等の措置を講ずることとされた。

本閣議決定等を踏まえ、障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について（令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）を発出し、吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると指定権者が認める場合は、指定申請における手続の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行う旨をお示ししたところ。

各都道府県におかれては、本事務連絡の趣旨にご配慮いただき、柔軟な取扱いをご検討いただくようお願いする。

（3）支給決定基準の作成について【関連資料3】

支給決定基準については、事務処理要領において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」旨をお示ししている。

公平かつ適正な支給決定のため、各都道府県におかれては、管内市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただくとともに、未作成の市町村におかれては、支給決定基準の作成を検討いただきたい。

なお、今後、各市町村における支給決定基準の策定状況のフォローアップを行っていく予定であるのでご承知おきいただきたい。

（4）障害福祉サービスの利用相談等の際に留意すべき事項について

障害者総合支援法において、市町村は、障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供や相談に応じるなどの業務を行う責務を有するとともに、介護給付費等の支給決定を受けようとする障害者等から支給申請があった場合は、支給の要否の決定を行うこととされている。

市町村の窓口において、障害者等から、訪問系サービスをはじめ、障害福祉サービスの利用相談があった場合には、差別的な言動やサービスの利用を拒むような対応をすることなく、サービスの利用について丁寧に説明を行うとともに、支給申請の手続きについても必要な助言を行うなど、障害者等に寄り添った対応をお願いする。

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み

制度概要

- 市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。
- この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、令和6年4月から、
 ・市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること
 ・都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと
 をできることとした。

スキーム

市町村
(計画策定・支給決定)

予め通知の求め

②申請の通知

③意見の申し出

都道府県
(指定)

①指定・更新申請

④指定条件が可能とした

事業者
(新規・既存)

想定される条件（例）

- (1) 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- (2) 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- (3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- (4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること

制度の活用について

- 都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。
- 指定都市及び中核市においても、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。
- なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。
 - ・制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること
 - ・市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの具体的な内容

改正後の障害者総合支援法の条文

第三十六条 (略)

- 6 関係市町村長は、①主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 第6項から第8項までを新設

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

① 通知の求めの具体的な内容

- (1)市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。
- ・ 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
 - ・ 通知の対象となる区域及び期間
 - ・ その他当該通知を行うために必要な事項
- (2)市町村長は(1)の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。
- (3)都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。
- ・ 事業所の名称及び所在地
 - ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（更新の場合には更新の予定年月日）
 - ・ 利用者の推定数
(※利用者の推定数が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。)
 - ・ 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用時間並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。）

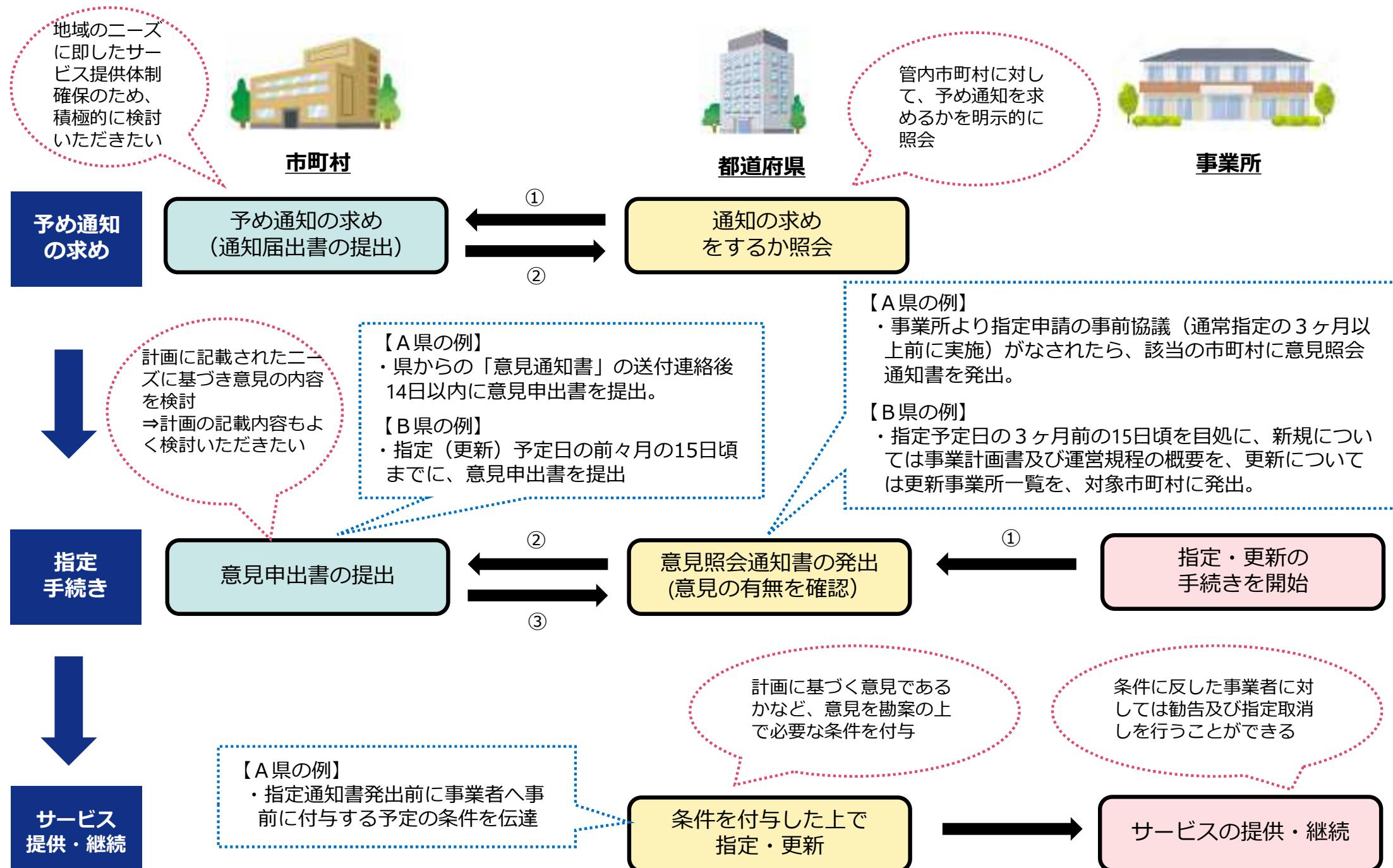
② 意見の申出の具体的な内容

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

- (1) 意見の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
- (2) 都道府県知事が指定又はその更新を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由
- (3) 条件の内容
- (4) その他必要な事項

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定についても同様。

意見申出制度の運用フロー



意見申出制度の活用事例

市町村からの意見申出

根拠となる福祉計画書の記載

都道府県が付した条件

事例 1

特定のサービス利用児に限らず、医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの広く積極的な受け入れに努めること。
(短期入所)

重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、県が実施する 医療型短期入所事業所促進事業などの活用も含め、市内事業者と協働して短期入所の充実を図ります。

医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。

事例 2

強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。 (共同生活援助)

県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を広く周知し、民間の受け皿が増えるようサービス提供体制の強化に努めます。

強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。

事例 3

就労移行支援や就労継続支援 A型の利用を適宜促すなど就労に向けたステップアップができるような支援に努めること。
(就労継続支援 B型)

通所訓練系サービスの利用者の力を最大限に伸ばしていくためには、生活介護から就労継続支援、さらには就労移行支援へといった、利用者の状態や希望に合わせてステップアップしていく利用を促していく

障害の程度や就労への移行に合わせてステップアップできるよう支援に努めること。

事例 4

障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。
(児童発達支援)

障がい児相談支援については、事業所の業務負担が大きいことがアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。

障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。

事例 5

市の（自立支援）協議会に参加すること。
(各サービス)

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するため、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、（略）、サービスの提供体制の整備に努めます。
※共同生活援助の場合

市の（自立支援）協議会に参加すること。

通 知 届 出 書

文 書 番 号
令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 〇〇県知事 〇〇 〇〇

(届出者) 〇〇市長 〇〇 〇〇

次のとおり通知の求め及び通知を求める際の伝達内容について届け出ます。

1. 対象となる障害福祉サービス等の種類等

対象となる障害福祉サービスの種類	通知の求め (※ 1)		対象となる区域 (※ 2)	対象となる期間 (※ 3)
	指定	更新		
全サービス				
(全サービス以外の場合は下記の該当するサービスに記載)				
居宅介護				
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
療養介護				
生活介護				
短期入所				
自立訓練 (機能訓練)				
自立訓練 (生活訓練)				
就労選択支援				
就労移行支援				
就労継続支援 A型				
就労継続支援 B型				
就労定着支援				
自立生活援助				
共同生活援助				
地域移行支援				
地域定着支援				
児童発達支援				
放課後等デイサービス				

(※ 1) 通知を求めるサービスに〇をしてください。

(※ 2) 対象事業者が事業所を設置しようとしている障害保健福祉圏域 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成 29 年厚生労働省告示第 116 号) 第一の一の 5 の規定により市町村及び都道府県が定める区域をいう。) 内の区域の全域又は特定の場所を記載してください。

(※ 3) 期間を設定する必要がない場合は記載不要。

2. その他必要な事項

--

意 見 照 会 通 知 書

文 書 番 号
令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 〇〇市町村長 〇〇 〇〇

(届出者) 〇〇県知事 〇〇 〇〇

指定障害福祉サービス事業者の指定または更新における意見照会について次のとおり通知します。

意見がある場合は、通知の日から〇日以内に「意見申出書」により意見の申出をしてください。

障害福祉サービスの種類		多機能・共生型実施の有無	
申請者	フリガナ		
	名称		
	主たる事務所の所在地	(郵便番号ーーー)	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ
	代表者の住所	(郵便番号ーーー)	
代表者の生年月日	年月日		
事業者指定の更新を業受け所よう情とす報る	主たる	フリガナ	
	名称		
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号ーーー)	
	従たる	フリガナ	
	注1 事業所(施設)の所在地	(郵便番号ーーー)	
指定(指定の更新) 申請をする事業の開始(更新)予定年月日		利用者の推定数 ^{注2}	
運営規程	事業の目的および運営の方針		
	従業者の職種、人數および職務の内容		
	営業日および営業時間		
	利用対象市町ごとの利用定員		

注1 申請事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときに記載します(指定一般相談支援事業に関しては不要です。)。なお、従たる事業所が2箇所以上の場合は行を追加してください。

2 「利用者の推定数」は、療養介護、生活介護、短期入所(併設事業所において行うものに限ります。)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助または共同生活援助に限ります。

意 見 申 出 書

文 書 番 号
令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 〇〇県知事 〇〇 〇〇

(届出者) 〇〇市長 〇〇 〇〇

指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）における意見の申出について次のとおり提出します。

対象となる障害福祉サービスの種類	
条件を付すことを求める理由 (障害福祉計画の該当部分を合わせて記載)	
求める条件の内容	
その他必要な事項	

注1 意見照会通知書の通知の日から〇日以内に当該意見申出書を提出してください。

2 必要に応じて、条件を付す理由の根拠書類を添付してください。

障害福祉サービス事業所等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について

概要

- 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、介護・保育・障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な吸収合併等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の簡素化等の措置を講ずることとされた。
- 当該計画を踏まえ、障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について（令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）を発出。

吸収合併等に伴う指定の取扱いについて



- A法人がB法人に吸収合併等され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として新規に申請・指定を行う必要がある。
- 吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると指定権者が認める場合は、指定申請における手続の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行う。

手続の簡素化

- 次に掲げる手続の簡素化を行う。
 - 1) 事業所が指定権者へ行う手続
 - ・指定申請時に提出すべき書類については、吸収合併等前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ることで足りるものとする。
 - 2) 事業所と利用者が行う手続
 - ・サービス等利用計画の変更を不要とする
 - ・会社法に基づき、旧法人の権利義務を承継する場合は、障害福祉サービス事業所等の利用契約の再締結を不要とする
 - 吸収合併等が行われるより前の旧法人が運営する事業所の利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、可能な限り迅速・簡便な対応を行うなど、十分な配慮をお願いする。

報酬上の取扱い

- 障害福祉サービス等報酬上、吸収合併等前の旧法人が運営していた事業所の実績を通算する。

(例)

 - ・就労移行支援の基本報酬における就職後6ヶ月以上定着率
 - ・福祉専門職員配置等加算における職員の勤続年数
 - ・居宅介護の特定事業所加算における重度障害者の受入割合
 - ・定員超過利用減算における過去3ヶ月の平均利用人員 等

支給決定基準作成に向けた検討のお願い

- 事務処理要領において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」旨をお示ししているところ。
- 公平かつ適正な支給決定のため、**各都道府県における市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただきとともに、未作成の市町村における市町村に支給決定基準の作成を検討いただきたい。**
なお、令和6年10月1日時点の各市町村の策定状況は現在集計中だが、今後も、各市町村における支給決定基準の策定状況のフォローアップを行っていく予定。

【支給決定基準の定め方】（事務処理要領 P 74～参照）

- 支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。
- なお、置かれている環境（居住の状況等）等、あらかじめ数値化するのが困難事項については、個々に勘案するようになることが適当である。
- また、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意いただきたい。

※ 支給決定事務における留意事項については、障害保健福祉関係主管課長会議（令和6年3月25日）資料5においてお示ししているため、あわせて参考にしていただきたい。

- 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係（P69～）
画一的な基準（一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど）のみに基づき判断することは適当でないこと 等
- 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について（P121～）
利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと 等

4 障害福祉関係施設等の整備について

（1）令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金の予算案について【関連資料1】

ア 障害者の地域移行を支援するためのグループホームの創設など、自治体の整備計画に基づく施設整備を推進するため、令和7年度予算案に50.4億円を計上している。

これにより、障害のある方々が地域で安心し、それぞれの能力を發揮することができるよう、障害者の社会参加支援や地域移行を更に推進するための就労移行支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備等を進めていくこととしている。

イ 令和7年度予算案は、令和6年度補正予算と一体として編成されており、令和6年度補正予算の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」にかかる予算等を含めた108.0億円と一体的に執行することとしている。

（2）令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について

ア 令和7年度国庫補助協議について

（ア）令和7年度予算案に係る国庫補助協議に当たっては、以下の点にご留意頂きたい。

- ① 厚生労働省における令和5年度行政事業レビューによる指摘を踏まえ、国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、障害福祉計画との整合、地域ニーズとの関係、事業の緊急性等について、都道府県等が設置する、外部の有識者等の第三者や施設整備担当以外の部局等を加えた審査会等、合議制による審査を経て決定すること。また、これらの内容の確認方法のほか、審査会等の参加者、優先順位の指標等の決定プロセスが確認できる書類を提出すること。
- ② 社会福祉施設等施設整備費補助金で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止している場合や、利用が低調であることの指摘（会計検査院）を受けていることから、協議に当たっては、事業者の継続可能性、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選すること。
- ③ 社会福祉法において、社会福祉法人の保有する財産について、将来の建替費用等事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）を明確化することとされている。

社会福祉充実財産がある法人については、社会福祉充実計画を策定の上、計画的に既存事業の充実又は新規事業に活用することとしており、令和5年度における社会福祉充実計画の作成状況の調査では社会福祉充実財産が生じた法人の約4割（44.5%）が社会福祉充実計画内容において「既存施設の建替、施設整備」に活用すると回答している。

このため、各都道府県等におかれては、整備計画に加え、各法人の社会福祉充実計画も踏まえて協議を行うこと。

- ④ 社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 18 年度から公立施設分の整備について一般財源化されている。このため、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担による対応に努めていただくようお願いする。
- ⑤ 障害児関係の施設等については、令和 5 年度からこども家庭庁の所管となったことから、同庁が所管する次世代育成支援対策施設整備交付金により補助されることとなった一方、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金の補助対象だった女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設については、引き続き厚生労働省が所管することとなったことから、本補助金により補助することとしていること。なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設については、引き続き公立施設も補助対象となること。
- ⑥ 障害者支援施設の改築又は移転改築に当たっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減を検討し）、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められること。なお、この一體的な整備は同一の整備計画として協議して差し支えないこと。

なお、独立行政法人福祉医療機構では、令和 7 年度から以下の優遇融資を実施する予定なので、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いする。

- ・障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇対象施設：入所定員削減を伴う障害者支援施設と、グループホームやショートステイ（注）
融資率：90%
(注) 入所定員削減に伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る。

- ⑦ 今後の整備事業については、行政事業レビューにおける KPI について、「入所施設の創設、改築等定員の変更を伴う施設整備において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」と変更した上で、障害者支援施設の在り方に関する議論も踏まえつつ、地域移行をさらに推進することを予定している。

令和 7 年度においては、入所施設の創設・改築等定員の変更を伴う施設整備において、各自治体の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性の審査や、関係書類の提出の厳格化等を予定しているのでご承知おき願いたい。

- (イ) 令和 7 年度予算案における協議においても、協議額が予算額を大幅に

上回ることが見込まれる。協議額が予算額を超過した場合には、申請の際に各自治体に付していただく優先順位を踏まえて、予算の範囲内において採択を行うこと。

(ウ) 国庫補助協議のスケジュールについては、以下のとおり予定しているのでご協力願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・地方自治体から協議書の地方厚生（支）局への提出 3月中
- ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 4月中

イ 令和7年度補助基準単価について

令和7年度における社会福祉施設等施設整備費補助金の補助基準単価については、資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比4.7%増の改定を行うことを予定しているので、ご承知置き願いたい。

ウ 令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金の受入について

近年、社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について、次のような事案が発生している。

- ・中核市が都道府県へ請求事務を行わなかったため、支払いが不能となったもの
- ・請求を受けた都道府県が期限までに支出決定事務を行わなかったため、支払いが不能となったもの

については、社会福祉施設等施設整備費補助金の予算は、例年厳しい状況であるので、年度末に向けて、年度内に受け入れるべき補助金については、くれぐれも支出決定等の事務に漏れが生じないようお願いする。

なお、過年度支出を行う際は、現年度予算において過年度支出を要する金額以上の不用が見込まれることが必要であるところ、協議額が予算額を大幅に上回る本補助金においては、過年度支出を行うことが難しい状況となっているので、ご承知置き願いたい。

エ 令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越事務について

社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越しの手続について、繰り越すべき額を自治体の歳入予算として受入れてしまったため、繰越ができなくなった事例が発生している。

例年、厚生労働省会計課から都道府県の国費事務担当者宛に注意喚起の事務連絡を発出しているところではあるが、繰越しは、繰り越すべき額が国庫にある状態ではじめて可能な手続きであることから、都道府県におかれでは、国費事務担当者とも連携を図りながら、繰り越すべき額を支出しないよう、ご留意願いたい。

(参考)

- ・「令和6年度予算の執行について」
(令和7年2月18日厚生労働省大臣官房会計課予算総括班予算第三係長事務連絡)

才 令和 7 年度以降の防災・減災、国土強靭化のための 5 カ年加速化対策

(ア) 令和 6 年度補正予算以降に措置される防災・減災、国土強靭化のための 5 カ年加速化対策においても、市町村が国土強靭化地域計画を策定することを補助要件とすることとしている。このため、地域計画未策定の市町村に所在する障害福祉サービス等事業所は引き続き補助対象外となるのでご承知置き願いたい。

(イ) 令和 7 年度までは、防災・減災、国土強靭化のための 5 カ年加速化対策が継続される予定であるが、近年頻発する豪雨等の災害や地震発生による建物の倒壊等で人的被害が生じていることから、耐震化、非常用自家発電設備、ブロック塀改修、水害対策の整備に当たっては、各種フォローアップ調査の結果を踏まえ、早期の実施に向けた取組の強化をお願いしたい。

(ウ) 国土強靭化に係る補助協議については、国土強靭化予算の厳格運用の観点から、その補助対象を厳格化して運用しているところであり、令和 7 年度の協議においてもこの運用を継続することとしているので、協議に当たっては、国土強靭化の対象となる整備か否かについて十分に確認の上で提出いただきたい。

なお、国土強靭化の対策として整備を実施する場合の地方債の取扱いについては、防災・減災・国土強靭化債（充当率 100%、交付税措置率 50%）（※）の対象とされているので、ご承知置き願いたい。

（※）防災・減災、国土強靭化のための 5 カ年加速化対策に基づく補助事業に係る地方負担及び国の直轄事業等に係る負担金が対象。

【国土強靭化整備】

防災・減災・国土強靭化債（充当率 100%、交付税措置率 50%）

【一般整備】

社会福祉施設整備事業債（充当率 80%、交付税措置なし）

また、独立行政法人福祉医療機構においては、社会福祉施設等の防災・減災に係る整備事業について、優遇融資を実施しているため、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いする（詳細は（3）福祉医療機構による融資条件の優遇についてに記載しているので確認されたい）。

(エ) 会計検査院において、本補助金等により整備が行われた施設の抽出調査を行った結果、浸水想定区域内に所在している施設等の一部において、非常用自家発電設備が、浸水が想定される高さよりも低い位置に設置されているにもかかわらず、十分な浸水対策が講じられていないこと等が確認された。については、非常用自家発電設備の設置場所は、津波、浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにしていただきたい。

また、設備の耐震性の確保については、会計検査院の令和 3 年度決算

結果報告において、アンカーボルト等による固定がされていないなど耐震性が確保されていない可能性がある事例があるなどの指摘を受けたところである。これを踏まえ、地震時に転倒することなどが無いように適切に設置する必要があることから、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性の確保を確認できる資料を事業主体が整備しておくようご指導願いたい。【関連資料2】

カ 事業の進捗状況の把握について

近年、整備事業が予定の期間内に終了しない等の理由により、交付決定後に事業を辞退する事例が発生している。協議額が予算額を上回る本補助金において、予算が活用されない事態を避けるためにも、各都道府県市におかれては、協議対象施設の選定に当たり、整備に関する資金計画、工期等について厳格に審査するとともに、交付決定後の事業の進捗状況を適宜確認し、必要に応じて事業主体にご指導いただくようお願いする。

【交付決定後の辞退の主な理由】

- ・法人負担分の資金確保が困難となった
- ・用地の取得が困難となった
- ・入札手続きの不備、入札の不調により工期が遅れた

(3) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。なお、詳細な取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

ア (再掲) 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇 (令和7年度新設)

【対象施設】

入所定員削減を伴う障害者支援施設と、グループホームやショートステイ（注）

【融資率】

90%

（注）入所定員削減を伴う障害者支援施設と一体的に整備することができるものに限る。

イ 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

ウ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

エ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 無利子

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

耐震化整備、非常用自家発電設備等については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

（4）障害福祉関係施設等の財産処分について

例年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う不適切な事例が見受けられるところである。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）による申請手続き等が必要となるため、引き続き、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

その上で、財産処分は審査に多大な時間を要することから、処分予定年月日の 2 か月前までには、申請していただくようお願いしたい。

なお、処分予定年月日の 2 か月前までに申請が行えない場合は、申請事業者に対し、処分予定年月日を変更するよう依頼いただきたい。

（参考）

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」
(平成 20 年 4 月 17 日社援発 0417001 号厚生労働省社会・援護局長通知)

（5）障害福祉関係施設におけるアスベスト対策について

ア アスベスト使用実態調査について

障害福祉関係施設におけるアスベスト使用実態については、令和 3 年 10

月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き障害福祉関係施設におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

イ アスベストの除去等について

アスベストの除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっており、補助制度を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

(6) 障害福祉関係施設の木材利用の促進及びCLTの活用について

障害福祉関係施設における木材の利用の促進及びCLTの活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」

（平成28年7月21日雇児発0721第17号、社援発0721第5号、障発0721第2号、老発0721第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市区町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。

(7) 医療型短期入所サービスの整備促進について【関連資料3】

障害児者の地域生活を支援するには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、更なる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要である。

令和6年度報酬改定においては、医療型短期入所について、令和3年度報酬改定に続き、基本報酬の引き上げを行ったほか、一部の介護老人保健施設において空床型での実施を検討している動きがあることから、介護老人保健施設が医療型短期入所を指定申請する際に重複する申請書類の省略を可能とし、指定申請における事務負担軽減を行うなど、医療型短期入所の整備促進のための対応を行ったところである。

各自治体におかれては、医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、介護老人保健施設に対して医療型短期入所の実施を積極的に呼びかけていただくななど、サービスの更なる活用と整備促進をお願いする。

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和6年度予算額

45億円

(令和5年度補正予算額 102億円)

令和7年度予算案

50億円

(令和6年度補正予算額 108億円)

関連資料1

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・ 地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等（対象施設（その他を参照））の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者の福祉の向上を図る。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



1. 補助内容

- 社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等（※1）を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

※1 対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、
⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、
⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、
⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備 等

※2 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

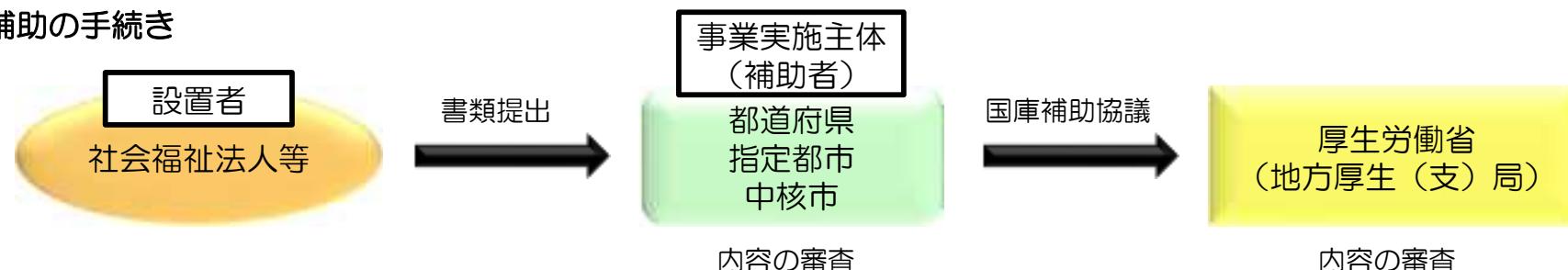
国庫補助を受ける場合

- ・社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害福祉施設等を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4

②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生（支）局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

2. 例年のおおよその国庫補助協議スケジュール(当初予算分)

- 3月上旬 : 厚生労働省から地方自治体に対する事前の協議額調査
- 3月末 : 国庫補助協議書の提出（地方自治体 → 地方厚生（支）局）
(地方厚生（支）局における地方自治体ヒアリング)
- 4月下旬 : 国庫補助協議書の提出（地方厚生（支）局 → 厚生労働省）
- 6月中旬～下旬 : 厚生労働省から地方自治体へ内示

※ 都道府県等においては、国庫補助協議の提出前に、整備事業の審査等を行っているが、個々の都道府県等におけるスケジュール等は把握していない。

参考: 対象施設

＜障害者総合支援法上のサービス＞

- | | | | |
|-----------|--------------------------------|------------------|-----------------------------|
| 日中活動系 : | ・短期入所（ショートステイ） | ・療養介護 | ・生活介護 |
| 居住支援系 : | ・自立生活援助 | ・共同生活援助（グループホーム） | |
| 訓練系・就労系 : | ・自立訓練（機能訓練）
・就労継続支援（A型＝雇用型） | ・自立訓練（生活訓練） | ・就労移行支援
・就労継続支援（B型＝非雇用型） |
| 施設系 : | ・施設入所支援 | | ・就労定着支援 |
| 相談系 : | ・相談支援事業所 | | |

＜その他＞

- | | | | | |
|-----------------|--------------------------|--------------------|---------------|----------|
| 保護施設 | ・救護施設 | ・更生施設 | ・授産施設 | ・宿所提供的施設 |
| 女性自立支援施設等 : | ・女性自立支援施設 | ・女性相談支援センター | ・一時保護所 | |
| 身体障害者社会参加支援施設 : | ・補装具製作施設 | ・盲導犬訓練施設 | ・視聴覚障害者情報提供施設 | |
| その他 | ・社会事業授産施設
・日常生活支援住居施設 | ・福祉ホーム
・無料低額宿泊所 | ・応急仮設施設 | |

※ 平成18年度に一般財源化したため、女性自立支援施設等を除き公立施設は補助対象外。

防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の実施状況等（要請）

内閣官房、11府省庁

検査の結果4 各対策として実施した事業に係る効果の状況（報告書P59～64）

(1)工事の完了状況

各対策のうち、建築物等の施設の新設、耐震化等の工事を伴う内容となっている対策として実施した事業についてみたところ・・・

-
- 359事業（33対策）は、事業の内容が測量業務、設計業務等のみとなっていて、工事を実施するものとなっていない
 - うち336事業は、令和4年6月末現在、工事が施工中又は未着手で完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した事業の効果が発現しない状況（事業に係る支出済額計69億7648万円）
- 例：農林水産省「ため池に関する緊急対策」

(2)整備等を実施した施設や設備の被災状況

推進室は3年4月に「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策による取組事例集」において、3か年緊急対策として事業を実施した後に発生した地震、台風、局地的な豪雨等の際に、事業の効果が発現した事例等を公表



- 9事業（5対策）は、整備等を実施した施設等が、事業実施後に発生した台風等の際に破損するなどして被災
- うち以下の1事業は、単に設計上想定すべき規模を超える台風等が発生したことなどにより被災したのではなく、設備の設置に当たり台風等に対する検討が不十分

例：文部科学省「学校施設における空調整備に関する緊急対策」

空調設備の室外機について、安定計算が行われておらず、強風に対する検討も不十分のため、架台と共に屋上に据え置かれただけとなっており、台風接近時に転倒、破損するなどして使用できず



上記のほか、事業の一部で事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況（4対策）、事業の一部で施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況（8対策）あり

所見

推進室は、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の効果が十分に発現するよう引き続き取り組んでいくこと

（対策の効果の発現状況に関する他の所見については報告書を参照）

10. 社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性（処置要求）

厚生労働本省

3億8426万円(背景金額)

施設整備補助金の概要

- 厚生労働省は、事業主体が行う社会福祉施設等への非常用設備等の整備に対し、都道府県等が補助する事業に、施設整備補助金を交付
- 非常用設備等の目的は、地震等の災害による停電・断水時にも、社会福祉施設等の機能を維持し、医療的配慮や日常生活上の支援が必要な入所者等の安全を確保するためのもの



- 厚生労働省は、事業目的に照らし、整備する非常用設備等について耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提に、都道府県等が施設整備補助金を交付するなどとしている
- 厚生労働省が定めた交付要綱等には、施設整備補助金により整備する非常用設備等について耐震性を確保する必要性等は示されていない

要求する処置

- 都道府県等に対して、耐震性を確保する必要があることなどを周知すること
- 地方厚生（支）局において都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにすること

検査の結果

- 厚生労働省は、地方厚生（支）局において耐震性が確保されているか確認することとはしておらず、15都道府県及び69市区町は、耐震性が確保されているか確認していなかった



- 上記の都道府県等から施設整備補助金の交付を受けた45事業主体（55事業所）は、請負会社から非常用設備等の整備時に耐震性が確保されていることが分かる資料の提出を受けていなかった



耐震設計指針によれば、設備機器は、原則、アンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎等に固定することなどとされているため、上記55事業所の非常用設備等について検証

- 非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されておらず、耐震設計指針に照らすと、耐震対策が行われていない状態となっていた（7事業所）
 - 非常用設備等を固定するアンカーボルトについて、耐震設計指針を用いて耐震設計計算を行ったところ、安全とされる範囲に収まっていた（2事業所）
 - 非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、使用されたアンカーボルトの強度が不明であるなどのため、耐震性が確保されているか確認できなかった（46事業所）
- ⇒ 必要な耐震性が実際に確保されていない場合は、地震の際に有効に機能しないおそれ



サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位／日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位／日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位／日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位／日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位／日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位／日 + 35単位／日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位／日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位／日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位／日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位／日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位／日、医療型 500単位／日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

5 障害福祉サービス事業の適切な運営について

(1) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

ア 障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について

障害者自立支援給付費負担金については、令和4年度以前（H30～R4）の交付額について、令和6年度において再確定を行っている。（791件、返還額826百万円・追加交付額1,878百万円）

これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によって、国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の事務負担も増加しているものである。

こうした点も踏まえ、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、各都道府県におかれでは、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際には二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。また、上記の研修会の開催等については、障害福祉サービス事業所等サポート事業も活用可能であるため、積極的に活用いただきたい。【関連資料1】

【会計検査院による主な指摘事項】

- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、定員超過減算を適用して算定すべきところ、誤って適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、サービス管理責任者欠如減算、就労移行支援計画未作成減算を適用して算定すべきところ、誤って適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていなかったにもかかわらず、誤って、適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。

イ 事業者からの自立支援給付費に係る返還に伴う障害者自立支援給付費国庫負担金の取扱いについて

障害者自立支援給付費国庫負担金の交付額の算定に当たっては、要返還額を実支出額から控除して国庫負担対象事業費を算定する必要があること、並びに事業者からの返還の有無にかかわらず要返還額の全額を実支出額から控除して国庫負担対象事業費を算定する必要がある。

しかしながら、会計検査院において、都道府県等が実施した指導監査等を踏まえ、事業者に過大に支払われていた自立支援給付費があることが判明した場合における、障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告書の取扱いについて検査した結果、これらの取扱に不備があり、本来控除すべき要返還額の全額を実支出額から控除していなかった事例が確認された。

については、「障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について」（令和6年9月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係事務連絡）等において、市町村に対し、適切な負担金の交付額の算定について、改めて周知するとともに、事業者からの自立支援給付費の返還に伴う負担金の取扱いに係る具体的な手続き等について周知しているため、手続きにあたって遗漏なきようお願いする。

（2）障害福祉サービス等情報公表制度について【関連資料2】

障害福祉サービス等情報公表制度については、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択に資すること等を目的として、毎年、障害福祉サービス等事業者の情報の公表にご協力いただいている。令和6年度報酬改定において、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を導入したところである。

各都道府県等におかれては、管内の状況を把握し、より一層管内事業者に対して、情報公表制度の趣旨を周知し報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

また、令和6年度より、省令を改正し、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとしているので、ご了知の上、適切な対応をお願いする。

なお、情報公表情報については、年度ごとの情報更新をお願いしているところであるが、現時点において、過去に登録された情報が更新されていない事業所や、公表に向けた作業が滞っている事業所情報があるため、繰り返しになるが、都道府県等においては、より一層管内事業者に対して、情報公表制度の趣旨を周知し、報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

特に、事業所等の財務状況については、直近の事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）も公表情報に含まれるものであるので、未公表の事業所への指導、速やかな公表をお願いする。

また、令和7年度より、令和6年度報酬改定に伴い、報告項目について

一部変更を行うとともに、介護分野と同様に、情報公表制度の拡充を行い、「一人当たり賃金」を任意での公表情報に追加する予定であり、ご承知おきいただきたい。

(3) 経営情報データベースの整備について【関連資料3】

障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進し、2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と障害福祉の現場における人材不足の状況、新興感染症等による障害福祉サービス等事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要である。

また、以下のような課題も指摘されている。

- ・ 情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにPDFで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。
- ・ 障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要があり、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図る必要がある。

このため、障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和7年度より、下記のとおり、経営情報データベースの整備を進めることとしているので、ご承知おきいただきたい。なお、本内容については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）において必要な規定の整備を行い、令和7年3月下旬に改正省令を公布予定である。

（経営情報データベース）

- ・ 報告対象：原則全ての障害福祉サービス事業者等（現行の情報公表制度と同様）
- ・ 報告項目：事業所・施設の収益及び費用の内容や職員の職種別人員数、その他必要な項目等
- ・ 報告方法：情報公表システム上の経営情報データベースを活用して、毎会計年度終了後3月以内に報告（令和7年度については年度末までの報告で可）
- ・ 公表方法：収集情報については、介護分野と同様に、グルーピングした分析結果を都道府県知事・厚生労働大臣において公表（集計・公表にあたっては、情報公表システム上の経営情報データベースを活用できるように検討中）

詳細については、今後隨時、通知等でお知らせしていくので、よくご確認いただき、事業所等に対する丁寧な周知と適切な対応をお願いしたい。また、今後説明会等も実施する予定であり、円滑な施行に向けて、ご協力いただきたい。

(4) BCPの策定について【関連資料4】

業務継続計画（BCP）については、令和6年度より策定を義務化し、さらに、令和6年度報酬改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」を創設したところである。

当該減算措置の経過措置期間が令和6年度末で終了するため、各都道府県等におかれでは、より一層管内事業者に対して業務継続計画作成の趣旨を周知し、厚生労働省において提示しているガイドラインやひな形も活用いただき、計画の作成を促していただくようお願いする。

また、業務継続計画に実効性を持たせるためには、危機発生時においても迅速に行動ができるよう関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行い、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことが重要となるので、業務継続計画の策定状況と併せて、一連の取組状況について、確認、指導をお願いしたい。

＜厚生労働省HP（障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等）＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

業務継続計画や情報公表未報告事業所に対しても予算事業を活用し、研修会を開催するなど事業所に対するきめ細かい支援をお願いしたい。

＜参考（活用できる補助事業）＞

- ・「障害福祉サービス事業所等サポート事業」（R6補正予算）
※ いずれも、都道府県事業（政令市、中核市も実施可）

(5) 利益供与等の禁止について

指定障害福祉サービス事業者等の紹介・選択が公正中立に行われるよう、指定障害福祉サービス事業者等の指定基準において、利益供与等の禁止について規定している。これは、障害福祉サービスは、障害者自らサービスの内容や質に基づき選択し、利用すべきものであり、こうした障害者の意思決定を歪めるような誘因行為については禁止しているものである。

（利益供与等の禁止）

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う

者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(※) 他サービスについても、当該規定を準用

当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の者を含むものであり、例えば、指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うことは、当該規定に違反するものであることから、ご留意いただきたい。

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉サービス事業所等サポート事業)

① 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

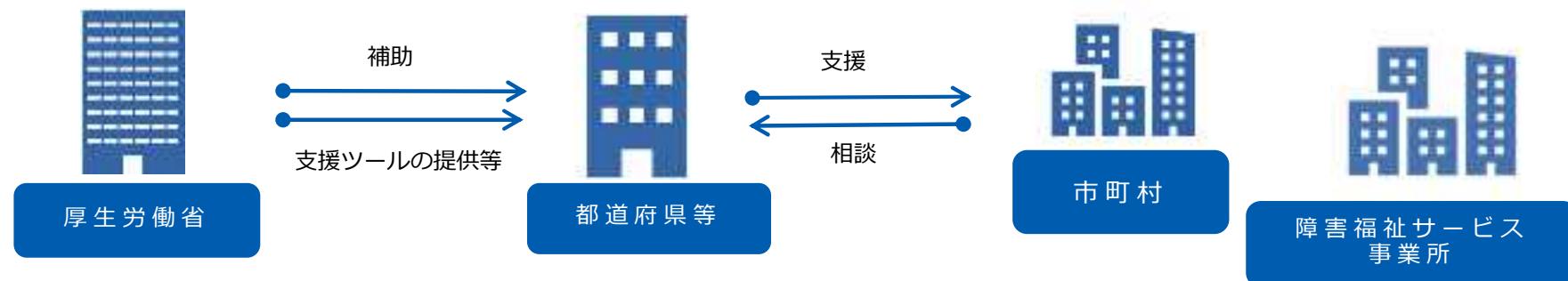
③ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県、指定都市、中核市

補助率:10/10

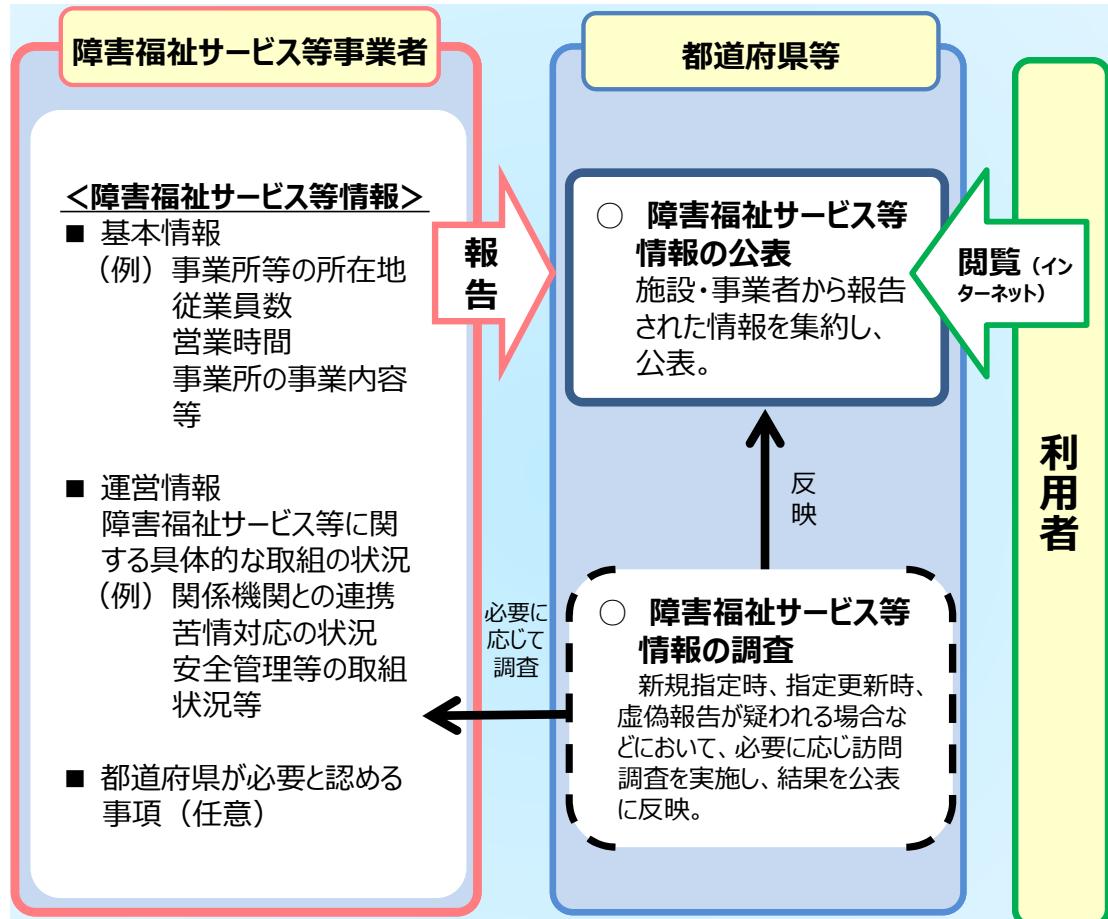
⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。（平成30年4月施行）。

【制度概要】



【H P画面】



情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

1. 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
2. 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
3. 令和7年2月7日現在：掲載事業所数193,624件
参考：令和6年9月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数159,275件
4. 障害福祉サービス等情報公表サイト ヒット数
 - ・ 令和4年度：125,373,917件
 - ・ 令和5年度：141,661,555件
 - ・ 令和6年度：137,760,595件（令和7年1月末現在）

令和6年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和6年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で81.7%である。（令和7年2月7日現在）
※ 更新率には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 利用者に最新の情報提供を行えるよう、引き続き最新情報への更新についてご協力をお願いします。
- また、災害発生時における被災状況の報告システムである「障害者支援施設等災害時情報共有システム」については、本システムにおける公表施設の情報が連携されており、各都道府県等においては、未公表事業所に関する情報公表の促進についてご協力をお願いするとともに、最新の施設情報の掲載についてご協力をお願いします。
- 利用者の視点に立った良質なサービス選択に資する情報を提供するため、各都道府県等において掲載情報の充実について引き続きシステムを活用した積極的な情報登録をいただくよう周知をお願いします。

【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について（令和7年2月7日現在）

都道府県	更新率	都道府県	更新率
北海道	69.8%	滋賀県	83.5%
青森県	98.6%	京都府	63.8%
岩手県	87.6%	大阪府	79.4%
宮城県	81.6%	兵庫県	73.5%
秋田県	79.1%	奈良県	67.9%
山形県	89.7%	和歌山県	99.2%
福島県	98.1%	鳥取県	84.0%
茨城県	77.4%	島根県	97.6%
栃木県	84.8%	岡山県	85.6%
群馬県	77.1%	広島県	96.6%
埼玉県	71.2%	山口県	92.4%
千葉県	78.2%	徳島県	84.5%
東京都	75.9%	香川県	77.6%
神奈川県	88.8%	愛媛県	96.7%
新潟県	99.3%	高知県	93.7%
富山県	92.0%	福岡県	98.5%
石川県	94.8%	佐賀県	91.5%
福井県	88.0%	長崎県	88.9%
山梨県	76.9%	熊本県	99.4%
長野県	94.1%	大分県	81.2%
岐阜県	91.8%	宮崎県	69.1%
静岡県	88.3%	鹿児島県	70.9%
愛知県	87.5%	沖縄県	76.9%
三重県	79.7%		

※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

政令市	更新率
札幌市	71.6%
仙台市	90.8%
さいたま市	77.3%
千葉市	81.3%
横浜市	79.9%
川崎市	75.2%
相模原市	80.0%
新潟市	86.8%
静岡市	80.8%
浜松市	91.6%
名古屋市	80.3%
京都市	82.1%
大阪市	79.9%
堺市	61.4%
神戸市	77.0%
岡山市	86.9%
広島市	77.9%
北九州市	79.4%
福岡市	95.8%
熊本市	74.5%

中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
函館市	51.5%	甲府市	81.5%	倉敷市	92.4%
旭川市	99.7%	長野市	87.8%	吳市	97.7%
青森市	87.7%	松本市	94.9%	福山市	97.7%
八戸市	83.9%	岐阜市	85.7%	下関市	96.6%
盛岡市	100.0%	豊橋市	92.6%	高松市	74.3%
秋田市	94.5%	岡崎市	76.6%	松山市	91.8%
山形市	92.4%	一宮市	87.9%	高知市	91.9%
福島市	94.8%	豊田市	80.0%	久留米市	76.8%
郡山市	91.8%	大津市	89.6%	長崎市	71.9%
いわき市	86.6%	豊中市	73.8%	佐世保市	83.4%
水戸市	63.8%	吹田市	92.6%	大分市	84.2%
宇都宮市	96.3%	高槻市	93.3%	宮崎市	79.6%
前橋市	84.4%	枚方市	75.2%	鹿児島市	87.2%
高崎市	92.5%	八尾市	79.7%	那霸市	94.6%
川越市	83.8%	寝屋川市	72.1%		
川口市	77.5%	東大阪市	93.0%		
越谷市	75.9%	姫路市	78.0%		
船橋市	84.3%	尼崎市	68.5%		
柏市	93.2%	明石市	83.4%		
八王子市	79.6%	西宮市	82.1%		
横須賀市	80.6%	奈良市	60.3%		
富山市	85.7%	和歌山市	77.2%		
金沢市	83.7%	鳥取市	93.8%		
福井市	90.0%	松江市	100.0%		

一般市	更新率
栃木市	88.0%
我孫子市	94.6%
大府市	86.2%
特別区	更新率
港区	47.1%
品川区	61.0%
世田谷区	72.7%
中野区	80.0%
豊島区	72.2%
荒川区	62.5%
板橋区	56.1%
葛飾区	55.4%
江戸川区	75.5%

【変更がない場合も報告を！】

情報公表制度において求める毎年度の情報更新については、既に公表されている情報に変更がない場合でも、「変更がない」旨の報告が必要となります。

各事業者の届出機能において、ボタン操作一つで届出が完了する「一括更新」の機能を提供しておりますので、当該機能を活用した届出について周知いただき、最新情報の公表に努めていただきますようお願いします。

障害福祉サービス等情報公表システムの周知について (各自治体ホームページへのリンクバー設置のお願い)

各自治体ホームページへのリンクのお願い

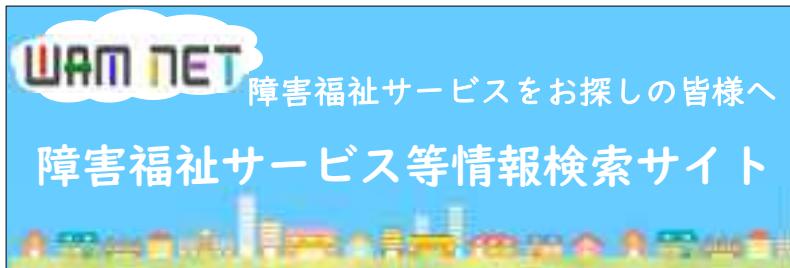
利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できる検索ツールとして、これまでも各自治体ホームページへのリンクをお願いしたところですが、リンク未設定の自治体におかれましては、システムの運用管理を行う（独）福祉医療機構を通じてバナーの提供を行っているので、各自治体のホームページや障害福祉サービスに関するページへのリンク設定についてご協力をお願いします。

掲出バナーの貼付を希望する自治体におかれでは、以下のURLよりダウンロードをお願いします。

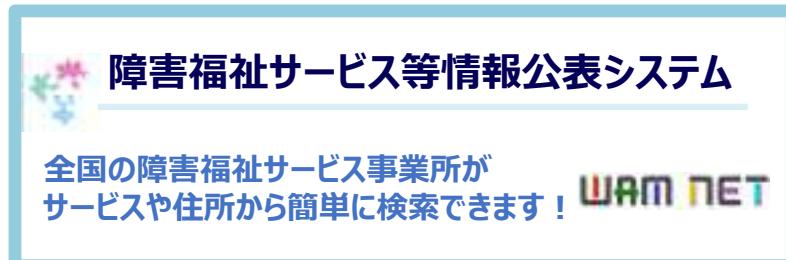
＜ダウンロードURL＞

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/sfkouhyoout_banner/

＜パターン1＞



＜パターン2＞



財務状況の見える化システム（障害福祉サービス等情報公表システム）

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 2.3億円

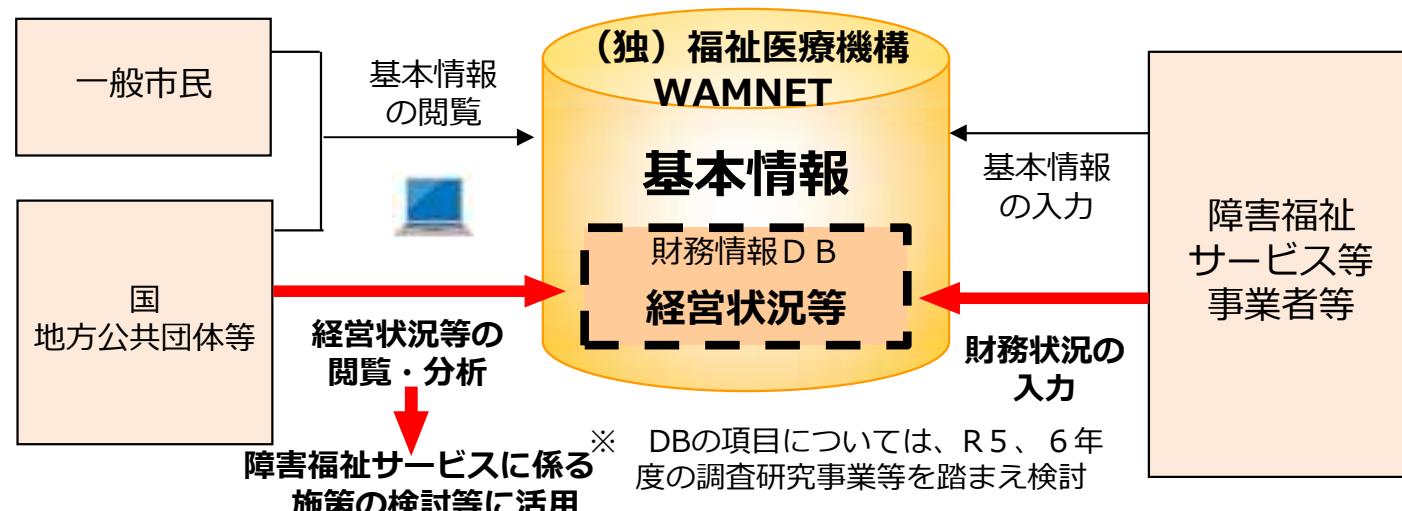
令和6年度補正予算 2.6億円（障害者支援施設等の災害時情報共有システムの改修等の内数）

- 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務状況の公表が義務化されているにも関わらず、障害福祉サービス等情報公表制度における財務状況の公表率は、全事業所等の4割程度にとどまっており、また、情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにPDFで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。また、障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要があり、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉サービス等事業者から詳細な財務の状況の提供を求め、（独）福祉医療機構（WAM）において、当該経営情報を公表するために必要な経費を措置するものである。

（※）令和6年度補正予算においては、経営情報の見える化の円滑な施行に向けた火力支援等にかかる経費を措置



3 DB化のメリット

- データを横串で分析可能となり、経年比較の分析も可能となる。
- 統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に経営状況の分析が可能となる（ひいては報酬改定の基礎データともなり得る）
- 今後、従事者の平均賃金等の情報も追加可能となれば、職員の待遇改善につなげることも可能となり、障害福祉職員の人材確保にもつなげることが可能。

4 交付先（実施主体）等

交付先：独立行政法人福祉医療機構

補助率：定額

障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応

- 障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要。
- 障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和7年度より、以下のように対応。

介護分野の対応

1. 経営情報データベースの整備

- 介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設



障害福祉分野の対応

- 現行の障害福祉サービス等情報公表システムの仕組みを活用しつつ、経営情報データベースを整備
- 介護分野の仕組みと同様、収集情報についてグループ化した分析結果を公表

2. 情報公表制度の拡充

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野の取組等を踏まえ、介護サービス情報公表制度において、公表事項として、事業所等の財務状況を追加
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）・資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）・貸借対照表（バランスシート）の報告を求める

<一人当たり賃金の公表>

- 介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報として、「一人当たり賃金」を追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化



<財務状況の公表>

- 障害福祉分野においては、情報公表制度創設時から対応済み
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）・資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）・貸借対照表（バランスシート）の報告を求めている

<一人当たり賃金の公表>

- 介護分野と同様、障害福祉サービス等情報公表制度において、「一人当たり賃金」を任意での公表情報に追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉サービス事業者等の経営情報データベースの整備

障害福祉サービス事業者等の経営情報の報告及び公表について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）における必要な規定の整備を行う。

報告対象となる障害福祉サービス事業者等

- 原則、全ての障害福祉サービス事業者等が報告対象
- ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては、報告対象から除外（※現行の障害福祉サービス等情報公表制度と同様）

障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項）

障害福祉サービス事業者等から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後3月以内
※初回に限り、令和7年度内に提出で可
- 報告手段
都道府県知事の定めるところ
(情報公表システム上の経営情報データベースを活用して報告)
※システムへの入力負担軽減の観点から、令和6年度調査研究事業において、事業者が使用する各種会計基準から、経営情報データベースへの入力用にデータ変換を行うツールを作成

都道府県知事の公表方法

- 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容（グルーピングした分析結果）を公表
(情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能)

厚生労働大臣による公表

- 経営情報データベースの開発・整備
(（独）福祉医療機構の運営するWAMNET上に構築)
- 全国の情報（グルーピングした分析結果）を公表
(情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表)

障害福祉サービス等情報公表制度における公表事項（任意）の追加

- 介護サービス情報公表制度において、令和6年度より、一人当たり賃金が任意での公表情報に追加されたことを踏まえ、障害福祉サービス等情報公表制度においても、一人当たり賃金の公表について、任意での公表情報に追加する（公表内容は通知で規定）。
- この点、法令上、都道府県知事が、情報の提供を希望する障害福祉サービス事業者等から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正）。

※ 1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とすることとする。（通知事項）

※ 2 原則として、事業所又は施設単位とする。ただし、障害福祉サービス事業者等の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている障害福祉サービス等事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正（案）】

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

※児童福祉法施行規則も同様の改正を行う

＜参考＞障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

第七十六条の三（略）

2～7（略）

8 都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）であって主務省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

6. 災害対応について

(1) 耐震化等の防災・減災対策等について

ア 障害福祉関係施設の耐震化について

(ア) 施設の耐震化状況について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、令和4年8月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照）では、令和2年3月時点の耐震化率は86.2%（4.6万棟／5.3万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であるため、令和6年度補正予算に係る国土強靭化分の協議については、該当するものについて全て採択したところである。

(イ) 施設の耐震化に関する課題の把握について

令和5年1月30日付事務連絡「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について（依頼）」により、耐震化の状況について確認調査をお願いしたところであるが、各都道府県等におかれでは、当該調査の結果を踏まえ、未耐震施設の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度（※）の情報提供・助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉施設等の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

イ 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

(ア) 非常用自家発電設備等の整備の推進について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要である。このため、非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進しているところである。

(イ) 非常用自家発電設備等の設置場所・耐震性の確保について（一部再掲）

会計検査院において、本補助金等により整備が行われた施設の抽出調査を行った結果、浸水想定区域内に所在している施設等の一部において、非常用自家発電設備が、浸水が想定される高さよりも低い位置に設置されているにもかかわらず、十分な浸水対策が講じられていないこと等が確認された。については、非常用自家発電設備等の設置場所は、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにしていただきたい。

また、設備の耐震性の確保については、会計検査院の令和3年度決算結果報告において、アンカーボルト等による固定がされていないなど耐震性が確保されていない可能性がある事例があるなどの指摘を受けたことを踏まえ、地震時に転倒することなどが無いように適切に設置する必要があることから、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性の確保を確認できる資料を事業主体が整備しておくようご指導願いたい。

なお、グループホームの改修整備にあたっては、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修も可能となっている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いする。

あわせて、非常用自家発電設備については、防災基本計画（令和6年6月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に係る重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされている。このため、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるようにするため、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いする。

※ 非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、非常用自家発電設備整備及び給水設備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）
【上記以外の事業】
融資率 通常の融資率と同様

ウ 障害福祉関係施設の土砂災害対策等の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施施企第 19 号、科発 0820 第 1 号、国水砂第 44 号、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国土交通省水管管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

各都道府県等におかれては、同法の規程も踏まえ、砂防部局や管内市区町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（国土交通省 H P <https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf> 参照）や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（国土交通省 H P <https://www.mlit.go.jp/common/001189352.pdf> 参照）を参考に、当該施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付子子発 1124 第 1 号、社援保発 1124 第 1 号、障企発 1124 第 1 号、老推発 1124 第 1 号、老高発 1124 第 1 号、老振発 1124 第 1 号、老老発 1124 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、社会・援護局保護課長、障害保健福祉部企画課長、老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知）を通知しているところでるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

エ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期するよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。（「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課連名事務連絡）など参照）

また、各都道府県等におかれては、大規模災害等が起こると予測されている場合、状況に応じた早期の避難に係る注意喚起や停電等への備え（燃料の確保など）の呼びかけを行うとともに、市区町村や社会福祉施設等との連絡体制の確保など、被害が生じた場合に備えていただくようお願いする。

更に、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペース、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受け入れる体制の整備をお願いする。

（2）障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付け子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号、こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

都道府県等におかれては、以下の点に、ご留意いただきたい。

ア　迅速な情報収集及び提供について

必要な支援を迅速に行うためには、通知に基づく情報が非常に重要であることから、災害発生時には可能な限り迅速な情報収集及び提供をお願いする。また、被災状況の把握にあたっては、停電等により連絡手段が途絶された場合に備え、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市区町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等の手段について、あらかじめ整理し、把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請についても把握するようお願いする。

イ　災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和3年9月1日より、災害

時情報共有システムの運用を開始している。

(ア) 同システムの積極的な活用について

令和5年度に発生した災害において、厚生労働省で同システムを起動したものの、都道府県等による被災状況の報告指示がされず、結果として施設等の被害状況等の把握・共有に時間を要した事例が見受けられた。同システムは、都道府県等による被災状況報告指示をもって、施設等へ報告依頼メールが届く仕様となっているため、システム上の操作を適切に行っていただくようご協力をお願いする。

障害者支援施設等の被害状況等の情報は、災害復旧事業の適正な事業費を算出し、補正予算や予備費使用額等の算定のための資料となるが、同システムを活用していない場合、災害対応中の被災自治体に対し、予算措置のために必要な情報を短期で報告を求めることとなり、過度な負担がかかる恐れがあるため、被災した施設等への迅速な支援の観点のみならず、自治体の事務負担軽減の観点からも、同システムの積極的な活用をお願いする。

(イ) 登録の徹底について

災害時情報共有システムの対象となる施設、事業所の情報は、既存の情報公表システムに登録された情報と連携するため、情報公表システム上で施設、事業所による登録が未了、又は自治体への申請がされていないことにより公表されていない施設、事業所は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告ができないので、情報公表システムにおいて未登録や未公表の事業所がある場合は、速やかなシステム入力を促すとともに、審査・公表していただくようお願いする。

また、災害時情報共有システムに必要な情報の登録等について、かねてよりご協力いただいているが、令和6年12月21日時点において、事業所担当者のメールアドレス登録率は54.8%に留まっており、未登録の事業者が散見されることから、同システムにメールアドレスを登録していない事業者に対し、引き続き登録を勧奨していただくようご協力をお願いする。

(ウ) 被災報告の徹底について

近年、災害が激甚化・頻発化等している中で、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。被災状況等の報告について、被害が発生していない場合でも、重要な情報となるため、被害が発生していない旨の報告をしていただくよう、施設、事業所への報告の徹底について働きかけを行っていただきたい。

なお、令和5年度から令和9年度の5年間で全国の全ての市町村に所在する社会福祉施設等に対する訓練を計画的に実施する予定としていたが、全ての社会福祉施設等において早期に災害時情報共有システ

ムを利用可能となるよう、訓練を一部前倒して、令和7年度までの3か年で訓練を完了するよう進めることとしているので、引き続きご協力をお願いする。

また、同システムについては、以下のとおり操作マニュアルや説明動画を作成しているので、改めて管内市町村、社会福祉施設等に周知をお願いしたい。

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

ウ 停電発生時の対応について

社会福祉施設等で停電が発生した場合には、上記イに記載した災害時情報共有システム等を活用して報告を行うとともに、重大な事故を未然に防止することが必要である。このため、都道府県等におかれでは、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

(3) 能登半島地震等からの復旧・復興について

ア 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において被災した障害福祉サービス事業所等の復旧については、「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」に基づき、令和6年1月26日に閣議決定された予備費による災害復旧事業の活用とともに、被災地の復旧に取り組んでいるところであるが、9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害により甚大な被害が発生したことを受け、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、11月22日に令和6年度補正予算が閣議決定されたところである。

能登半島地震により被災した障害福祉サービス事業所等のうち、豪雨災害により再度被害を受けた事業所も多いことから、被災施設の早期復旧を図るため、災害復旧費算定の基礎となる調査については、令和6年能登半島地震と一体的な取扱いとするなど、早期復旧に向けた取り組みを行っている。

イ 災害復旧は、形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が原則であるが、原形復旧が不可能、困難、不適当と認められる場合には、財務省と協議の上、移転復旧が可能となる場合もあるので、被災自治体におかれでは、早めに地方厚生（支）局を通じて障害福祉課に相談いただくなど、被災施設・事業所の早期に復旧されるよう、引き続き、支援をお願いしたい。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興等（利用者負担免除に係る自治体負担分に対する財政支援）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者

負担を免除した場合の取扱いについては、財政支援を次のとおり延長する予定であり、令和7年度予算案に計上しているため、管内サービス事業所等に周知を図るよう御配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民
(震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。)

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、補装具費、障害児入所給付費、障害児通所給付費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：令和8年2月末（サービス提供分）まで

7 訪問系サービスについて

(1) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について【関連資料1】

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」(平成19年4月13日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 重度訪問介護等の適切な支給決定について【関連資料2】

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」(平成19年2月16日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、市町村に対応していただくよう、重度訪問介護の利用及び支給決定について周知されたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断するべきものであり、一律に3時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

(イ) 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重

度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

(ウ) 利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

(エ) 重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護等を総合的かつ断続的に提供するサービスであるが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられているところである。

重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。

なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号）は、重度訪問介護には適用又は準用されないことに留意されたい。

また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけでなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うこと。

イ 同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。

居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、従業者（ヘルパー）が行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

③選挙運動のための外出における重度訪問介護の利用について

重度訪問介護を含む障害福祉サービスの利用については、障害者総合支援法上、各市町村において、障害者等の置かれている環境や障害福祉サー

ビスの利用に関する意向の具体的な内容等の事項を勘案して、介護給付費等の支給の要否が決定されることとなっている。

重度訪問介護の支給決定にあたっては、選挙運動や立候補予定者の政治活動のための外出であることのみをもって、一律に「社会通念上適当でない外出」に当たるものではないことに留意されたい。

④居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」(平成 20 年 4 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、病院等の診察室内で居宅介護従業者が本人に代わって診療情報の聞き取りや受け答えなどを行うことについては、障害特性等によりやむを得ないと認められる場合には、居宅介護の通院等介助における移動介助の支援の一環として報酬算定の対象となるものである。

加えて、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

⑤支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的な内容等の事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」(平成 19 年 3 月 23 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)で既にお示ししているところであるが、平成 30 年度にこの通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、同居家

族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付費の支給の可否を機械的に判断するのではなく、同居家族等の心身の状況や就労状況等を含め、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

さらに、「社会通念上適切でない」外出の判断にあたっても、例えば飲食店等の利用において、特定の業態、場所、時間帯等であるという理由で一律に不適当と判断することなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的な内容等の事項を勘案して行われたい。

加えて、通学などの同じ場所への「通年かつ長期にわたる外出」は、障害福祉サービスにおける個別給付の対象としていないが、大学等の通信課程でのスクーリングなど、短期かつ反復しない外出については、重度訪問介護等の対象となり得る場合もあり、個々のケースに応じて支給決定を判断されたい。

⑥居宅介護（家事援助）等における育児支援の取扱いについて

居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）における「育児支援」については、従来「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」（平成21年7月1日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）によりお示ししていたところであるが、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について」（令和3年5月26日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室ほか連名事務連絡）が発出され、ヤングケアラーへのより一層の配慮が求められることとされたことを受けて、「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（令和3年7月12日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を発出し、居宅介護等における育児支援において改めて周知したので、ご了知いただくとともに、管内市町村に対する周知を徹底されたい。

また、本事務連絡において居宅介護等における「育児支援」の支給決定要件の一つとして「③他の家族等による支援が受けられない場合」が挙げられている。支給決定における介護を行う者の状況の判断に当たっては、単に支援を提供可能な他の家族等がいることのみをもって「支援が受けられる」と判断するのではなく、ヤングケアラーを含め、当該家族等の介護の負担の程度も考慮されたい。

なお、沐浴や授乳、児童の健康な発達などの支援にあたっては、専門性や安全性を考慮する必要があることから、できる限り、保育士の資格を有する者や子ども・子育て支援に関する研修を受講している従業者等が支援に当たるように、居宅介護等の事業者に周知されたい。

⑦必要な障害福祉サービスの提供について

市町村において視覚障害を有する者や行動障害を有する者等に外出支援を行う際、同行援護や行動援護でなく、地域生活支援事業の移動支援事業を優先的に利用するよう促す事例が見受けられる。同行援護や行動援護による専門的な支援が必要と判断される者について、これらのサービスにより適切な支援が受けられるよう、市町村における支給決定において、個々のケースに応じて適切にご判断されたい。

また、都道府県及び市町村においては、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスごとに障害者等のニーズを適切に把握するとともに、必要なサービスが提供できるよう、訪問サービス事業所の確保や従業者の養成に努められたい。

⑧訪問系サービスにおける「手待ち時間」の考え方について

重度訪問介護における長時間のサービス提供時の休憩時間及び手待ち時間の考え方については、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」(令和3年3月31日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)の問21においてお示ししているところである。

本問回答にてご説明のとおり、労働時間に含まれるものとして取り扱わなければならない手待ち時間については、重度訪問介護のサービス提供時間として報酬算定を行う必要があるので、ご了知いただくとともに、改めて管内市町村に対する周知を徹底されたい。

〈Q&A VOL.1 問21〉

問40のグループホームの夜勤に対応する対応は、重度訪問介護についても適用されるのか。

〈答〉

(略)

また、労働時間として取り扱わなければならない手待ち時間についてもサービス提供時間として取り扱われるべきものであることから、当該時間が報酬の対象とならないということがないように留意すること。

(2) 入院中の重度訪問介護について【関連資料3～5】

①入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する最重度の障害者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所(以下「病院等」という。)においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、病院等の側においてそのことが十分に理解されておらず、入院中に重度訪問介護従業者(ヘルパー)が必要な場合には入院ができなかったり、入院時に重度訪問介護従業者(ヘルパー)の利用を認めてもらえないといった事例があるとの声や、入院が必要な場合に受

入れ先が決まらず、受入れ先の調整に時間を要してしまうことは、体力の低下や病状の悪化を招くといった意見も寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」(平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「平成28年通知」という。)により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

重度訪問介護の入院中の利用にあたっては、市町村における支給決定の判断において病院等の承諾を必要としているものではないが、病院等と重度訪問介護事業所等が互いに十分な連携を図ることが重要であることなどから、自治体の担当者は、必要に応じ、重度訪問介護の利用ができるよう病院等との調整にご協力を願いしたい。具体的には、重度訪問介護を利用する障害者の入院に際して、自治体の担当者が直接病院に制度の説明を行って理解を得たり、他の受入可能な病院を探すなどの対応事例も伺っているところである。各都道府県等におかれては、重度の障害者等が入院に当たって重度訪問介護従業者(ヘルパー)の付添いが認められないことによって、必要な医療を受けられないことのないよう、医療関係部局と連携の上、改めて病院等の職員(医師、看護師等)へ制度の周知徹底をお願いしたい。

また、一部の重度訪問介護事業所において、入院時の派遣について理解されておらず、事実上利用できないという声も寄せられており、管内事業所に対する周知も図られたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規程による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。利用者の障害特性により、会話は可能であっても入院という環境変化の中で意思疎通が困難になる場合や通常時は発声が可能であっても症状の進行等により発声が困難となる場合等も考えられることから、利用者の状況に応じ、入院中にどのような支援が考えられるのかということを十分踏まえることが重要である。また、意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者(ヘルパー)が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、利用者ごとに異なる特殊な介護方法について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげることが重要である。病院等に入院又は入所中に、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについては、普段から利用

者の状態を熟知した重度訪問介護従業者（ヘルパー）による利用者の障害特性に応じた適切な支援について、病院等の職員と予め十分に相談、調整し、共有した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。なお、入院中においても、これらの支援に対応するための見守りの時間は当然報酬の対象となるものである。

平成28年通知では、保険医療機関と支援者は、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援ができるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携することとされているところであり、入院時や入院期間中のコミュニケーション支援等の内容についても、病院等の職員にしっかりと伝達しておくことが大切である。また、これらの連携にあたっては、本人や支援者と共に、自治体や重度訪問介護事業者等との協力も必要である。

なお、入院中の重度訪問介護の利用については、入院先の病院等の職員が、障害の状態等によって、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要する場合もあり、利用者や重度訪問介護事業者等から支援状況の聞き取りを行うなど、十分確認の上、適切に判断していただきたい。

ただし、重度訪問介護従業者（ヘルパー）による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することができないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

加えて、市町村における入院中の重度訪問介護の提供に係る報酬の算定については、これまでのQ&Aを参照されたい。【関連資料3】

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

特別なコミュニケーション支援が必要な重度訪問介護利用者が、重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いにより入院する際、入院前に重度訪問介護事業所と医療機関とで事前調整を行った場合に、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定及び診療報酬改定において、この連携した支援を評価するために、新たに加算を設けたところである。【関連資料4】

医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たっては、重度訪問介護事業所は、感染対策の観点も含め、医療機関との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関の関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

③重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いによる入院の周知等について

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者が入院する際、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が付き添うことは可能であるが、院内感染対策などの観点から、支援者の付添いが認められない場合がある。当該障害児者における支援者は、障害児者が医療従事者

と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っているため、院内感染対策に配慮しつつ、医療機関における支援者の付添いの受入れが進むよう、令和5年11月20日に、制度の内容等を示した事務連絡を発出しているところである。【関連資料5】

都道府県・市町村の衛生部局と障害保健福祉部局におかれでは、医療機関において重度訪問介護従業者（ヘルパー）等の支援者の付添いの受入れが進み、関係者が連携して支援できるよう、この事務連絡にも添付している医療機関・医療従事者向けのチラシも活用しながら、引き続き、医療機関や障害福祉サービス事業所等に対し、事務連絡の内容について周知をお願いする。

（3）訪問系サービスの従業者の養成について

①居宅介護等従業者の養成について

訪問系サービスについて、市町村においてサービス利用の支給決定がなされても、支援を行う従業者が確保できず、サービスの利用ができないといった声が聞かれるところである。居宅介護等従業者の養成については、これまで各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

なお、この対応としては、訪問系サービスの支援に必要な従業者を養成し、サービスの提供体制を確保することが重要となっているため、各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

②資格取得の勧奨について

訪問系サービスの質の向上のため、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、重度訪問介護従業者養成研修（基礎研修・追加研修・統合研修）修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれでは引き続き勧奨されたい。

（4）同行援護について

①同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正【関連資料6、7】

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう、以下の見直しを図ったところである。

【改正の概要】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正（令和7年1月31日付け）

・サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する。

①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

また、令和5年10月16日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）が一部改正され、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっている。

都道府県におかれましては、同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正及び新たなカリキュラムによる同行援護従業者養成研修が円滑に実施されるようお願いする。

②同行援護従業者養成研修の実施について

視覚障害者等に対して適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれましては、同行援護従業者養成研修の研修機会の確保とともに、同行援護事業所の従業者だけでなく、福祉や看護を学ぶ学生等を含め、幅広い方々に対する研修受講の勧奨に努めていただくようお願いする。

③盲ろう者等に係る支給決定について

国庫負担基準は利用者個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限であり、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない者から多い者に回すことが可能な仕組みとなっている。

盲ろう者は支援のための所要単位数が比較的多い者である場合が想定されるが、機械的に国庫負担基準単位数を所要単位数で除して支給量を決定するのではなく、利用者一人ひとりの障害の程度、介護者の状況や利用意向等を踏まえ、サービスの必要度が低い者から高い者へ回すなど、市町村内での柔軟な対応による適切な支給量の設定にご留意いただきたい。

④同行援護の支援の対象について

視覚障害者の移動において、電車やバス等の公共交通機関を利用した移動もあるが、同行援護は、その乗車中に必要とする支援についても対象としているので、市町村においては、利用者が必要とするサービスの適切な

支給決定にご留意いただきたい。

また、養護老人ホーム（盲養護老人ホームを含む。）や介護保険施設等の入所者について、同行援護の利用は一律には制限されておらず、同行援護による専門的な支援が必要と判断される場合には、同行援護による支援を利用することが可能であり、支給決定を行う市町村において、個別のケースに応じて判断されたい。

（5）行動援護について

①短時間の支援の評価について

行動援護の支援ニーズは、長時間より短時間のサービス提供のニーズが多くなっているが、短時間の報酬単位（1時間30分までの単位）について、地域生活支援事業の移動支援の単価等と同等となっている地域がある。

このため、強度行動障害を有する者を支援するための行動援護従業者養成研修等を受講した専門的な人材配置を要件としている行動援護ではなく、これらの配置の必要がない移動支援により対応されることで、十分な支援が行われていないとの指摘がある。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行ったところである。

都道府県や市町村においては、強度行動障害を有する者が行動援護により適切な支援が受けられるよう、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努められたい。

②居宅内での行動援護の利用について

行動援護については、平成26年4月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

③支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第36条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の

情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるので、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

④従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けている。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止することとしている。

各都道府県におかれては、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講していない理由等を分析するとともに、研修機会の確保等により受講促進を図り、経過措置経過後も行動援護従業者等として確保されるよう努められたい。

（6）訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整について【関連資料8】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）を改正し、令和6年4月1日より、報酬算定に用いる単位数を見直したところである。

既にお示ししているとおり、今般、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの介護給付費等単位数サービスコード（令和6年4月施行版）（以下「サービスコード」という。）が、報酬告示の単位数とは一部異なる設定となっており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明した（都道府県及び市町村宛てに、令和6年11月29日に事務連絡、12月26日にQ&Aを発出。令和7年1月31日に、新サービスコードの確定版を厚生労働省ホームページに掲載するとともに、自治体のシステム改修に係る補助事業の交付要綱案等を市町村等へ発出）。

（当該事案の内容）

- ・該当サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援
- ・主な内容：提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基礎単位に1～11単位の差が生じている。

(参考) 全国事業所への影響額（概算）

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)
居宅介護	4,310 事業所 (全事業所の 18%)	支払いが 50 円不足 (1月分平均収入額 100 万円)
重度訪問介護	4,150 事業所 (全事業所の 48%)	支払いが 5,500 円不足 (1月分平均収入額 170 万円)
同行援護	2,560 事業所 (全事業所の 38%)	支払いが 80 円過大 (1月分平均収入額 30 万円)
重度障害者等 包括支援	6 事業所 (全事業所の 50%)	支払いが 5,500 円過大 (1月分平均収入額 410 万円)

新たなサービスコードでの報酬請求には、公益社団法人国民健康保険中央会、市町村、事業所のシステム等の改修が必要となる。このため、令和7年6月サービス提供分からを目途に、新たなサービスコードを用いた報酬請求が可能となるように作業を進めており、報酬の過去分調整額（令和6年4月から令和7年5月サービス提供分まで）については、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定である（令和7年8月に支払い予定）。

なお、令和7年3月下旬に、都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分）（概算）を電子請求受付システムにてお知らせするとともに、国保連から市町村に対して、対象事業所の調整額を共有する予定である。

また、令和7年6月サービス提供分を受付する7月（7月請求）からは、事業所から新サービスコードを用いて報酬が請求され、市町村の二次審査のために都道府県の国保連から市町村に送付される一次審査結果資料においても新サービスコードの情報が含まれるため、市町村においてシステム対応ができない場合は、市町村システムにデータを取り込めないことになる。

このため、各市町村においては、令和7年6月末までにシステム改修を終えられるよう、必ず、契約している事業者（ベンダ）に、システム改修のスケジュール等について確認いただきたい。

また、各市町村が所有するシステムの改修については、国において支援するため、令和6年度補正予算の「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費（自治体分）」において、就労選択支援の創設に伴う改修等に係る経費への補助と併せて必要な予算を計上しているところであり、ご活用いただきたい。

(参考) 全体スケジュール (予定)

令和 7 年 1 月	新サービスコードの確定版の発出
3 月下旬	対象事業所への報酬の過去分調整額（令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月サービス提供分の 9 か月分）（概算）の事前通知
	（遅くとも 6 月末までに） 国保中央会、市町村、事業所のシステム改修
7 月頭	対象事業所へ報酬の過去分調整額（令和 6 年 4 月～令和 7 年 5 月サービス提供分の 14 か月分）の通知
7 月 10 日 まで	各事業所において 6 月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求（7 月請求）と同時に、過去分調整額（令和 6 年 4 月～令和 7 年 5 月分サービス提供分まで）を請求（※）
8 月	報酬の過去分調整額の支払い（6 月サービス提供分の報酬支払いと同時）

※令和 7 年 7 月サービス提供分（8 月請求分）以降の報酬支払いでも調整可能

（7）化学物質過敏症の利用者に対する配慮について【関連資料 9】

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスターの作成等により、周知啓発を行っている。

都道府県、市町村におかれては、貴管内の障害福祉サービス事業所等に対し、情報提供をお願いする。

また、化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。

化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者に配慮したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者に周知されたい。

（8）重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について【関連資料 10】

平成 30 年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）において必要な支援が受けられずに修学を断念する事がないように、大学等が重度障害者の修学に係る支援体制を構築するまでの間、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

本事業の実施に当たっては、障害のある学生の支援について検討を行う委員会や相談窓口等を設置すること、重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画を立てて支援を進めること等を補助要件としている。

また、実施主体である市町村は、大学等が行う支援体制の構築に向けた計画の策定やその実施に協力を行うなど、大学と連携しながら本事業を実施することが重要であることから、市町村は大学等が実施する委員会等に参加し、当該学生への支援状況や大学等の支援体制等について大学等と共に確認を行うとともに、必要な助言を行うことを補助要件としている。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と十分に連携し、本事業の趣旨等を踏まえた事業実施が積極的に行われるよう、周知をお願いしたい。

事務連絡

平成19年4月13日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課

障害福祉課

障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく支給決定事務については、平成18年6月26日障害保健福祉関係主管課長会議等において、①適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者的心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと、②支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること、③支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと等その取扱いに係る留意事項をお示ししているところです。

各市町村におかれましては、これまでお示ししていることに十分留意していただきたいと考えておりますが、特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、適切な支給量の設定にご留意いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

事務連絡
平成 19 年 2 月 16 日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

重度訪問介護等の適正な支給決定について

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスについては、平成 18 年 10 月に再編を行ったところですが、障害の状態やニーズに応じた支給決定が適切に行われるよう、下記の点に留意いただきたく、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係
電 話 03-5253-1111 (内線 3038)
F A X 03-3591-8914

記

1 居宅介護について

居宅介護は、短時間（1回当たり30分～1.5時間程度が基本）集中的に身体介護や家事援助などの支援を行う短時間集中型のサービスであり、その報酬単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。

2 重度訪問介護について

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

3 重度訪問介護等の支給決定にかかる留意事項

（1）重度訪問介護については、

- ・1日3時間以上の支給決定を基本とすること
- ・1日に複数回の重度訪問介護を行った場合には、これらを通算して算定することとしているが、これは、1日に提供されたサービス全体でみた場合に、「比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供」されているほか、1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについても、基本的には、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであり、例えば、短時間集中的な身体介護（見守りを含まない）のみが1日に複数回行われた場合に、単にこれらの提供時間を通算して3時間以上あるようなケースまでを想定しているものではないこと。

（2）このため、上記の重度訪問介護の要件に該当する者であっても、サービスの利用形態によっては、重度訪問介護ではなく居宅介護の支給決定を行うことが適切である場合があること。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1
 (平成 30 年 3 月 30 日) (抜粋)

2. 訪問系サービス

(2) 重度訪問介護 (入院中の提供の算定について①)

問 29 重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、在宅時の利用と分けて支給決定をする必要はあるか。

(答)

不要である。

(入院中の提供の算定について②)

問 30 これまで居宅介護のみを利用してきた者が、入院した後に重度訪問介護の支給申請を行った場合、認めることはできるか。

(答)

認められない。本改正では、重度訪問介護によるコミュニケーション支援も含め、比較的長時間にわたり断続的な支援を必要とする利用者に対して、入院中も当該利用者の状態等を熟知したヘルパーによる支援を受けられるようにしたものである。

なお、地域生活支援事業における意思疎通支援事業については、従来どおり、病院等に入院中の障害者にもコミュニケーション支援を行えるものであり、引き続き、対象者等を含めて柔軟に運用していただいて差し支えない。

入院中の提供の算定について③)

問 31 入院中に重度訪問介護を利用している者について、在宅時の利用から支給量を増やすことはできるか。

(答)

支給変更決定を行うことは妨げないが、入院中に必要な支援は、基本的には病院等の職員により行われるものであることから、変更の必要性については慎重に検討されたい。

(入院中の提供の算定について④)

問 32 重度訪問介護は、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに身体介護等を提供するものであるが、入院中においても、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(入院中の提供の算定について⑤)

問 33 入院中の重度訪問介護の利用は、90 日を超えて利用することはできないのか。

(答)

入院先の病院等の職員が、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を使い、障害者の状態等によっては、90 日を超えて支援を要することも考えられることから、利用者や重度訪問介護事業所等から支援状況の聞き取りを行うなどして、必要に応じて、90 日を超える利用を認めることが差し支えない。

ただし、重度訪問介護従業者による支援が、病院等において行われるべき支援を代替す

ることにならないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

(入院中の提供の算定について⑥)

問 34 入院又は入所中の病院等が、重度訪問介護事業所の通常の実施地域以外の地域に所在する場合、当該病院等にヘルパーを派遣したときの交通費を利用者に請求することはできるか。

(答)

基本的にはできないものとする。ただし、病院等が重度訪問介護事業所の通常の実施地域から著しく離れている場合であって、重度訪問介護事業所と利用者との間で合意がされている場合には、交通費の一部を請求することも差し支えないものとする。

(入院中の提供の算定について⑦)

問 35 「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」(平成 28 年 6 月 28 日付け障障発 0331 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、医療機関からの外出・外泊時に重度訪問介護を利用できることが示されているが、今後は、当該取扱いについても報酬告示第 2 の 1 の口(病院等に入院又は入所をしている障害者に対して重度訪問介護を提供した場合)により請求することとなるのか。

(答)

入院中の医療機関からの外出及び外泊時に重度訪問介護を提供する場合は報酬告示第 2 の 1 のイ(病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して重度訪問介護を提供する場合)の報酬を請求されたい。

よって、報酬の請求に当たっては、入院中の病院等において重度訪問介護を提供する時間は、報酬告示第 2 の 1 の口のサービスコードを選択し、外出中の時間は報酬告示第 2 の 1 のイのサービスコードを選択することとなる。

障害福祉サービス等報酬に関するQ & A（平成31年4月4日）（抜粋）

訪問系サービス

（2）重度訪問介護

（入院中の提供の算定について①）

問2 重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、あらかじめ利用者から申請や手続き等が必要か。

（答）

入院については計画的なものから緊急的なものまで様々な形態が想定されるため、事前の申請や手続き等は不要である。

ただし、病院等に入院中には、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と重度訪問介護事業所が調整した上で行う必要があることから、調整ができなかった場合には報酬算定できないことに留意されたい。

（入院中の提供の算定について②）

問3 入院した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるが、当該利用者が入院したことについて、どのような手続きで確認を行えばよいのか。

（答）

入院から約60日経過した場合は、速やかに重度訪問介護事業所から市町村へ報告させることとし、利用開始日や現在の利用状況等を確認されたい。

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

関連資料4

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】

- 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者



【見直し後】

- 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

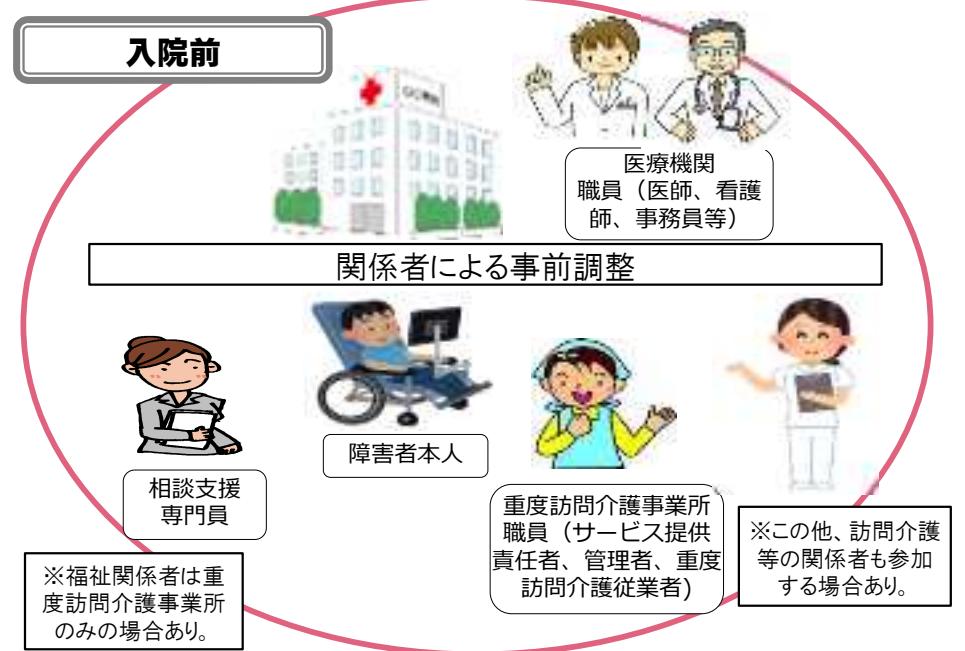
重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に1回を限度）

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）

医療と福祉の連携

入院前



【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- 障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
 - 入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
 - 入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
 - 障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
 - 重度訪問介護の制度（目的、内容）
- 医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
 - 医療機関の入院規則
 - 感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）
- 医療機関と障害福祉サービス等の調整
 - 看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
 - 障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
 - 重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
 - 重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

事務連絡
令和5年11月20日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部局 御中
特別区

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部局 御中
中核市

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の
入院時における支援者の付添いの受入れについて

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援等について、院内感染対策に十分留意しつつ、積極的に検討することを医療機関に促していくよう、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」（令和4年11月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡）等においてお願いしてきたところです。

今般、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院に際して支援者の付添いの受入れを実際に行った医療機関にヒアリングを行い、医療機関や医療従事者への周知等に活用するための資料（別添1）を取りまとめました。

コミュニケーションに特別な支援が必要な障害児者の入院にあたっては、その支援者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っています。このため、院内感染対策に配慮しつつ、支援者の付添いの受入れが進むよう、衛生主管部局においては公立医療機関をはじめとする管内の医療機関、障害保健福祉主管部局においては管内の市町村及び障害福祉サービス事業所等に対し、別添の資料を含め本事務連絡の内容について周知いただけますようお願いします。

記

- 1 コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院時における支援について
- 保険医療機関における看護は当該保険医療機関の看護要員によって行われることとされているが、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院に

おける支援について」(平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知) により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

- 上記のコミュニケーション支援において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく、障害福祉サービスの一つである「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院中も引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した重度訪問介護従業者(ヘルパー)が付き添うことにより、病院等の職員と意思疎通を図る上で必要なコミュニケーション支援を受けることが可能となっている。

(参考資料)

- ・特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について
(平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知)
【別添 2】

2 具体的な対応について

(1) 都道府県や市町村における対応

都道府県や市町村においては、別添 1 の資料により、必要に応じ、特別なコミュニケーション支援を必要とする重度障害者が入院中に重度訪問介護を利用できるように、医療機関や重度訪問介護事業所等との調整にご協力いただきたい。

(2) 医療機関における対応

医療機関においては、別添 1 の資料を医療機関内の医師や看護師、社会福祉士等に対し周知いただくとともに、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害児者が入院する際の支援者の付添いについて、院内感染対策に留意しつつ受入れをご検討いただきたい。

(3) 重度訪問介護事業所における対応

重度訪問介護事業所は、医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たり、医療機関や相談支援事業所等との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関における院内感染対策も含め、関係機関・関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

重度障害者が入院する場合

医療従事者等とのコミュニケーションを支援する 「重度訪問介護ヘルパー」の付き添いが可能です

重度の障害で意思疎通に支援が必要な方が入院する場合、重度訪問介護ヘルパーの付き添いが可能です。

入院中の最重度の障害者のコミュニケーションを支援することで、患者（障害者）本人が必要とする支援内容を、医師や看護師等の医療従事者などに的確に伝えることができ、安心して入院中の治療を受け、療養生活を送ることができます。

重度障害者が入院する際に、支援者（ヘルパー）の付き添いの求めがあった場合は、本紙も参考に、支援者（ヘルパー）の受け入れについてご検討ください。

入院中の重度訪問介護の利用について

- コミュニケーションに特別な技術が必要な障害をもつ患者が医療機関に入院する場合、入院前から支援を行っている等、その患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、患者の負担で入院中に付き添うことが可能となっています。
「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」
(平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知)
- 障害福祉サービスの一つ「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院している間も、引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した支援者（ヘルパー）から、医療機関の職員と意思疎通を図る上で必要な支援を受けることができます。

※重度訪問介護は、障害者本人の居宅や外出時に、支援者（ヘルパー）が生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービスです。

※「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院における支援者の付添いの受入れについて」
(令和5年11月20日付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡)

特別なコミュニケーション支援に期待できる例

- 障害者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）を、医療従事者などに的確に伝えることができ、適切な対応につながります。
- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝えることができ、病室等の環境調整や対応の改善につながります。

実際に受け入れを行った医療機関の事例

実際に支援者の付き添いを受け入れた医療機関にヒアリングを行ったところ、以下のような工夫や対応が行われていました

事前の準備

- 院内の医療連携室(社会福祉士等)により、事前に医師や看護師に対し、入院中の重度訪問介護の利用などの制度が周知されており、受け入れがスムーズに進んだ
- 入院前に、医療機関の職員と重度訪問介護事業所の職員において、入院する障害者の障害特性（障害の状態、介助方法（体位変換、食事、排泄等）など情報の共有や受け入れの流れを確認した
- 院内や地域に向けて、患者家族と協同で入院中の重度訪問介護について講演会を開催し、皆の理解を深めた

入院時の対応

- 支援者にも院内ではマスクや手指消毒を徹底してもらうほか、発熱などの症状が無いか申告してもらった
- 以前は全ての例でPCR検査等を行っていたが、今は体調チェックシートへの記入のみお願いしている

支援者の付き添い事例・効果

- 重度の障害のため、体が動かず、言葉も発せられない状態で、自分ではナースコールを押すこともできなかった。患者本人を熟知する支援者（ヘルパー）が入院時に付き添ったことで、体が痛い、体勢を変えて欲しいなど、医療従事者に患者の意思のくみ取り方が共有できた
- 重度の障害のため言葉がうまく話せず、ジェスチャーや表情で、患者本人の意思をくみ取る必要があった。また、慣れない場所では不安でパニックになり、点滴や酸素投与のマスクを取ってしまうこともあった。患者本人の支援に慣れている支援者（ヘルパー）が入院時に付き添ったことで、パニックを起こすことなく落ち着いて治療が受けられた
- 重度の障害者で発声ができず、不安が高まると筋緊張が強くなってしまう患者だったが、慣れた支援者（ヘルパー）の付き添いによる意思疎通の支援により、本人の不安の軽減にも繋がり、入院中はそのようなこともほとんど起こらなかった

上記は対応の一例であり、実際に支援者の付添いを受け入れる際の流れについては、各医療機関の状況に応じてご検討ください。

お問い合わせ先

障害福祉サービスの利用については、各市区町村の障害福祉担当部局にお問い合わせください。

別添 2

保医発 0628 第 2 号
平成 28 年 6 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について

保険医療機関における看護は、当該保険医療機関の看護要員によって行われるものであり、患者の負担による付添看護が行われてはならないものであるが（「基本診療料等の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知））、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な重度の ALS 患者の入院においては、当該重度の ALS 患者の負担により、コミュニケーションに熟知している支援者が付き添うことは差し支えないとしてきたところである。

今般、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な障害者の入院におけるコミュニケーションの支援について、下記のとおりとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、「重度の ALS 患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について」（平成 23 年 7 月 1 日付け保医発 0701 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）は廃止する。

記

1. 看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者（以下「支援者」という。）が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない。
2. 1 による支援は、保険医療機関の職員が、当該入院中の患者とのコミュニ

ケーションの技術を習得するまでの間において行われるものであること。

3. 1により支援が行われる場合においては、支援者は当該患者のコミュニケーション支援のみを行うものであること。また、コミュニケーション支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を看護職員に伝えるため、支援者が看護職員と一緒に直接支援を行うことも想定されるが、支援者の直接支援が常態化することなどにより、当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならないこと。
4. 保険医療機関と支援者は、1による支援が行われる場合に、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援が実施できるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携すること。
5. 保険医療機関は、1により支援が行われる場合であっても、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第11条の2に基づき適切に、当該保険医療機関の看護要員により看護を行うものであり、支援者の付添いを入院の要件としたり、支援者に当該保険医療機関の看護の代替となるような行為を求めてはならないこと。
6. 保険医療機関は、1により支援を行う場合には、別添の確認書により、患者又はその家族及び支援者に対し、当該支援者が行う支援について確認を行い、当該確認書を保存しておくこと。

以上

障害者の入院に係る支援に関する確認書（患者用）

平成 年 月 日

入院患者名：

推定される入院期間： 日（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

コミュニケーションに係る支援を行う支援者：

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

※ 入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は
当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明ら
かになる書類を添付すること。

上記の支援者の支援は、保険医療機関から強要されたものではありません。

(患者氏名) 印

(家族等氏名) 印

※患者の署名がある場合には家族等の署名は不要

※ コミュニケーション支援以外は、医療機関の看護要員が行うことと
されており、上記の支援者がこれを行うことはできません。

障害者の入院に係る支援に関する確認書（支援者用）

平成 年 月 日

入院患者名：

推定される入院期間： 日（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

コミュニケーション支援を行う支援者：

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

※ 入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援に当たっては、コミュニケーション支援以外の支援を行いません。

(支援者代表者氏名)

印

(事業者名)

同行援護従業者養成研修について

- 同行援護の従業者を養成するための研修として、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）がある。同行援護の質的向上を図るため、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっている。（※）

【同行援護従業者養成研修】

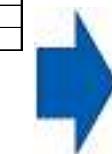
- ・ 一般課程の研修は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる。
- ・ 応用課程の研修は、一般課程の研修修了者がサービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として行われる。

※ 令和5年10月16日付で、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）を一部改正。

同行援護従業者養成研修カリキュラム

現 行		
区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
	障害・疾病の理解①	2
	障害者（児）の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
演習	基本技能	4
	応用技能	4
合計		20

区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
講義	障害者（児）の心理②	1
演習	場面別基本技能	3
演習	場面別応用技能	3
演習	交通機関の利用	4
合計		12



令和7年4月より実施				
区分	科目	基本時間数	言語者向け通訳・介助員養成研修修了者	
		免除	免除後時間数	
講義	外出保障	1		1
	視覚障害の理解と疾病①	1		1
	視覚障害の理解と疾病②	0.5	○	0
	視覚障害者（児）の心理	1		1
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	0
	同行援護の制度	1		1
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	0
講義・演習	情報提供	2		2
	代筆・代読①	1		1
	代筆・代読②	0.5	○	0
演習	誘導の基本技術①	4		4
	誘導の基本技術②	3	○	0
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		4
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	○	0
	交通機関の利用	4		4
	合計	28		19
【応用課程】				
区分	科目	時間数		
講義	サービス提供責任者の業務	1		
	様々な利用者への対応	1		
	個別支援計画と他機関との連携	1		
	業務上のリスクマネジメント	1		
	従業者研修の実施	1		
講義	同行援護の実務上の留意点	1		
	合計	6		

同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

概要

- 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する（通知改正）。

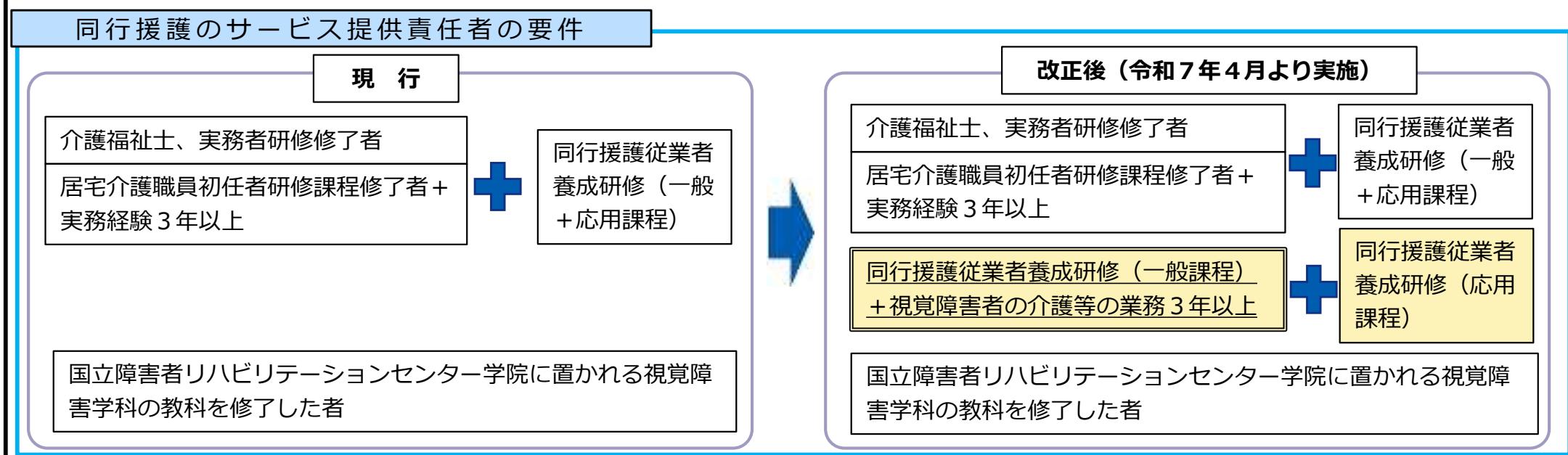
（改正内容）

- ・サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する（※1）。

- ①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※2）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者
- ②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（※1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正

（※2）現行カリキュラムの養成研修修了者を含む



事務連絡
令和6年11月29日

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
市町村

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
企画課

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの
サービスコードの修正に伴う支払い額の調整について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）を改正し、令和6年4月1日より、報酬算定に用いる単位数を見直したところです。

今般、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの介護給付費等単位数サービスコード（令和6年4月施行版）（以下「サービスコード」という。）が、報酬告示の単位数とは一部異なる設定となっており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明しました。

厚生労働省としましては、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）とも連携し、下記のとおり、可能な限り、各自治体や事業者等の皆様の負担を軽減できるよう対応策を講じるとともに、再発防止等に取り組んでまいります。皆様にご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げますとともに、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

なお、サービスコードにおいて、下記の他に誤りがないことは確認済みであることを申し添えます。

各市町村におかれては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の各事業所への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 当該事案の内容

(1) 該当サービス

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援

(2) 主な内容

サービス提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基本単位に1～11単位の差が生じている。

①居宅介護サービス費（夜間等の時間帯を跨いで長時間の場合）

- 「イ 居宅における身体介護が中心である場合」、「ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合」
 - ・「(7) 所要時間3時間以上の場合」の報酬単位について、921 単位（改定前：916単位）に30分増すごとに+83単位とすべきところ、920 単位に30分増すごとに+83単位となっている。
- 「ハ 家事援助が中心である場合」
 - ・「(6) 所要時間1時間30分以上の場合」の報酬単位について、311 単位（改定前：309単位）に15分増すごとに+35単位とすべきところ、310 単位に15分増すごとに+35単位となっている。
- 「ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合」
 - ・「(4) 所要時間1時間30分以上の場合」の報酬単位について、345 単位（改定前：343単位）に30分増すごとに+69単位とすべきところ、344 単位に30分増すごとに+69単位となっている。
- 「重度訪問介護従業者養成研修課程修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者の場合」
 - ・「所要時間3時間以上の場合」の報酬単位について、638 単位（改定前：635単位）に30分増すごとに+86単位とすべきところ、639 単位に30分増すごとに+86単位となっている。

②重度訪問介護サービス費

- 「イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護を行った場合」、「ロ 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合」
 - ・「(9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合」の報酬単位について、1,505 単位（改定前：1,497単位）に30分増すごとに+85単位とすべきところ、1,501 単位に30分増すごとに+85単位となっている。
 - ・「(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合」の報酬単位について、2,184 単位（改定前：2,172単位）に30分増すごとに+81単位とすべきところ、2,177 単位に30分増すごとに+81単位となっている。
 - ・「(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合」の報酬単位について、2,834

単位（改定前：2,818 単位）に30分増すごとに+86 単位とすべきところ、2,830 単位に30分増すごとに+86 単位となっている。

- ・「(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合」の報酬単位について、3,520 単位（改定前：3,500 単位）に30分増すごとに+80 単位とすべきところ、3,512 単位に30分増すごとに+80 単位となっている。

③同行援護サービス費（夜間等の時間帯を跨いで長時間の場合）

- 「ト 所要時間3時間以上」の報酬単位について 697 単位（改定前：693 単位）に30分増すごとに+66 単位とすべきところ、698 単位に30分増すごとに+66 単位となっている。

④重度障害者等包括支援サービス費

- 「イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立支援（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合」
 - ・「(3) 12時間以上 24時間未満」の報酬単位について、2,514 単位（改定前：2,501 単位）に30分増すごとに+99 単位とすべきところ、2,525 単位に30分増すごとに+99 単位となっている。

（3）影響規模（推計）

- ・全国事業所への影響額（概算）

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)
居宅介護	4,310 事業所 (全事業所の 18%)	支払いが 50 円不足 (1月分平均収入額 100 万円)
重度訪問介護	4,150 事業所 (全事業所の 48%)	支払いが 5,500 円不足 (1月分平均収入額 170 万円)
同行援護	2,560 事業所 (全事業所の 38%)	支払いが 80 円過大 (1月分平均収入額 30 万円)
重度障害者等 包括支援	6 事業所 (全事業所の 50%)	支払いが 5,500 円過大 (1月分平均収入額 410 万円)

2. 新たなサービスコード（案）

令和6年度報酬改定に伴う訪問系サービスの新たなサービスコード（案）については、別途、厚生労働省ホームページに掲載いたします。

なお、確定版については、令和7年1月頃に改めてお知らせする予定です。

- ・厚生労働省ホームページアドレス：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

（注）重度障害者等包括支援については、サービス提供実績記録票で単位数を算出するため、別途、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を改正いたします（令和7年6月施行予定）。

3. 今後の対応

今後必要となる対応及びスケジュールについて、現時点の予定をお知らせします。なお、更なる詳細については、今後隨時お知らせしてまいります。

(1) 全体のスケジュール

新たなサービスコードでの報酬請求には、事業所の請求ソフトの改修、国保中央会や市町村の審査システム等の改修が必要となります。このため、現在、令和7年6月サービス提供分からを目途に、新たなサービスコードを用いた報酬請求が可能となるように作業を進めております。

また、報酬の過去分調整額（令和6年4月から令和7年5月サービス提供分まで）については、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定です（令和7年8月に支払い予定）。なお、令和7年7月サービス提供分以降でも調整を可能とする予定です。

【全体スケジュール（予定）】

令和7年	1月	新サービスコードの確定版の発出
	3月	対象事業所への報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分）（概算）の事前通知
	～5月	国保中央会、市町村、事業所システムの改修
	6月～	新サービスコードでの報酬請求開始
	7月頭	対象事業所へ報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分の14か月分）の通知
	7月10日まで	各事業所において6月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求と同時に、過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を請求
	8月	報酬の過去分調整額の支払い（6月サービス提供分の報酬支払いと同時）

(2) 事業所への対応

- ①令和7年3月目途に、都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分）（概算）を電子請求受付システムにてお知らせする予定です。
- ②令和7年7月頭を目途に、国保連から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分の14か月分）を電子請求受付システムにてお知らせする予定です。
- ③対象事業所において、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求と同時に、過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を報酬請求システムにより請求いただき、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定です（令和7年8月に支払い予定）。なお、過去分調整額の請求にあたっては、各事業所における負担ができる限り少なくなるよう、調整額のお知らせと併せてCSVファイルを併せて送付し、当該ファイルを取り込むことで、請求

明細書に自動的に単位数を設定できるようにすることを検討しています。また、令和7年7月サービス提供分以降の報酬支払いでも調整できるようにする予定です。

※ 報酬の過去分調整額について、不足が生じている場合は不足額をお支払いし、多く支払われている場合は令和7年6月サービス提供分の報酬額と相殺させていただきます。

※ 事業所を閉鎖する場合などやむを得ない事情があり、上記の対応が難しい場合には、令和7年6月以前において、紙媒体による過去分調整額の請求・支払いについても検討しており、詳細は追ってお知らせいたします。

(3) 市町村の対応

各市町村が所有するシステムの改修については、国において支援する予定であり、令和6年度補正予算案の「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費（自治体分）」において、就労選択支援の創設に伴う改修等に必要な経費への補助と併せて必要な予算を計上しているところです。具体的な手続き等は、追ってお知らせいたします。

なお、都道府県においては、本件サービスコードに係るシステムの改修作業は発生しません。

(4) 相談窓口について

①市町村・事業者における報酬請求・支払いの事務手続きについて

- ・公益社団法人国民健康保険中央会・ヘルプデスク
電話番号：0570-059-403
メールアドレス：mail@support-e-seikyuu.jp

②市町村のシステム改修に対する補助について

- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自治体支援係
電話番号：03(5253)1111（内線：3007）
メールアドレス：syougaikaihaku@mhlw.go.jp

③その他、上記以外について

- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課訪問サービス係
電話番号：03(5253)1111（内線：3092）
メールアドレス：houmon@mhlw.go.jp

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 訪問サービス係
電話 03-5253-1111（内線：3092）

事務連絡
令和6年1月24日

各 都道府県
市区町村 障害保健福祉主管部（局）
児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（情報提供）

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、令和3年から啓発ポスターを作成し、周知啓発を行っています（※）。さらに、令和5年7月には当該ポスターを改訂するとともに下記1のウェブサイトに掲載しております。

つきましては、貴管内の障害者支援施設等に対し、情報提供いただきますようご依頼申し上げます。

なお、本件に関する参考情報をあわせて下記2に記載しておりますので、必要に応じてご参照下さい。

※令和3年9月1日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び健康局難病対策課事務連絡及び令和4年6月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課・健康局難病対策課・子ども家庭局総務課少子化総合対策室・子ども家庭局保育課・老健局高齢者支援課・老健局認知症施策・地域介護推進課・老健局老人保健課連名事務連絡において、医療機関等へ情報提供を依頼しているもの。

記

1. 啓発ポスターについて

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002

2. 関連情報について

日本石鹼洗剤工業会では、以下のように衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において「香りに関する注意喚起」の表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っています。

- (1) 衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準
https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html

(2) 柔軟仕上げ剤の香りに関して
https://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm

知ってください!!

その香り 困っている人もいます

柔軟剤などの香りで**頭痛**や**吐き気**がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。



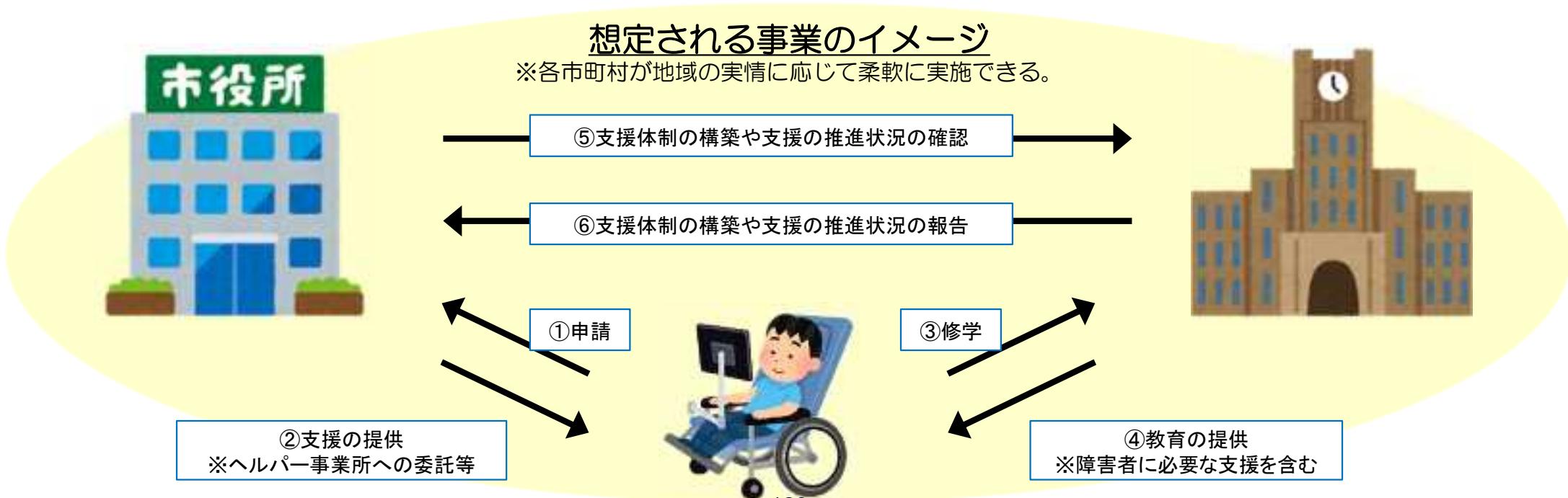
香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、**周囲の方にもご配慮下さい。**

なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（地域生活支援促進事業）

- 内容 重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する。
- 実施主体 市町村（公費負担割合：国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4）
- 対象学生 重度訪問介護対象者（障害支援区分4以上で二肢以上に麻痺がある者等）
- 対象大学 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、次の①及び②に該当するもの
 - ① 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されること。
 - ② 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められること。



8 障害者の就労支援の推進等について

（1）障害者の就労支援の推進について

① 就労継続支援事業所の平均賃金・工賃の状況等について【関連資料1】

令和5年度における就労継続支援A型事業所の全国の平均賃金月額は86,752円、また、就労継続支援B型事業所の全国の平均工賃月額は23,053円となった。なお、就労継続支援B型事業所の全国の平均工賃月額については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、新しい算定方式を導入している。

② 障害者就労施設の生産活動の経営改善等の状況について【関連資料2】

令和5年度における就労継続支援A型の生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている事業所は1,453事業所であった。経営状況を把握した事業所のうちの37.4%を占めており、前年度の50.7%と比較して改善はしているものの、依然として、指定基準第192条第2項の基準に違反している事業所が全国に多数ある。

特に、前年度においても同様の状況にあった事業所が1,089事業所(74.9%)と多数に上ることから、指定基準を満たせていないことが常態化している可能性も伺える。

各事業所の生産活動の状況については、指定権者である各自治体において定期的に把握することとなっているものの、その実態把握が適時適切に実施できていない自治体が散見され、令和6年度報酬改定を受けた倒産・解雇等も生じたところであり、各自治体におかれては、経営改善計画の提出状況等の報告の機会等も活用し、積極的な経営状況の把握に努めていただきたい。その際、経済情勢や各業種の市場環境の変化による影響、生産活動に関する具体的な経営判断や取組などの把握にも努め、必要な範囲で適切な指導・助言を行うようお願いする。

また、令和6年10月に、A型事業所を廃止する際の留意点について改めて周知徹底を依頼するとともに、支給決定権者や都道府県労働局・ハローワークとの連携、A型事業所の経営に係る支援を依頼したところであり、引き続き、丁寧な対応をお願いする。

なお、物価高騰の影響により、事業所における生産活動は依然厳しい状況にあるとも考えられるため、1（6）の「重点地方交付金」による支援や、「工賃向上計画支援等事業」等の予算事業も活用し、積極的な支援策を講じられたい。

（2）障害者の就労支援に係る予算について【関連資料3】

① 工賃向上計画支援等事業

就労継続支援事業所で働く利用者の賃金・工賃の向上を図るため、各都

道府県におかれでは「工賃向上計画支援等事業」に取り組んでいただいているところであり、令和7年度予算案においては、令和6年度予算と同額となる5.8億円の予算を引き続き計上している。

また、令和6年度補正予算において、下記の事業を実施することとしているので、これらも有効に活用いただきたい。

- ・ 就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する「障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業」（予算額3.1億円）
- ・ 就労継続支援A型サービスについて、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する「就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業」（予算額2.9億円）
- ・ 就労継続支援サービスについて、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を支援する「障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業」（予算額3.2億円）

② 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

農福連携等の一層の推進を図るため、令和元年6月4日に農福連携等推進会議で決定された「農福連携等推進ビジョン」について、策定から5年が経過したことから、令和6年6月5日に同会議において、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200自治体以上とする目標を掲げる改訂を行っており、各自治体におかれても、自立支援協議会等の場を活用いただき、農福連携等の取組が更に広がるよう努めていただきたい。

「農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト」については、就労継続支援事業所等における農業、林業、水産業等と福祉の連携についての取組を推進するため、農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援している。令和7年度予算案において、伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助するためのメニューを新たに盛り込んでいる。

なお、令和6年度補正予算において、農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等を一括的に支援し、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野についても取組を広げる「農福連携プラス推進モデル事業」において予算額1.3億円を計上し、補助率10/10で実施することとしているので、積極的にご活用いただきたい。

また、厚生労働省も構成員として参加している「農福連携等応援コンソ

ーシアム」が主催する「ノウフク・アワード」において、農福連携に取り組む優れた事例を表彰しているため、農福連携等を推進するに当たり、こうした地域における取組等も参考にされたい。

【参考：ノウフク WEB】

<https://noufuku.jp/award/?archive=1>

③ 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

重度障害者等に対する就労支援として、令和2年10月から、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤や職場等における支援を実施する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を開始しており、令和6年7月31日時点では、226名が本事業を利用している。なお、実施している自治体は予定を含め102自治体である。

国の障害福祉計画に係る国的基本方針告示において、自治体は、重度障害者の就労支援に関する支援ニーズ等を把握することを明記しており、各自治体におかれては重度障害者の支援ニーズ等を踏まえた障害福祉計画を策定されていることと承知している。

本事業については、令和7年度予算案においても、令和6年度と同額の予算を計上しており、支援を必要としている方に着実に支援が行き渡るよう、各市区町村に重度障害者の就労支援ニーズに応じた事業実施を検討していくことが重要である。このため、各都道府県におかれては、各市区町村において本事業の実施に係る検討が適切に行われるよう、本事業の周知などに引き続きご協力いただきたい。

また、事業の利用に当たって必要な支援計画書の作成については、相談支援事業所の相談支援専門員等が支援した場合に、支援に要した費用を本事業から支出することが可能となっており、円滑な利用が図られるよう、こうした仕組みの活用や関係者への周知を進めていただきたい。

④ 障害者就業・生活支援センター事業の推進

障害者就業・生活支援センターの生活支援員を配置するため、障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）を実施しているところであるが、令和7年度予算案においても、引き続き所要額を盛り込んだところである。上限額についても、本年度と同水準（4,712千円）を確保する予定であり、各自治体におかれても、引き続き所要の予算確保をお願いする。

また、障害者雇用の進展等に伴い、職場定着の下支えとしての生活支援の必要性も一層増していることから、障害者就業・生活支援センター体制強化等事業（都道府県任意事業）の活用も積極的にご検討いただきたい。

⑤ 運営基準に合致していないことが疑われる障害者就労支援施設への対応について

例えば就労継続支援B型において、利用者の知識及び能力の向上のためには必要な訓練を実施していないなど、一部の障害者就労支援施設で運営基準に合致していないことが疑われる事案があると指摘を受けている。また、障害者就労支援施設をフランチャイズで募集する際に事実とは異なる内容の広告を出している事例があることについて指摘を受けているところ。

また、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 7」（令和7年1月24日）でお示ししたように、「就労移行支援体制加算」を本来の趣旨に反する形で算定し、訓練等給付を不適切な形で受給している事例等も見受けられる。

このような運営基準等に違反していることが疑われる事案を把握した場合は、速やかに実態調査を実施し、適切な対応を行っていただくとともに、厚生労働省にも積極的に情報提供いただくようお願いする。

なお、事実とは異なる内容の広告については、独占禁止法の「ぎまん的顧客誘引」に該当する可能性があるところ、独占禁止法違反に係る窓口は公正取引委員会ホームページや各ブロックに所在する同委員会の地方事務所・支所となるので、もし独占禁止法違反が疑われる事案を把握した場合は、適宜申告いただきたい。

（3）就労選択支援について【関連資料4】

令和7年10月より、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が施行される。

施行に伴い、令和7年10月から、就労継続支援B型は、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等のほか、「就労選択支援によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が対象となる。令和7年1月30日に開催した第145回障害者部会において、就労選択支援に関する事業の実施上の留意事項等について報告をしており、その内容をご確認いただきたい。

また、就労選択支援に係る関係政令・省令・告示や、事業の実施上の留意事項などを定めた通知等について、令和6年度内を目途に公布・発出することを予定しているので、ご承知おきいただきたい。

その際、就労選択支援の指定申請に係る申請書類等についてもお示しすることを予定している。改正法施行前においても就労選択支援に係る指定の手続を行うことができることとされているため、指定権者である都道府県・指定都市・中核市におかれでは、令和6年度内を目処に発出する通知等をご確認の上、順次指定事務の準備をお願いしたい。

また、就労選択支援の施行に伴う審査支払等システムの改修について、可能な限り速やかに改修に係る仕様書案を示す予定であるが、具体的な改修

事項としては、就労選択支援に係るサービス種類コードや支給決定コード、事業所における加算等の届出項目の追加及び実績記録票の新設を予定しており、請求明細書については既存の様式を使用する予定であるため、見積等のご参考としていただきたい。なお、改修に係る費用の一部を国が支援する予定であり、具体的な手続きは追ってお示しする。

加えて、令和6年度補正予算において「就労選択支援員養成研修等事業」（予算額0.7億円）を計上した。就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件（※）となるところ、令和7年度は、研修の質を担保する観点から、本事業において国が研修を実施することとしている。具体的には、令和7年6月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施することを予定している。具体的な実施時期や申込方法等は令和7年4月以降、順次、案内する予定としているため、ご留意いただきたい。（※経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者についても就労選択支援員とみなす。）。

なお、本事業においては、順次、就労選択支援の対象となる就労継続支援A型の新規利用者等への効果的な支援の実施方法等に関する課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成するモデル事業も併せて実施する予定であるため申し添える。

（4）障害者優先調達推進法について【関連資料5】

① 調達方針の作成について

障害者優先調達推進法において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という）を作成することとされている。

調達方針の作成率は、都道府県が100%である一方、市町村では95.2%（令和5年度末時点）である。調達方針の作成は法律上の義務であることから、例えば、地域に障害者就労施設等がない市町村や調達規模が大きくない市町村においても、市町村の実情に応じた調達方針の作成について、改めて徹底願いたい。

② 障害者就労施設等からの調達の促進について

令和5年度の調達額の合計は約235億円で前年度比6.1%増（13.53億円増）となり、国、都道府県、市町村のいずれも前年度の調達額を上回った。

国の基本方針において、調達方針の目標設定に当たっては、調達実績が前年度を上回ることとするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるよう設定するものとしているところ。各自治体においては、調達方針で定める目標を達成するため、個別具体的な対応策を講じ、障害者優先調達推進法に基づく取組を推進していただきたい。

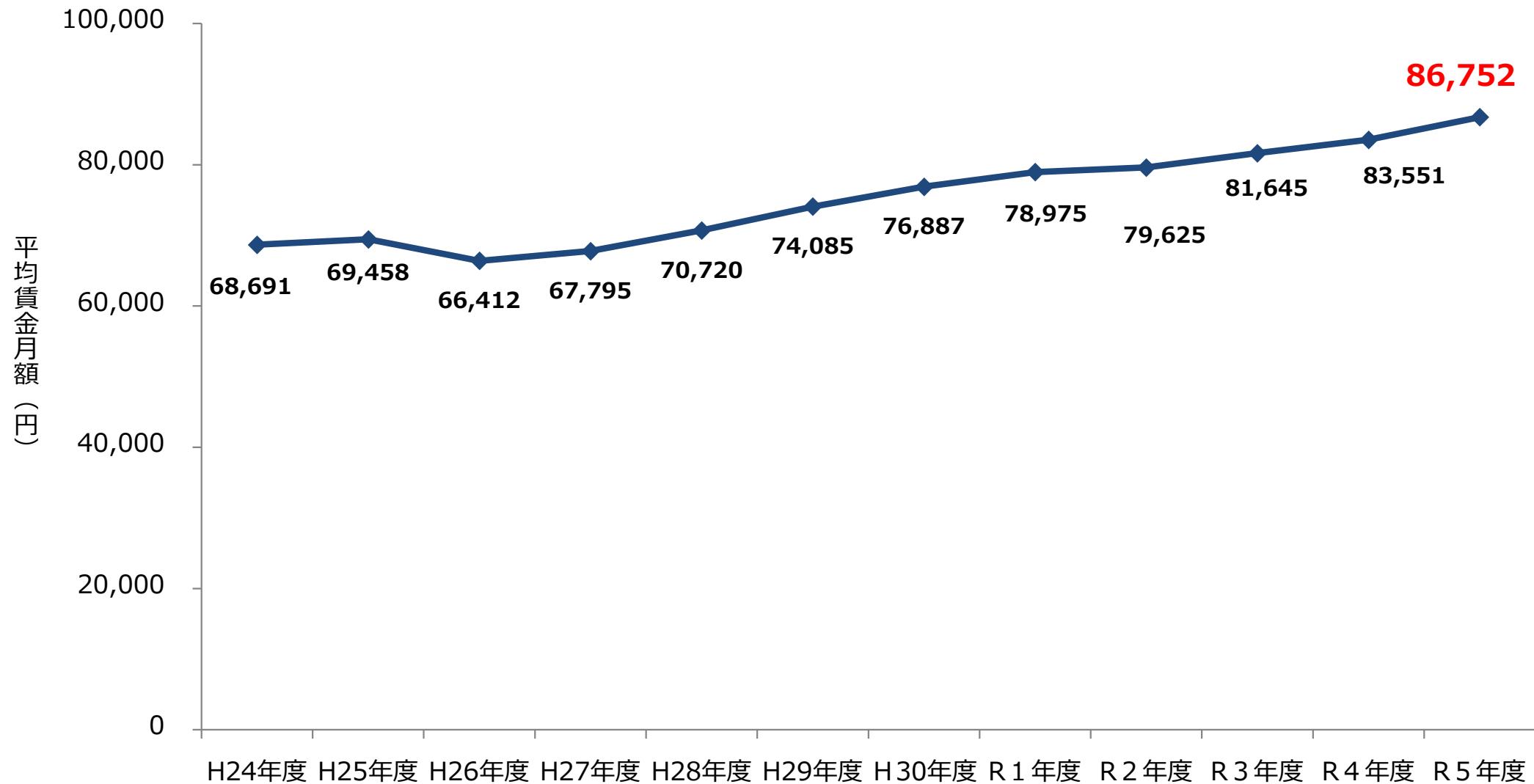
なお、障害者優先調達推進法が施行されてから今日に至るまで、調達機

関全体の調達額は年々増加しているが、個々の機関の取組状況を確認すると、調達額が年々減少している機関も散見されることから、例えば、2年連続で前年度の実績を下回った機関等に対し、状況調査を行っているところ。

令和7年度予算案においても、引き続き、「共同受注窓口の機能強化事業（工賃向上計画支援等事業）」に必要な経費を計上しているので、各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただきたい。

③ 障害者優先調達推進法に基づく、調達のためのチェックリストの提供について

障害者就労支援施設等からの調達に当たり、適切な調達を進めていただくため、優先調達法に該当する施設の定義や要件に該当しているか等の確認点を記載したチェックリストを厚生労働省にて作成し、自治体の皆様にも配布しており、適宜活用いただきたい。



就労継続支援 A型 都道府県別平均賃金月額

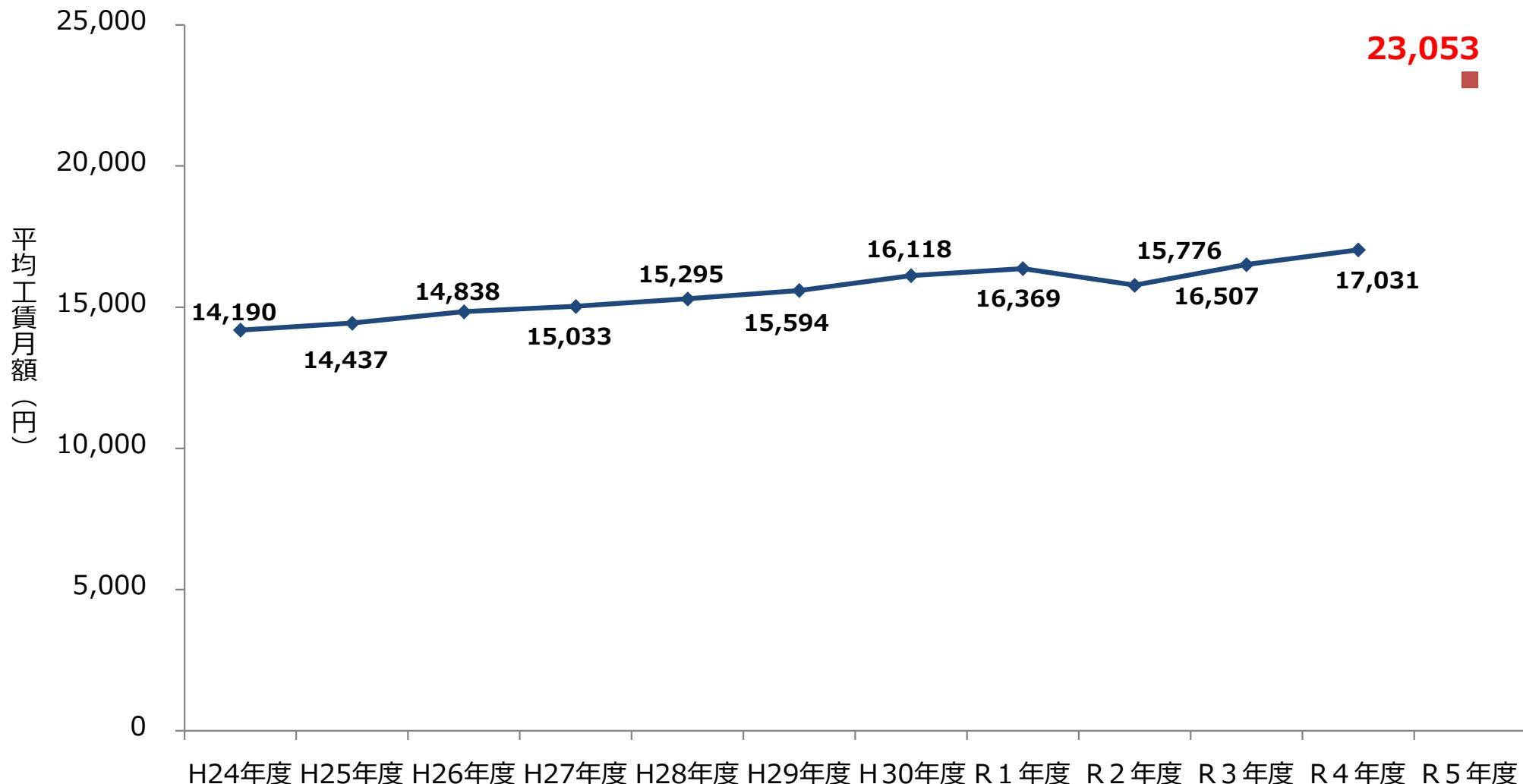
(単位:円)

都道府県	令和4年度	令和5年度	前年度比
北海道	81,779	87,766	107.32%
青森県	74,085	76,407	103.13%
岩手県	87,351	88,630	101.46%
宮城県	79,450	81,276	102.30%
秋田県	71,627	76,997	107.50%
山形県	83,023	88,005	106.00%
福島県	78,892	81,220	102.95%
茨城県	82,528	85,056	103.06%
栃木県	75,841	78,788	103.89%
群馬県	77,311	79,546	102.89%
埼玉県	80,440	85,331	106.08%
千葉県	78,090	78,197	100.14%
東京都	103,286	106,498	103.11%
神奈川県	92,140	94,395	102.45%
新潟県	78,241	80,963	103.48%
富山県	76,263	80,054	104.97%
石川県	79,271	82,036	103.49%
福井県	92,936	95,522	102.78%
山梨県	77,387	81,021	104.70%
長野県	87,055	89,781	103.13%
岐阜県	81,581	87,120	106.79%
静岡県	81,776	85,647	104.73%
愛知県	84,031	85,738	102.03%
三重県	80,238	83,539	104.11%

都道府県	令和4年度	令和5年度	前年度比
滋賀県	85,993	88,765	103.22%
京都府	91,972	93,031	101.15%
大阪府	85,064	89,367	105.06%
兵庫県	87,110	89,142	102.33%
奈良県	80,340	84,547	105.24%
和歌山県	96,162	99,352	103.32%
鳥取県	86,712	87,917	101.39%
島根県	100,019	103,724	103.70%
岡山県	86,789	90,284	104.03%
広島県	98,059	102,410	104.44%
山口県	84,193	85,179	101.17%
徳島県	77,311	79,381	102.68%
香川県	78,019	78,611	100.76%
愛媛県	76,853	80,860	105.21%
高知県	92,696	99,123	106.93%
福岡県	82,305	85,333	103.68%
佐賀県	89,286	91,708	102.71%
長崎県	94,909	96,744	101.93%
熊本県	79,220	83,220	105.05%
大分県	92,843	95,511	102.87%
宮崎県	68,407	74,967	109.59%
鹿児島県	77,153	80,117	103.84%
沖縄県	75,101	78,438	104.44%
全国平均	83,551	86,752	103.83%

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

就労継続支援 B型事業所における平均工賃月額の推移



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援 B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）。

就労継続支援 B型 都道府県別平均工賃月額

都道府県	令和4年度	令和5年度
北海道	19,932	26,675
青森県	15,686	20,979
岩手県	19,949	25,388
宮城県	18,169	22,973
秋田県	16,433	20,150
山形県	14,037	18,094
福島県	15,993	20,675
茨城県	15,726	19,882
栃木県	18,292	22,574
群馬県	18,079	22,934
埼玉県	15,024	20,287
千葉県	15,371	20,932
東京都	16,320	23,534
神奈川県	15,795	21,661
新潟県	15,882	20,715
富山県	17,735	22,589
石川県	16,419	23,060
福井県	22,211	28,206
山梨県	19,181	25,847
長野県	16,930	23,301
岐阜県	17,496	22,309
静岡県	16,866	21,713
愛知県	18,174	24,766
三重県	17,696	22,722

(単位：円)

都道府県	令和4年度	令和5年度
滋賀県	18,373	24,903
京都府	17,235	23,353
大阪府	13,681	18,176
兵庫県	14,914	19,140
奈良県	18,056	24,696
和歌山県	17,935	23,320
鳥取県	20,378	27,345
島根県	20,141	27,704
岡山県	15,264	20,066
広島県	18,005	24,489
山口県	19,779	26,558
徳島県	22,361	29,312
香川県	17,371	22,688
愛媛県	17,112	22,583
高知県	20,969	27,869
福岡県	15,607	21,393
佐賀県	19,855	24,675
長崎県	19,341	25,144
熊本県	16,296	21,108
大分県	20,145	25,475
宮崎県	20,459	27,065
鹿児島県	18,003	26,352
沖縄県	16,372	20,873
全国平均	17,031	23,053

※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

- 就労継続支援A型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている（注）事業所は3,880事業所のうち1,453事業所（37.4%）

（注）就労継続支援A型事業所については、平成29年度から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）第192条第2項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」こととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

また、令和6年度報酬改定では、就労継続支援A型事業所の質の確保・向上を図るため、従来より指定基準において求めていたことに関して、生産活動収支が賃金総額を上回った場合を高く評価するとともに、下回った場合に厳しくする等の見直しを行った。

【生産活動の経営状況】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,651	3,880	1,453	37.4%
(4,472)	(3,715)	(1,882)	(50.7%)

※1 令和6年3月末日時点

※2 () 内に前年度の状況（令和5年3月末時点）を記載

※3 指定基準を満たしていない事業所（1,453）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は1,345事業所（提出率92.6%）

※4 指定基準を満たしていない事業所（1,453）のうち、令和5年3月末時点も指定基準を満たしていない事業所は1,089事業所（74.9%）

【都道府県別】就労継続支援 A型における生産活動の経営改善状況（令和6年3月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所 (②/①)	③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)			④経営改善計画提出済事業所 (④/③)	
			(③/②)	(④/③)			
北海道	113	107	94.7%	45	42.1%	35	77.8%
青森県	39	4	10.3%	4	100.0%	4	100.0%
岩手県	31	27	87.1%	13	48.1%	11	84.6%
宮城県	32	28	87.5%	9	32.1%	9	100.0%
秋田県	13	13	100.0%	8	61.5%	8	100.0%
山形県	23	20	87.0%	7	35.0%	7	100.0%
福島県	18	17	94.4%	5	29.4%	4	80.0%
茨城県	104	47	45.2%	8	17.0%	8	100.0%
栃木県	82	51	62.2%	26	51.0%	26	100.0%
群馬県	39	34	87.2%	12	35.3%	12	100.0%
埼玉県	54	48	88.9%	9	18.8%	9	100.0%
千葉県	105	89	84.8%	13	14.6%	13	100.0%
東京都	79	77	97.5%	10	13.0%	10	100.0%
神奈川県	35	29	82.9%	6	20.7%	6	100.0%
新潟県	30	25	83.3%	8	32.0%	8	100.0%
富山県	30	27	90.0%	22	81.5%	22	100.0%
石川県	31	30	96.8%	15	50.0%	15	100.0%
福井県	42	41	97.6%	21	51.2%	21	100.0%
山梨県	17	17	100.0%	3	17.6%	3	100.0%
長野県	46	31	67.4%	10	32.3%	8	80.0%
岐阜県	89	84	94.4%	22	26.2%	22	100.0%
静岡県	86	64	74.4%	19	29.7%	19	100.0%
愛知県	104	63	60.6%	63	100.0%	63	100.0%
三重県	85	50	58.8%	17	34.0%	15	88.2%

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所 (②/①)	③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)			④経営改善計画提出済事業所 (④/③)	
			(③/②)	(④/③)			
滋賀県	41	20	48.8%	2	10.0%	0	0.0%
京都府	37	37	100.0%	8	21.6%	8	100.0%
大阪府	106	86	81.1%	41	47.7%	34	82.9%
兵庫県	73	42	57.5%	20	47.6%	15	75.0%
奈良県	40	31	77.5%	19	61.3%	19	100.0%
和歌山県	36	31	86.1%	12	38.7%	12	100.0%
鳥取県	24	20	83.3%	1	5.0%	0	0.0%
島根県	21	17	81.0%	5	29.4%	5	100.0%
岡山県	32	32	100.0%	6	18.8%	6	100.0%
広島県	23	22	95.7%	2	9.1%	2	100.0%
山口県	38	31	81.6%	9	29.0%	9	100.0%
徳島県	32	30	93.8%	5	16.7%	5	100.0%
香川県	17	14	82.4%	3	21.4%	3	100.0%
愛媛県	33	32	97.0%	13	40.6%	13	100.0%
高知県	8	8	100.0%	1	12.5%	1	100.0%
福岡県	173	106	61.3%	50	47.2%	47	94.0%
佐賀県	57	49	86.0%	20	40.8%	19	95.0%
長崎県	36	35	97.2%	8	22.9%	8	100.0%
熊本県	109	102	93.6%	47	46.1%	47	100.0%
大分県	42	40	95.2%	16	40.0%	16	100.0%
宮崎県	27	27	100.0%	8	29.6%	8	100.0%
鹿児島県	57	47	82.5%	17	36.2%	14	82.4%
沖縄県	80	66	82.5%	26	39.4%	26	100.0%
合計	2,469	1,948	78.9%	714	36.7%	675	94.5%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月末満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

【指定都市別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況（令和6年3月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所	③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支く利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所		
			(②/①)	(③/②)	(④/③)	(④/③)	
札幌市	128	106	82.8%	53	50.0%	50	94.3%
仙台市	31	28	90.3%	15	53.6%	14	93.3%
さいたま市	29	26	89.7%	11	42.3%	11	100.0%
千葉市	23	21	91.3%	2	9.5%	2	100.0%
横浜市	31	27	87.1%	11	40.7%	0	0.0%
川崎市	21	21	100.0%	7	33.3%	7	100.0%
相模原市	15	14	93.3%	3	21.4%	3	100.0%
新潟市	26	24	92.3%	14	58.3%	14	100.0%
静岡市	32	29	90.6%	3	10.3%	3	100.0%
浜松市	32	32	100.0%	9	28.1%	9	100.0%
名古屋市	137	129	94.2%	76	58.9%	76	100.0%
京都市	62	62	100.0%	27	43.5%	27	100.0%
大阪市	241	178	73.9%	88	49.4%	59	67.0%
堺市	23	20	87.0%	3	15.0%	3	100.0%
神戸市	55	48	87.3%	6	12.5%	6	100.0%
岡山市	61	59	96.7%	28	47.5%	28	100.0%
広島市	42	38	90.5%	16	42.1%	16	100.0%
北九州市	48	46	95.8%	16	34.8%	16	100.0%
福岡市	98	82	83.7%	10	12.2%	10	100.0%
熊本市	55	54	98.2%	14	25.9%	13	92.9%
合計	1,190	1,044	87.7%	412	39.5%	367	89.1%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月末満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

【中核市別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況（令和6年3月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所 (②/①)	③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所 (④/③)	
			(③/②)	(④/③)	(③/②)	(④/③)
函館市	5	5 100.0%	1 20.0%	0 0.0%		
旭川市	9	7 77.8%	1 14.3%	0 0.0%		
青森市	23	19 82.6%	8 42.1%	8 100.0%		
八戸市	19	19 100.0%	5 26.3%	5 100.0%		
盛岡市	17	17 100.0%	6 35.3%	6 100.0%		
秋田市	10	8 80.0%	5 62.5%	5 100.0%		
山形市	7	6 85.7%	4 66.7%	4 100.0%		
福島市	7	6 85.7%	2 33.3%	2 100.0%		
郡山市	7	7 100.0%	4 57.1%	4 100.0%		
いわき市	6	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%		
水戸市	19	9 47.4%	4 44.4%	3 75.0%		
宇都宮市	32	32 100.0%	9 28.1%	9 100.0%		
前橋市	6	5 83.3%	3 60.0%	3 100.0%		
高崎市	9	8 88.9%	3 37.5%	3 100.0%		
川越市	12	12 100.0%	6 50.0%	6 100.0%		
川口市	14	14 100.0%	2 14.3%	2 100.0%		
越谷市	14	14 100.0%	4 28.6%	4 100.0%		
船橋市	15	13 86.7%	7 53.8%	7 100.0%		
柏市	9	8 88.9%	4 50.0%	3 75.0%		
八王子市	10	10 100.0%	2 20.0%	0 0.0%		
横須賀市	4	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%		
富山市	35	33 94.3%	20 60.6%	20 100.0%		
金沢市	25	25 100.0%	16 64.0%	16 100.0%		
福井市	19	19 100.0%	9 47.4%	8 88.9%		
甲府市	6	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%		
長野市	16	5 31.3%	3 60.0%	3 100.0%		
松本市	13	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%		
岐阜市	42	39 92.9%	19 48.7%	19 100.0%		
豊橋市	15	12 80.0%	4 33.3%	4 100.0%		
岡崎市	11	10 90.9%	8 80.0%	8 100.0%		
豊田市	13	11 84.6%	5 45.5%	5 100.0%		
一宮市	15	11 73.3%	4 36.4%	4 100.0%		

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所 (②/①)	③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所 (④/③)	
			(③/②)	(④/③)	(③/②)	(④/③)
大津市	5	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
豊中市	5	5 100.0%	3 60.0%	2 66.7%	2 66.7%	2 66.7%
高槻市	6	6 100.0%	1 16.7%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%
枚方市	12	12 100.0%	5 41.7%	5 100.0%	5 100.0%	5 100.0%
八尾市	18	18 100.0%	9 50.0%	2 22.2%	2 22.2%	2 22.2%
寝屋川市	5	4 80.0%	3 75.0%	2 66.7%	2 66.7%	2 66.7%
東大阪市	18	16 88.9%	8 50.0%	8 100.0%	8 100.0%	8 100.0%
吹田市	8	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
姫路市	16	15 93.8%	2 13.3%	2 100.0%	2 100.0%	2 100.0%
尼崎市	21	16 76.2%	15 93.8%	14 93.3%	14 93.3%	14 93.3%
明石市	16	16 100.0%	5 31.3%	5 100.0%	5 100.0%	5 100.0%
西宮市	17	16 94.1%	7 43.8%	7 100.0%	7 100.0%	7 100.0%
奈良市	17	16 94.1%	6 37.5%	6 100.0%	6 100.0%	6 100.0%
和歌山市	19	19 100.0%	8 42.1%	8 100.0%	8 100.0%	8 100.0%
鳥取市	13	12 92.3%	1 8.3%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%
松江市	12	12 100.0%	3 25.0%	2 66.7%	2 66.7%	2 66.7%
倉敷市	26	26 100.0%	12 46.2%	10 83.3%	10 83.3%	10 83.3%
吳市	7	7 100.0%	2 28.6%	2 100.0%	2 100.0%	2 100.0%
福山市	16	16 100.0%	4 25.0%	4 100.0%	4 100.0%	4 100.0%
下関市	8	6 75.0%	3 50.0%	3 100.0%	3 100.0%	3 100.0%
高松市	15	14 93.3%	2 14.3%	2 100.0%	2 100.0%	2 100.0%
松山市	46	46 100.0%	2 4.3%	2 100.0%	2 100.0%	2 100.0%
高知市	16	16 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
久留米市	32	31 96.9%	20 64.5%	19 95.0%	19 95.0%	19 95.0%
長崎市	17	17 100.0%	2 11.8%	2 100.0%	2 100.0%	2 100.0%
佐世保市	11	11 100.0%	7 63.6%	7 100.0%	7 100.0%	7 100.0%
大分市	36	30 83.3%	7 23.3%	7 100.0%	7 100.0%	7 100.0%
宮崎市	32	24 75.0%	9 37.5%	9 100.0%	9 100.0%	9 100.0%
鹿児島市	29	29 100.0%	6 20.7%	6 100.0%	6 100.0%	6 100.0%
那覇市	29	21 72.4%	7 33.3%	4 57.1%	4 57.1%	4 57.1%
合計	992	888 89.5%	327 36.8%	303 92.7%		

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月末満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

令和6年10月28日付け事務連絡「A型事業所廃止等に係る対応の留意事項等について」

A型事業所の廃止等に係る対応の留意事項として、以下の内容について、自治体宛に依頼

1. 事業者責務の更なる徹底

- ・平成29年7月28日付け事務連絡「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」において示した、利用者の利用調整等の指定障害福祉サービス事業者の責務について改めて周知・徹底すること。

2. 利用者の受入先調整に係る指定権者と支給決定権者による連携した支援

- ・都道府県知事・市町村長の役割として、指定障害福祉サービス事業者等の関係者相互間の連絡調整、助言、その他の援助ができる旨が障害者総合支援法で規定されていることも踏まえ、指定権者に対して、勧告や命令といった措置を講じつつ、関係機関等と協力して利用者の受入先の調整に努めること。
- ・サービス利用者の居住地の市町村（支給決定権者）は、指定権者や相談支援事業者、障害者就業・生活支援センター等と連携して、利用者が希望に応じたサービスが受けられるよう、支援を行うこと。

3. 都道府県労働局及び公共職業安定所との連携

- ・公共職業安定所が、A型事業所の廃止に伴い離職を余儀なくされた障害者を把握し、適切な再就職支援を迅速かつ漏れなく実施できるよう、指定権者は、廃止届を受理し次第、都道府県労働局や公共職業安定所に情報提供するなど、公共職業安定所による支援に協力すること。

4. A型事業所の経営に係る引き続きの支援

- ・A型事業所の経営改善・安定的経営につながるよう、積極的なアウトリーチ支援に取り組むこと。
- ・A型事業所から提出された「経営改善計画書」の内容やその後の経営状況等の確認を徹底するとともに、一定期間経過後にも、計画の実行状況と経営改善状況の把握や、必要な指導や支援を実施すること。
- ・工賃向上計画支援等事業、障害者優先調達推進法、よろず支援拠点等の支援制度を活用・周知をすること。

工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算案 5.8億円 (5.8億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労継続支援事業は、利用者の経済的自立を促す観点から、指定基準において、賃金（工賃）の水準を高めることとされており、令和6年度報酬改定において、A型事業所は生産活動収支が賃金総額を上回る場合には加点、下回る場合は減点とし、B型事業所については、平均工賃月額が高い区分について報酬単価の引き上げを行うといった見直しを行った。
- 賃金（工賃）向上に向けた経営改善を図るために、正しい就労支援事業会計の理解に基づいた目標設定（黒字化するための生産高の把握）や事業計画の立案、生産活動内容及び原価等の見直し、作業工程の改善等を行うことが重要となる。
- 都道府県において、事業所に対して就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口設置等にかかる費用について補助を行う。

2 事業の概要

(1) 基本事業(補助率:1/2)

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3.事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

4.販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

5.就労支援事業会計の管理・経営改善支援事業

- 事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた会計士等の就労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会計に関する相談窓口の設置等の実施

②在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

(2) 特別事業(補助率:1/2)

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援
- 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進
- 農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援

3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県

◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設における経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
 - 障害者就労施設における、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、ICT機器や工作機械・治具、その他効率化するために必要となる機械の導入。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市

補助事業者：社会福祉法人等の民間団体

負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業者1/4



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、ICT機器等の作業の効率化を図る機器の導入を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

① 施策の目的

就労継続支援A型サービスについて、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

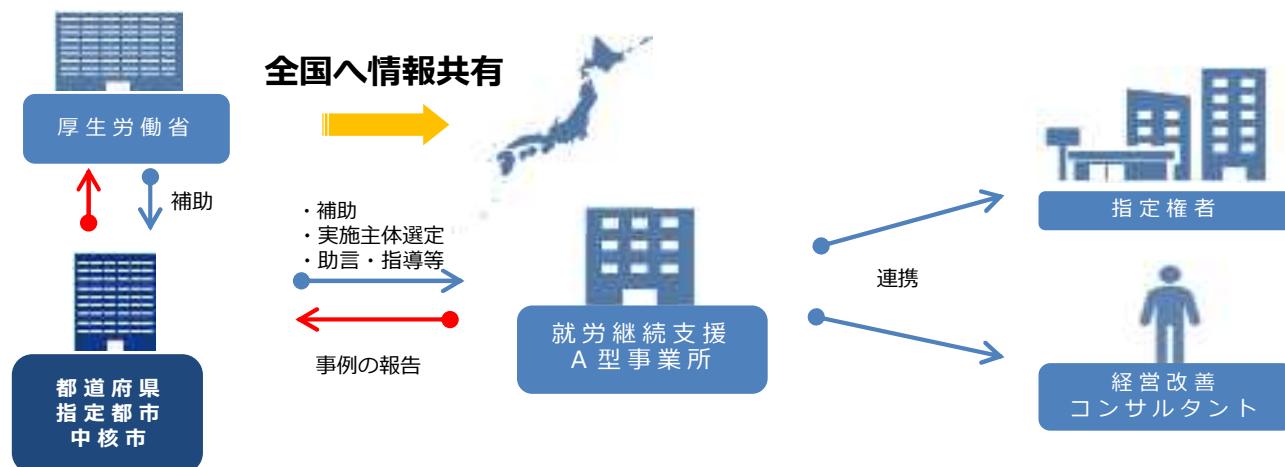
直近の生産活動収支が赤字であるA型事業所に対して、生産設備の導入に加え、指定権者である自治体との連携や経営改善コンサルタントによる各種分析・業務開拓等を併せて実施することにより、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し、横展開するモデル事業を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市

補助事業者：社会福祉法人等の民間団体

負担割合：国10／10



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

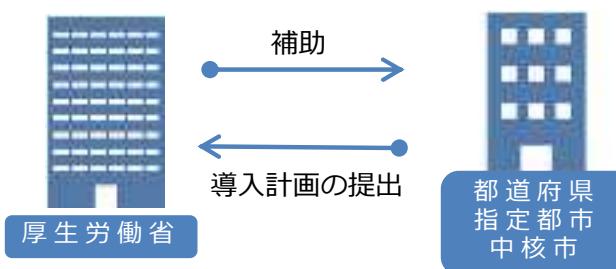
③ 施策の概要

- 障害者就労施設の経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
 - 障害者就労施設に実効性のある経営改善計画の策定等に向けて、都道府県等において、
 - 事業所に対する就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口の設置
 - 事業所から提出される指定申請や事業計画書について経営面から精査・助言する専門家の活用を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市

負担割合 : 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、経営改善に向けた相談窓口の設置等を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト (工賃向上計画支援等事業特別事業)

令和7年度当初予算案 2.1億円 (2.1億円) ※()内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等 農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチングから事業実施までの支援

伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

＜事業のスキーム＞

厚生労働省

補助

補助率:1/2

都道府県

農福連携マルシェの開催

※委託による実施可

専門家の派遣等の支援等

※委託による実施可

障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



① 施策の目的

- 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等を一括的に支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野についても取組を広げる。

② 対策の柱との関係

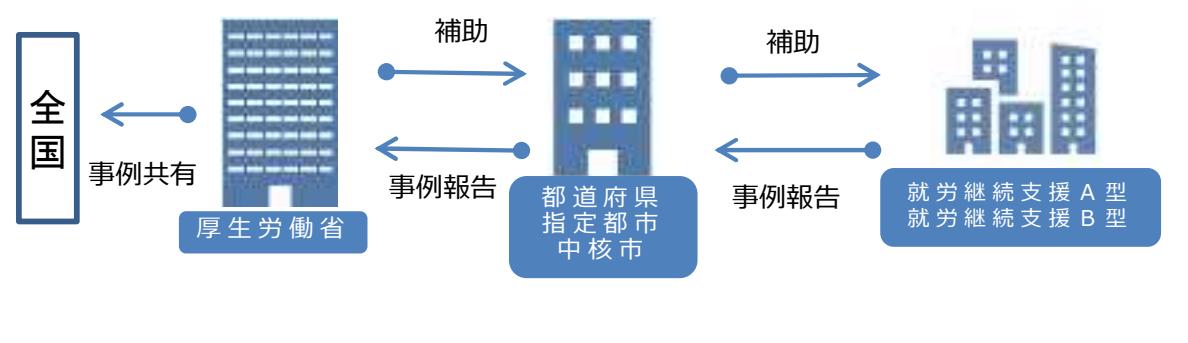
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、農福連携等に取り組む障害者就労施設に対して、マッチング、立ち上げ支援(機器等導入・初期運用支援)に係る費用を一括的に支援するとともに、コーディネーターが伴走することで、より効果的な事業実施・検証・事例報告までを一貫して通貫したモデル事業を行う。
- モデル事例の報告を受け、全国へ事例の共有を行い、農業以外の分野も含めた障害者の就労支援の取組を推進する。
- ※ この事業の実施に限り、農林水産省の補助金は活用できないスキームとする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市
補助事業者：社会福祉法人等の民間団体
負担割合：国10／10



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等の一括的な支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野においても農福連携の取組を広げる。

I 農福連携等が実現を図る社会

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組

農福連携の更なる推進には、「知られていない」「踏み出し�にくい」「広がっていかない」といった課題に加えて、地域ごとの状況(農繁閑期の農業と福祉の需給ギャップ等)に応じたマッチング等の現場で生じている課題に的確に対応していく必要

地域に生きる一人ひとりの社会参画を図るため、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者にも対象を広げ、また、林業、水産業と福祉の連携に広げていくことも重要

農福連携等を通じて、全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に貢献

改正食料・農業・農村基本法に農福連携が位置づけられたことも踏まえ、本ビジョンに掲げられた取組を官民挙げて実践

II 農福連携等の意義

1 社会的に支援が必要な者にとっての意義

- ・個々の特性に合った農作業により、賃金・工賃の向上、職業能力の開発・向上等も期待でき、社会的に支援が必要な者の就労・社会参画支援や立ち直り支援に貢献
- ・コロナ禍を通じて、孤独・孤立や生活困窮の問題に直面する者の存在が浮き彫りとなる中で、地域全体で働きづらさや生きづらさを感じている者を支援することが必要

2 農業経営体等と農村にとっての意義

- ・今後、農村地域で人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中で、多様な人々の活躍を通じた地域農業の振興や地域共同活動の継続が重要
- ・農作業の見える化・標準化や働き手の確保による農業経営へのプラス効果が期待

3 企業や消費者にとっての意義

- ・農福連携等の商品の販売・消費等を通じた企業価値の向上や新たな需要の創出

III 農福連携等の現状と課題

①認知度の向上②取組のきっかけと定着③取組の拡大と成長の分野ごとに取り組んできたが、以下の課題への対応が必要

- ・農福連携等に関する地域ごとの課題を地域内で共有・相談・解決できる場の創出
- ・障害者等が働きやすいソフト・ハードの環境整備
- ・農業の担い手や新規就農者の農福連携等に取り組む意欲の喚起
- ・企業、消費者などターゲット別のプロモーション
- ・地域内外の多様な連携により、販路の開拓や付加価値の向上
- ・地方公共団体、農業団体、福祉団体、経済団体等の協力促進

IV 農福連携等の推進に向けた新たなアクション

※ 令和12(2030)年度までの目標

農福連携等に取り組む主体数を12,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標とする*

1 地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～

○ 地域単位での仕組みづくり

- ・都道府県段階での農業と福祉のマッチングを支援
- ・関係省庁が連携して、地域協議会や伴走型コーディネーターによる支援などの活動を通じて、地域単位での農福連携の推進体制づくりを後押し

○ 障害者等が働きやすい環境の整備

- ・生産施設等の整備、障害者等の農業技術の習得等を支援
- ・農業法人等への障害者の就職等の推進と実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートするスマート農業技術等の活用

○ 地域における多様な連携の推進や専門人材の育成と活躍の場の確保

- ・ノウフクJASの認証取得を推進
- ・障害者就労施設等と企業との連携によるノウフク商品のブランド化
- ・福祉事業所や障害者等の地域共同活動への参画促進に向けた事例収集・横展開
- ・マッチングを行うコーディネーターや農福連携技術支援者等の育成と活動支援

2 未来に広げる～未来の担い手の育成と新たな価値の発信～

○ 農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成

- ・農業の担い手に対するセミナー等を通じて、農福連携等の意義や効果を普及
- ・特別支援学校における実技・実習に農業者が協力・支援を行うよう働きかけ

○ 新たな価値の発信とユニバーサルな取組への進化

- ・11月29日を「ノウフクの日」に設定し、関係団体・企業等が連携した普及啓発を推進
- ・農福連携等応援コンソーシアム会員が連携して商品開発等を行う仕組みを構築
- ・エシカル消費に関心のある若年層向けにSNS等による情報発信

3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

○ ユニバーサル農園※の普及・拡大

※ 世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る農園

- ・ユニバーサル農園の事例やノウハウを取りまとめて普及
- ・農業での就労を目的としたユニバーサル農園の開設や施設等の整備を支援

○ 社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進

- ・ハローワーク等の関係機関が連携し、農業分野での障害者等の雇用を促進
- ・犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた農業実習等を推進

○ 林福連携・水福連携の推進

- ・林業及び水産業において、傾斜地、海上等の特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算案 7.7億円 (7.7億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】

これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

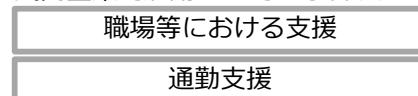
※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

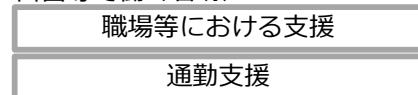
3 スキーム

＜連携のイメージ＞

A 民間企業で雇用されている者 ※1



B 自営等で働く者 ※2



※ 1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。

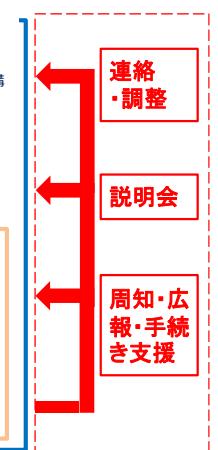
※ 2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）

③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

＜事業スキーム＞

民間企業で雇用されている場合



拡充

4 実施主体等

◆ 実施主体：市区町村

◆ 補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業内示自治体 (令和6年度)

都道府県	自治体数	市区町村名	都道府県	自治体数	市区町村名
北海道	3	札幌市 函館市 北見市	滋賀県	3	草津市 野洲市 彦根市
青森県	0	—	京都府	4	京都市 亀岡市 長岡京市 南丹市
岩手県	0	—	大阪府	12	大阪市 堺市 豊中市 吹田市 箕面市 高槻市 枚方市 東大阪市 泉大津市 池田市 和泉市 富田林市
宮城県	1	仙台市	兵庫県	6	神戸市 姫路市 伊丹市 加古川市 淡路市 播磨町
秋田県	0	—	奈良県	1	奈良市
山形県	3	鶴岡市 長井市 西川町	和歌山県	1	和歌山市
福島県	1	郡山市	鳥取県	1	境港市
茨城県	2	つくば市 水戸市	島根県	1	松江市
栃木県	1	宇都宮市	岡山県	2	岡山市 備前市
群馬県	0	—	広島県	1	広島市
埼玉県	3	さいたま市 桶川市 鶴ヶ島市	山口県	2	下関市 宇部市
千葉県	4	千葉市 船橋市 浦安市 佐倉市	徳島県	1	徳島市
東京都	17	港区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 世田谷区 中野区 杉並区 北区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 国分寺市 稲城市	香川県	3	観音寺市 坂出市 三木町
神奈川県	3	横浜市 川崎市 藤沢市	愛媛県	0	—
新潟県	1	新潟市	高知県	1	高知市
富山県	0	—	福岡県	4	北九州市 福岡市 筑前町 岡垣町
石川県	0	—	佐賀県	0	—
福井県	1	鯖江市	長崎県	0	—
山梨県	0	—	熊本県	1	熊本市
長野県	2	長野市 上田市	大分県	3	大分市 別府市 由布市
岐阜県	4	岐阜市 高山市 岐南市 大垣市	宮崎県	1	宮崎市
静岡県	3	静岡市 浜松市 伊豆市	鹿児島県	0	—
愛知県	3	名古屋市 安城市 小牧市	沖縄県	1	南風原町
三重県	1	四日市市	合計	102	実施要綱作成済：89自治体 実施準備中：13自治体

【凡例】太字：実施要綱作成済 細字：要綱等整備中 赤字：指定都市・東京23区 青字：中核市（令和6年7月31日時点）

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和6年7月31日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
1	北海道	札幌市	23	11	12	16	7	0
2		函館市	0	0	0	0	0	0
3		北見市	2	0	2	0	2	0
4	宮城県	仙台市	1	1	0	0	1	0
5	山形県	鶴岡市	0	0	0	0	0	0
6		長井市	1	1	0	1	0	0
7		西川町	1	1	0	0	1	0
8	福島県	郡山市	0	0	0	0	0	0
9	茨城県	水戸市	2	1	1	2	0	0
10		つくば市	2	1	1	2	0	0
11	栃木県	宇都宮市	10	0	10	2	8	0
12	埼玉県	さいたま市	9	8	1	9	0	0
13		桶川市	0	0	0	0	0	0
14		鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0
15	千葉県	千葉市	2	2	0	2	0	0
16		船橋市	1	1	0	1	0	0
17		浦安市	1	1	0	1	0	0
18		佐倉市	0	0	0	0	0	0
19	東京都	港区	0	0	0	0	0	0
20		文京区	3	0	3	0	3	0
21		台東区	0	0	0	0	0	0
22		墨田区	0	0	0	0	0	0
23		江東区	2	0	2	1	1	0
24		品川区	0	0	0	0	0	0
25		目黒区	1	1	0	0	1	0
26		世田谷区	5	4	1	3	2	0
27		中野区	1	1	0	1	0	0
28		杉並区	7	4	3	2	5	0
29		北区	3	0	3	1	2	0
30		練馬区	0	0	0	0	0	0
31		足立区	2	0	2	0	2	0
32		葛飾区	1	0	1	0	1	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和6年7月31日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
33	東京都	江戸川区	4	2	2	3	1	0
34		国分寺市	0	0	0	0	0	0
35		稻城市	0	0	0	0	0	0
36	神奈川県	横浜市	1	1	0	1	0	0
37		川崎市	3	1	2	1	2	0
38		藤沢市	0	0	0	0	0	0
39	新潟県	新潟市	1	0	1	1	0	0
40	福井県	鯖江市	1	1	0	1	0	0
41	長野県	長野市	0	0	0	0	0	0
42		上田市	1	0	1	1	0	0
43	岐阜県	岐阜市	3	0	3	3	0	0
44		岐南市	0	0	0	0	0	0
45		大垣市	0	0	0	0	0	0
46		高山市	1	0	1	0	1	0
47	静岡県	静岡市	2	0	2	1	1	0
48		浜松市	0	0	0	0	0	0
49		伊豆市	1	1	0	1	0	0
50	愛知県	名古屋市	3	0	3	1	2	0
51		安城市	1	0	1	1	0	0
52		小牧市	0	0	0	0	0	0
53	三重県	四日市市	2	2	0	2	0	0
54	滋賀県	草津市	1	1	0	1	0	0
55		野洲市	0	0	0	0	0	0
56		彦根市	1	1	0	1	0	0
57	京都府	京都市	19	11	8	11	8	0
58		亀岡市	0	0	0	0	0	0
59		長岡京市	2	0	2	0	2	0
60		南丹市	0	0	0	0	0	0
61	大阪府	大阪市	45	31	14	36	9	0
62		堺市	4	1	3	0	4	0
63		豊中市	2	0	2	1	1	0
64		吹田市	0	0	149	0	0	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和6年7月31日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
65	大阪府	高槻市	0	0	0	0	0	0
66		枚方市	1	0	1	1	0	0
67		東大阪市	1	0	1	0	1	0
68		泉大津市	3	2	1	3	0	0
69		和泉市	0	0	0	0	0	0
70		箕面市	1	1	0	1	0	0
71		富田林市	0	0	0	0	0	0
72		池田市	0	0	0	0	0	0
73	兵庫県	神戸市	13	4	9	3	10	0
74		姫路市	1	1	0	1	0	0
75		伊丹市	1	0	1	1	0	0
76		加古川市	2	1	1	2	0	0
77		淡路市	0	0	0	0	0	0
78		播磨町	0	0	0	0	0	0
79	奈良県	奈良市	0	0	0	0	0	0
80	和歌山県	和歌山市	0	0	0	0	0	0
81	鳥取県	境港市	1	1	0	1	0	0
82	島根県	松江市	2	1	1	2	0	0
83	岡山県	岡山市	0	0	0	0	0	0
84		備前市	0	0	0	0	0	0
85	広島県	広島市	3	1	2	3	0	0
86	山口県	下関市	2	1	1	2	0	0
87		宇部市	0	0	0	0	0	0
88	徳島県	徳島市	0	0	0	0	0	0
89	香川県	観音寺市	2	0	2	2	0	0
90		坂出市	0	0	0	0	0	0
91		三木町	0	0	0	0	0	0
92	高知県	高知市	0	0	0	0	0	0
93	福岡県	北九州市	3	1	2	3	0	0
94		福岡市	0	0	0	0	0	0
95		筑前町	1	1	0	1	0	0
96		岡垣町	0	0	0	0	0	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和6年7月31日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
97	熊本県	熊本市	2	2	0	2	0	0
98		大分市	2	2	0	0	2	0
99		別府市	5	3	2	3	2	0
100		由布市	1	0	1	0	1	0
101	宮崎県	宮崎市	1	1	0	1	0	0
102	沖縄県	南風原町	0	0	0	0	0	0
合計			226	114	112	143	83	0
協議自治体数：102自治体 (実績あり : 61自治体)								

障害者就業・生活支援センター事業 (地域生活支援促進事業)

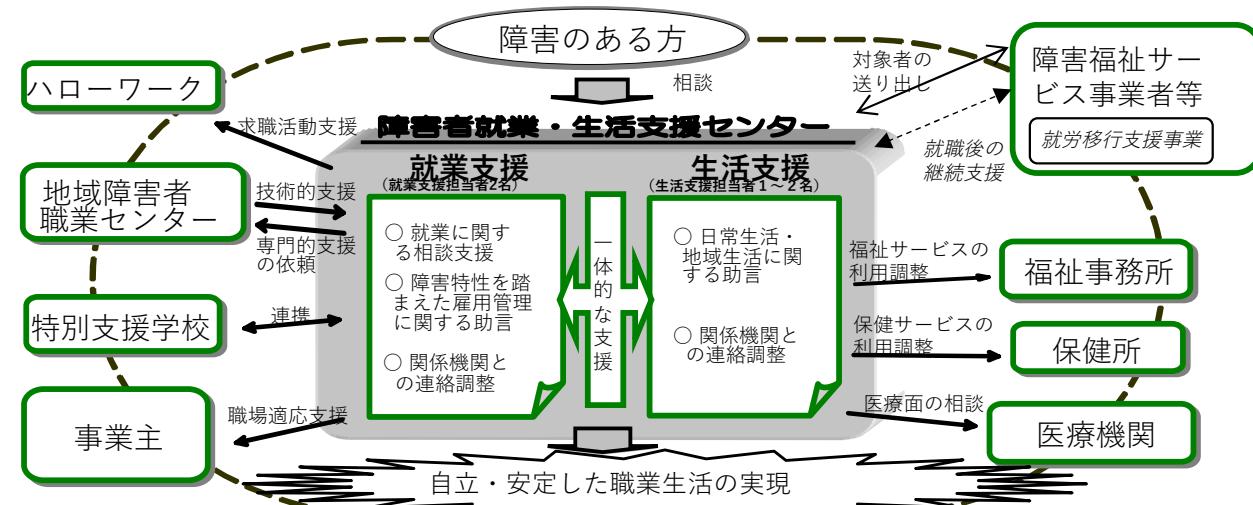
令和7年度当初予算案 7.9億円 (7.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害者の就業に伴う生活面の支援を必要とする障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。

2 事業の概要

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は223,532人（令和5年度）となっており、単純計算すると1センターあたり約660人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和6年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※令和5年度	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※令和4年度	職場定着率 (就職後1年経過時点)
338箇所	223,532人	1,276,210件	468,661件	15,979件	78.8%

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

○ 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
※ 令和9年4月以降は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

○ サービス内容

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
- 具体的には、以下のプロセスを実施する。
 - 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
 - アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
 - アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
 - 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。
- 支給決定期間は原則1ヶ月とする。

○ 主な人員配置

- 就労選択支援員 15:1以上
※ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
※ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない。

○ 報酬単価

主な加算

基本報酬

就労選択支援サービス費 1,210単位／日



主な減算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

- ⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
- ⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等

- ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

特定事業所集中減算

200単位／日 (※所定単位数から減算)

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（D B）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害D B、難病D B及び小慢D Bについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

就労選択支援の法令事項

法の条文

※ 第13項を新設

第五条 (略)

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

公布済みのもの

＜障害者総合支援法施行規則＞※令和6年1月25日公布

①主務省令で定める者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

②主務省令で定める事項

- 障害の種類及び程度/就労に関する意向/就労に関する経験/就労するために必要な配慮及び支援/就労するための適切な作業の環境/その他適切な選択のために必要な事項

③主務省令で定める便宜

- 障害福祉サービス事業を行う者その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整 等

④その他

- 支給決定の有効期間：1か月又は2か月のうち市町村が定める期間 等

＜基準省令＞※令和6年1月25日公布

○人員基準

- 就労選択支援員は、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上
- 就労選択支援員は指定就労選択支援の提供に当たる者として「厚生労働大臣が定めるもの」とする 等

○運営基準

- 実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする 等

＜報酬告示＞※令和6年3月15日公布

就労選択支援サービス費：1,210単位／日、特定事業所集中減算：200単位／日 等

今後公布予定のもの

＜政令＞※令和6年度中に公布予定

施行期日：令和7年10月1日

＜告示＞※令和6年度中に公布予定

基準省令において、就労選択支援員の要件を「厚生労働大臣が定めるもの」と規定しており、当該要件を規定する
(就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする等。詳細後述)

※ 上記の他、就労選択支援の創設に伴う所要の規定の整備を行うため関係政令・省令・告示を改正予定であり、令和6年度中に公布予定

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
- ※ 令和9年4月以降は、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

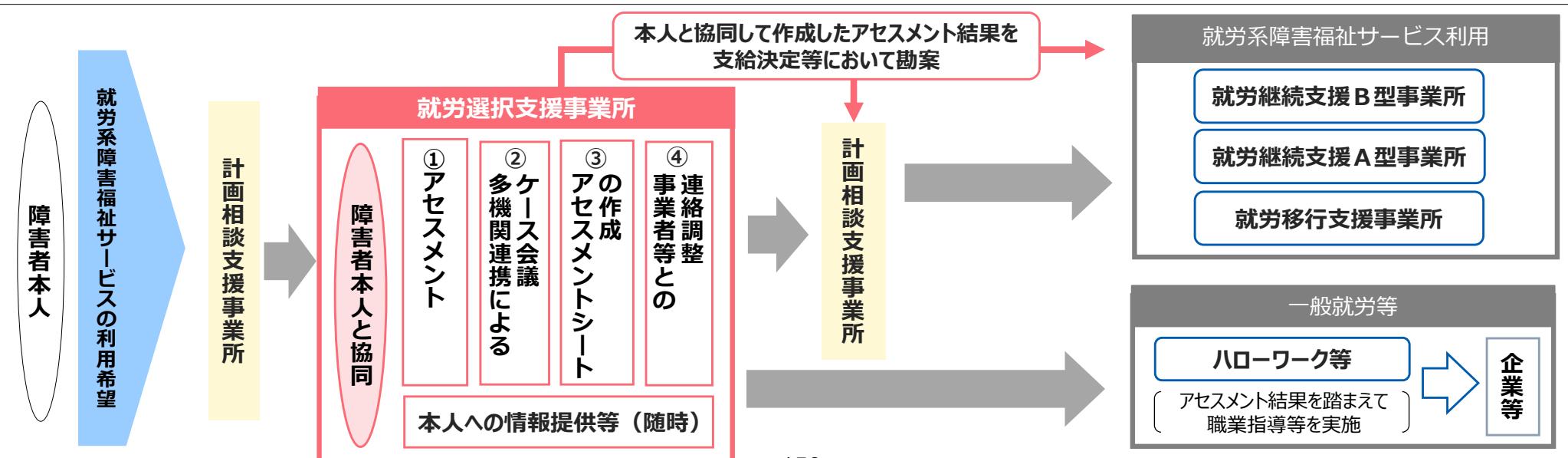
基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1,210単位／日
- 特定事業所集中減算 200単位／日

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。



実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

従事者の人員配置・要件

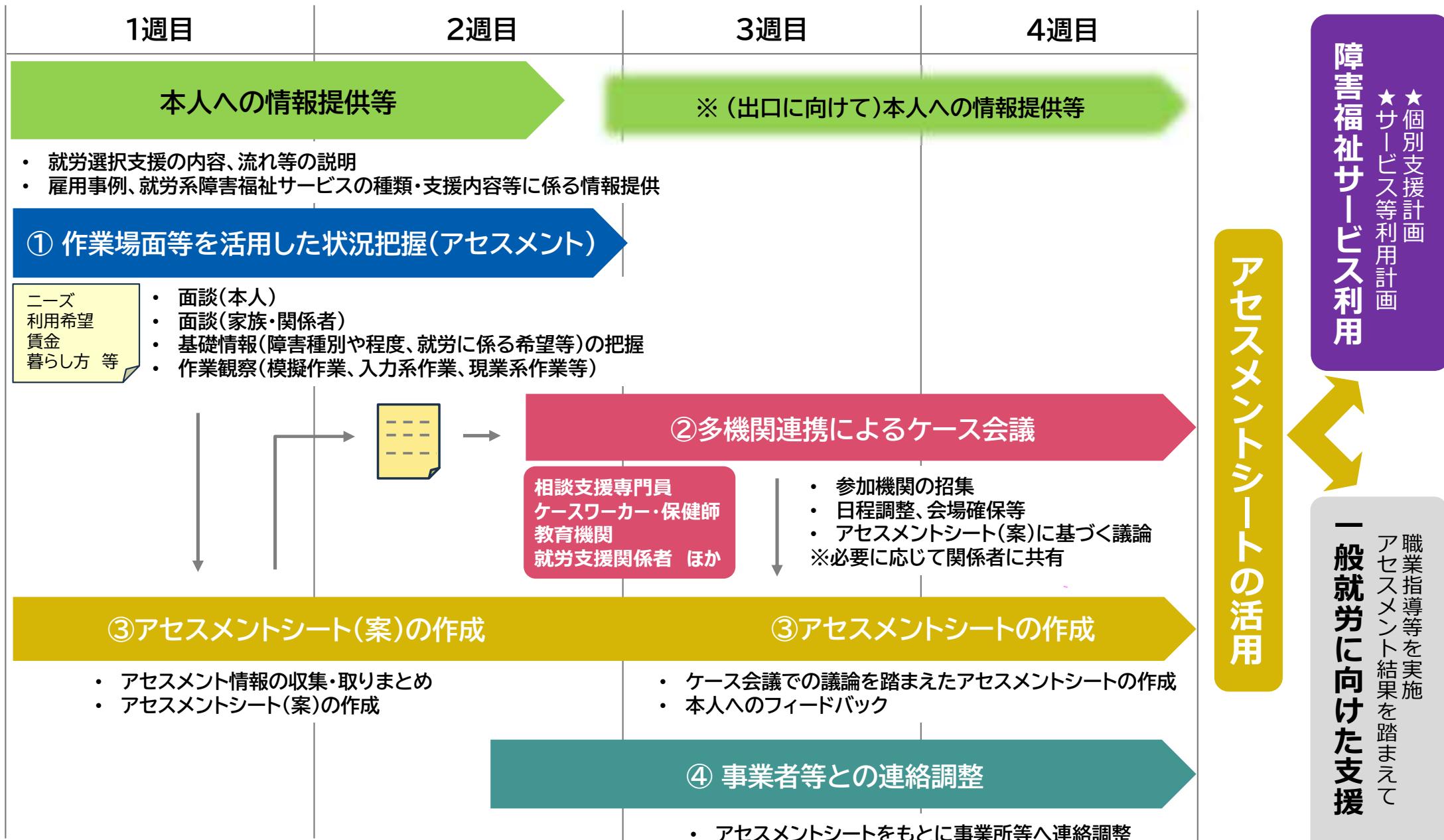
- **就労選択支援員** 15:1以上
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績（注）が通算5年以上あることを要件とする。
※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。
- （注）「障害者の就労支援分野の勤務実績」は、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）



特別支援学校等における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）



就労選択支援に係るモデル事業（令和6年度実施）

令和6年度厚生労働省委託事業において、以下の3つの柱を中心に、令和7年10月の就労選択支援の円滑な施行に向けたモデル事業を実施。

1. モデル事業の実施

6つのモデル地域で、就労選択支援の試行的な取組を実施

■実施期間

令和6年7月～令和7年3月末

（各ケースについて、原則としてアセスメント期間を含め概ね1か月間以内で実施）

■モデル地域

都道府県単位で選定

（一つのモデル地域につき10ケース以上実施）



2. 就労選択支援実施マニュアルの作成

事業所や自治体等が就労選択支援に係る業務を行な際に活用する実施マニュアルを作成

■実施スケジュール

検討委員会（計4回）	令和6年7月～12月
マニュアル完成	令和7年3月末
マニュアル公表	令和7年4月以降

■実施マニュアルの内容（案）

1. 就労選択支援について
 - i. 背景
 - ii. 事業概要
 - iii. 対象者
 - iv. 事業の目的
 - v. 事業の基本プロセス
 - vi. 就労選択支援における各機関の役割
2. 就労選択支援サービス開始前の調整
 - i. サービス開始までの流れ
 - ii. 利用検討にあたり実施すべき事項
 - iii. 計画相談支援事業との連携
3. 就労選択支援の実施
 - i. 本人への情報提供
 - ii. 作業場面等を活用した情報把握（アセスメント）
 - iii. 多機関連携によるケース会議
 - iv. アセスメントシートの作成
 - v. 事業者等との連絡調整
4. 先行事例に学ぶ就労選択支援
5. 参考資料集



3. 就労選択支援員養成研修シラバス・研修教材の作成

研修シラバス・講義資料等の開発及び実施方法の整理

■実施スケジュール

検討委員会（計4回）	令和6年7月～令和7年3月
試行研修の実施	令和7年1月～2月
シラバス等完成	令和7年3月末
シラバス等公表	令和7年4月以降

■研修の内容

- ① 形式：講義（動画視聴）+演習【計2日間】
- ② 内容

内容	1日目 (オンライン開催)	2日目 (演習)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	—
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	—
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分
5. 関係機関との連携	60分	—
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分
計	6時間	5時間

就労選択支援員養成研修等事業（令和6年度補正予算）

施策名：就労選択支援員養成研修等の実施

令和6年度補正予算額 70百万円

① 施策の目的

- 令和7年10月から開始される就労選択支援サービスが、全国で円滑に実施されるよう、国において就労選択支援員の養成研修等を実施する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

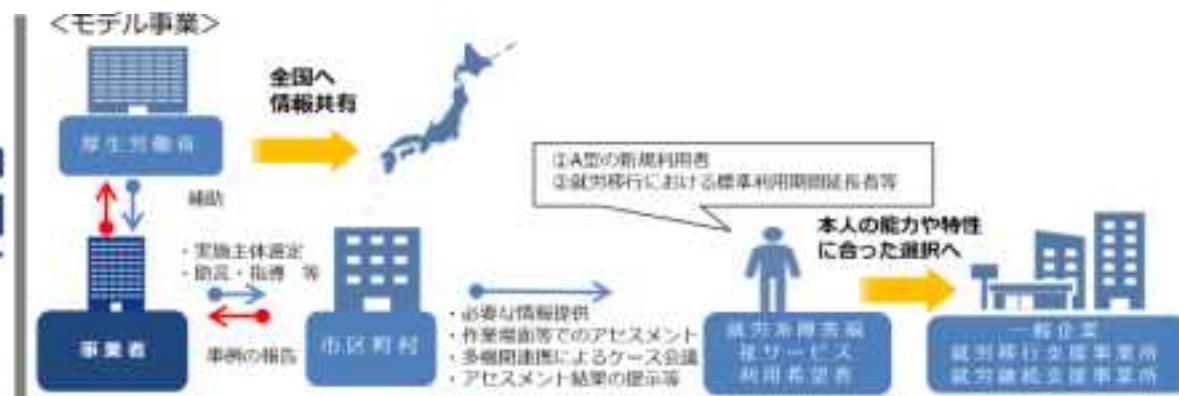
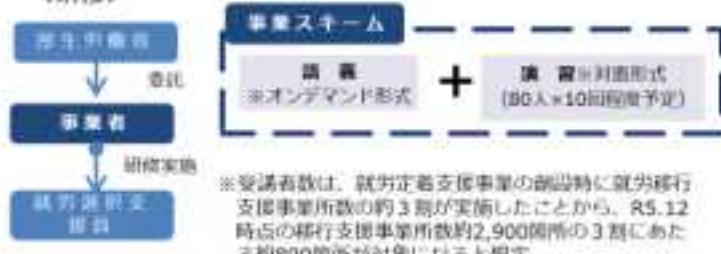
- 令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。
- 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となっているところ、令和7年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が実施主体となって研修を実施する。
- また、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援A型の新規利用者、②就労移行支援事業における標準利用期間延長者を中心に、アセスメントや就労に関する情報提供などの支援、多機関連携の在り方など各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：国（民間団体に委託）

負担割合：国10／10

＜研修＞



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業を実施することにより、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の障害特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることができ、障害者の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与する。

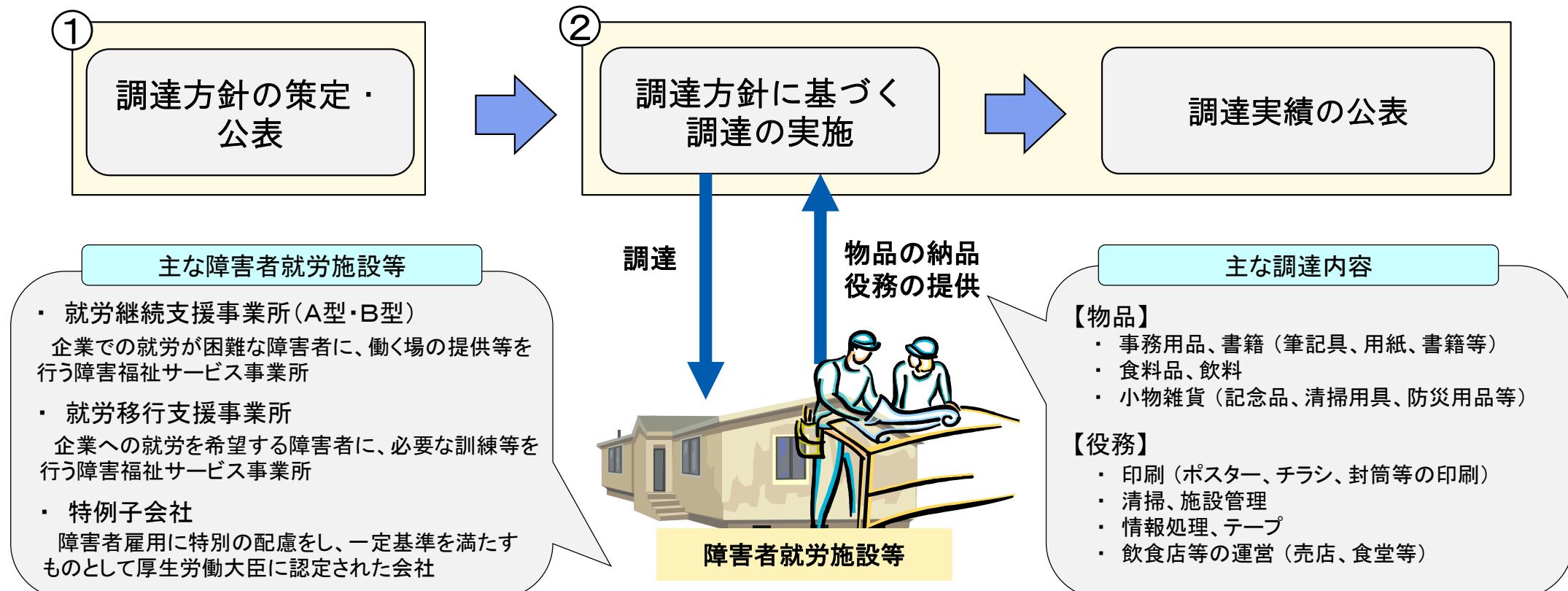
障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

関連資料 5

- 国等は、障害者優先調達推進法(注)に基づき、毎年度、次の取組により、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進。

注:平成25年4月1日施行(平成24年6月20日成立(議員立法))

- ① 調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表
- ② 調達方針に基づき、物品等の調達を行い、年度終了後、調達実績を公表



※ 国のほか、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人においても同様の取組を実施

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

- 調達実績のうち調達額は、約235億円で前年度比6.1%増（13.53億円増）となった。
- 国、都道府県、市町村、地方独立行政法人において前年度の実績額を上回った。

令和5年度調達機関別調達実績

	令和5年度		令和4年度		対前年度増減率	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
国	6,825件	13.54億円	5,953件	11.43億円	+14.6%	+18.4%
独立行政法人等	8,402件	19.31億円	7,890件	19.77億円	+6.5%	▲2.3%
都道府県	28,691件	36.29億円	28,308件	32.09億円	+1.4%	+13.1%
市町村	99,768件	162.08億円	90,872件	154.78億円	+9.8%	+4.7%
地方独立行政法人	2,202件	3.96億円	2,219件	3.58億円	▲0.8%	+10.6%
合計	145,888件	235.18億円	135,242件	221.65億円	+7.9%	+6.1%

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

国による障害者就労施設等からの調達実績（令和5年度）

(単位:件(件数)、千円(調達額))

	令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
内閣府	26	4,554	48	6,623	▲22	▲2,069
内閣官房・内閣法制局	20	4,565	25	3,928	▲5	638
人事院	90	6,428	87	4,171	3	2,256
宮内庁	23	9,952	25	7,102	▲2	2,849
公正取引委員会	17	784	14	668	3	116
警察庁	75	12,320	80	11,741	▲5	578
金融庁	16	1,950	13	3,199	3	▲1,249
消費者庁	18	649	26	1,355	▲8	▲706
個人情報保護委員会	5	506	3	478	2	28
カジノ管理委員会	5	485	4	110	1	375
こども家庭庁	20	4,403	-	-	-	-
デジタル庁	3	364	4	150	▲1	214
復興庁	22	779	17	183	5	597
総務省	60	12,778	69	18,371	▲9	▲5,593
法務省	584	54,701	352	50,715	232	3,985
外務省	41	7,397	32	8,574	9	▲1,178
財務省	347	113,814	326	60,272	21	53,541
文部科学省	45	128,862	47	131,342	▲2	▲2,480
厚生労働省	2,694	523,637	2,451	434,391	243	89,246
農林水産省	230	52,109	218	27,362	12	24,747
経済産業省	149	31,452	135	17,495	14	13,957
国土交通省	917	98,869	861	97,989	56	880
環境省	51	4,001	57	3,822	▲6	179
防衛省	1,241	247,492	965	222,456	276	25,036
会計検査院	31	2,248	11	553	20	1,695
衆議院	21	3,376	17	2,675	4	701
参議院	18	1,962	12	2,453	6	▲491
国立国会図書館	23	13,696	23	18,430	0	▲4,734
最高裁判所	33	9,827	31	6,582	2	3,245
合計	6,825	1,353,957	5,953	1,143,233	852	206,363

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（令和5年度）

(単位：件（件数）、千円（調達額）)

	令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	343	110,700	348	105,834	▲ 5	4,866
青森県	82	30,562	119	24,989	▲ 37	5,573
岩手県	390	22,338	346	22,386	44	▲48
宮城県	965	50,413	977	45,140	▲ 12	5,273
秋田県	39	17,608	32	15,065	7	2,543
山形県	595	29,510	492	19,128	103	10,382
福島県	160	28,502	185	28,882	▲ 25	▲381
茨城県	466	41,638	413	39,376	53	2,262
栃木県	357	40,065	406	42,723	▲ 49	▲2,658
群馬県	1,087	36,702	1,020	33,755	67	2,947
埼玉県	488	108,535	500	108,648	▲ 12	▲113
千葉県	232	27,075	237	22,781	▲ 5	4,294
東京都	840	925,376	878	575,913	▲ 38	349,463
神奈川県	973	175,614	958	160,296	15	15,319
新潟県	574	31,693	860	116,181	▲ 286	▲84,488
富山県	843	16,844	862	15,200	▲ 19	1,644
石川県	115	10,010	128	11,206	▲ 13	▲1,195
福井県	92	15,675	114	16,432	▲ 22	▲757
山梨県	239	22,114	230	20,173	9	1,940
長野県	890	59,512	814	59,147	76	365
岐阜県	515	96,312	520	91,021	▲ 5	5,292
静岡県	1,269	74,213	1,195	74,397	74	▲183
愛知県	182	17,512	205	16,588	▲ 23	924
三重県	408	42,070	426	39,634	▲ 18	2,437

	令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
滋賀県	547	30,298	555	32,067	▲ 8	▲1,769
京都府	191	66,584	182	70,234	9	▲3,650
大阪府	677	231,429	627	202,801	50	28,628
兵庫県	653	41,187	686	49,085	▲ 33	▲7,899
奈良県	107	38,034	99	37,176	8	858
和歌山県	102	46,100	119	43,921	▲ 17	2,179
鳥取県	841	23,368	841	21,769	0	1,598
島根県	578	39,435	584	40,673	▲ 6	▲1,237
岡山県	291	19,531	283	25,647	8	▲6,116
広島県	1,240	33,346	1,209	37,342	31	▲3,996
山口県	171	26,340	188	24,529	▲ 17	1,811
徳島県	785	177,505	770	122,375	15	55,130
香川県	804	27,802	703	25,646	101	2,156
愛媛県	434	33,942	381	22,172	53	56,114
高知県	878	33,681	912	30,377	▲ 34	3,304
福岡県	1,584	290,055	1,328	259,494	256	30,561
佐賀県	1,476	55,068	1,340	46,846	136	8,222
長崎県	175	26,944	167	28,850	8	▲1,906
熊本県	276	37,915	304	31,532	▲ 28	6,383
大分県	431	87,566	441	76,186	▲ 10	11,380
宮崎県	84	127,895	111	162,156	▲ 27	▲34,261
鹿児島県	4,146	51,716	4,126	43,393	20	8,323
沖縄県	76	52,693	87	69,363	▲ 11	▲16,670
合計	28,691	3,629,027	28,308	3,208,530	383	420,497

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

市町村による障害者就労施設等からの調達実績（令和5年度）

(単位:件(件数)、千円(調達額))

	令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	12,609	1,421,616	13,693	1,436,671	▲ 1,084	▲15,055
青森県	825	143,854	488	120,785	337	23,069
岩手県	1,109	90,198	1,121	84,297	▲ 12	5,901
宮城県	9,482	222,174	12,031	200,022	▲ 2,549	22,152
秋田県	10,973	95,282	662	78,614	10,311	16,668
山形県	813	67,650	796	58,373	17	9,277
福島県	1,011	88,635	732	89,640	279	▲1,005
茨城県	538	116,740	434	80,926	104	35,814
栃木県	572	78,079	463	76,796	109	1,283
群馬県	1,986	154,085	2,151	217,467	▲ 165	▲63,381
埼玉県	1,355	554,082	1,271	544,886	84	9,196
千葉県	1,042	204,724	903	198,502	139	6,222
東京都	5,834	2,909,802	5,905	2,827,060	▲ 71	82,742
神奈川県	2,484	621,441	2,349	565,977	135	55,464
新潟県	3,772	509,506	3,805	492,416	▲ 33	17,090
富山県	374	50,012	283	48,269	91	1,743
石川県	516	98,308	505	106,210	11	▲7,903
福井県	808	143,736	811	146,029	▲ 3	▲2,293
山梨県	774	38,838	670	37,174	104	1,664
長野県	4,412	180,616	3,504	162,456	908	18,160
岐阜県	2,077	169,973	2,059	164,145	18	5,828
静岡県	2,714	304,522	2,455	251,064	259	53,458
愛知県	2,659	1,165,921	2,882	1,026,455	▲ 223	139,466
三重県	425	74,407	484	76,077	▲ 59	▲1,670

	令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
滋賀県	898	103,684	1,263	101,839	▲ 365	1,845
京都府	1,685	541,510	1,508	526,511	177	14,999
大阪府	3,033	795,578	2,991	732,024	42	63,554
兵庫県	2,026	1,213,931	2,137	1,178,847	▲ 111	35,085
奈良県	1,653	131,465	1,527	119,257	126	12,208
和歌山県	596	139,488	514	136,209	82	3,279
鳥取県	1,573	134,962	1,613	124,607	▲ 40	10,355
島根県	1,641	94,941	1,436	89,758	205	5,184
岡山県	2,451	245,730	2,779	238,533	▲ 328	7,198
広島県	784	306,603	747	260,323	37	46,280
山口県	866	255,745	833	232,322	33	23,423
徳島県	842	59,145	798	52,499	44	6,646
香川県	864	57,691	855	55,590	9	2,101
愛媛県	580	88,347	700	81,859	▲ 120	170,206
高知県	1,213	123,408	964	136,256	249	▲12,848
福岡県	4,418	870,821	3,962	844,436	456	26,384
佐賀県	731	132,343	604	124,382	127	7,961
長崎県	762	299,068	717	274,105	45	24,964
熊本県	994	283,873	1,338	256,639	▲ 344	27,234
大分県	1,141	307,691	1,378	284,804	▲ 237	22,888
宮崎県	709	72,371	467	67,323	242	5,048
鹿児島県	566	149,754	555	175,114	11	▲25,360
沖縄県	578	295,206	729	294,475	▲ 151	731
合計	99,768	16,207,560	90,872	15,478,024	8,896	729,536

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

注2 各市町村の調達実績は厚生労働省ホームページで公表

9 強度行動障害を有する者等に対する支援について

（1）強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施【関連資料1】

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり不適切な身体拘束や虐待につながる可能性がある。しかし、適切な支援により状態の安定・改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行い、適切な支援につなげることが重要であることから、平成25年度には、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設し、平成26年度から「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設している。

これらの研修修了者による支援について、平成27年度報酬改定においては、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設、平成30年度報酬改定においては、生活介護、計画相談支援、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、新たに加算で評価しており、令和3年度酬改定では、医療型障害児入所施設における強度行動障害児特別支援加算の創設や強度行動障害のある人が地域移行のためにグループホームを体験利用する場合の加算の創設、生活介護及び施設入所支援における加算算定期間の延長及び単位数の見直しにより更なる充実を図っている。

また、令和6年度報酬改定では、生活介護、短期入所、施設入所支援において、重度障害者支援加算の算定要件及び単位数の見直しや、共同生活援助において、利用者の環境の変化に適応するための初期のアセスメント等を評価する加算を創設したところである。

各都道府県においては、地域生活支援事業の地域生活支援促進事業に位置付けられている「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修・実践研修）」や「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」の活用も検討いただき、本研修の着実な実施と障害福祉サービス事業所等の従事者の積極的な研修参加に向けた周知に協力をお願いする。

これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、令和7年度に独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において以下のとおり開催予定である（いずれの日程もオンラインでの実施を予定）。

○強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）

1回目 6月30日（月）・7月1日（火）

2回目 7月14日（月）・7月15日（火）

○強度行動障害支援者養成研修事業（実践研修）

1回目 7月3日（木）・7月4日（金）

2回目 7月17日（木）・7月18日（金）

（2）中核的人材の養成について【関連資料2】

「中核的人材養成研修の実施予定について」（令和6年2月7日事務連絡）においてお示ししたとおり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）を配置し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の児者を受け入れ適切な支援を行った場合に、報酬上評価したところである。

中核的人材養成研修については、令和5年度においては研修プログラム開発の一環として一部の協力自治体を対象としたモデル実施としていたところであるが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により加算の算定要件に組み込むこととしたことから、今年度からは全ての都道府県を対象として実施している。

本研修については、令和9年度を目途に都道府県で研修を実施する体制を整備する予定であり、その体制が整うまでの間は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施する。

令和7年度の研修受講者は、都道府県に加え、指定都市にも受講枠を拡大し、各都道府県、指定都市から2名の推薦者を受け付ける予定としている。詳細については、3月頃改めて事務連絡にてお知らせする予定であるが、各都道府県、指定都市においては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者であること、強度行動障害を有する者に対する支援の実績があること、地域の強度行動障害児者への支援体制を構築していくにあたっての役割期待などを踏まえ、研修受講者の推薦準備をしていただくようお願いする。令和7年度の中核的人材養成研修については、夏頃の開催を予定しているが、詳細については、のぞみの園から改めてお知らせする予定である。

（3）強度行動障害を有する者に対する対応について【関連資料3】

① 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援について

強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなつて行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援を継続的に提供する必要がある。

現状では、障害福祉サービス等事業所では受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人

の状態がさらに悪化するなどの実情もある。

このような状況等を踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性を有する者であって、地域において強度行動障害を有する児者を支援する人材（以下「広域的支援人材」という。）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めるなどを評価する加算を創設したところである。この「広域的支援人材」については、令和7年度にのぞみの園において広域的支援人材に関する研修を実施する予定としているが、詳細は検討中のため、今後改めてお知らせする。また、人材養成の体制が整うまでの間は、地域支援マネジャーのうち強度行動障害の支援に関する知見がある者や強度行動障害支援者養成研修（中核的人材）養成研修の講師など、集中的支援において指導助言ができる能力を有するものとして都道府県等が認める者についても、広域的支援人材とみなすものとすることとしている。また、地域生活支援事業の発達障害者支援体制整備事業実施要領の中で、集中的支援実施のための体制整備として、都道府県及び指定都市が障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施に当たり、管内において、「広域的支援人材」の役割を担う者を登録した名簿の作成や派遣調整を行うこととしており、都道府県及び指定都市においては、事業実施に必要な準備を進めていただきたい。

なお、集中的支援の具体的な支援の内容、事務処理手順等については、令和6年3月19日においてお示ししたとおりであるため、各自治体におかれでは遺漏なきようにお願いする。

② 強度行動障害を有する者に対する障害支援区分認定について

現在、障害支援区分の認定に当たっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしており、そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

認定調査についてはこうした点に留意し、また、在宅での行動障害の状態と障害福祉サービス事業所等における行動障害の状態に違いがあることが多いこと等から、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める等、再度、障害支援区分認定に係る趣旨を御理解いただき、遺漏なきようにお願いする。

（4）介護職員等による喀痰吸引等の実施等

① 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行

うために、各都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなど御配意願いたい。

また、都道府県から登録を受けた登録研修機関については、社会福祉士及び介護福祉士法施行令の規程により、5年毎に更新を受けなければならぬいため、当該手続きに遺漏なきよう御対応願いたい。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護事業所（登録特定行為事業者）が、医療的ケアが必要な者等へ喀痰吸引・経管栄養を実施した場合の評価を創設したところである。

② 介護現場における原則として医行為ではない行為に関するガイドラインについて【関連資料4】

令和6年6月21日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「医療職・介護職間のタスク・シフト/シェア等」として「原則として医行為ではない行為」に関するガイドラインの策定が求められており、今年度、社会・援護局においてガイドライン策定に向けた調査研究を実施しているところである。

当該ガイドラインは実際の介護現場等において活用いただけるよう、「原則として医行為ではない行為」について、望ましい対応や行為の基本的な実施方法について記載することを想定しており、策定後、HPでの公表を予定しているので、各都道府県等におかれては、各障害福祉サービス事業所等への周知をお願いしたい。

（5）精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修【関連資料5】

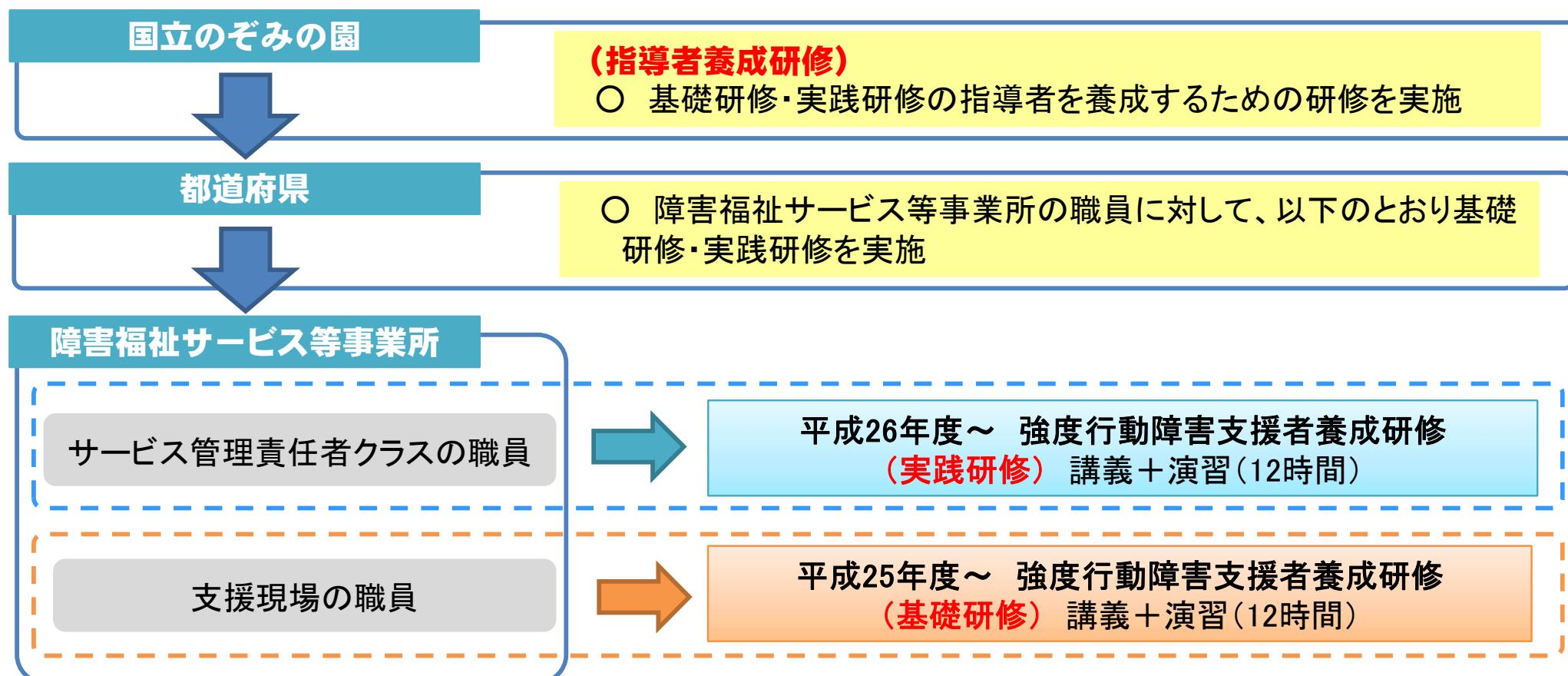
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る上での現状や課題として、長期入院精神障害者の地域移行に伴い必要となる障害福祉サービス・介護保険サービスの量と質を確保していく必要がある。

また、高齢の精神障害者の地域移行に関しては、介護保険による対応が必要となるケースが多いが、障害福祉分野と介護保険分野の双方の従事者において、精神障害者を支援するノウハウ・知見が必ずしも十分でないところである。

各都道府県及び指定都市におかれては、当該研修の内容について障害福祉担当部局と介護保険担当部局双方で改めて御確認いただくとともに、関係団体や関係機関等に対して周知いただき、受講が促進されるよう協力を願いとする。

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。



事務連絡
令和6年2月7日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・免運障害者支援室
こども家庭厅支援局障害児支援課

中核的人材養成研修の実施予定について

障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）を配置し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の児者を受け入れ適切な支援を行った場合に、報酬上評価することを予定しているところです。中核的人材の養成研修については、下記のとおり実施する予定であるため、ご了知の上、円滑な事業実施にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 中核的人材養成研修については、令和5年度においては研修プログラム開発の一環として一部の協力自治体を対象としたモデル実施としていたところであるが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により加算の算定要件に組み込むこととしたことから、令和6年度からは全ての都道府県を対象として実施することとする。
- 本研修については、将来的には都道府県で研修を実施する体制を整備する予定であり、報酬との関係性については別途告示等でお示しするが、その体制が整うまでの間は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）において実施する研修を本研修と位置づけることとする。行動関連項目等の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所は、現時点で全国に1,500か所程度と推計しており、中核的人材も同程度以上の養成が必要であることから、全国的な研修実施体制を整備しつつ、段階的に受講人数を増加させていくこととしている。

○ 令和6年度の研修受講者は、全都道府県2名ずつ計94名程度（指定都市及び中核市分を含む。）の推薦者を受け付ける予定としているため、各都道府県においては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者であること、強度行動障害を有する者に対する支援の実績があること、地域の強度行動障害児者への支援体制を構築していくにあたっての役割期待などを踏まえ、研修受講者の推薦準備をしていただくようお願いする。今年度の中核的人材養成研修は夏場の開催を予定しているが、詳細については、のぞみの國から改めてお知らせする予定である。

○ また、受講者と合わせて、補助指導者（以下「サブ・トレーナー」という。）1名も募集することとしており、各都道府県においては、サブ・トレーナーについても推薦の準備を進めていただきたい。

このサブ・トレーナーについては、受講者と同じグループにおいて、担当指導者（以下「トレーナー」という。）を補佐しながら演習を進めつつ、トレーナーの指導技術を学び、将来的には各地域でトレーナーとなることが期待されることから、強度行動障害支援に関する他事業所等への助言や地域の連携体制づくりの経験、強度行動障害支援養成研修の講師等の経験がある者等を募集要件とする予定である。

○ 研修修了証の発行については、本研修の内容を正しく理解し、必要な演習を適切に修了できたと担当グループのトレーナーが判断した場合に交付することとしている。

また、本研修のトレーナー及びサブ・トレーナーを務めた者についても、本研修の内容を正しく理解し、必要な演習を進行できる者であることが前提となることから、修了証を交付する予定であることを申し添える。

○ なお、今回の報酬改定においては、強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い、地域を支援する人材（以下「広域的支援人材」という。）による集中的支援加算も導入されているところであるが、広域的支援人材養成研修を実施するまでの間は、発達障害者地域支援マネジャーや中核的人材養成研修の講師（指導者）等の一定の要件を満たした者も広域的支援人材としての任用の要件としているところであり、中核的人材養成研修は、こうした地域の強度行動障害児者への支援体制構築にもつながるものであることにご留意いただきたい。

以上

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
電話：03-5253-1111（内線3038）

各

都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害保健福祉・児童福祉主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る
事務手続等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申
し上げます。

強度行動障害を有する児者への地域における支援体制の整備については、障
害保健福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的
な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）に即して、令和6年度を始期とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に
おいて、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、障害保健福祉サービスや障
害児支援の提供体制の確保や支援体制の充実に取り組んでいただくよう、お示
ししているところです。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、状態が悪化した強
度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支
援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導
助言を含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、
環境調整を進めることを評価する「集中的支援加算」を創設することとしました。

そこで、令和6年4月以降の本加算に係る業務を円滑に進めるに当たって、本
加算の具体的な手続の流れ等について、下記のとおりお示しいたします。

都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれましては、御了知
の上ご対応いただくと共に、都道府県におかれましては、管内市町村への周知を
お願いいたします。

なお、本加算の算定要件等については、公布・発出される関係の告示や通知等
をご参照ください。

1. 加算創設の主旨

強度行動障害を有する児者で、状態が悪化することにより、障害福祉サービ
スや障害児支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用希望があるに
も関わらず、サービスや支援につながらない事例がある。また、障害福祉サービ
ス等を利用していても、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が
非常に激しくなり、現状の生活の維持が難しくなった児者もいる。さらに、支
援現場においては、強度行動障害を有する児者の状態が悪化して、課題となる
行動が頻発するような状態になった場合に、目の前の対応に追われ、支援を振り
返る余裕がなくなることにより、職員が疲弊し支援力が落ちていくという状
況もある。

こうした状況を踏まえて、高度な専門性により地域を支援する広域的支
援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導
助言を含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所等
とともにを行い環境調整を進めていく、「集中的支援加算」を創設することとし
たところである。

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や
他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福
祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的
支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障
害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等
を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該児者の状態の軽減を図
ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の
障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状
態を悪化させない支援体制の整備を図るものである。

なお、本加算を運用するにあたっては、平時から、都道府県・指定都市にお
いては発達障害者支援体制整備事業（発達障害者支援地域支援マネジャー）等
や、都道府県においては強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）
等を活用して、管内の市町村（指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む）
において、強度行動障害を有する児者への支援に係る知識や技術を地域の事業
所等に広げ、そのスキルを向上するための取組を進めることが必要である。そ
うした取組により、強度行動障害を有する児者を支援する事業所等の確保と支
援の質の向上を図るとともに、自治体と事業所等が連携し、地域全体で強度行
動障害を有する児者とその家族の暮らしを支える体制整備を進めることが必
要である。

2. 加算の概要

(1) 集中的支援加算(Ⅰ) 1000単位／日 ※事業所訪問型

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が選定する広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等（※）を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。

※ 対象サービス：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※ 本加算を算定する事業所等は、都道府県等が選定する広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。

(2) 集中的支援加算(Ⅱ) 500単位／日 ※属性支援活用型

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県等が選定する指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設が、他の障害福祉サービス等を行う事業所から当該障害児者を受け入れ、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ 集中的支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)も算定可能。

3. 都道府県等における事前準備

都道府県等におかれでは、集中的支援加算の算定に係る事前準備のため、速やかに(1)及び(2)の手続を進められたい。なお、都道府県と指定都市・中核市・児童相談所設置市は連携・協議し、(1)(2)について都道府県で一括して運用することも含めて、集中的支援が実施できる体制整備に努めていただきたい。

(1) 広域的支援人材の選定・名簿管理

都道府県等は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援の実施にあたる広域的支援人材の選定と名簿の管理・自治体間での情報共有を行うこと。

①選定

以下のア～ウのいずれかに該当する者から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた者を選定すること。

- ア 中核的人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者（研修実施機関の国立のぞみの園より名簿を都道府県等宛に3月25日頃を目途に送付予定）
- イ 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャーである者
- ウ その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

※ イ及びウは、強度行動障害を有する児者への支援に知見を有する者（事業所等へのコンサルテーションの経験等がある者）であって、国が実施している強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）に自治体の推薦を受けて参加した経験があることや、都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修の企画や講師・ファシリテーター等の取りまとめ等を行う役割を担っている者であることが望ましい。

※ 中核市・児童相談所設置市においては、イの該当者について選定を行う場合には、都道府県・指定都市に確認を行うこと。

※ なお、イによって選定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)は広域的支援人材の派遣に係る費用を想定したものであるため、本加算が算定されることをもって、発達障害者支援体制整備事業に係る予算額を減額することの無いようにすること。

都道府県内の複数の指定権者で同一の広域的支援人材を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している広域的支援人材を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

②名簿管理・情報共有

選定した広域的支援人材について、氏名、所属、連絡先等の情報を記載した登録名簿を作成し、保管すること（参考様式1-1）。

都道府県等は、選定・登録した広域的支援人材の氏名・所属等の情報を、登録名簿に掲載された全ての広域的支援人材及び(2)で作成された登録名簿に掲載された全ての施設等に共有すること。また、都道府県は管内の市町村に対し、指定都市・中核市・児童相談所設置市は都道府県に対し、当該情報を共有すること。

名簿は、円滑な集中的支援の実施・運用が可能となるよう、広域的支援人材の追加等を進めるとともに、適時に更新し最新の情報としておくこと。

(2) 居住支援活用型の集中的支援（加算（Ⅱ））を実施する施設等の選定・名簿管理

都道府県等は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援を提供できる体制を備えている施設等の選定と名簿の管理・自治体間での情報共有を行うこと。

①選定

以下の要件アを必ず満たすとともに、イ又はウのいずれかに該当している施設等から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた施設等を選定すること。また、施設等の選定に際して、指定権者が異なる場合は、指定権者に当該施設が以下要件アに該当するかを確認すること。

- ア 施設入所支援においては、重度障害者支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）、共同生活援助・短期入所においては、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できる体制があること（※1）。障害児入所施設においては、強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）を算定できる体制があること（※2）。
- イ 強度行動障害を有する児者への標準的支援についての外部専門家を活用したコンサルテーションを継続的に受けていること。
- ウ 都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修への講師・ファシリテーター等の派遣に協力していること。

（※1）

【体制】生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6（又は区分4以上）かつ行動関連項目10点以上の者に対して、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シート等を作成し当該計画に基づき個別支援を行う。

（※2）

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児4人につき児童指導員1加配。強

度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シート等を作成し当該計画に基づき支援を行う。

【設備】居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける。

障害児と障害者それぞれに対応が可能となるよう施設等の選定を進めることが望ましい。

まずは都道府県等の管内の施設等から選定することが望ましいが、地域の支援体制の状況に応じて、その他の施設等から選定することも差し支えない。都道府県内の複数の指定権者で同一の施設等を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している施設等を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

②名簿管理・情報共有

選定した施設等について、事業所名、事業種別、所在地、連絡先等の情報を記載した登録名簿を作成し、保管すること（参考様式1-2）。

都道府県等は、選定・登録した施設等の事業所名・所在地等の情報を、広域的支援人材及び登録名簿に掲載された全ての施設等に共有すること。また、都道府県は管内の市町村に対し、指定都市・中核市・児童相談所設置市は都道府県に対し、当該情報を共有すること。

名簿は、円滑な集中的支援の実施・運用が可能となるよう、施設等の追加等を進めるとともに、適時に更新し最新の情報としておくこと。

4. 集中的支援の実施の手続き・運用

集中的支援は、強度行動障害を有する児者が通う事業所等が、当該児者の支給決定自治体（障害児入所施設の場合は都道府県等、その他の場合は市町村（特別区を含む））に集中的支援の実施依頼の申請を行い、支給決定自治体が、当該事業所等の指定権者である都道府県等に集中的支援の実施を要請し、当該児者の状況や地域の集中的支援の実施体制等を踏まえて、当該都道府県等の調整の下、実施するものとする。

手続きの流れを以下のとおりお示しする。都道府県等及び市町村におかれでは、各地域で集中的支援の実施が可能となるよう、運用体制を整備されたい。あわせて、都道府県等は、管内の事業所における強度行動障害を有する児者の把握及び日頃からの支援体制の充実を進めることが重要である。また、都道府県と指定都市・中核市・児童相談所設置市は連携・協議し、都道府県で一括的に運用することも含めて、集中的支援が実施できる体制整備を進めることが重要である。

なお、都道府県等及び市町村の調整の下、地域の実情に応じた手続きの流れと

することは差し支えない。都道府県等は事業所等に対し、集中的支援の実施の手続きの流れについて周知すること。

(1) 集中的支援の実施申請と都道府県等への依頼（事業所等・支給決定自治体）

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該児者の状態の軽減を図ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させないための体制整備を図るものである。

①事業所等は、集中的支援の実施について、支給決定自治体に実施依頼の申請を行うこととする（参考様式2）。

※ 在宅の障害児者について、家族等からの申請も受け付けるものとする。また、事業所等を利用せず、在宅で生活している対象児者を支給決定自治体が把握した場合は、基幹相談支援センター・児童発達支援センター等と連携・協力の上、申請に依らず自治体が自ら対応する。

②支給決定自治体は、事業所等から集中的支援の実施依頼の申請を受けた場合には、当該児者が基準（※）に適当しているか確認するとともに、当該児への集中的支援の必要性について、当該事業所等と検討を行う。必要性を認めた場合には、都道府県等に対して、集中的支援の実施を依頼する。

※ 者：行動閾値10点以上であること（区分は問わない）
児：強度行動障害判定表20点以上であること

※ 集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）においては、事業所が集中的支援実施後の対象者の居住の場を確保していること。

※ 計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合には、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図ること。その場合にはサービス担当者会議で検討することが望ましい。

(2) 集中的支援の実施の調整（都道府県等）

①都道府県等は、支給決定自治体から集中的支援の実施の依頼（追記の上参考様式2の複写を送付）を受けた場合には、3（1）で作成した広域的支援人材の名簿より広域的支援人材を選定し、広域的支援人材と調整の上、当該依頼に対応する広域的支援人材に集中的支援の実施要請を行う（参考様式3）。

②都道府県等は、実施の依頼を行った支給決定自治体に対して、広域的支援人材の派遣について連絡する（参考様式3の複写を送付）。

(3) 広域的支援人材による集中的支援の実施（広域的支援人材・事業所等）

①集中的支援実施計画の策定

広域的支援人材は、集中的支援の実施申請書（参考様式2）の申請者に連絡し、事業所等へ訪問等を行い、当該児者と生活環境のアセスメントを実施する。

当該アセスメントに基づいて、対象児者の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための支援全体の進め方の計画である「集中的支援実施計画」（参考様式4）を、当該児者の支援に携わる事業所等とも連絡調整の下、作成する。

※ 当該児者等のアセスメントの結果から、居住支援活用型の集中的支援を実施する必要があると判断された場合は、広域的支援人材は、都道府県等と連携し、3（2）で作成した名簿に掲載されている施設等と連絡調整した上で、居住支援活用型の集中的支援の実施も組み込んだ集中的支援実施計画（案）を作成する。

※ 居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、広域的支援人材は、支給決定自治体と連絡調整を行い、支給決定の手続きを進める。

広域的支援人材は、集中的支援実施計画を支給決定自治体に提出し、その複写を都道府県等に提出する。

②集中的支援の実施

広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する施設等に対して、対象児者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を

行う。

事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行う。

※ 集中的支援加算（Ⅰ）（事業所訪問型）の算定は、事業所等が、対象児者に支援を行う日において、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して、当該児者に対する支援に関する助言・援助等を受けた日に行うものとする。なお、①のアセスメントに際しての訪問等についても算定できるものとする。

※ 集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）の算定は、施設等の実践研修修了者が中心となって当該児者を受け入れて集中的支援を行うこと、集中的支援の後に当該児者が生活・利用する予定の事業所等に対する当該児者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等を集中的支援実施計画に基づいて行うこと等を要件とする。

※ 集中的支援実施計画は概ね月に1回以上の頻度で見直しき行う。

（4）集中的支援の終了（広域的支援人材・事業所等）

広域的支援人材は、集中的支援の終了後、集中的支援実施報告書（参考様式5）を作成し、支給決定自治体に提出するとともに、複写を都道府県等に提出する。また、当該報告書を活用し、当該児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行う。

5. その他

集中的支援の実施体制の整備や運用にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会等に意見を求めることが望ましい。

【問い合わせ】

こども家庭庁支援局障害児支援課

電話：03-6771-8030（内線145）

厚生労働省社会・福祉局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電話：03-5250-1111（内線3038）

令和6年6月21日閣議決定 規制改革実施計画(抄)

関連資料4

関連資料4

を得た場合に、結論を得次第同様の指針を満足する。

厚生労働省は、厚生労働省通知により、例えばスト・マツルの交換など、原則として行為には該当しないとの解釈が示されている行為について、介護現場における周知が不十分であるとの指摘を踏まえ、介護職員が安全かつ適切に判断・実施できるよう、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月26日厚生労働省医政局通知)及び「医師法第17条、歯科医師法第31条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)」(令和4年12月1日厚生労働省医政局長通知)に記載のある行為について、安全性の確保など介護現場の実情を確認しつつ、例えば、実施する場合の留意事項、観察項目、異常時の対応などの介護職員が必要と考える内容等を盛り込んだタスク・シフト／シェアに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を新たに策定し、公表する。

さらに、厚生労働省は、上で更に整理した行為についても、介護職員が安全かつ適切に判断・実施できるよう、ガイドラインを改定し、公表する。

厚生労働省は、在宅患者が通常に必要な薬剤(薬局では取り扱っていないことがあると指摘されている種類の輸液等を含む。)を入れ手できないことがないよう、在宅患者への通常の薬物治療の対応が夜間・休日を含め24時間365日可能な薬局が存在しない地域における必要な体制の整備などの必要な対応を検討するため、一次医療圏ごとの薬局における在宅対応に関する体制・機械等の情報(名称、所在地、連絡先公表の有無(営業時間内、夜間・休日)、営業時間、夜間・休日の対応状況(輸送体制への参加状況含む。)、地域支援体制加算の有無、地域薬剤薬局の認定の有無等)を公開する。

厚生労働省は、介護人材の不足が深刻化する中、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減へ貢献する生産性向上を図る観点から、高齢者施設(介護付き有料老人ホーム等)における人員配置基準について、令和4年度及び令和5年度の生産性向上の取組に関する国の実証事業の結果や、社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、介護ロボット・ICT機器の活用など一定の基準を満たす高齢者施設における人員配置基準を特別的に柔軟化する。具体的には、令和6年春から、特字認定入院患者介護(介護付き有料老人ホーム、以下「特字介護」)について、生産性向上に先進的に取り組んでいる場合、施設ごとに置くべき

厚生労働省

7

在宅医療における円滑な
薬物治療の提供

令和6年度上期措置

厚生労働省

8

高齢者施設における人員
配置基準の特別的な柔軟化

a：特字介護
b：令和5年度以降
c：令和6年度以降
d：特字介護統合的・階層的・階級統合的・階層

厚生労働省

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修

都道府県地域生活支援事業（任意事業）

- 長期入院している精神障害者の地域移行の推進においては、「障害福祉サービス等利用ニーズの増大」と「高齢化」という背景があるなか、これまで精神障害者へのサービス提供が少なかった障害福祉サービス事業所、精神障害者の利用がそれほど想定されてこなかった介護保険サービス事業所（地域包括支援センター含む）や高齢者施設等についても、より積極的に精神障害者を受け入れていくことが期待されている。
- このため、精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層実施できるよう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修を実施するための経費を補助する。

【研修内容】

- 別紙参照

【実施主体】

- 都道府県、指定都市（精神保健福祉センター・保健所等を想定）又は都道府県知事若しくは指定都市市長の指定した研修事業者

【効果】

- 障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成できる。

【対象者】

(障害福祉分野)

- 障害福祉サービス事業所等の職員
- 相談支援専門員
- 市町村の障害福祉担当課の担当者
(介護分野)
- 介護保険サービス事業所等の職員
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の職員
- 地域包括支援センターの職員
- 介護支援専門員
- 市町村の高齢者福祉担当課の担当者
(医療分野)
- 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等の職員
(その他)
- 救護施設（生活保護施設）の職員

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラム①

(別紙)

○標準的なカリキュラムは、2種類作成し、ニーズに応じた研修を実施。

カリキュラム例① (1. 5日(1日半)研修(540分) ※平成29年から)

[1日目]

科目名	時間数	内容
講義	180分	
1 精神障害者の障害者の特性の総論的理解	40分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者の定義 ○ 精神障害者の特性の理解
2 障害特性の理解と具体的な対応①	80分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害特性の理解及び具体的な支援方法(統合失調症・気分障害)
3 演習A(グループワーク)	60分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術①

[2日目]

科目名	時間数	内容
講義	360分	
4 当事者の想いを理解	60分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者の理解
5 障害特性の理解と具体的な対応②	120分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害特性の理解及び具体的な支援の仕方(老齢期・依存症・発達障害)
6 演習B(グループワーク)	60分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術②
7 社会資源と連携、家族支援	60分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携方法 ○ 精神障害を取り巻く社会資源の理解 ○ 家族支援の理解
8 演習C(グループワーク)	60分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な支援のための関係機関との連携方法

カリキュラム例② (1. 5日(1日半)研修(480分) ※令和元年から)

[1日目]

科目名	時間数	内容
講義	360分	
1 演習(グループワーク)	30分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修目標設定
2 精神保健福祉法、関連法令、関連制度等の歴史的背景	60分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健医療福祉施策の変遷と動向の理解
3 地域共生社会の実現と障害者総合支援法の理解	60分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域共生社会の理念の理解 ○ 障害保健福祉施策とその関連制度の理解
4 精神疾患の理解	90分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神疾患の理解 ○ 精神保健医療福祉分野の相談支援機関の理解
5 精神疾患、精神障害の特性と支援方法の理解	90分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 症状に合わせた支援方法の習得 ○ 接遇やコミュニケーション技法など技術の習得 ○ 多職種連携の具体的な事例の理解
6 演習(グループワーク)	30分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修振り返り及び意見交換

[2日目]

科目名	時間数	内容
講義	120分	
7 演習(事例検討)	90分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者の地域移行支援等事例の検討
8 演習(グループワーク)	30分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修振り返り及び意見交換

※ 公益社団法人日本精神保健福祉士協会において、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修テキスト」を作成。

※ 一般社団法人日本介護支援専門員協会において、「精神障害者の地域生活支援に関する、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成。

- 講義形式のカリキュラムに加え、実習・演習形式のカリキュラムを実施することも可能。

カリキュラム例 実践実習(210分) ※令和元年から

科目名	時間数	内容
講義	210分	
1 実践実習	180分	○ 実習機関による精神障害者の支援実践実習
2 演習(グループワーク)	30分	○ 実践実習振り返り及び意見交換

※ 一般社団法人日本介護支援専門員協会において、「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成。

10 相談支援の充実等について

(1) 障害者総合支援法改正を踏まえた相談支援体制の充実強化等について 【関連資料1】

相談支援については、障害者の生活を支えるサービスの利用援助や生活上の課題への相談や情報提供などを行うものであり、障害者が希望する地域生活を実現するための重要な役割を担っている。

令和4年12月に成立した障害者総合支援法の改正により、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置が令和6年度から市町村の努力義務となったところであるが、未だ設置率はともに約6割程度の状況である。

(令和6年4月時点) また、(自立支援) 協議会も含め、設置するのみならず活性化すべきとの指摘もあるところである。

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会は、それぞれ連携して推進していくことで効果的な体制整備が図られるものであり、障害者総合支援法の改正や第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画にかかる基本指針、加えて令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等を踏まえ、各地方自治体におかれては、障害児者の相談支援体制の充実強化について、より一層のご対応をお願いしたい。

具体的には、各事業における以下のポイントをご参照いただき、地域のアドバイザー等と連携しながら、各都道府県におかれては市町村の広域支援、市町村におかれては庁内での議論から事業化・機能強化に向けた検討を積極的に進めていただくよう、お願いしたい。

※ 地域生活支援拠点等については、「14 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について」の項目を参照。

令和6年度においては、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進や機能の強化、(自立支援) 協議会の効果的な運営を推進するため、各都道府県とのブロック会議、市町村へのオンライン研修を実施したところ。

不参加の市町村においては、厚生労働省HPに掲載している資料をご確認いただくとともに、各市町村においては、都道府県が本件にかかる会議を開催する際には、積極的に参加いただくようお願いする。

なお、国においては、令和7年度も本件にかかる会議等を実施する予定であるので、都道府県及び市町村においては、積極的な参加をお願いする。

＜厚生労働省HP参照＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahushi/service/chiikiseikatsu_shientaisei_seibi.html

① 基幹相談支援センターの設置の促進、機能の充実

ア 令和4年12月に成立した障害者総合支援法の一部改正について【関連資料2～5】

基幹相談支援センターに関しては、以下の点が法律上明記され、令和6年4月から施行されている。

- ・ 市町村における基幹相談支援センター設置の努力義務化
- ・ 基幹相談支援センターの業務として旧来から規定されている総合的な相談支援の業務に加え、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」について法律上明記
- ・ 都道府県による市町村への基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施

イ 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画にかかる基本指針

基幹相談支援センターについて、令和8年度末までに全ての市町村において設置すること等を成果目標として掲げ、各市町村における障害福祉計画等において目標設定いただき、推進を図っている。

＜成果目標＞

相談支援体制の充実・強化等

- ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等

＜活動指標＞

相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- ・ 基幹相談支援センターの設置
- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

ウ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

計画相談支援、障害児相談支援に関する報酬改定において、基本報酬や各種加算の新設・拡充が図られ、計画相談支援事業所等の安定した経営に寄与している。

また、人材確保対策として、「(サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を可能とする)相談支援員」の新設やICT活用等も推進している。

加えて、計画相談支援事業所等と基幹相談支援センター等の連携を促進する取組も盛り込んでいるところである。

このような背景も活用して、基幹相談支援センターの体制整備を検討いただきたい。

<令和6年度報酬改定（計画相談支援・障害児相談支援）のポイント>

- 1) 基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）
 - ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬の算定要件を追加（※）した上で報酬額を引き上げ
(※)「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」
 - ・ 主任相談支援専門員加算について、基幹相談支援センター、児童発達支援センター、地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所で、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に加算額を引き上げ
- 2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等
 - ・ 加算の対象となる場面（モニタリング月）や業務（通院への同行）、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価を充実
 - ・ 要医療児者支援体制加算等について、医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する場合に加算額を引き上げ
- 3) 相談支援人材の確保及びICTの活用について
 - ・ 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員（※）」として配置可（サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を可能とする）等
(※) 令和6年度障害者総合福祉推進事業において、相談支援員の在り方や活用方策、配置促進に資する方策等について、検討しており、その成果物等については、改めて周知予定。

エ 各自治体にお願いしたいこと

このような状況であるが、以下の課題や傾向が見受けられるところであり、上記のような背景や趣旨、各事業の役割や機能をご理解いただいた上で、各都道府県におかれましては市町村の広域支援、各市町村におかれましては府内での議論から事業化・機能強化に向けた検討を積極的に進めていただくよう、お願いしたい。

なお、令和7年度障害者総合福祉推進事業として、障害者総合支援法の改正ならびに障害福祉サービス等報酬改定等による影響等の把握とともに今後の障害福祉分野における相談支援の充実強化に向けた促進策等の検討につなげることを目的として、「障害福祉分野における相談支援の実態等に関する調査研究」を実施し、各自治体に各種アンケート調査やヒアリング調査を実施することも予定している。令和9年度報酬改定など今後の施策の検討のための重要なエビデンスとなるものであるため、ご協力をお願いしたい。

＜基幹相談支援センターに関する課題や傾向＞

- ・ 基幹相談支援センターの設置市町村数が 1,045 市町村、約 60%（令和 6 年 4 月）の設置状況にとどまっており、都道府県毎にばらつきがある。
- ・ 小規模自治体になるにつれて未設置率が高くなる傾向。
- ・ 設置済み市町村においても、特に重要な役割である地域の相談支援体制の強化の取組（支援者支援や地域づくり）が十分に行われていない場合がある。

※ 参考『相談支援業務の手引き（令和 6 年 3 月）』

- 地域の相談支援事業者的人材育成や支援の質の向上のための取組支援
 - ・ 地域の相談支援事業所が参画する支援方針等を検討する場の設置運営具体的には、個別事例のサービス等利用計画の検討・検証、セルフプランの事例に係る支援内容の検討・検証、支援困難ケースに関するスーパーバイズ 等
 - ・ 事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的助言
 - ・ 研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）
- 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との情報収集・提供や連携の取組、障害者等の支援に係る専門的助言等
- 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

才 基幹相談支援センター機能強化事業について【関連資料 6】

従前からご案内のとおり、「基幹相談支援センター機能強化事業」については、令和 6 年度に補助対象を以下のとおりとしており、令和 6 年度は 1 年限りの経過期間を設けているところ、令和 7 年度は当該経過期間が終了するため、取り扱いに遺漏なきよう改めてお願ひしたい。

- ・ 基幹相談支援センターに対する補助に限定
- ・ 地域の相談支援体制の強化や地域づくりの取組への補助に重点化
- ・ 基幹相談支援センターに配置される職員について、障害福祉に関する相談支援機能を強化するため、補助対象となる専門的職員を主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等に限る

※ 令和 4 年度障害者総合支援法の改正に伴う基幹相談支援センターの努力義務化等の背景を踏まえ、令和 6 年度に限り、令和 5 年度に本事業を実施していた市町村においては従前の補助内容で補助を可能とする経過措置を設けていたが、令和 7 年度から上記経過措置が終了する

なお、本事業の実施にあたっては、地方交付税措置の対象である障害者相談支援事業との補助対象経費を適切に区分するようご留意いただきたい。

具体的には、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターの運営を一体的に委託する場合であって、一般的な相談支援に係る部分を含めた委託費全額を本事業の補助対象として計上することは不適切であるため、委託費のうち本事業に係る部分を按分する等適切な額を計上いただきたい。

② (自立支援) 協議会の活性化【関連資料7】

協議会については、地域の障害者等の支援体制の整備を図ることを目的として設置するものであるが、地域課題の検討が十分行われておらず、形骸化しているとの指摘がある。

ア 令和4年障害者総合支援法の一部改正について【関連資料8】

協議会に関しては、以下の点が法律上明記され、令和6年4月から施行されている。

- ・ 協議会において、地域課題等を把握するために必要な障害者の個別事例について、情報の共有や支援のあり方の検討等を行うことを明確化
- ・ 関係機関に対して情報提供等の協力を求めることができる旨明記し、あわせて当該関係機関による協議会への情報提供等の協力についての努力義務を課す
- ・ 協議会の事務に従事する者又は従事していた者に守秘義務を課す

イ 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画にかかる基本指針

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを成果目標として掲げたところである。

＜成果目標＞

相談支援体制の充実・強化等

- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

＜活動指標＞

相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

ウ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援における報酬算定要件として協議会への参画が含まれることとなった。

エ 各地方自治体にお願いしたいこと

市町村におかれては、上記を踏まえ、管内の全ての相談支援事業所に協議会への参画を求め、相談支援に係る専門部会の定期的な開催等により、個別課題の分析から地域課題を抽出し、地域の支援体制の整備に着実につなげていくよう積極的な取り組みをお願いする。

なお、この取組は基幹相談支援センターと市町村が共同で開催し、計画相談支援事業所の主任相談支援専門員の協力を得ながら取り組むことが重要である。

また、広域的な支援体制の整備を担う都道府県の協議会と地域の支援体制の整備を担う市町村の協議会の効果的な連携が重要であることから、都道府県が管内市町村の協議会の状況を定期的に把握することや相互に地域課題の検討状況の定期的な共有など必要な連携等をお願いする。

なお、改正法を踏まえた協議会の運営や都道府県による市町村支援の取組について、別途、通知や相談支援業務に関する手引き、協議会の設置・運営ガイドラインについても参考にされたい。

③ 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業について【関連資料9】

改正法において、都道府県の役割として、市町村への基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施が明記されたことを踏まえ、令和6年度において、地域生活支援促進事業（国庫補助率1/2）として、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県における市町村への広域的支援事業である「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」を実施している。

※ 令和6年度は、東京都、新潟県、福井県、高知県、大分県、沖縄県が実施。

令和7年度も引き続き、10カ所程度の都道府県で実施を予定しているため、都道府県においては、基幹相談支援センター等の設置を促進するために、積極的にご活用いただきたい。

④ 全国ブロック会議等の開催について【関連資料10】

改正法を踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進や機能強化、協議会の効果的な運営を推進するために、令和6年度において、都道府県職員等との意見交換を含めた全国ブロック会議や市町村職員等向けのオンライン会議を開催したところである。（アドバイザー等も参加）

具体的には、厚生労働省から全国で統一した資料と行政説明を行うとともに、日本相談支援専門員協会に講師として協力いただき、地域の好事例の紹介、グループワークを行った。（計 1,500 名程度参加）

各都道府県においては、今後の管内での推進方策の検討を行うとともに、各市町村職員等においても制度の趣旨や各事業の意義等の理解が深まり、地域の相談支援機関との連携の重要性を学ぶ機会となり、好評を得るものとなった。

令和 7 年度も引き続き、本件にかかる会議を予定しているため、各都道府県及び市町村におかれましては積極的な参加をお願いしたい。

また、上記の都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業における各都道府県の取組内容や全国ブロック会議等で活用した資料等については、随時公表しております、参考にしていただきたい。

⑤ セルフプランについて【関連資料 11】

相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランの割合は地域ごとに大きくバラつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、市町村ごとのセルフプラン率について国が公表し、見える化することとしている。

今般、市町村毎の結果について人口規模別にした上で、厚生労働省とこども家庭庁の HP に掲載したところ。特にセルフプラン率の高い市町村におかれましては、同じ人口規模の他市町村の状況も踏まえつつ、セルフプラン率の高い要因の分析を行って頂くとともに、相談支援体制の充実強化等も含め、望まないセルフプランの解消に取り組んでいただくよう、お願いしたい。

<厚生労働省、こども家庭庁 HP 参照>

(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html

(こども家庭庁) https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9

セルフプラン率については、地域によるバラつきが見受けられるところであり、その解消に向けて、各自治体にその状況や工夫している取組等をヒアリング等することも考えているので、ご協力をお願いしたい。

また、令和 3 年度に発出した通知（※）を改めて確認いただき、その取扱いを徹底いただくようお願いしたい。

（※） 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（障障発 03-31 第 7 号 令和 3 年 3 月 31 日）

「計画相談支援等に係る令和 3 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」

特に、市町村においては、いわゆるセルフプランについては、その理由を確認及び記録するとともに、地域の相談支援事業者の不足により、やむ

を得ずセルフプランとなっているケースがある場合については、具体的に相談支援体制の整備に向けた取組を講じるとともに、安易にセルフプランに誘導することができないよう徹底することをお願いしたい。

⑥ 市町村における適切なモニタリング期間の設定について【関連資料12・13】

相談支援のモニタリング期間については、市町村が相談支援専門員の提案を踏まえつつ、対象者の状況に応じて柔軟に適切な期間を設定することとしており、障害福祉サービス等の支給決定に係る事務処理要領において、標準よりも短い期間で設定することが望ましい状態像の具体例を示しているが、一部の市町村では柔軟なモニタリング期間の設定がなされていない状況がある。

また、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合について、令和6年4月から新たに以下を追加している。

- ・ 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
- ・ 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・ 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

今般、厚生労働省とこども家庭庁のHPに、市町村別のモニタリング期間の設定状況を公表しているので、市町村におかれでは、上記を踏まえつつ、対象者の状況に応じた柔軟かつ適切なモニタリング期間の設定についてご留意願いたい。

<厚生労働省、こども家庭庁HP参照>

(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html

(こども家庭庁) https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9

(2) 障害者相談支援事業等の交付税措置等について【関連資料14】

- ① 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター（基礎部分）にかかる交付税措置の増額について

障害者相談支援事業（いわゆる委託相談）の相談件数の増加や改正法による基幹相談支援センターの努力義務化を踏まえ、令和7年度から地方交付税措置が拡充される見込みである。

詳細については、夏頃を目途に、おってお知らせしていく予定であるが、各市町村におかれでは、こうした状況も踏まえ、必要な事業費の確保に努

めていただくとともに、より充実している市町村におかれでは支援が後退することのないよう、地域における相談支援体制の充実に格別のご配慮をお願いしたい。

② 障害者相談支援事業にかかる消費税の適切な取扱いについて

市町村が実施する障害者相談支援事業については、令和5年10月に事務連絡を発出し、以下の取扱いを周知してきた。

- ・ 障害者相談支援事業は消費税の課税対象であること、
- ・ 自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合、消費税相当額を加えた金額を委託料として受託者に支払う必要があること

また、令和6年度は、以下のとおり、様々な機会を通じて自治体及び事業所に丁寧に対応いただくよう、周知を行ってきたところである。

- ・ 自治体説明会（令和6年4月26日）の開催（国税庁と共に）
- ・ 相談窓口の設置による個々のケースへの対応
- ・ 相談窓口に多く寄せられたご照会を基にしたQ&Aの発出（令和6年10月10日）

各地方自治体におかれでは、本事務連絡等を踏まえた適切な取扱いにご留意いただくとともに、自治体が委託する場合に必要となる消費税相当額について、委託先の民間事業者の負担とすることがないよう改めてお願いしたい。

あわせて、障害者相談支援事業を民間事業者に委託する場合の委託料の算定にあたっては、特に以下の点についてご留意いただきたい。

- ・ 委託する事業内容や従事する人員等の業務実態等を踏まえて適切な額を算定するとともに、当該額に消費税相当額を加えた金額を委託料として支払うこと
- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、指定特定相談支援事業者等に対する地域生活支援拠点等のコーディネーターに係る報酬の評価及び計画相談支援の報酬の充実等を行うこととしているが、当該報酬上の評価については、地域生活支援拠点等の整備促進や当該機能及び計画相談支援の充実を図ることを趣旨としたものであることから、当該報酬が算定されることを理由に障害者相談支援事業に係る委託料を減額することのないようにすること。

お困りのことについては、引き続き、相談窓口をご活用いただきたい。

＜相談窓口＞

（障害者相談支援事業に関すること） shougaisha-soudan@mhlw.go.jp
(税に関すること) 各税務署法人課税（第1）部門

＜厚生労働省 HP 参照＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39854.html

（3）相談支援における人材確保・養成等について【関連資料 15～18】

相談支援の利用者数、事業所数、相談支援専門員数とともに増加傾向にあるものの、相談支援専門員について、その人員の不足や更なる資質の向上を求める声がある。

第7期障害福祉計画等にかかる基本指針において、相談支援専門員について、都道府県が市町村における必要数を把握した上で計画的に養成することとしている。各都道府県及び市町村におかれては、障害者等が希望する暮らしを送るために必要な相談支援が確実に受けられるよう、令和6年度報酬改定の内容も踏まえつつ、地域のニーズを踏まえた相談支援専門員や主任相談支援専門員の計画的な養成・確保に努め、地域の相談支援体制の強化についてお願いする。

① 令和6年度補正予算について【関連資料 19】

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者（または児童発達管理責任者）の人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施するなど人材確保を図るよう、令和6年度補正予算により「障害福祉分野における相談支援体制等強化事業」を実施することとしている。

具体的には、都道府県が実施する相談支援従事者養成研修、サービス管理責任者（または児童発達管理責任者）養成研修（法定研修）について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助（国庫補助率10/10）するとともに、国が実施する指導者養成研修（都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象）の拡充を図ったものである。

各都道府県におかれては、これまでの研修が拡充され、地域における人材確保・養成が促進されるよう、本事業の積極的な活用を検討いただくとともに、例えば、地域における相談支援専門員協会等と連携して企画するなど、効果的に事業を実施頂くための工夫した取組をお願いしたい。

加えて、各研修の実施にあたっては、質の確保を図る観点から、委託先事業者に任せきりにすることなく、各都道府県が実施主体の責任の下、研修に実際に立ち会うなど、各研修の実施状況等を的確に把握し、適切に運営いただくよう、改めてお願いしたい。

② 令和7年度の国研修について

令和7年度の国研修については、以下のとおりを予定しており、各都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願

いする。

令和7年度も、相談支援従事者指導者養成研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修とともに各4日間の研修として実施することとしている。

ただし、相談支援従事者指導者養成研修については、研修内容の定着等を図るため、フォローアップ研修を後日、オンラインで実施することとしている。

また、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修については、専門コース別研修の内容を扱う9月9日（火）をオンラインで実施することとしているので、ご了知いただきたい。

■ 相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

令和7年6月4日（水）～6月6日（金）、令和8年3月6日（金）
(注) 令和8年3月6日（金）は、オンラインで実施予定。

■ サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）

令和7年9月9日（火）～12日（金）

(注) 令和7年9月9日（火）は、専門コース別研修をオンラインで実施する。また、他の3日間とは異なる受講生の推薦が可能。なお、相談支援の立場の者とサービス管理に係る者の双方から受講生を選定することが望ましい。

※ 会場は都内近郊を予定しているが、決まり次第おってご案内。

③ その他、各研修における留意事項

ア 研修内容の見直しへの対応

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成については、それぞれ令和2年度及び令和6年度に研修制度等を見直している。

各都道府県においては、以下の点に留意して相談支援専門員、サービス管理責任者等の養成を計画的に進めていただきたい。

イ サービス管理責任者等養成研修の受講機会の確保について

サービス管理責任者等の養成研修については、一部の都道府県において、研修受講希望者が事業所の存在する都道府県で研修を受講できない場合があるとの意見をいただいている。

サービス管理責任者等の確保は各事業所の事業継続上不可欠であることに鑑み、オンライン講義と対面による演習を効率的に組み合わせる等の研修実施上の工夫を凝らしていただき、受講希望者が受講できないような事態にならないよう、引き続き配慮をお願いす

る。

ウ サービス管理責任者等の研修制度について 【関連資料 20~23】

都道府県におかれでは、障害福祉サービス事業者等に対して以下の点について周知を行うとともに、各種研修について、管内の受講見込人数を事前に把握し、研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、計画的な研修の実施をお願いする。

- ・ 研修制度見直しに伴い、令和元年度から令和3年度中の基礎研修受講者については、基礎研修修了日後3年間は実践研修を修了していない場合でもサービス管理責任者等とみなすことができるとしており、令和3年度の基礎研修修了者は令和6年度内にみなし期間が終了するため、みなし期間終了前に実践研修を修了していただく必要があること。
- ・ 令和5年6月より、基礎研修修了後のOJTについて、一定の要件を満たした場合、個別支援計画の作成を6月以上行うことで実践研修が受講できること。

エ サービス管理責任者等更新研修について

更新研修の受講にあたっては、以下の実務経験が必要である。

- ・ 現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事していること
- ・ 過去5年間で2年以上サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事していたこと

オ 相談支援従事者現任研修について

令和2年4月1日から前5年間に相談支援従事者研修又は主任相談支援専門員研修を修了した者が、研修修了日の5年後の属する年度末までに初めて相談支援従事者指導者現任研修を受講する場合に限り、受講要件を不要としているが、平成31年度受講生は令和6年度中に受講する必要があることから、令和7年度以降は相談支援従事者現任研修を受講する全員に、受講要件が適用されること。

カ 主任相談支援専門員について

主任相談支援専門員については、令和2年度以降、都道府県による養成を開始している。

各都道府県においては、地域における人材養成や地域づくりの中核を担う人材を早期に養成する観点から、市町村との連携を図り、計画的な主任相談支援専門員の養成についてお願いする。

なお、基幹相談支援センターは地域の相談支援の中核としての役割が望まれるものであり、市町村においては、センターの従事者と

して主任相談支援専門員を配置するようお願いする。

キ 専門コース別研修について

令和2年度以降、専門コース別研修の拡充等を行っており、相談支援専門員及びサービス管理責任者等を対象とする「意思決定支援」並びに「就労支援」、「障害児支援」、相談支援専門員を対象とする「介護支援専門員との連携・相互理解」のコースを設定したところ。各都道府県においては、専門性確保等のため、これらの研修の実施をお願いする。

また、障害者に対する意思決定支援の推進を図るため、令和6年度報酬改定において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させることとしていることから、「意思決定支援」コースの実施及び相談支援専門員及びサービス管理責任者等への周知や受講勧奨についてお願いする。

※ 「11 障害者虐待の未然防止・早期発見等について (2) 意思決定支援の推進について参考。」

(4) その他留意事項について

障害福祉分野における相談支援に関しては、上記以外に加えて以下の点にも留意しつつ、各都道府県と市町村が連携し、適切に対応・指導いただきたい。

① 指定計画相談支援の適切な提供について

下記のとおり、一部報道により、不適切な運営・支援実態が散見されていることから、改めて法令遵守の徹底ならびに適切な指定相談支援の運営等について指定権者を含めた関係機関等において再確認を行う等により、適切な指定計画相談支援の提供に努められたい。

- ・ 指定特定相談支援事業所において相談支援専門員の未配置等による指定取り消しがあった事例
- ・ 指定特定相談支援事業所が相談者への説明・同意なくサービス等利用計画を作成していたため過誤請求等が行われた事例

② 相談支援と医療等の多機関との連携の推進について

医療機関と相談支援事業所の福祉の連携をより一層強化するため、令和6年6月に発出した事務連絡(※)において、地域における医療と福祉の連携体制の構築や医師意見書の活用をお願いするとともに、相談支援事業所が医療機関と情報連携する際に使用する参考様式を提供等も行っているため、都道府県及び市町村におかれでは、こうしたツールも活用いただきながら、医療と相談支援をはじめとする福祉の連携推進をお願いする。

(※) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課 令和6年6月12日付事務連絡
「医療機関と相談支援事業所の連携に関する一層の取組促進について」

③ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員について

身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、生活上の困りごとや悩みごとの相談、制度の活用方法の助言、行政とのつなぎ、また障害や身体障害者に対する地域住民の理解を深めるための各種啓発などの活動を通じて、地域において重要な役割を担っている。

各都道府県、市町村におかれでは、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の日頃の活動をよくご確認いただき、必要な周知を図りながら、地域の身近な相談役として認知向上とともに、地域の相談支援機関として連携を図っていただくことをお願いしたい。

現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者的心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。※具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ

市町村(①～③の整備・設置主体)

設置を努力義務化

①基幹相談支援センター
(地域の相談支援の中核機関)

関係機関との連携の緊密化

※本人や家族等からの相談

日常的な相談

相談支援事業者

相談支援事業者への支援
(助言・指導等)

主任相談支援専門員等

障害者



日常的な支援

サービス事業者

サービス利用
計画策定等総合相談
専門相談

緊急時の相談・対応

拠点コーディネーター

地域移行の推進
(体験の機会・場)

整備を努力義務化

②地域生活支援拠点等
～地域生活の緊急時対応や地域移行を推進するサービス拠点※複数の事業者が連携するなど
地域の実情に応じて整備

守秘義務を設ける

③協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

関連資料 2

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。 (法第77条の2第2項) 新
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる (同条第3項))
- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。 (法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)

新

③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)

新

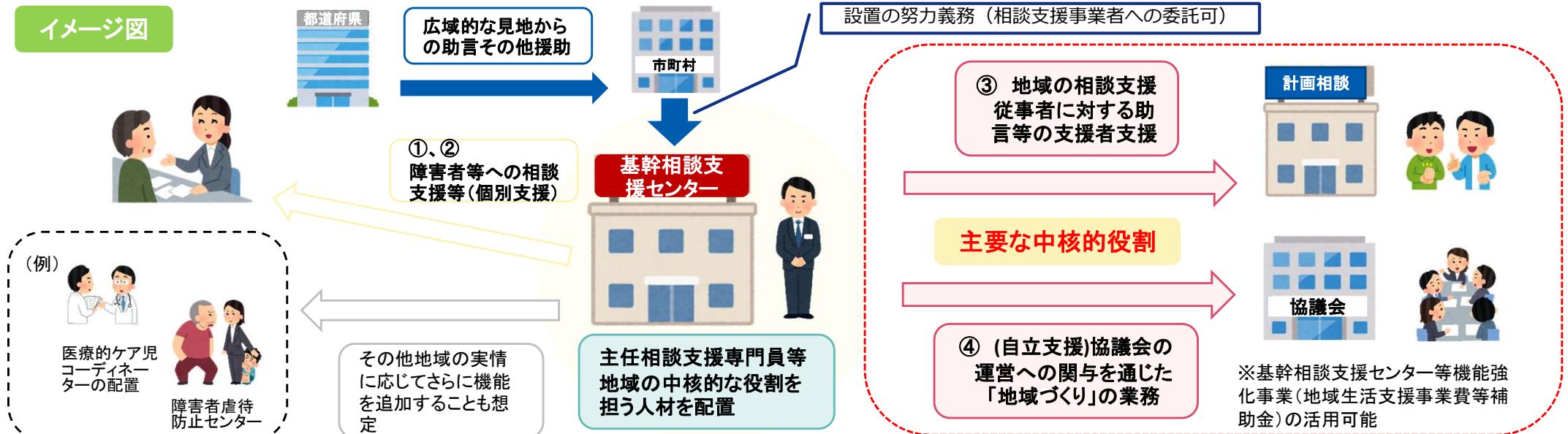
④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

③④が主要な
「中核的な役割」

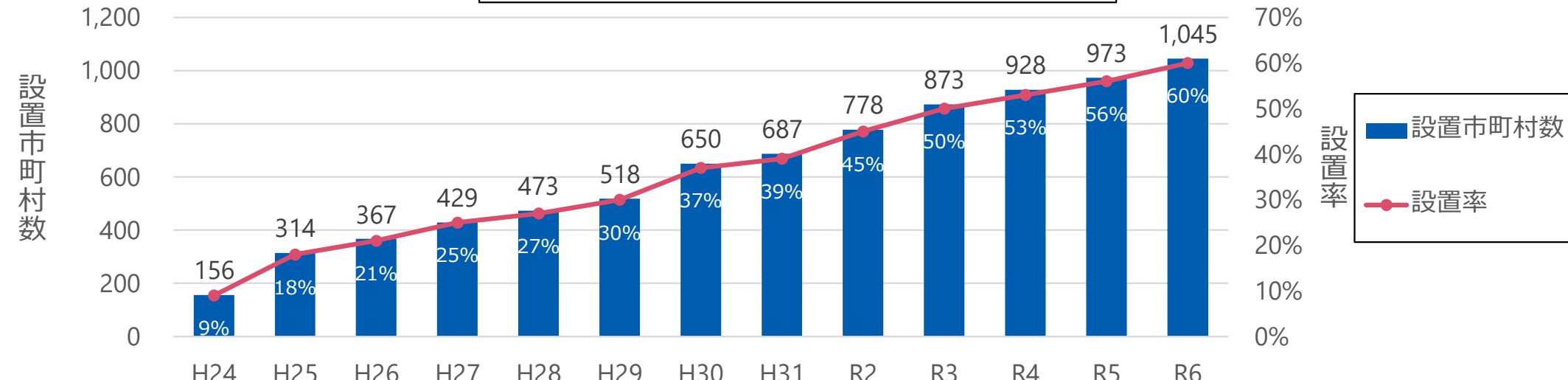
※ 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。 (法第77条の2第7項) 新

イメージ図



基幹相談支援センターについて (令和6年4月1日時点)

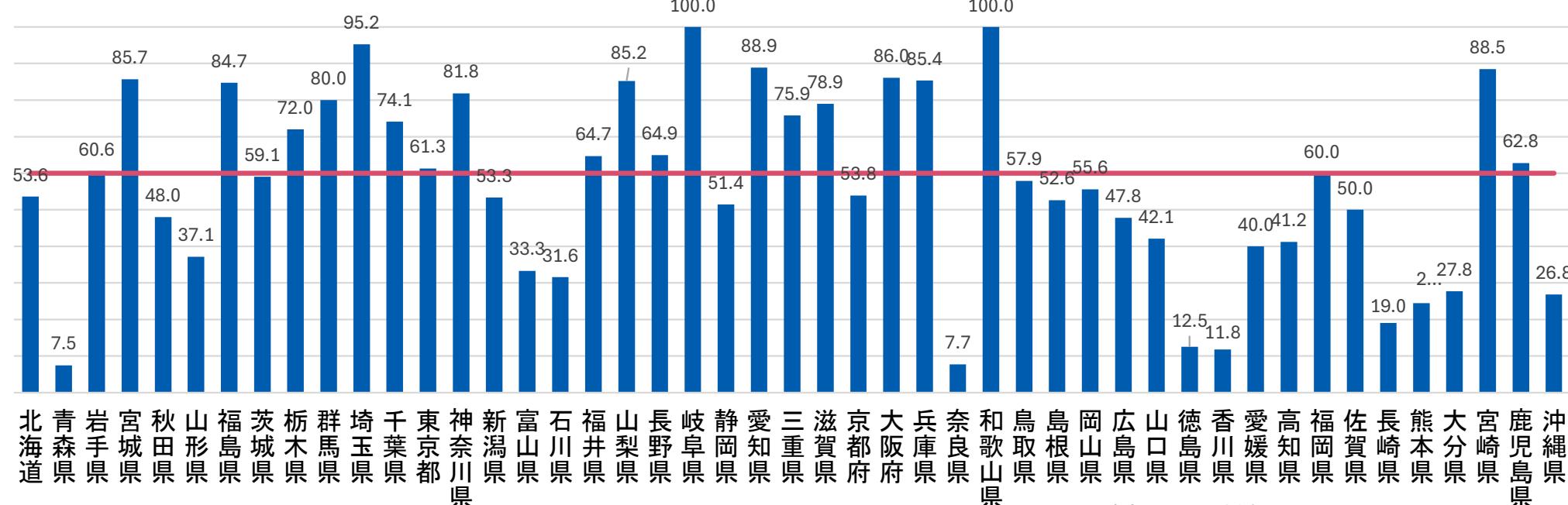
基幹相談支援センターの設置状況 (経年比較)



単位: %

基幹相談支援センターの設置率 (都道府県別)

【設置率の全国平均: 60%】



基幹相談支援センターの設置状況等（人口規模別）

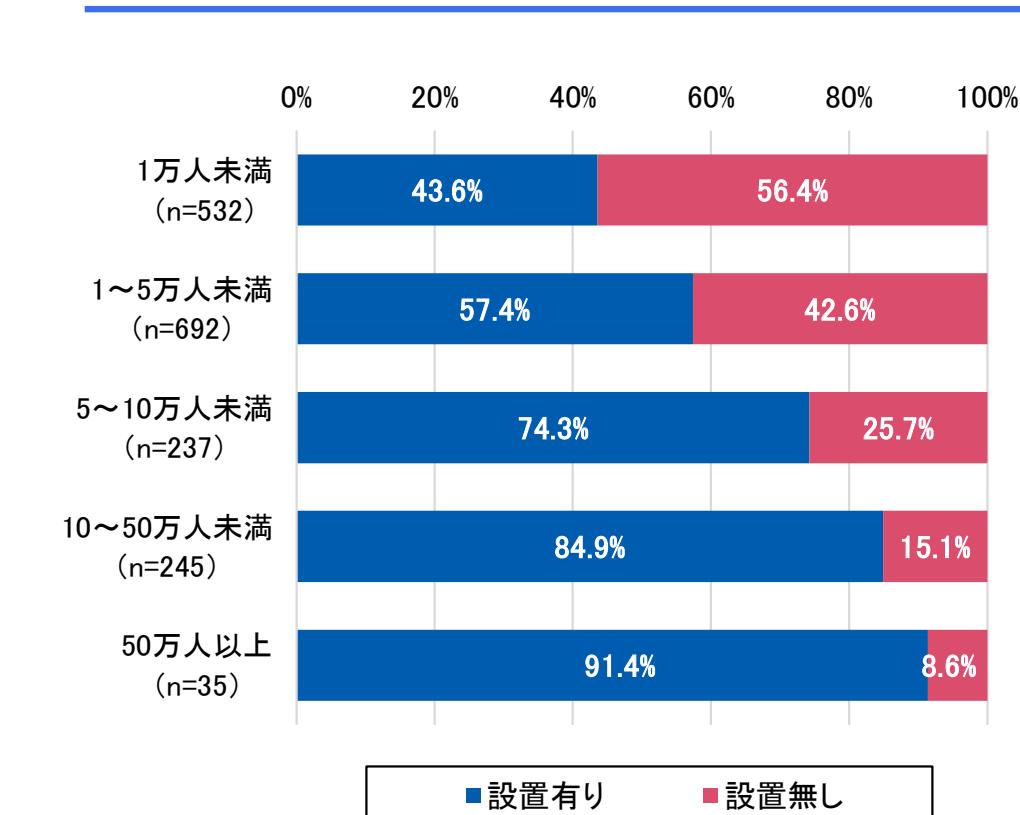
関連資料 4

出典：厚生労働省調査「障害者相談支援事業の実施状況等について」（令和6年調査）

- 基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要
- **小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要**

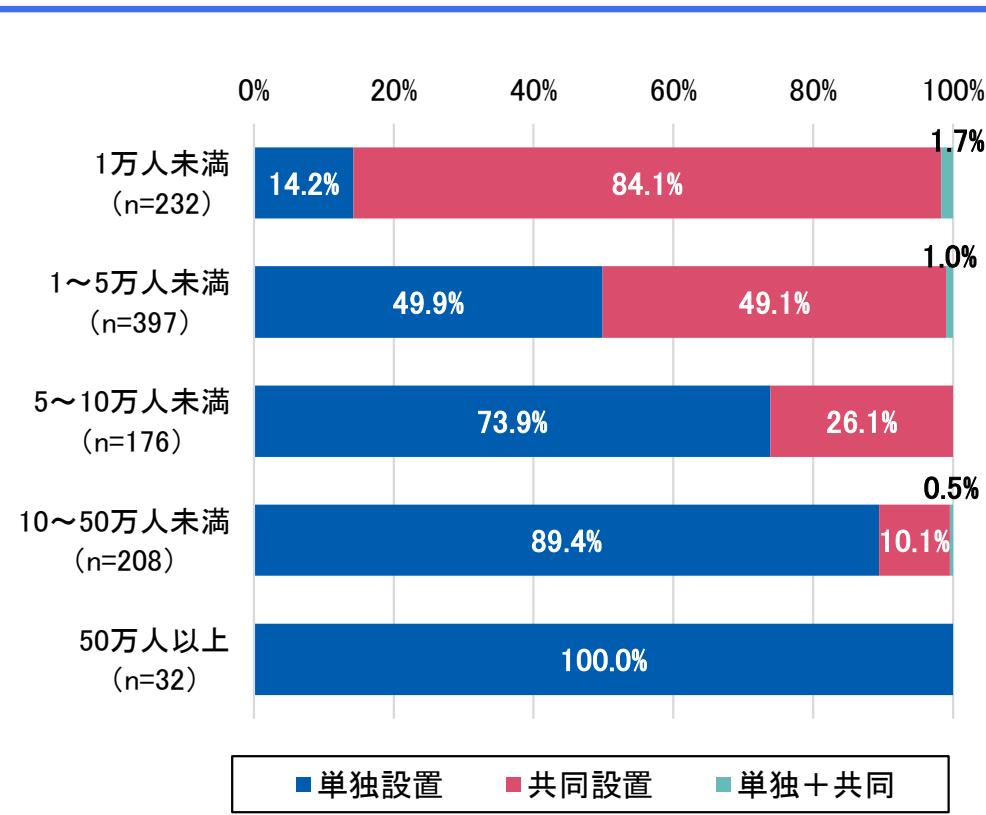
市町村における基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別）

（市町村数=1,741）



基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別）

（実施市町村数=1,045）



- 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等それぞれの役割や機能は異なるが、障害者等の地域生活を支援する体制づくりを担う点は共通。
各々の役割や機能を踏まえた効果的な連携体制の構築が必要。

基幹相談支援センター (地域における相談支援の中核的な機関)		地域生活支援拠点等 〔障害者等が地域で安心して暮らすための サービスの拠点・連携体制〕
設置・整備主体	<p>市町村が設置主体（複数市町村による共同設置可） ※指定特定相談支援事業所等に対する委託可</p>	<p>市町村が整備主体（複数市町村による共同整備可）</p>
役割・機能	<p>地域における相談支援の中核的な役割を担う機関</p> <p>①障害者相談支援事業・成年後見制度利用支援事業 ②他法において市町村が行うとされる障害者等への相談等の業務 ③地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援 ④協議会への運営への関与を通じた「地域づくり」</p>	<p>地域生活における安心の確保＋地域生活への移行の推進</p> <p>①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成等</p>

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金 502億円の内数（501億円の内数）※()内は前年度当初予算額

注) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。

また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記される
 とともに、第7期障害福祉計画に係る国的基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

現 行	見直し（案）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 (注) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。※新たに②③の事業実施を補助要件とする (注) <u>主任相談支援専門員又は相談支援専門員</u> である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補 助 率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

(自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。 (共同設置可) (法第89条の3第1項)
- 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への**適切な支援に関する情報**及び支援体制に関する課題について**の情報**を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。 (法第89条の3第2項) **新** ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
- 協議会は地域の関係機関等に**情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ**、協力を求められた関係機関等はこの求めがあった場合には、これに**協力するように努める**ものとする。 (法第89条の3第3項・4項) **新**
- 協議会関係者は、**守秘義務**を有する。 (法第89条の3第5項) **新**
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聞くよう努めなければならない。 (法第88条第9項、第89条第7項)
- 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。 (法第89条の3第5項) **新**

(自立支援) 協議会の現状等について

- 設置状況 (R6.4月時点)

市町村: 1,718自治体(設置率約98.7%)

※協議会数: 1,212箇所

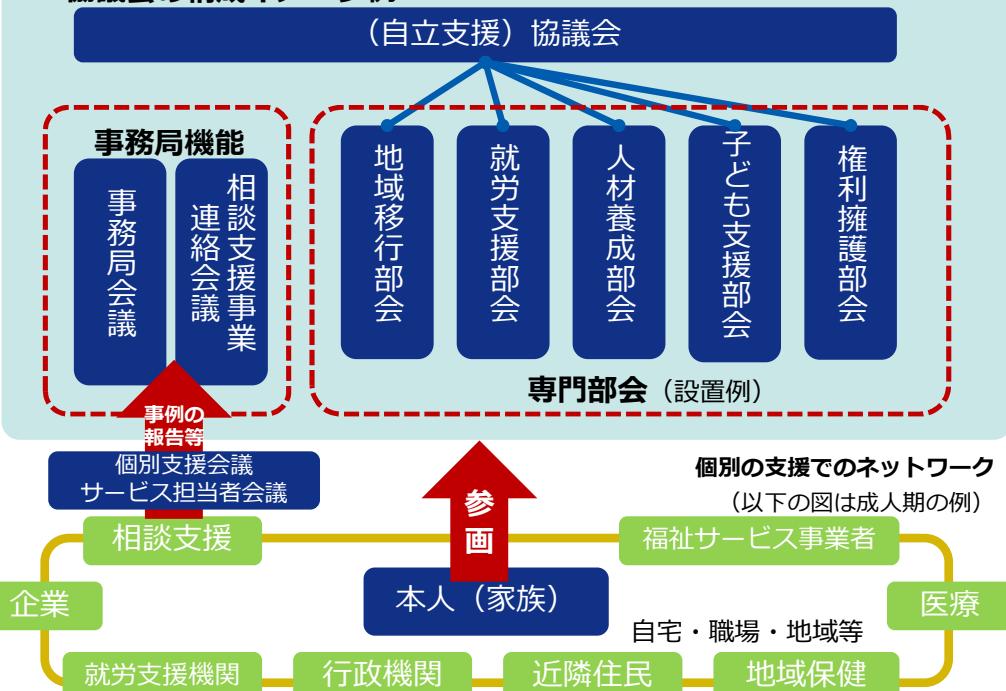
都道府県: 47自治体(設置率100%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情**に応じて選定されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

協議会の構成イメージ例



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

- 改 ① 協議会を通じた「地域づくり」（※）にとっては「個から地域へ」の取組が重要。（第2項改正）

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

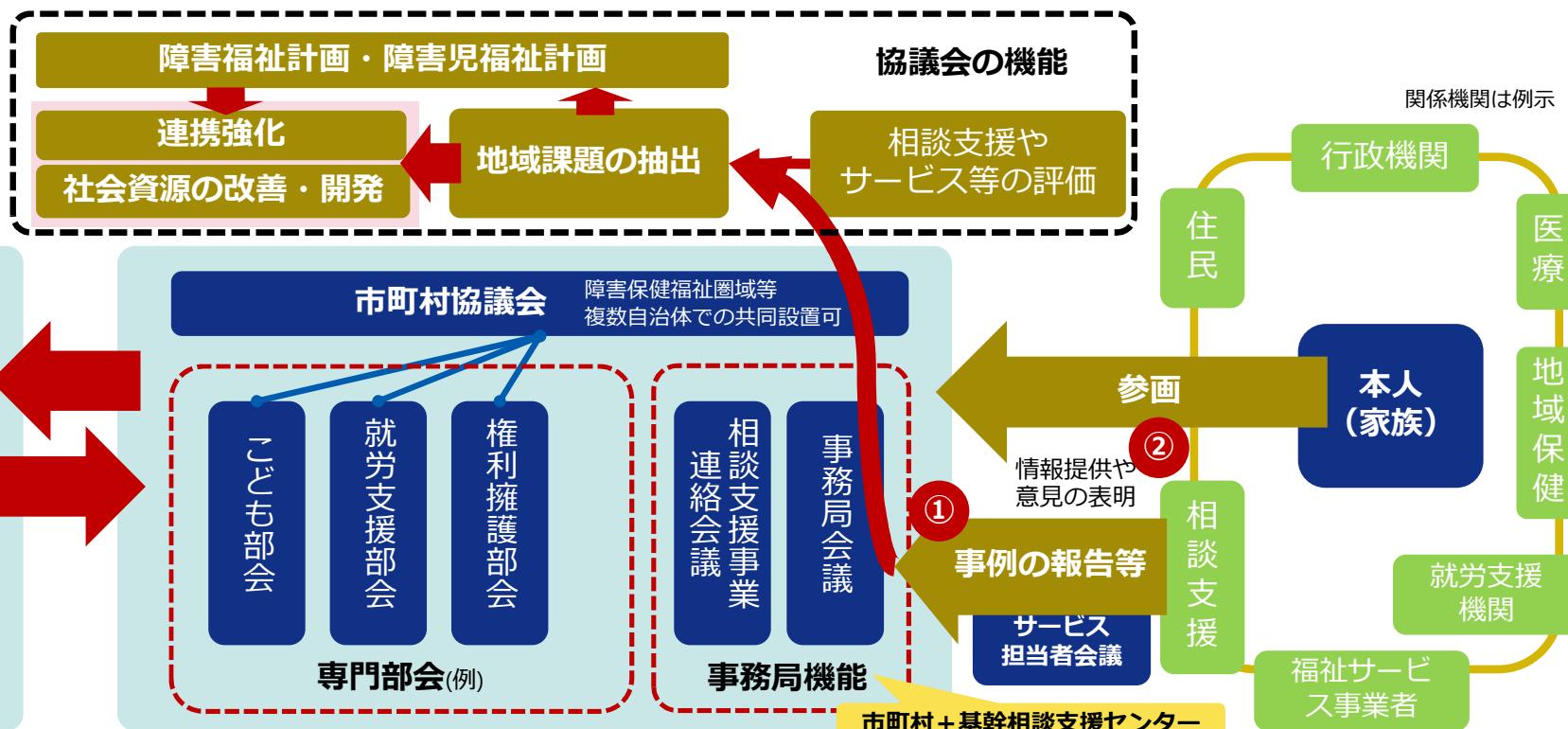
- 新 ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。（第3項、第4項新設）

- 新 ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。（第5項新設）

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第3項～第6項）

（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（地域生活支援促進事業）

関連資料 9

令和7年度当初予算案 32百万円（32百万円）※()内は前年度予算額

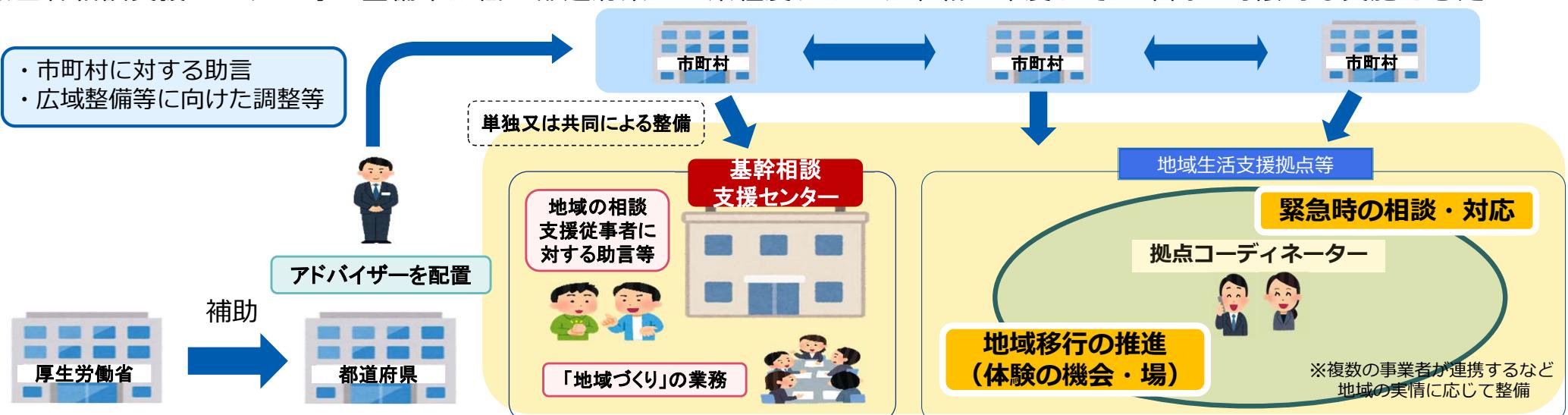
1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。

※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

令和7年度当初予算案 11百万円（11百万円）※()内は前年度予算額

1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

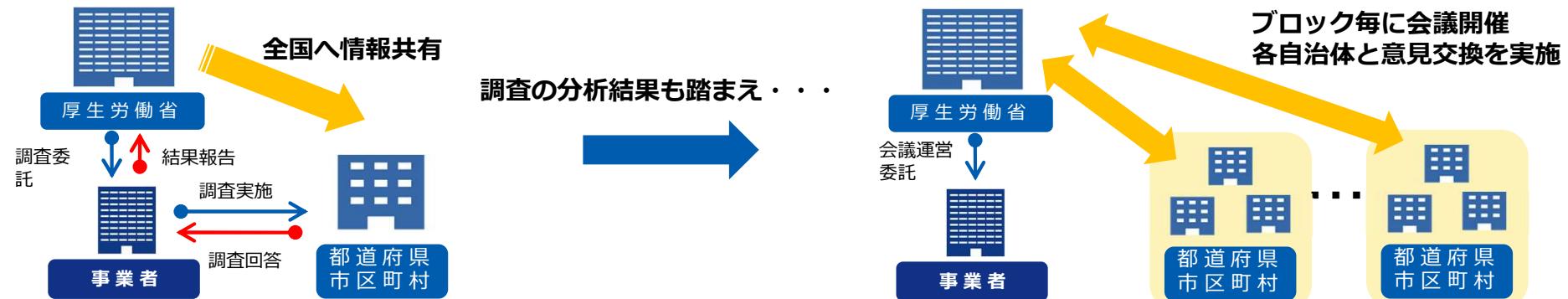
当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国的基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握**。
- 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、

国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

セルフプラン率について（令和6年3月末時点）

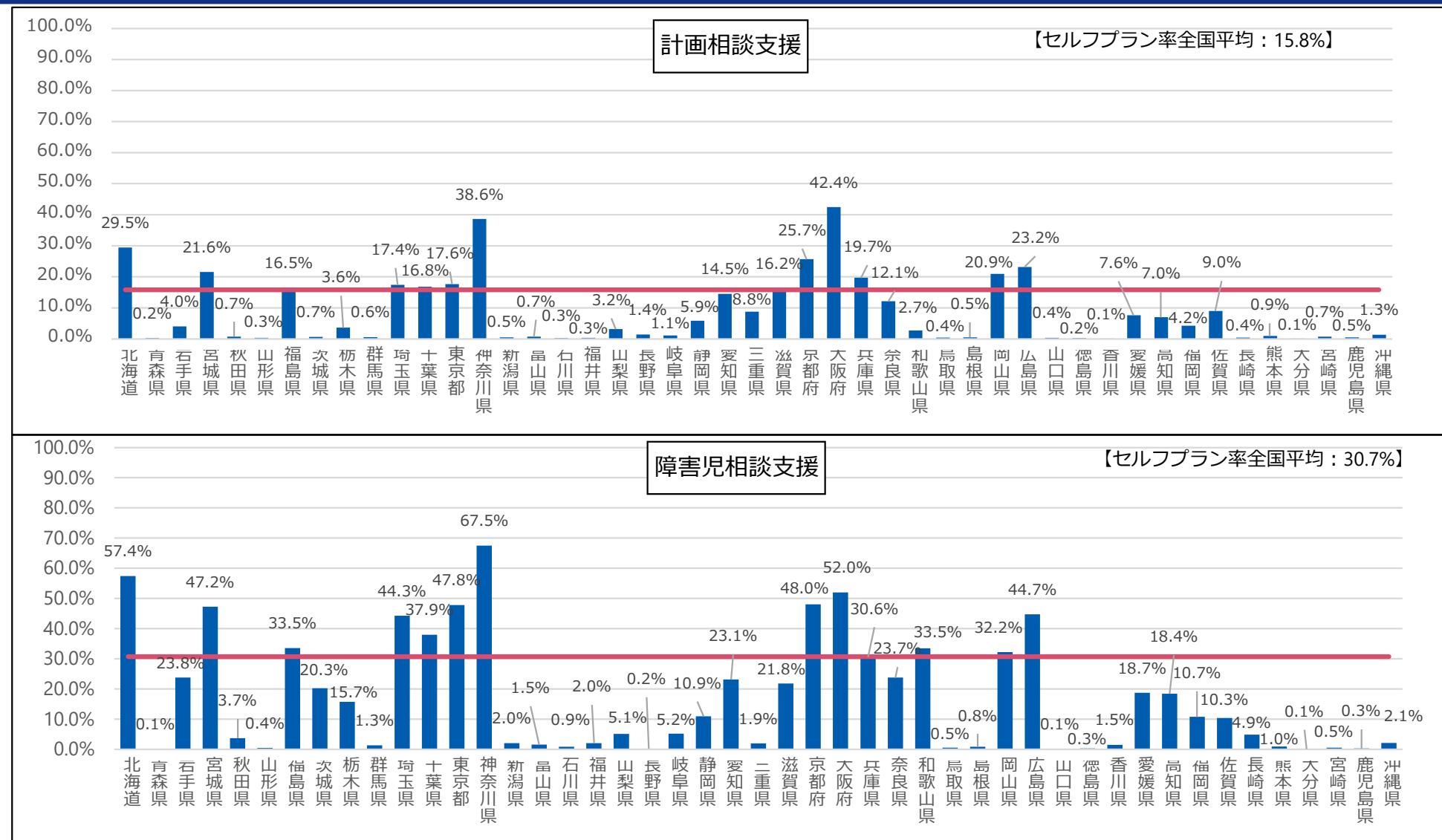
出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について

関連資料11

- セルフプランの割合は地域ごとに大きくばらつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。今般、従前からの都道府県毎の公表に加え、市町村毎の結果について、人口規模別にした上で厚生労働省・こども家庭庁のHPに掲載したところ。各市町村におかれては他市町村の状況も踏まえつつ、相談支援体制の充実強化等も含め、望まないセルフプランの解消に取り組んでいただくとともに、各都道府県においては相談支援の体制整備が進んでいない市町村に対して必要な支援をお願いする。

（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html

（こども家庭庁） : https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9



- モニタリングは、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに実施標準期間を勘案して**市町村が必要と認める期間**を設定する。（施行規則第6条の16）
- 市町村においては、利用している障害福祉サービス又は地域相談支援の種類のみをもって、モニタリングの実施期間として一律に設定することのないよう相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な期間を設定するようにすることとされている。
(平成19年3月23日 障発0323002「介護給付費等の支給決定等について」)
- さらに、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような状態像にあるとなっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者	・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者	・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者	・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
・複数の障害福祉サービス等を利用している者	・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児
・家族や地域住民等との関係が不安定な者	・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
・進行性の障害の状態にあり、病状等の急速な変化が見込まれる者	・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

○また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）	・医療的ケア児
・複合的な課題を抱えた世帯に属する者	・強度行動障害児者
・医療観察法対象者	・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）
・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予者等）	

関連資料13

単位:人

600,000

500,000

400,000

300,000

200,000

100,000

0

計画相談支援

48,785
5.2%10,465
1.1%330,446
35.2%7,578
0.8%492,268
52.4%21,445
2.3%29,027
3.1%

60.0%

50.0%

40.0%

30.0%

20.0%

10.0%

0.0%

毎月

2ヶ月

3ヶ月

4ヶ月

6ヶ月

12ヶ月

その他

単位:人

障害児相談支援

10,658
2.6%4,263
1.0%65,495
16.1%11,565
2.8%296,342
72.9%5,991
1.5%12,095
3.0%

80.0%

70.0%

60.0%

50.0%

40.0%

30.0%

20.0%

10.0%

0.0%

毎月

2ヶ月

3ヶ月

4ヶ月

6ヶ月

12ヶ月

その他

相談支援の充実等について

障害者相談支援事業等の交付税措置等について

【障害者相談支援事業（いわゆる委託相談）、基幹相談支援センターの交付税措置について】

- 障害者相談支援事業について、相談件数の増加や、基幹相談支援センターの令和4年度障害者総合支援法改正による市町村の努力義務化を踏まえ、令和7年度から地方交付税措置が拡充される見込みである。
具体的な内容については、今後おって連絡していく予定。

【障害者相談支援事業の消費税にかかる取扱いについて】

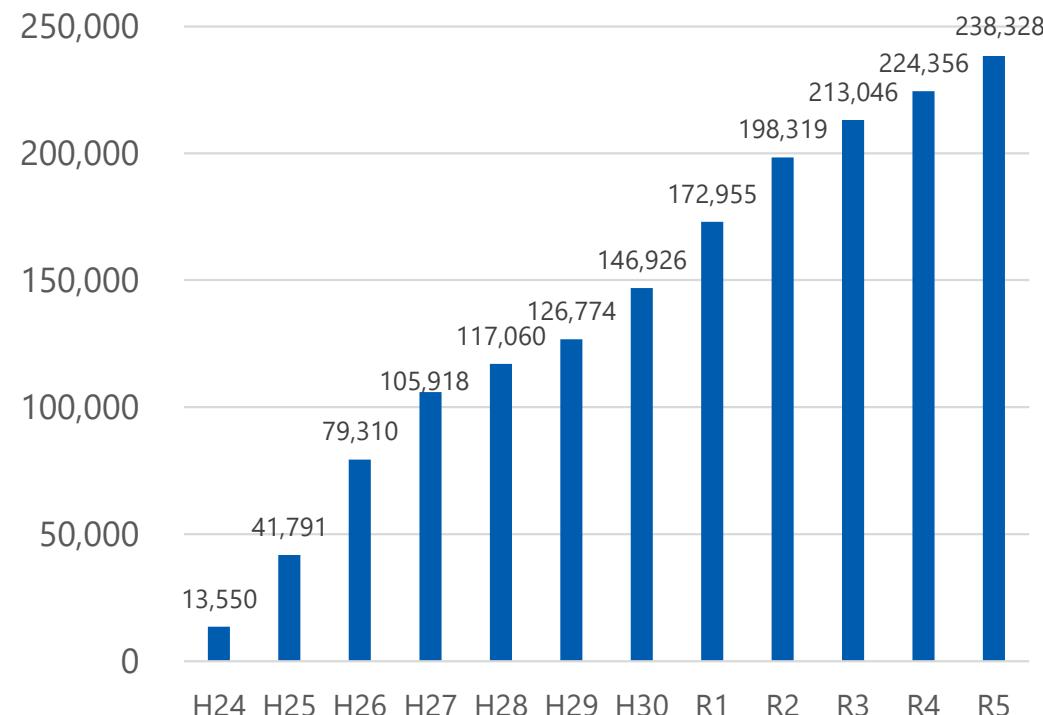
- 市町村が実施する障害者相談支援事業については、社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となるが、この間、以下の対応を行ってきたところ、各自治体におかれでは、引き続き、委託先の民間事業者に過度な負担が生じることがないよう、適切にご対応いただくよう改めてお願ひする。
 - ・ 自治体説明会（令和6年4月26日）の開催
 - ・ 厚生労働省と国税庁に相談窓口の設置
 - ・ 相談窓口に多く寄せられたご照会を基にしたQ&Aの発出（令和6年10月10日）
(障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等について（厚生労働省HP）)
URL：[障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-ja/sosai/sosai-00001.html)

各市町村におかれでは、上記2つのような状況を踏まえ、必要な事業費の確保に努めていただくとともに、より充実している市町村におかれでは支援が後退することのないよう、地域における相談支援体制の充実にご配慮いただきたい。

相談支援の現状

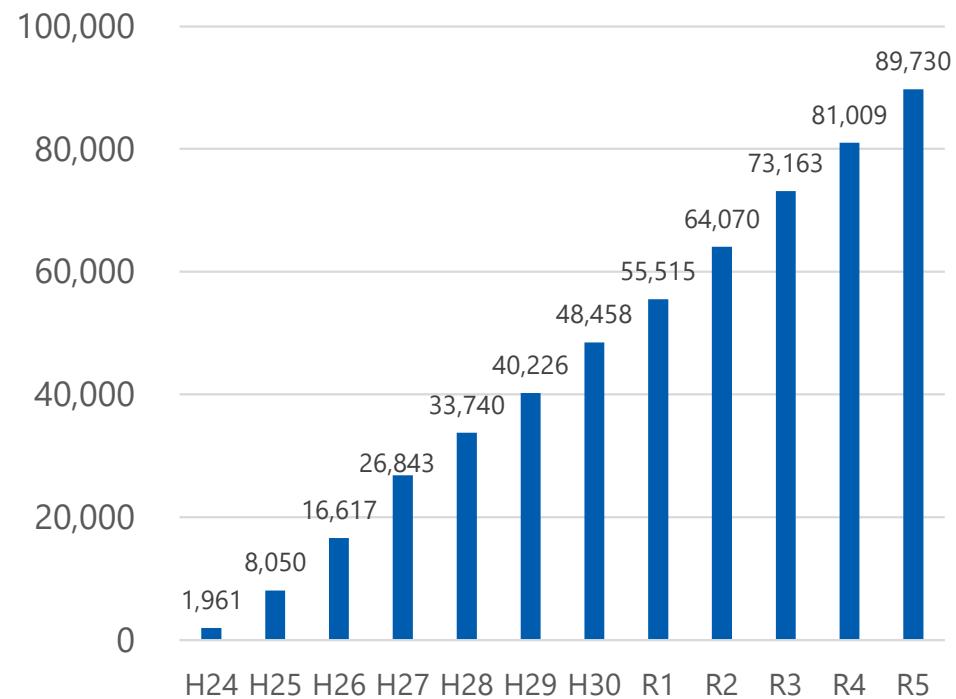
計画相談支援

利用者数の推移（一月平均（人））



障害児相談支援

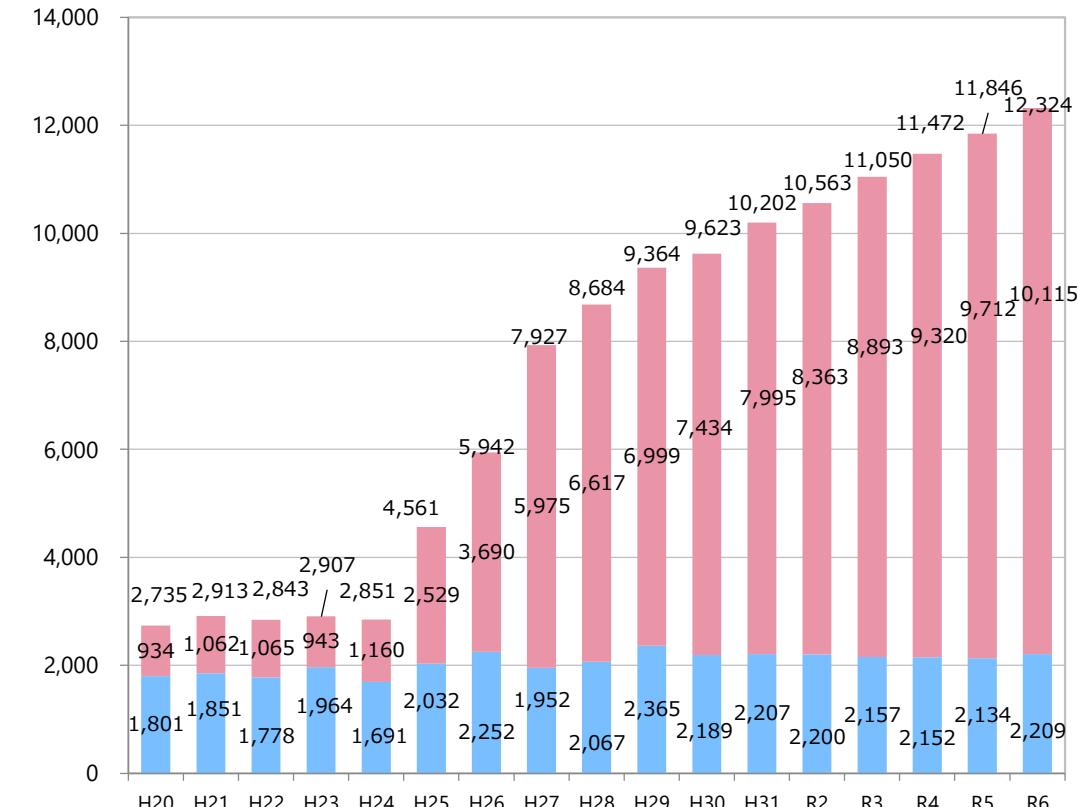
利用者数の推移（一月平均（人））



(出典) 国保連データ

相談支援の現状

指定特定・指定障害児相談支援事業所数（経年比較）



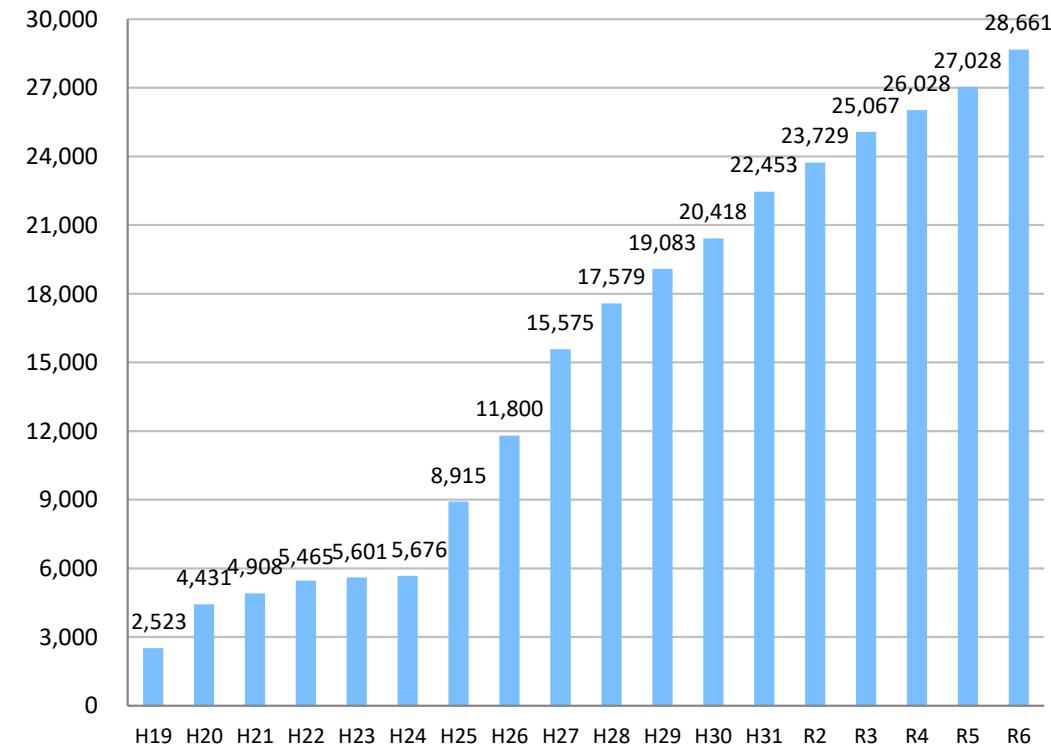
指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち

- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けていない事業所
- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所

※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所数。

※H23年4月1日の指定相談支援事業所数は、被災3県を除くデータ。

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている
相談支援専門員の人数（経年比）



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。

※H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。

※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、

指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、

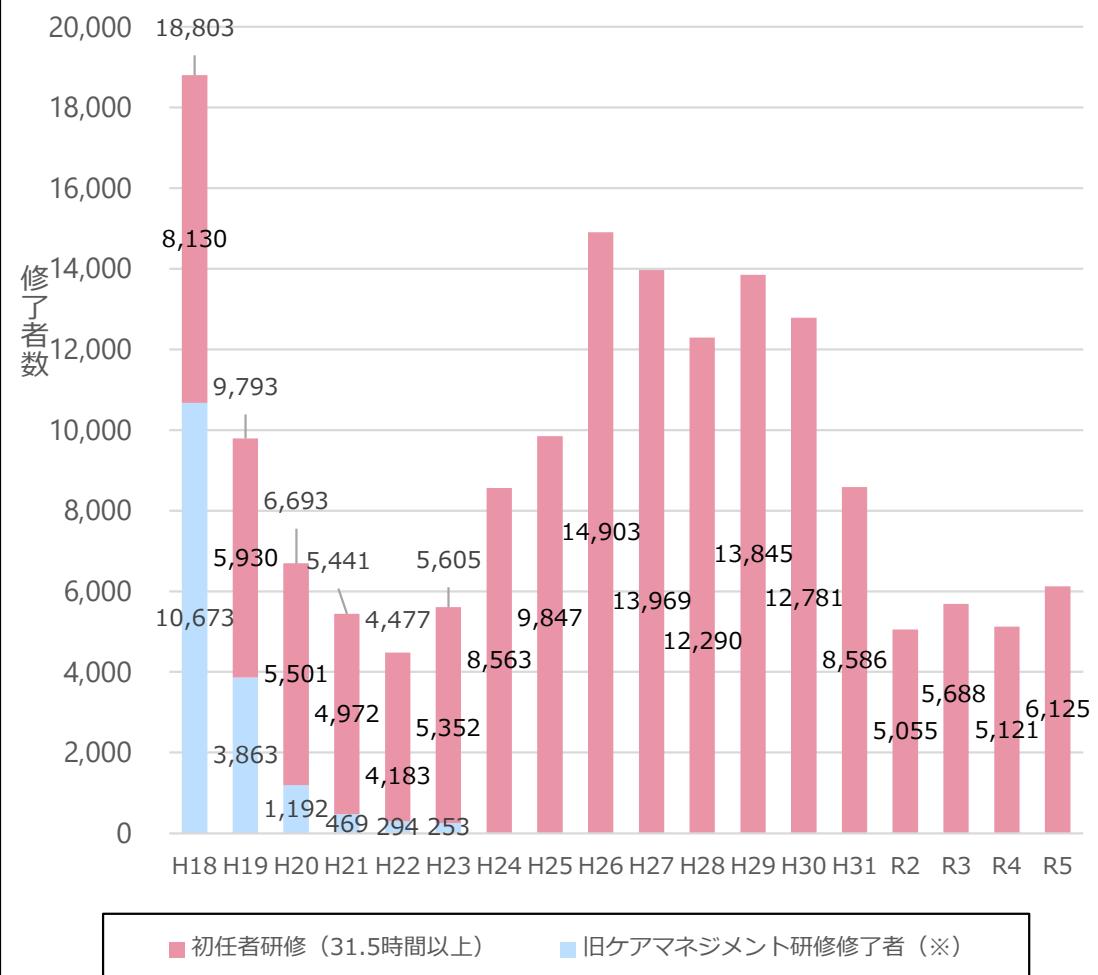
指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

相談支援従事者研修修了者の推移について（参考データ）

関連資料17

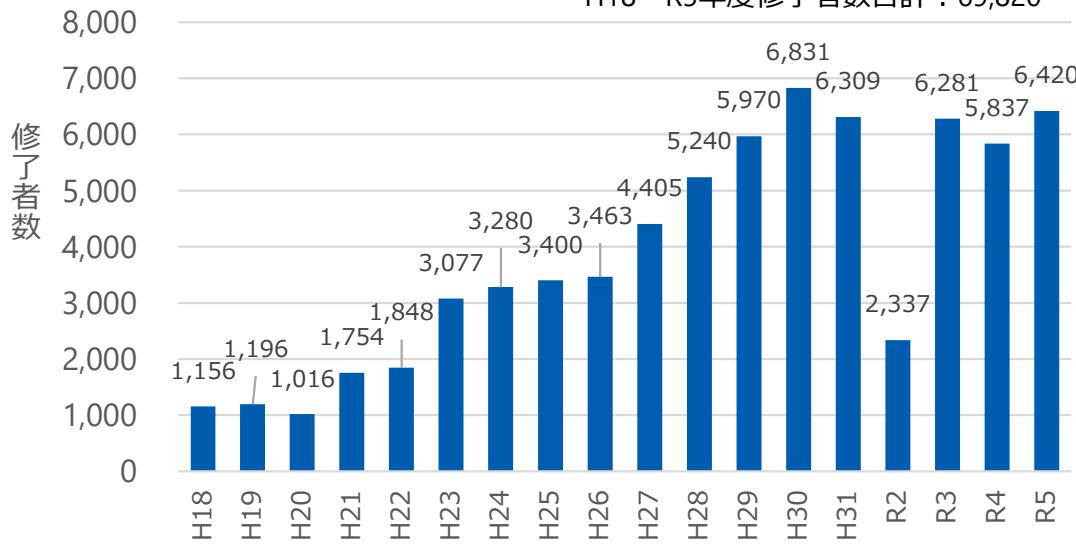
相談支援従事者初任者研修の修了者数（経年比較）

H18～R5年度修了者数合計：167,585



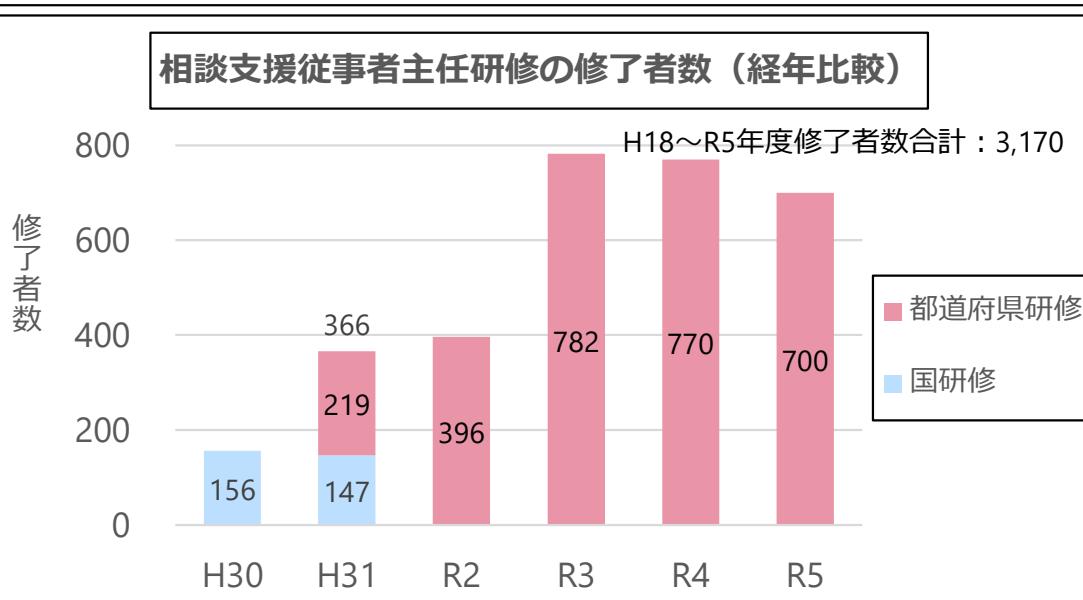
相談支援従事者現任研修の修了者数（経年比較）

H18～R5年度修了者数合計：69,820



相談支援従事者主任研修の修了者数（経年比較）

H18～R5年度修了者数合計：3,170



※旧ケアマネジメント研修修了者を対象とした研修（6.5時間以上）修了者（23年度まで実施）

※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

（出典）障害者相談支援事業の実施状況等について

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加（※）した上で、**基本報酬を引き上げ**

※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、（継続）障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

●主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	（新）300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合） 100単位（上記以外）

●地域体制強化共同支援加算（支援困難事例等の課題の協議会への報告）

算定対象事業所を追加（※2と同じ）

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

- 医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



通院同行

- 利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



情報提供

- 関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： 200単位 モニタリング月： 300単位
	（新）通院同行	—	300単位
	（新）情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	（新）通院同行	—	300単位
	（新）情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

●要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算		
行動障害支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
精神障害者支援体制加算		
（新）高次脳機能障害者支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において（継続）サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

施策名：障害福祉分野における相談支援体制等強化事業

令和6年度補正予算額 5.9億円

① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者(または児童発達支援管理責任者)の
人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施す
るなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

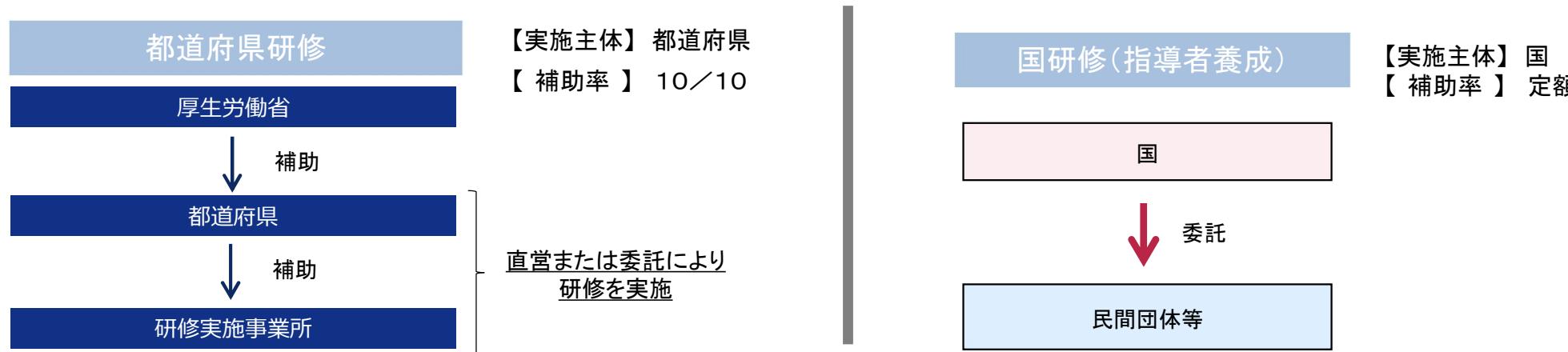
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助
するとともに、国が実施する指導者養成研修(都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象)の拡充を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の
確保と事業所の質の向上を図り、障害児者(またはその家族)の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、のぞまないセルフプランの解消に資するものである。

○令和元年度よりカリキュラムを見直し分野を統合。

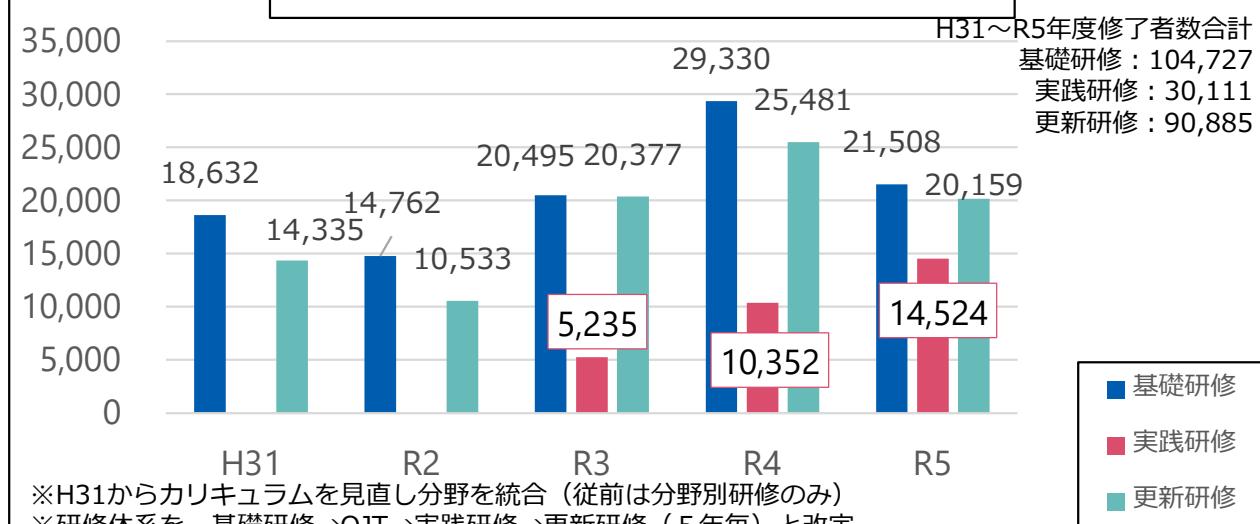
(令和5年度研修修了者)

- ・基礎研修：21,508人
- ・実践研修：14,524人
- ・更新研修：20,159人。

○平成18年度から平成30年度までの間の研修修了者の合計

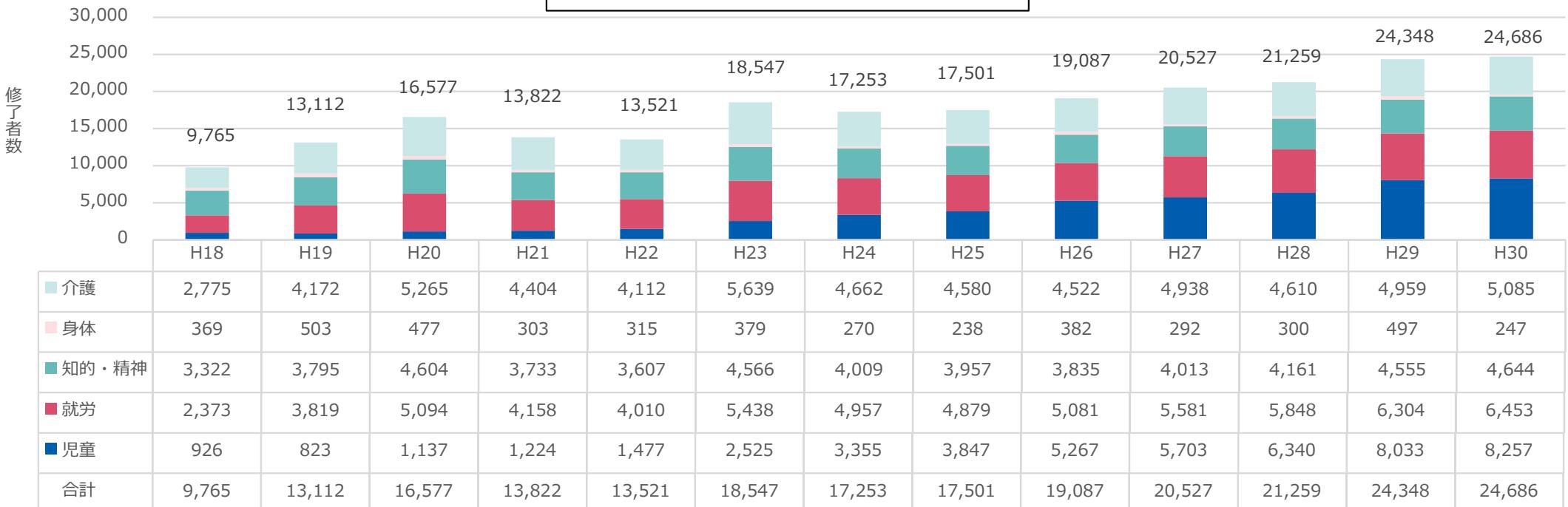
- ・サービス管理責任者研修：181,091人
- ・児童発達支援管理責任者研修：48,914人

サービス管理責任者等研修の修了者数（経年比較）



サービス管理責任者等研修の修了者数（経年比較）

H18～H30年度修了者数合計：230,005



①実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験Ⓐ(OJT)**については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時に**既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件Ⓑ**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）**を満たしている。**
- ② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
 - やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。
- ③ 上記業務に従事することについて、**指定権者に届出**を行う。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験Ⓐ(OJT)
(相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

サービス管理
責任者等とし
て配置可
(5年毎に要
更新)

実務経験Ⓑ
(相談支援業務
又は
直接支援業務)
3～8年

新配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験Ⓐ(OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上)【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

（具体的な業務内容）

利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由 (※) によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）**サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

(※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

要件①

実務経験要件

実務経験

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなして配置可

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、
1年間サービス管理責任者等とみなして従事可能
(現行どおり)

新

研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如
以前に修了済み

要件②

サービス管理責任者等が欠如する以前から
当該事業所に配置されている者

要件③

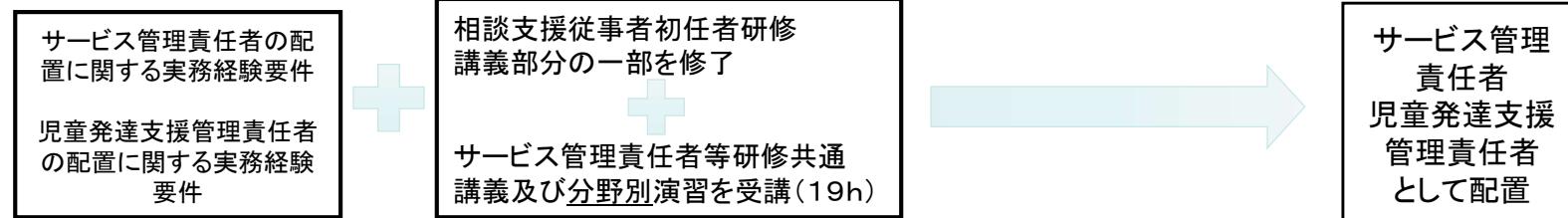
実践研修修了時まで（最長で欠如時以降**2年間**）
サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続して
サービス管理責任者等として
配置するには、配置要件における研修修了要件（**実践研修まで修了**）
を満たす必要あり

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

改定前



現行 H31(R1)年度～



(注)一定の実務経験の要件

- 実践研修: 基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- 更新研修: ①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

1.1 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の防止及び対応の徹底について

① 障害者虐待事例への対応状況等について【関連資料1～6】

毎年度、厚生労働省において実施している「令和5年度障害者虐待事例対応状況調査結果（令和6年12月公表）」において、以下のような状況が認められた。

- ・ 養護者及び障害福祉施設従事者等による障害者虐待について、「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「被虐待者数」がいずれも増加し、特に、障害福祉施設従事者等による被虐待者数が大幅に増加。
- ・ 通報者の割合については、近年の傾向と同様に、養護者による虐待は「警察」、障害福祉施設従事者等による虐待は「当該施設・事業所の職員」からの通報が最も多い。
- ・ 施設従事者虐待の虐待判断件数については、施設・事業種別では共同生活援助、施設入所支援、生活介護、放課後等デイサービスの順に多く、障害種別では知的障害者の割合が高い。
また、行動障害がある者の割合が高い。
- ・ 虐待の発生要因は、養護者による虐待は「家庭における被虐待者と虐待者の人間関係」や「虐待者が虐待と認識していない」が多く、障害福祉施設従事者等による虐待は「教育・知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」「倫理観や理念の欠如」が多い。

虐待判断件数及び被虐待者数の増加の主な要因は、以下のようなものが考えられる。

- ・ 事業所における虐待防止措置による通報の徹底のほか、
- ・ サービス提供事業所数、利用者数の増加
- ・ 株式会社「恵」が運営するグループホームにおける経済的虐待が複数事業所で認定されたこと（※）

（※）今回の調査結果には、令和5年度中に認定された株式会社「恵」が運営するグループホームにおける食材料費の過大徴収による経済的虐待の事案が計上されている。なお、令和6年度中に認定された事案は、来年度の調査に計上される見込み。

なお、令和6年度の国の調査研究において、虐待の重篤事案の検証に加え、グループホーム、障害者支援施設等で発生した虐待事案に関する深掘り調査を実施し、虐待が発生した状況、法人や施設の特性等の把握及び分析を進めているところであり、調査結果については、本年4月に厚生労働

省のホームページにおいて公表予定である。また、本調査結果を踏まえ、令和7年度の調査研究における深掘り調査の実施や、令和8年度以降の調査票の見直し等についても検討する予定であるため、協力をお願いしたい。詳細については、改めてご連絡する。

市町村におかれては、障害者虐待の相談・通報に対して、

- 相談・通報を受け初動対応方針を協議する場面や事実確認調査結果に基づき虐待の有無を協議する場面には、必ず管理職が参加し組織的な対応を行うこと
- 市町村に相談・通報があった場合は、事実確認を訪問等により実施するとともに、虐待ではないことが明らかになるまでは虐待の可能性を排除せずに対応すべきであること

について、改めて徹底していただくようお願いしたい。

また、都道府県におかれては、市町村からの要請を受けた場合の共同での事実確認調査の実施や助言等、市町村の対応について支援いただくとともに、施設・事業所に対する監査等適切な権限行使により、障害者虐待の防止及び対応の徹底についてお願いしたい。

なお、報道等や知事会見等が行われるような事案が発生した場合には、速やかに厚生労働省（またはこども家庭庁）まで連絡いただくよう併せてお願いする。

さらに、障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的として作成している、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は、必要に応じて改定を行っており、今後も改定した場合には情報提供を行うので、都道府県・市町村におかれては、本手引きを改めてご確認いただくとともに、管内施設・事業所への周知についてもお願いしたい。

② 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化等について【関連資料7】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉サービス事業所等における虐待防止及び身体拘束適正化の取組の強化を図った。

都道府県及び市町村におかれては、当該見直しについての障害福祉サービス事業者等への周知や対応の徹底についてお願いしたい。

(虐待防止措置未実施減算の創設)

障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体拘束廃止未実施減算の見直し等)

身体拘束適正化措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に係る身体拘束廃止未実施減算について、施設・居住系サービスについて減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げるとともに、訪問・通所系サービスについて減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(参考) 身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

なお、身体拘束等については、指定基準において緊急やむを得ない場合を除き禁止しているところであるが、

- ・ 緊急やむを得ない理由について、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たす場合であること
 - ・ 組織として当該要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならないこと
 - ・ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応において、身体拘束等の廃止へ向けた方策の検討を行うこと
- を解釈通知において明記した。

このほか、障害福祉サービス事業所における支援の質の確保の観点から、

- ・ 共同生活援助、障害者支援施設において、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組の義務化（令和6年度までは努力義務）

- ・ 強度行動障害を有する児者への支援体制の強化を行うこととしており、事業所の運営への外部の目の導入や強度行動障害を有する者への適切な支援の推進により、障害者虐待の防止にもつなげていくこととしている。

③ 障害者虐待防止対策支援事業について【関連資料8】

令和7年度障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）の予算案において、今年度と同様6.2億円を確保している。

都道府県や市町村におかれては、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応や適切な支援を行うため、本事業の積極的な活用をお願いする。

（2）障害者虐待防止・権利擁護に関する研修内容について【関連資料9】

都道府県における「障害者虐待防止・権利擁護に関する研修」の実施状況にばらつきがあることから、令和6年度より、国において標準的な研修カリキュラムを示した。

また、都道府県が当該研修カリキュラム以上の内容を実施する場合に障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）の国庫補助対象とする見直しを行ったところであり、都道府県におかれては、当該見直しを踏まえた研修内容としていただくようお願いする。

なお、障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、虐待防止担当者及び管理者について、都道府県による同研修に参加することが望ましい旨を示したところであり、都道府県におかれては、同研修を未受講である者に対し、研修受講を勧奨されたい。

令和7年度における国研修の開催日程については、以下のとおり3日間の開催を予定しており詳細は決まり次第連絡していくが、各都道府県におかれては、ご担当者の積極的な参加をいただくとともに、適任者を推薦していただく等のご協力をお願いしたい。

障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（国研修）

■日時：令和7年8～9月頃（3日間）

■場所：東京都23区内を予定

（3）意思決定支援の推進について【関連資料10・11】

障害者本人の意思を尊重し、希望する暮らしを実現していくためには、障害者本人に関わる支援者等がチームとして丁寧に意思決定支援を実施していくことが重要である。

障害者の意思決定支援の推進については、これまで、

- ・ 平成28年度に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「意思決定支援ガイドライン」という。）を策定し、意思決

定支援責任者の配置や意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画の作成、モニタリングなどの枠組みを示すとともに、

- ・ 令和 2 年度から、都道府県における相談支援専門員、サービス管理責任者等に対する専門コース別研修の実施
- ・ 第 7 期障害福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の基本指針において、新たに都道府県による意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施について盛り込むとともに、研修の実施回数や修了者数の見込みを活動指標として設定するなど、取組を進めている。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、さらに障害福祉サービス等における意思決定支援の取組を推進するため、意思決定支援ガイドラインの内容について、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映した。

また、解釈通知において、障害者に対する意思決定支援を担うサービス管理責任者及び相談支援専門員について、当該職員を対象とする専門コース別の意思決定支援研修を受講することが望ましい旨を明確化した。

各都道府県及び市町村におかれては、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等に対して、引き続き、見直し内容の周知や丁寧な意思決定支援の実施に向けた助言等により、意思決定支援の取組を推進していただきたい。

あわせて、意思決定支援研修を未実施の都道府県におかれては、意思決定支援の取組が指定基準上も明確化されたことを踏まえ、令和 6 年度補正予算による「障害福祉分野における相談支援体制等強化事業」（※）を積極的に活用するなどし、意思決定支援に関する専門コース別研修を実施いただくようお願いしたい。

（※）「10 相談支援の充実等について（3）相談支援における人材確保・養成等について ①令和 6 年度補正予算について参照。」

（4）本人の希望を踏まえたサービス提供体制の確保について（同性介助）【関連資料 12】

障害福祉サービス事業所等の設置者は、障害者総合支援法において、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等の人格を尊重する責務が規定されている。

また、障害者虐待防止の手引きにおいて、障害福祉サービス等の提供に当たって「本人の意思に反した異性介助を繰り返す」ことについて、心理的虐待の一つとして例示するとともに、性的虐待の防止のため、特に女性の障害者に対しては、利用者の意向を踏まえ、可能な限り同性介助ができる体制を整える旨記載している。

令和 5 年 3 月に閣議決定された障害者基本計画（第 5 次）において、新たに「障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の

「意思に反した異性介助が行われることがないよう取組を進める」旨盛り込むとともに、障害福祉計画の基本指針において、「本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること」が盛り込まれたところである。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、排泄介助や入浴介助等を提供することが想定される各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨を明記した。

都道府県、市町村におかれては、障害福祉サービス事業者に対して、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨の周知や必要な助言指導についてお願いしたい。

（5）その他

従来より、障害福祉サービス等が適切に運営されるよう、機会あるごとに要請してきているところであるが、近年においても事件・事故が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制への取組強化が重要な課題となっている。

引き続き、障害福祉サービス事業所等への指導に当たっては、障害者総合支援法及び指定基準等の規定も踏まえた対応をお願いする。その際、障害福祉サービス等を必要とする方に対する必要なサービスの提供がなされるよう、管内の事業者や市町村に対して周知徹底を図られたい。

なお、性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関すること等を理由とした虐待も含め、虐待を受けた障害者に対して、身体障害者福祉法等に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう管内の市町村への周知をお願いする。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

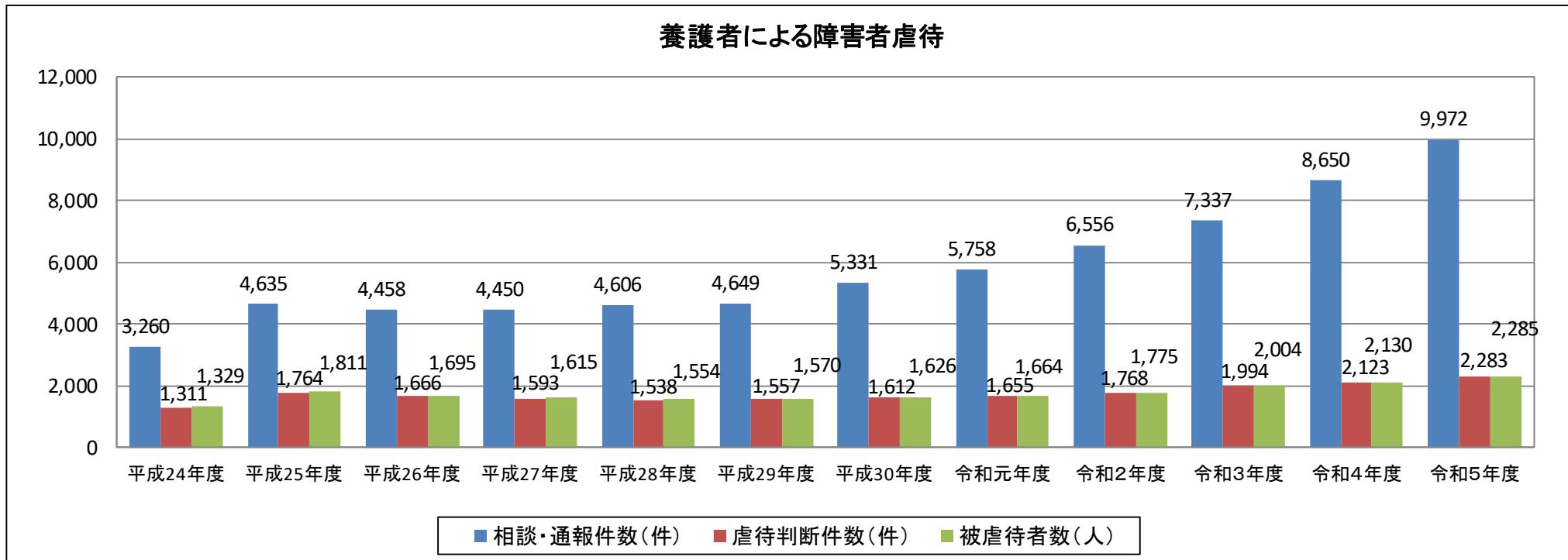
第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- 令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から1,322件(15.3%)増加。
- 令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- 令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

養護者	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

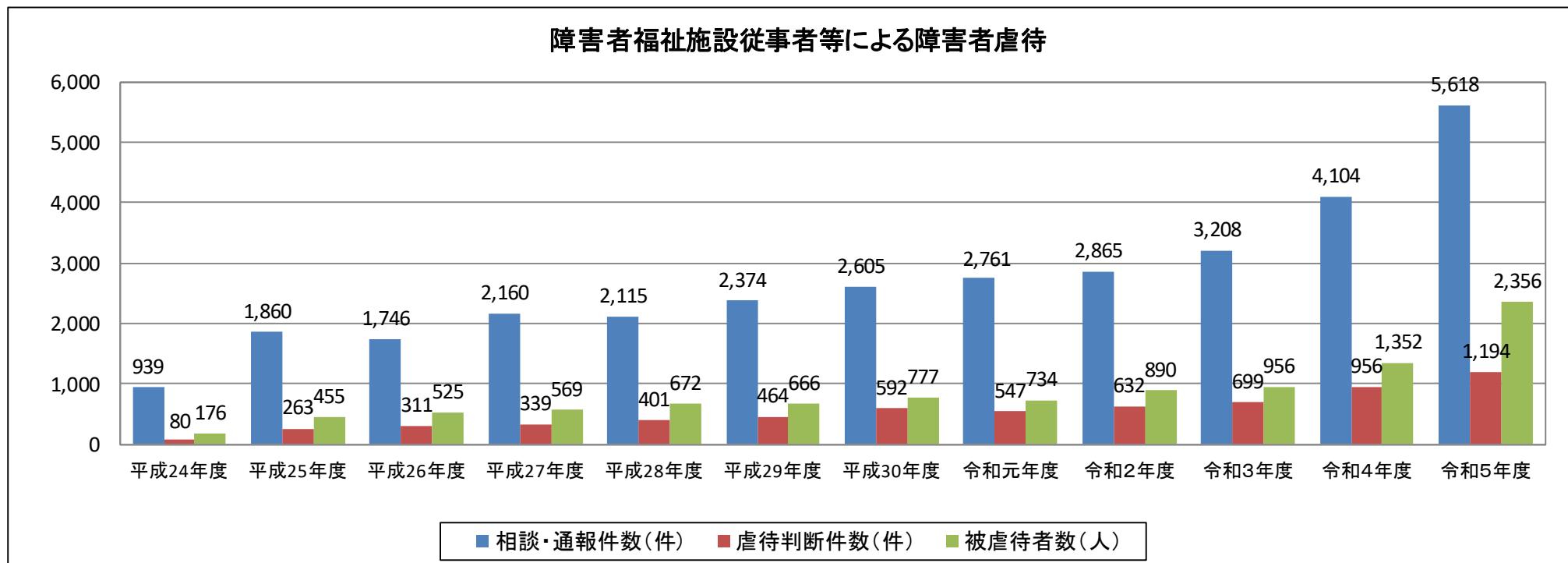


2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- 令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- 令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- 令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

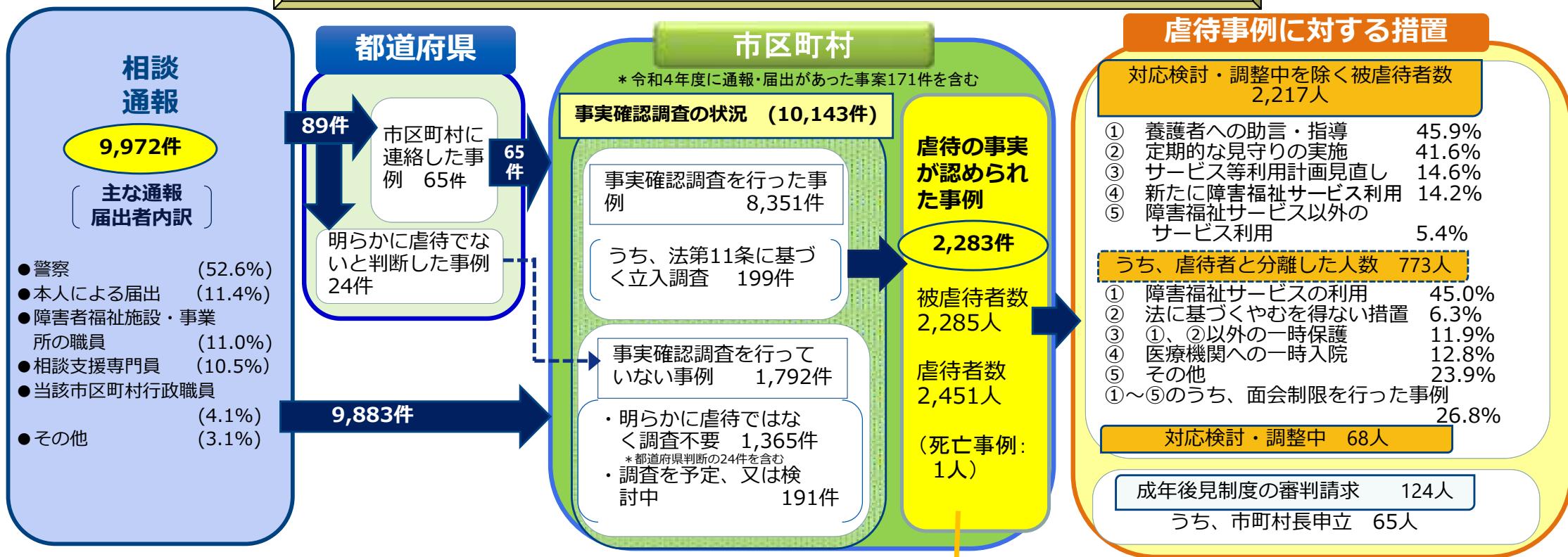
障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



令和5年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>

関連資料 3



虐待者(2,451人)

- 性別 男性 (62.2%)、女性 (37.7%)
- 年齢 60歳以上 (39.8%)、50～59歳 (27.7%)、40～49歳 (15.6%)
- 続柄 母 (24.8%)、父 (23.7%)、夫 (16.1%)、兄弟 (11.2%)、その他 (9.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%

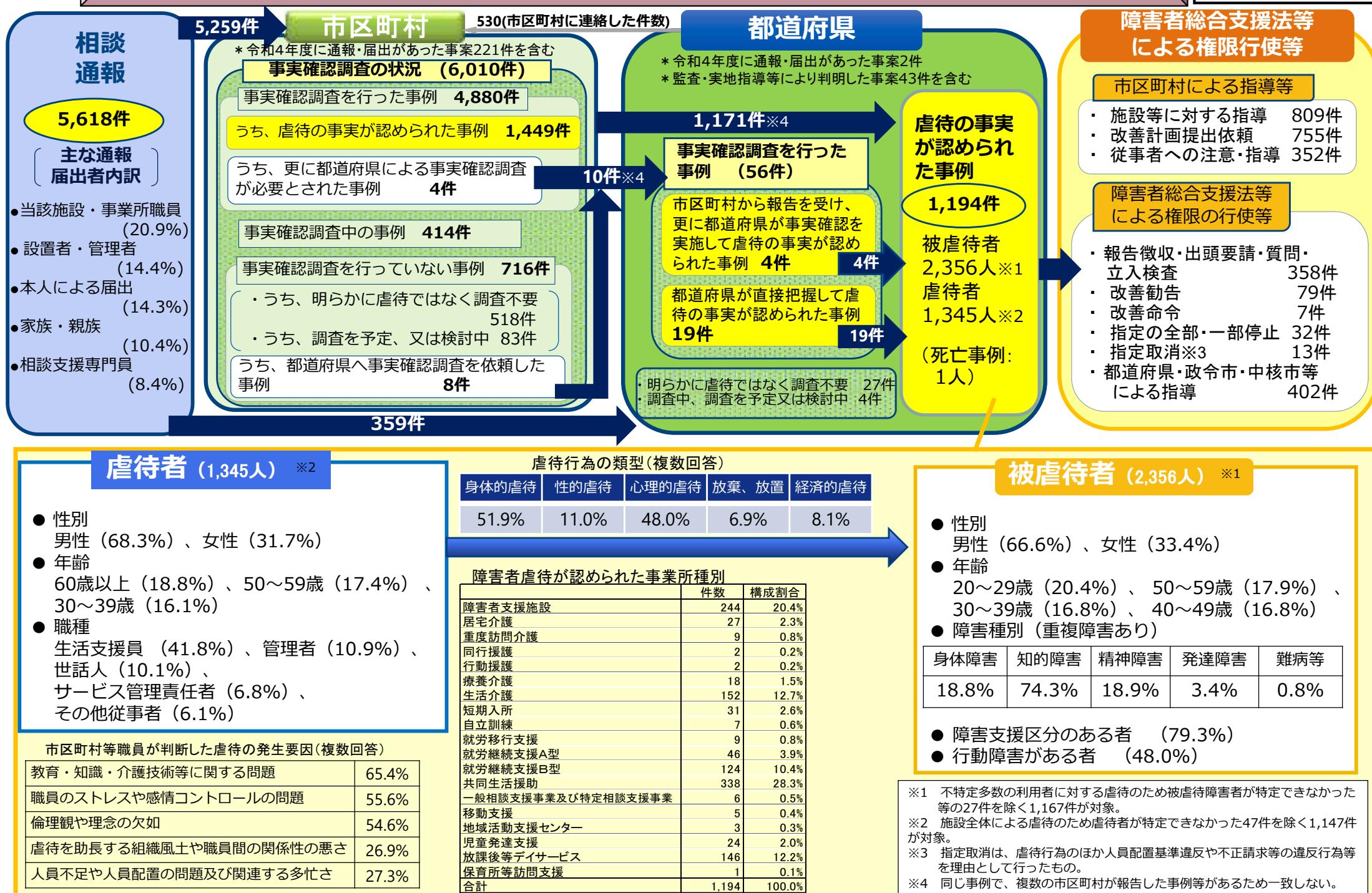
市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.7%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.3%
虐待者の介護疲れ	23.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	16.2%

被虐待者 (2,285人)

- 性別 男性 (36.1%)、女性 (63.9%) ※性別不明: 1名
- 年齢 50～59歳 (24.2%)、20～29歳 (22.5%)、40～49歳 (19.3%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.8%	45.7%	44.4%	3.5%	2.1%
- 障害支援区分のある者 (50.0%)
- 行動障害がある者 (27.0%)
- 虐待者と同居 (84.5%)
- 世帯構成 両親 (13.5%)、その他 (13.2%)、配偶者 (12.6%)、両親・兄弟姉妹 (11.9%)、単身 (9.1%)、母 (9.3%)



①養護者による障害者虐待

○養護者による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図1参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図2参照）を都道府県毎に比較した。平均値については、前者が平均値は87%、後者が32%であった。

※ 図1・図2ともに令和元年度から令和5年度までの5か年間の平均値で比較

※ 「事実確認調査を行った件数」には、前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、「事実確認調査を行った事例件数」の割合が100%を超える都道府県がある。

図1：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

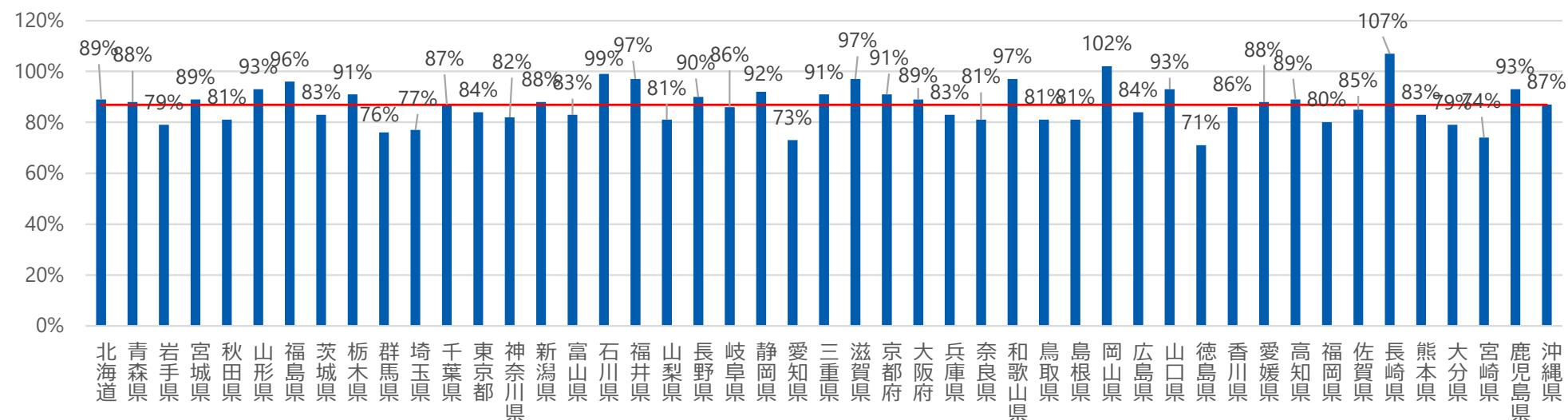
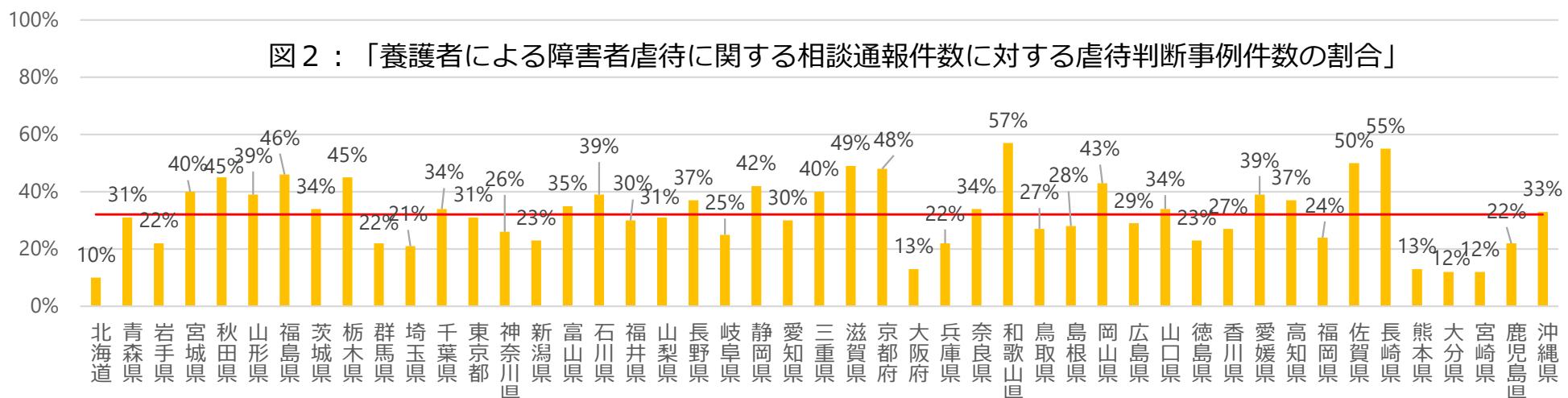


図2：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



②施設従事者等による障害者虐待

○施設従事者等による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図3参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図4参照）を都道府県毎に比較した。平均値については、前者が85%、後者が23%であった。

※ 図3・図4ともに令和元年度から令和5年度までの5か年間の平均値で比較

※ 「事実確認調査を行った件数」には、前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、「事実確認調査を行った事例件数」の割合が100%を超える都道府県がある。

図3：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

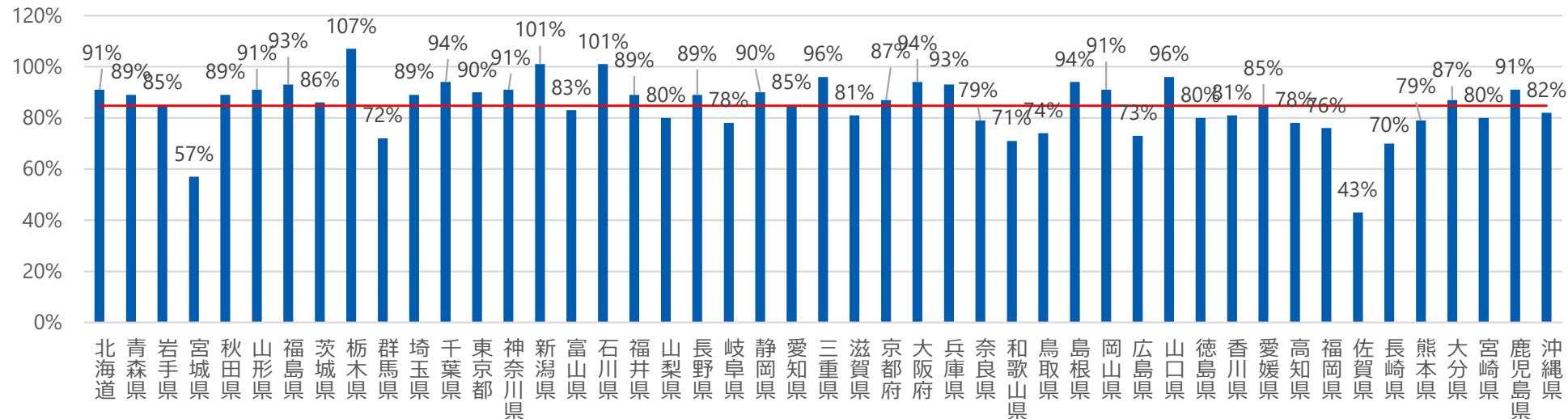
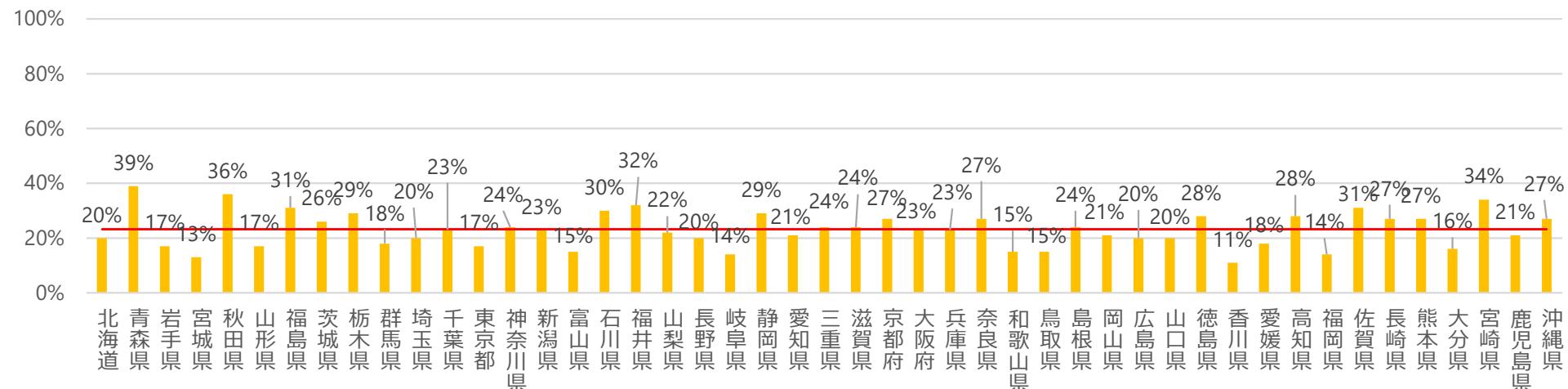


図4：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(※) 施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

(参考) 身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度予算案：6.2億円

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修の実施

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1／2、都道府県1／4 都道府県実施事業：負担割合 国1／2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和7年度予算案：11,794千円

1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

障害者虐待防止・権利擁護研修 標準カリキュラム

- 都道府県における市町村職員や事業所職員向けの権利擁護・虐待防止研修について、研修内容の充実を図る観点から、令和6年度から国において標準的な研修カリキュラムを提示

ア 【講義部分】※事前視聴

共通講義

- I 障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義(30分)
- II 障害者虐待防止法の概要(45分)
- III 当事者の声(45分)
- IV 性的虐待の防止と対応(30分)
- V 身体拘束等の適正化の推進(30分)
- VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～(30分)

イ 【演習部分】※伝達研修

自治体コース演習

- 演習① 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習(180分)
- 演習② 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習(180分)

管理者・虐待防止責任者コース演習

- 演習① 虐待が疑われる事案への対応(120分)
- 演習② 虐待防止委員会の活性化(120分)
- 演習③ 身体拘束適正化委員会の運営(120分)

自治体コース講義

- I-1 養護者による障害者虐待の防止と対応①(30分)
- I-2 養護者による障害者虐待の防止と対応②(30分+30分)
- II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応(60分)
- III 使用者による障害者虐待の防止と対応(30分)
- IV 事実確認調査における情報収集と面接手法(基礎編)(20分)
- V 事実確認調査における情報収集と面接手法(応用編)(60分+20分)

管理者・虐待防止責任者コース講義

- I 法人・事業所の理念と管理者の役割(30分)
- II-1 虐待を防止するための日常の取組について①(30分)
- II-2 虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～(30分)
- III 虐待が疑われる事案への対応(30分)
- IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割(30分)
- V 虐待防止委員会の実際の運営について(15分+15分)

地域生活支援事業等の実施について(障発第0801002号)

別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱

別記2-4 障害者虐待防止対策支援事業実施要綱(抄)

3 事業内容

- (3) 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修

4 留意事項

- (1) 都道府県が3(3)の事業を行う場合、研修の質の向上を図るため、別途、国が示す標準カリキュラムの内容以上の研修を行うことを補助の要件とする。

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

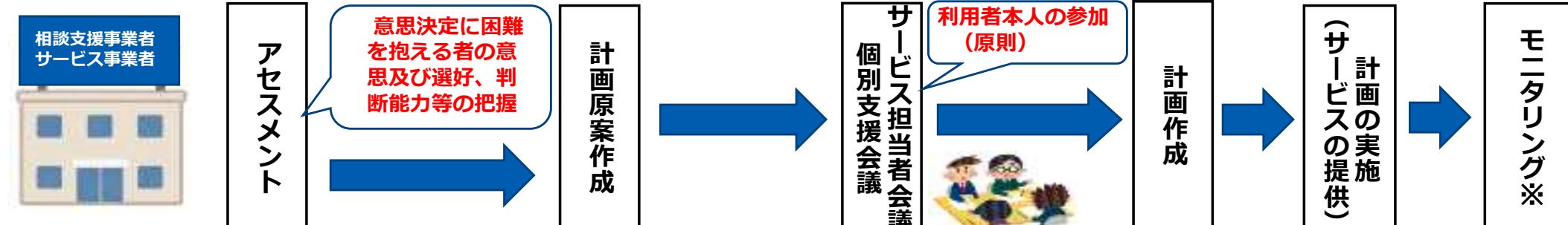
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

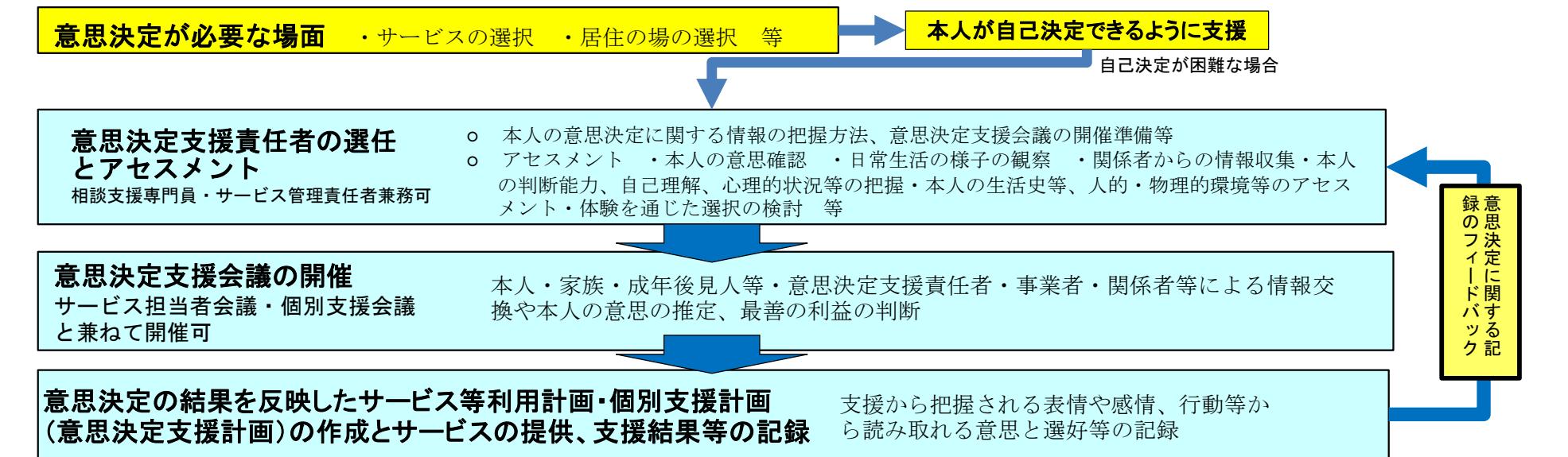
(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面)
- ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

同性介助の状況について

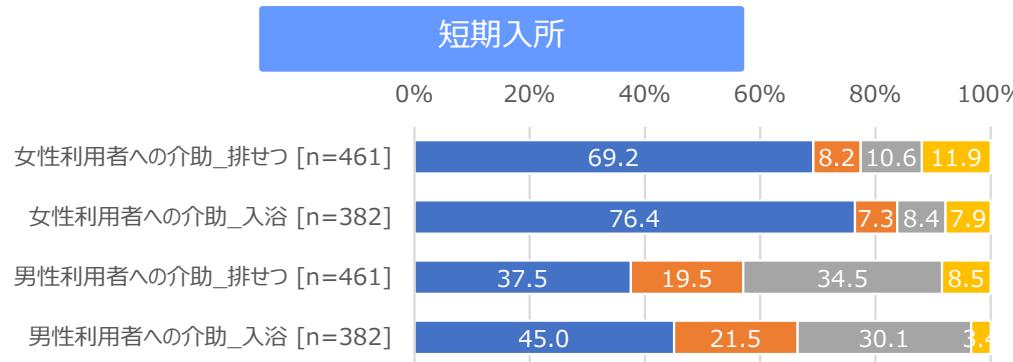
出典:令和4年度報酬改定検証調査



- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない（同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある）
- 無回答



- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない（同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある）
- 無回答



- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない（同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある）
- 無回答



- 同性介助に限定している
- 同性介助に限定していない
- 希望者には原則同性介助を実施
- 無回答

12 成年後見制度の見直しの検討状況、利用促進等について

（1）成年後見制度の見直しの検討状況について【関連資料1・2】

令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」と言う。）において、成年後見制度の見直しに向けた検討等について盛り込まれたことを踏まえ、令和6年4月、法務省の設置する法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、関係省庁等による調査審議が開始され、さらに、同年6月、厚生労働省においても、成年後見制度の見直しとともに総合的な権利擁護支援策の充実等について、地域共生社会の在り方検討会議において検討を開始した。

また、成年後見制度の見直しにあわせて、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業について早期に検討を行う必要があり、要綱の記載内容や運用の実態等に関する課題について、より詳細な状況を把握すべく調査研究を実施しているところである。

今後も調査研究等を実施していく予定であり、各市町村におかれでは、より実態を踏まえた見直しを行うための大変重要な調査であるため、調査やヒアリング等への協力をお願いしたい。

（2）第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について【関連資料1・2】

第二期計画に基づき、令和8年度までを期間として、国・地方公共団体・関係団体等において、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するための各種取組が実施されているところ、中間年度である令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の検証を行うこととされている。

今後、成年後見制度利用促進専門家会議において、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」がとりまとめ次第、情報提供予定であるので留意されたい。

（3）市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について【関連資料2】

① 成年後見制度利用支援事業の推進

第二期計画においては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村は、成年後見制度利用支援事業の対象として、

- ・ 広く低所得者を含めることや、
 - ・ 市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬や、後見監督人等が選任される場合の報酬も含める
- など、同事業の実施内容を早期に検討することが期待されるとともに、第二期計画のKPIにおいて令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直しを検討することとされている。

また、令和5年5月に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」(事務連絡)(※)を発出し、第二期計画のKPIも踏まえ、成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項として、

- ・ 未実施市町村においては、当該事業を実施すること
- ・ 市町村長申立ての場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・ 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・ 後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

について示したところであるが、令和6年4月1日時点で、要綱等の必要な見直しを行っていない市町村が一定程度確認されている。

成年後見制度利用支援事業について、必要な見直しを行った市町村における引き続き適切な実施に努めていただく一方、要綱等の必要な見直しを行っていない市町村における当該事務連絡の留意事項を踏まえ、同事業の適切な実施のための必要な見直しを検討するようお願いする。

また、都道府県における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析、適切な実施に向けた広域的な見地からの支援についてお願いする。

(※)「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」(令和5年5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、同精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

② 市町村長申立ての適切な実施について

市町村長申立ての適切な実施について、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的な考え方及び手続の例示について」(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知)において、対象者の住所と居所が異なる市町村の場合の申立基準の原則や、虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示している。

また、令和5年5月の事務連絡において、市町村長申立てを適切に実施するため、市町村長申立てに関する要綱を未整備の市町村における要綱の整備や、上記通知で示した申立基準の原則を踏まえた要綱の見直しについてお願いしている。

市町村における当該通知や事務連絡を踏まえ、市町村長申立てに

関する要綱等の整備や申立基準の原則を踏まえた要綱の見直しを行うとともに、市町村長申立ての適切な実施についてお願ひする。

(4) 法人後見の推進について【関連資料3】

成年後見制度の担い手となる法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手の確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事例への対応などの観点から、全国各地で取組を推進する必要がある。

このような状況を踏まえ、第二期計画のKPIにおいて、都道府県による法人後見の養成研修の実施について、令和6年度末までに全47都道府県で対応するとしているが、令和6年4月1日時点で、既に実施済みは18都道府県、令和6年度中に実施予定は21都道府県となっており、KPIの達成はできない見込み。

各都道府県におかれては、令和7年度以降も引き続き、法人後見の養成に取り組んでいただくとともに、地域生活支援事業費等補助金の「成年後見制度法人後見養成研修事業」の積極的な活用についてもお願ひする。

また、市町村におかれては、地域生活支援事業費等補助金において法人後見実施のための研修や、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動を推進するため「成年後見制度法人後見支援事業」を実施しているので、積極的な活用をお願いしたい。

(5) 社会・援護局関係の取組について【関連資料4】

第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、第二期計画の工程表に掲げられた取組を推進するため、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押し、その機能を強化するとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めるとしている。

このため、令和7年度においては、「権利擁護支援のネットワークづくりの推進」として、

- ・ 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化
- ・ 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

また、「新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進」として、

- ・ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組も含めた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施などの実施に必要となる予算を計上している。

特に、都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の機能強化として、市町村長申立て業務等の実務能力向上のための研修等に取り組む都道府県や、中核機関(※)の立ち上げに取り組む市町村に対して補助を行っており、各都道府県及び市町村におかれては、これらの補助事業を積極的に活用いただき、成年後見制度を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いする。

(※) 協議会（関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体）
の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関

第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

- I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
 - 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
 - 2 今後の施策の目標等
- II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 –
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - 個別支援と制度の運用・監督 –
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり –
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項※3	任意後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 		<p>市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知</p>		<p>関係機関等による周知の継続</p>
	担い手の確保・育成等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全47都道府県 	<p>市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討</p>			
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・全47都道府県 	<p>都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施</p>			<p>都道府県による研修の継続実施</p>
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・全1,741市町村 	<p>全国で適切に実施する方策の検討</p>			<p>市町村による実施</p>
	都道府県の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による協議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・全47都道府県 	<p>市町村による計画策定・必要な見直し</p>			<p>策定状況等のフォローアップ</p>
				<p>都道府県による都道府県単位等での協議会の設置</p>			<p>都道府県による協議会の継続的な運営</p>

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

令和7年度当初予算案

地域生活支援事業費等補助金 502億円の内数

1 成年後見制度利用支援事業

- 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

- 実施主体 市町村

2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

- 事業内容

- ①法人後見養成のための研修
- ②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ③法人後見の適正な活動のための支援
- ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

- 実施主体 ①都道府県及び市町村 ②～④市町村

3 成年後見制度普及啓発事業

- 事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
- 実施主体 都道府県、市町村

令和7年度当初予算案 10.2億円 (11.4億円) ※()内は前年度当初予算額

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）づくり」を後押しするとともに、身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組も含めた「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた検討を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



後犬ちゃん

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれた令和6年度末のKPIの達成に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況

・市町村による中核機関の整備	935市町村 (53.7%) / 1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	19都道府県 (40.4%) / 47都道府県

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等について、実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- 令和6年度は、新たに単身高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施するとともに、これまでのモデル事業の実践等を踏まえた上で、法人後見の取組に民間事業者等が参画する取組の実施の促進を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1) のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するとともに、金銭管理が必要な者の将来推計を行うなど新たな支援策構築に向けた調査等事業に取り組む。



13 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進について

(1) 厚生労働省・こども家庭庁連名通知等の周知について【関連資料1～4】

結婚、出産、子育てを含め、障害者が希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進については、令和5年度障害者総合福祉推進事業（※）を基に、令和6年6月5日に「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について」（厚生労働省・こども家庭庁連名通知）を各都道府県・市区町村あてに発出し、障害福祉部局と母子保健・児童福祉部局による連携した支援体制の構築を求めるとともに、結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知を行ったところである。

（※）令和5年度障害者総合福祉推進事業「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」

また、さらなる周知を図るため、本通知の内容について自治体や事業者、支援者が理解し、障害当事者の方への適切な支援を行うことを目的とした解説動画の作成や、取組事例集について当事者の方にも理解しやすいイラストや伝わりやすい文章に編集した内容のリーフレットの作成を行っているところであり、令和6年度中の完成を予定している。

各都道府県及び市区町村における各種施策の連携による支援の推進に取り組んでいただくようお願いする。

(2) 令和6年度障害者総合福祉推進事業について

障害福祉サービス事業所や相談支援機関、市町村からは、障害者の性や恋愛・結婚等に関する対応の必要性はあるものの、情報提供や教育の機会、人的リソースの不足等が課題として上がっている。

そこで、令和6年障害者総合福祉推進事業「知的障害者の性や恋愛、結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究」において、支援の実態を把握するとともに、知的障害者本人及び支援者や家族などが活用できるリーフレット及び支援の手引き等の作成を行っているところである。

本事業の成果物は、実施事業者において令和7年度早々に公表される予定であるが、厚生労働省としても、関係省庁を通じて各都道府県及び市町村に周知を図る予定であることから、各自治体におかれても、これらのツールも活用いただきながら、障害のある方の支援や理解が進むよう、一層の取り組みをお願いする。

- 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援に関して、事例集を周知するとともに、支援の推進に関する留意事項について、各都道府県・市区町村宛てに通知（令和6年6月5日付け厚生労働省・こども家庭庁連名通知）

1. 本人の希望の実現に向けた意思決定支援・支援体制構築

- ・市区町村の障害保健福祉部局では、資源の開発・連携の強化を含めた、地域の支援体制を構築すること。特に、障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、関係部局・機関、事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築が重要。
- ・都道府県は、市区町村の連携体制・支援基盤の整備等を支援するとともに、研修等により事業者の意思決定支援の取組を推進すること。

2. 障害保健福祉施策と母子保健・児童福祉施策等の連携

- ・市区町村は、必要に応じ妊産婦・児童の福祉や母子保健の相談窓口に障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害福祉部局は、母子保健部局・児童福祉部局と連携し、事業者に相談窓口・支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制を構築すること。

3. 活用できる施策等

- ・こども家庭センター等で、サポートプランを作成する際、障害福祉の事業者等とも連携する等、活用できる施策を最大限活用すること。
- ・障害保健福祉分野の施策では、基幹相談支援センター、各種相談支援、自立生活援助、居宅介護等の活用が考えられる。
- ・こども家庭センター等では、各種子育て支援施策の活用が可能であり、児童福祉部局では、これらの施策について、障害福祉事業者や障害者・その家族への周知・理解促進に取り組むことが重要。

4. 共同生活援助（グループホーム）における留意事項

- ・グループホーム事業者は、相談支援事業者や関係機関と連携の下、障害者の希望を踏まえて結婚・出産・子育ての支援を実施すること。
- ・グループホームは、障害者ではない家族が同居しての支援は基本的に想定していないが、利用する障害者が出産した場合で、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合は、それまでの間、こどもと同居を認めて差し支えない（※）。

（※）事業者は、新たな住居の確保等の支援や、関係機関による適切な支援体制の確保に努めるとともに、他の障害者の支援に支障が生じないよう十分留意。

（支援体制イメージ）



通知全文はこちら↓



障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進②

○総理発言 (令和6年7月29日 第1回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部) (抄)

この際、関係大臣に対し、4点指示いたします。

第1に、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うことが必要です。

このためには、**障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが不可欠であり、本年6月に示されている事例集の周知徹底を図るなど、取組を推進してください。**

(略)



本年度中に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画を作成するとともに、当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成予定。

○基となった調査研究

令和5年度障害者総合福祉推進事業

「**障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究**」
(PwCコンサルティング合同会社)

報告書・意思決定支援 取組事例集・

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2024.html>



自治体における連携体制の構築事例 (取組事例集 事例7を元に一部加工)

関連資料3

自治体の母子保健・児童福祉部署が、障害者等の要支援家庭における子育てに係るケースについて検討する定例ミーティングを開催し、関係する機関・部署等が参加し情報共有、支援体制の構築、役割分担等を検討

機関・部署

基幹相談支援センター

市町村
障害福祉部署

こども家庭
センター

児童家庭支援
センター

障害者の子育て支援における役割や支援場面

- 特に対応困難ケースや多岐にわたる特別な支援が必要なケースに対応
- 市内の特定相談支援事業所や市の障害福祉部署との連絡調整会議を実施
- 市内の保育所や幼稚園、小学校を巡回し、先生の困り感への対応や、状況に応じて相談支援事業所へのつなぎや行政への橋渡しを実施
- 障害のある両親と子どものいる家庭への支援に当たり、子ども家庭センターによる面談に同席するとともに、障害特性を踏まえた面談への配慮や家庭支援等に関する提案を実施

- 基幹相談支援センターのフォロー
- 母子保健・児童福祉部署から聞く支援方針と基幹相談支援センターから聞く支援方針が異なる場合に、その調整をしつつ、具体的な支援方法を検討

- すべての子どもやその家庭、妊産婦を対象として、専門的な相談対応や訪問等による一貫した支援を実施
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能

- 地域で生活する子ども及び家庭への相談支援を実施
- 妊娠期から子どもが18歳程度（支援の狭間が起きないよう）まで切れ目なく支援
- 公認心理師等の専門職も配置し、心理療法も可能

子育て支援連携ミーティング

（月1回程度実施）

- 府内参加者
 - 母子保健・児童福祉部署、障害福祉部署、教育部署 等
- 外部機関参加者
 - 基幹相談支援センター、児童家庭支援センター、地域交流センター 等
- 概要
 - 障害者に限らず全ての要支援家庭について情報共有するほか、個々のケースについて、子どもの状況に応じた支援計画の作成や、内外部の各機関による支援体制の構築・役割分担などについて検討



障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集の周知 障害当事者にもわかりやすいリーフレットの作成

関連資料4

- 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集を周知するとともに、本年度中に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画や当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成予定。

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集 (関係自治体・事業者・支援者等に周知)



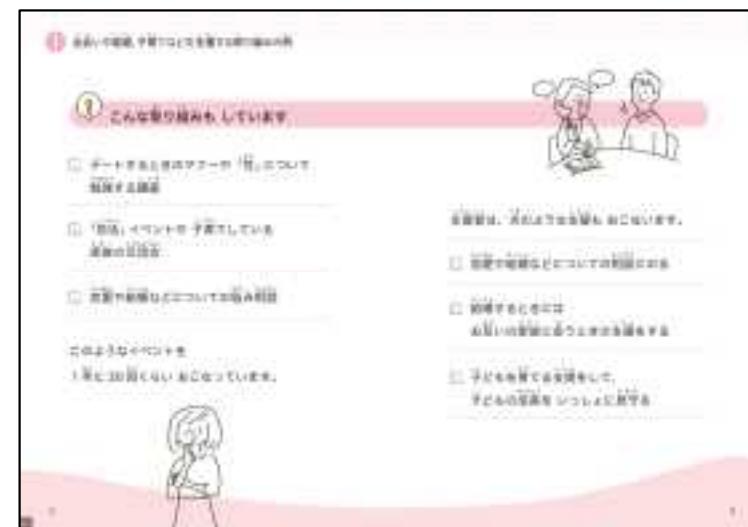
令和5年度障害者総合福祉推進事業
「障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究」
(PwCコンサルティング合同会社)

事例集はこちら!



※このほか、連名通知の内容や事例集についての解説
動画を作成中

当事者の方にも わかりやすいリーフレット (イメージ)



※現在作成中であり、変更の可能性があります。

1 4 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

（1）障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や親元からの自立の実現に向け、障害者が希望する地域生活への移行や継続の支援を推進していく必要がある。

都道府県及び市町村におかれては、障害福祉計画に掲げる目標の達成に向け、後述の地域生活支援拠点等の整備の推進及び拠点コーディネーターの配置等も含め、障害者の地域移行や地域生活の支援の更なる推進をお願いする。

令和5年5月に策定した第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）に係る国的基本指針において、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」することや、「令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減」することを目標として掲げている。

各自治体においては、当該目標の達成に向け、障害者が希望する地域生活を実現するための地域の体制整備をお願いする。

なお、国的基本指針における「令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減」することについては、一様に施設入所者を削減するのではなく、障害者支援施設が担っている強度行動障害を有する者や医療的ケアの必要な者などのための専門的支援の役割を踏まえ、丁寧な検討をお願いする。

今年度、障害者支援施設からの地域移行や本人の意向に沿ったサービス提供を行うことに、より実効性を持たせるため、障害者支援施設に勤務する支援者が、地域移行等の意向確認を実施する際に活用するための「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル（仮称）」を作成している。

その成果物については追ってお示しする予定であり、各都道府県等におかれては、各障害者支援施設に当該マニュアルの周知を行い、各施設に対して、このマニュアルを参考に、令和8年度から義務化となる地域移行等意向確認等に関する指針を定めるように徹底していただきたい。

（2）地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や、施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、障害者総合支援法に位置づけられるとともに、その整備に関しては、今年度から市町村の努力義務とされた。

現状、地域生活支援拠点等について、令和6年4月時点で整備済みが1,270市町村（全市町村の約7割）に留まっており、未整備の市町村においては、複数の市町村による共同整備なども含め、地域の実情に応じた柔軟な形態により、可能な限り速やかな整備に向けた検討をお願いする。

また、障害者総合支援法の改正により、都道府県について、市町村の地域生活支援拠点等の整備推進等に関する広域的な見地からの援助を行うよう

努めるものとされたことから、「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」も活用いただき、未整備の市町村に対する助言や、広域での整備に向けた調整など、市町村の整備の推進のための後方的な支援をお願いする。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、拠点コーディネーターの配置を促進するため、緊急時の支援や地域移行に関する情報連携等のコーディネート機能を評価する「地域生活支援拠点等機能強化加算」が新設されたところである。令和6年4月1日現在、812カ所の地域生活支援拠点等でコーディネーターが配置されているのは296カ所となっており、半数を超える地域生活支援拠点等で未配置であることから、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村におかれでは、本内容の積極的な周知をお願いするとともに、関係機関と連携の上、地域生活支援拠点等の機能の充実を主導的に進めていただきたい。【関連資料1】

これら、地域生活支援拠点等及び基幹相談支援センターの整備促進や機能の強化等のため、今年度、都道府県職員等との意見交換を含めた全国ブロック会議や市町村職員等向けのオンライン会議を開催したところである。会議の資料等は、厚生労働省のウェブサイトにおいて公表しているため、取組の推進に活用いただくとともに、令和7年度においても、引き続き同趣旨の会議を開催予定であるため、積極的な参加をお願いする。

（3）グループホームにおける支援の質の確保等について

① 株式会社恵への対応について

昨年6月に指定取消処分及び連座制の適用を受けた株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所等については、株式会社ビオネスト及びその関連会社の株式会社 INNOVEL HEALTHCARE（イノベルヘルスケア）等が承継先となった。

指定権限を有する都道府県等においては、利用者への適切かつ継続的な障害福祉サービス確保の観点から、円滑な事業承継に向け、引き続きの御協力をお願いする。

また、支給決定市町村においては、利用者に対し、承継後も円滑かつ適切なサービス確保がなされているか、基幹相談支援センター等とも連携して、丁寧な確認を行うとともに、モニタリング頻度について、相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な設定をお願いする。

【関連資料2】

② 共同生活援助における支援の質の確保等

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助及び施設入所支援において、支援の質を確保する観点から、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組として、地域連携推進会議に係る取組を今年度より導入しているが、今年度は努力

義務であるところ、令和 7 年度より事業者の義務となる。

各自治体においては、障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究（令和 5 年度障害者総合福祉推進事業）により作成された「地域連携推進会議の手引き」を参照いただき、円滑な制度施行に向けた御協力をお願いする。

（参考）

地域連携推進会議の手引き

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

また、今年度、共同生活援助における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価についての調査研究を実施し、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）の作成等について検討を進めているところであり、その成果物についてはおってお示しする予定である。

グループホームを運営する事業者は、指定基準上、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととされていることから、各自治体においては、当該ガイドライン（案）も踏まえつつ、共同生活援助における支援の質の確保等のため、事業者に対する指導等に特段の配慮をお願いする。

（4）高次脳機能障害支援養成研修の実施等について

高次脳機能障害を有する者が暮らしやすい社会を実現するため、障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して、同障害の特性に応じた支援を実施できる支援者の養成が求められている。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定では、「高次脳機能障害（者）支援体制加算」を新設し、その算定要件として、高次脳機能障害支援者養成に関する研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修を修了した従業者の配置等としている。

このため、高次脳機能障害の特性に対応できる、専門性を持つ人材を確保する観点から、各都道府県におかれては、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」のとおり、高次脳機能障害者の支援拠点機関等と連携しつつ、本研修の円滑な実施について、特段の配慮をお願いする。

※ 障害福祉課調べ ※ 小数点第二位以下四捨五入

- 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和6年4月1日時点で、1270市町村において整備されている。（全国の自治体数：1741市町村） ※令和5年4月1日時点整備状況 1117市町村

① 市町村における地域生活支援拠点等の整備状況

整備済の市町村数（割合）	未整備の市町村数（割合）	
1270市町村（72.9%）	471市町村（27.1%）	
単独整備の市町村数（割合）	共同整備の市町村数（割合）	単独・共同両方整備の市町村数（割合）
626市町村（49.2%）	643市町村（50.6%）	1市町村（0.1%）

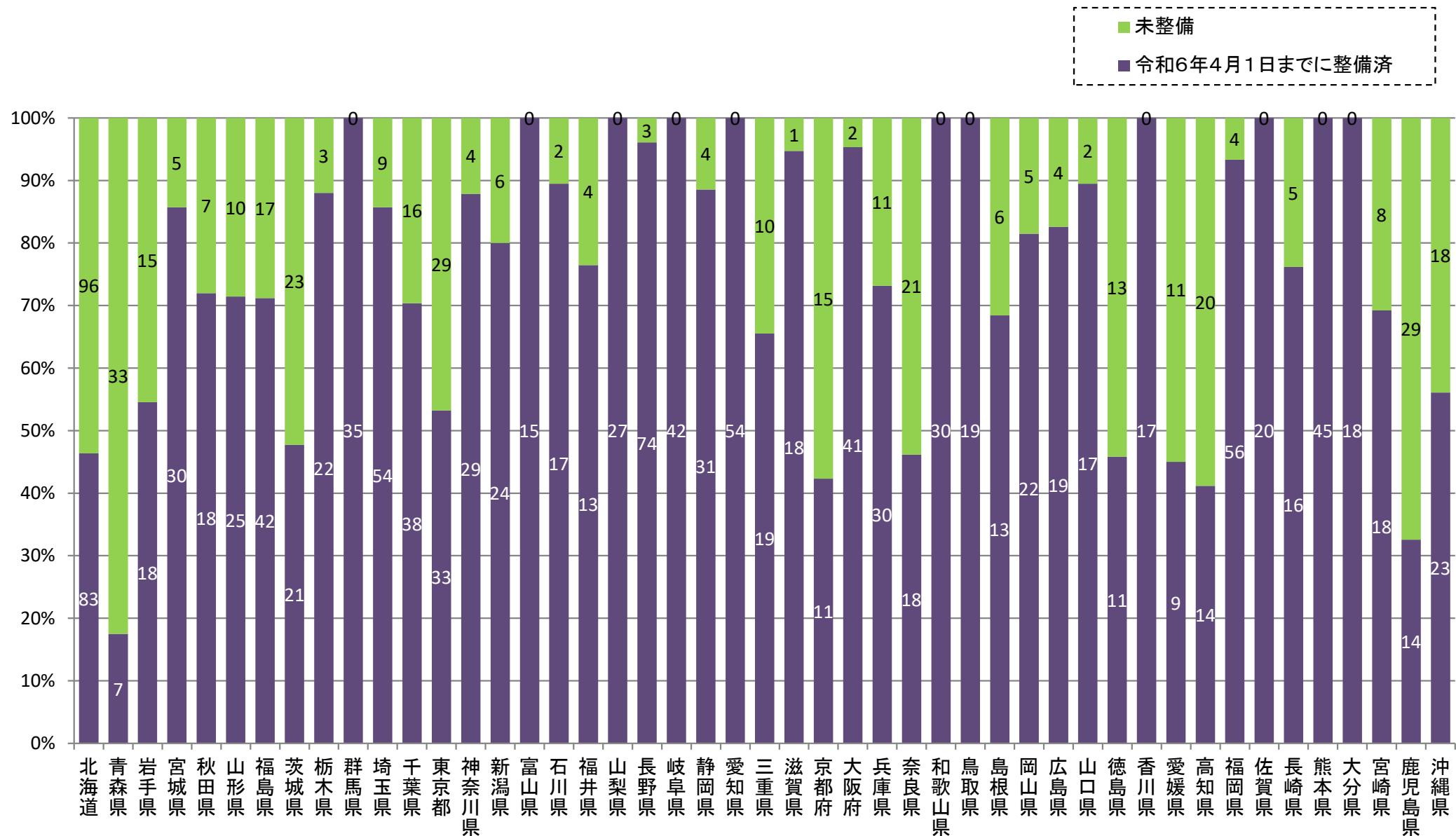
② 地域生活支援拠点等の箇所数

整備済の拠点数（のべ数）		コーディネーターを配置している拠点の数	
812箇所		296箇所	
単独整備の箇所数（割合）	共同整備の箇所数（割合）	単独整備の箇所数（割合）	共同整備の箇所数（割合）
657箇所（80.9%）	155箇所（19.0%）	224箇所（75.6%）	72箇所（24.3%）

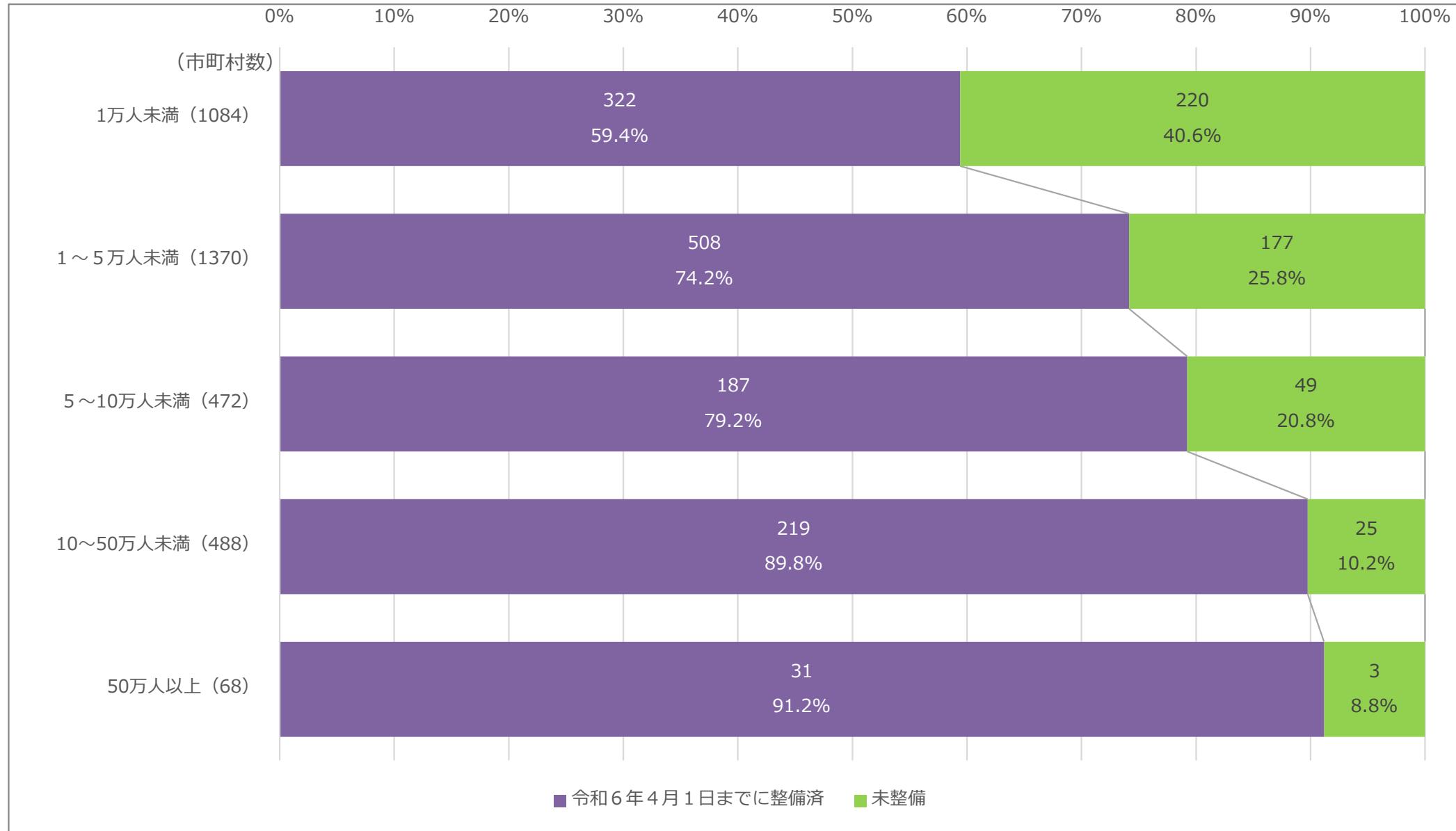
③ 拠点コーディネーターの人数

コーディネーターの人数（実数）		
851人		
うち、地域生活支援拠点等機能強化加算における拠点コーディネーターの人数（割合）	うち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業（地活事業）」における拠点コーディネーターの人数（割合）	うち、その他の事業や自治体職員等によって配置される地域生活支援拠点等のコーディネーターの人数（割合）
47人（5.5%）	91人（10.7%）	713人（83.8%）

地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況（市町村数及び割合）



地域生活支援拠点等の人口規模ごとの整備状況（市町村数及び割合）



報道関係者 各位

令和7年1月23日(木)

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
室長 羽野
室長補佐 今井(内線3045)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2500

株式会社恵と株式会社ビオネストとの事業承継契約の締結等について

このたび、障害者グループホーム等を運営する株式会社恵及び株式会社ビオネストより、事業承継契約の締結等について報告がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業承継契約の締結について

株式会社恵の運営する障害者グループホーム等の事業承継について、株式会社ビオネスト(グループ会社を含む)と令和7年1月20日に正式に契約を締結し、株式会社ビオネストのグループ会社である株式会社 INNOVEL HEALTHCARE(イノベルヘルスケア)等が承継先として、令和7年3月1日付けの指定取得を目指して自治体に対し申請等の手続きを進める旨、両社より報告がありました。

株式会社恵が現在運営するグループホーム98事業所のうち93事業所が対象。なお、その他の5事業所については、廃止済み又は廃止予定であるが、同社より利用者に説明の上、自治体や相談支援専門員と協力し、転居等により住まいを確保済み又は確保される予定である。

また、グループホーム以外の株式会社恵が運営する障害福祉サービス事業等も承継予定。

基本合意のとおり、利用者の利用条件は実質的に同等以上を維持し、従業員も実質的に同等以上の雇用条件にて雇用が維持される。

2. 株式会社ビオネストのアドバイザーについて

厚生労働省としては、今回の一括承継について、利用者の適切かつ継続的な障害福祉サービスの確保のため、継続的な対応が求められることから、引き続き福祉の専門家の意見を求めるべき旨、株式会社ビオネストに対し要請を行ったところです。

このため、厚生労働省より株式会社ビオネストに対し、株式会社恵より引き続き、以下の3名をアドバイザーとして推薦していたところ、株式会社ビオネストとして、当該3名を今後アドバイザーとして迎え、一括承継後を含め対応を行っていく旨報告がありました。

- ・小澤 温(筑波大学人間系教授(障害福祉サービス等報酬改定検討チームアドバイザー))
- ・富岡 貴生(日本相談支援専門員協会代表理事)
- ・吉田 展章(日本相談支援専門員協会事務局長)

なお、アドバイザーからの希望により取材はお控えいただきますようお願いいたします。

以上

15 住宅セーフティネット法等改正法について【関連資料1】

単身世帯の増加、持ち家比率の低下等により、要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが今後さらに高まることが想定されている。他方、単身高齢者などの住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の入居については、賃貸人（大家等）の一定割合は拒否感を有している。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等への賃貸人の不安が背景にある。このように住宅の確保に困難を抱える者がいる一方で、民間賃貸住宅の空き室は一定数存在する。

このため、「全世代型社会保障構築会議」や「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（国土交通省・厚生労働省・法務省の3省合同で開催）における議論も踏まえ、要配慮者の居住の一層の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。以下「住宅セーフティネット法等改正法」という。）が令和6年5月に成立した。

住宅の確保が困難な者は、生活困窮や障害、高齢など、福祉的な課題も有していることが多いと考えられることから、住宅セーフティネット法等改正法においては、

- ・ 国土交通大臣及び厚生労働大臣は共同で、要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を策定することとする
- ・ 都道府県及び市町村が基本方針に基づき作成する「都道府県賃貸住宅供給促進計画」及び「市町村賃貸住宅供給促進計画」において「賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項」を記載することとする
- ・ 居住支援法人等が要配慮者に、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを提供する「居住サポート住宅」を、福祉事務所設置自治体が認定する制度を創設する
- ・ 「居住支援協議会」の設置の努力義務化

などが規定された。

住宅セーフティネット法等改正法は一部の規定を除き、令和7年10月の施行を予定している。

また、障害福祉分野における居住サポート住宅の活用について、想定される利用のモデルケースを来年度なるべく早くにお示しする予定である。

各自治体においても、住宅部局等と連携の上、住宅セーフティネット法等改正法の施行に向けて以下の事項の検討をお願いしたい。

- ① 障害福祉分野における居住サポート住宅の活用
- ② 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和
- ③ 居住支援協議会への参画・連携
- ④ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施

令和6年6月5日公布

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ 終身建物賃貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

- ・終身建物賃貸借の認可手続を簡素化
(住宅ごとの認可から事業者の認可へ)

○ 居住支援法人による残置物処理の推進

- ・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、
居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく
残置物処理を追加

○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

- ・要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者(認定保証業者)を国土交通大臣が認定
- ⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による要配慮者への保証リスクの低減

○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

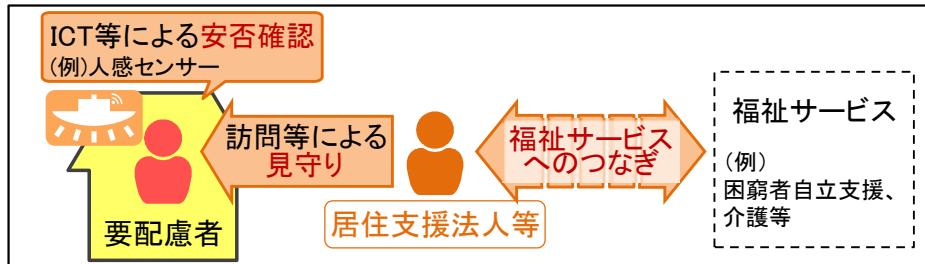
- ・居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進
(市区町村長(福祉事務所設置)等が認定)

⇒ 生活保護受給者が入居する場合、
住宅扶助費(家賃)について代理納付(※)を原則化

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒ 入居する要配慮者は認定保証業者(1.参照)が家賃債務保証を原則引受け

<居住サポート住宅のイメージ>



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- 市区町村による居住支援協議会(※)設置を促進(努力義務化)し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

不動産関係団体
(宅建業者、賃貸住宅
管理業者、家主等)

居住支援法人
福祉関係団体
(社会福祉法人等)

都道府県・市区町村
(住宅部局、福祉部局)

住宅セーフティネット法改正を受けた自治体障害福祉部局への依頼事項

(1) 障害福祉分野における居住サポート住宅の活用

- 障害福祉分野における居住サポート住宅の活用について、想定される利用のモデルケースを来年度なるべく早くお示しする予定であり、各自治体においても、住宅部局や障害福祉サービス事業者等と連携の上、居住サポート住宅の活用に向けた検討をお願いしたい。

(2) 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和

- 賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

(3) 居住支援協議会への参画・連携

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ（自立支援）協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② （自立支援）協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ （自立支援）協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

(4) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施

- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもご検討いただきたい。

(2) 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

賃貸住宅供給促進計画※任意

記載内容

- ・都道府県/市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- ・住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

障害福祉計画

記載内容

〈必須事項〉

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

〈任意事項〉

- ・必要な見込量の確保の方策
- ・関係機関との連携に関する事項

(3) 居住支援協議会への参画・連携について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ（自立支援）協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② （自立支援）協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ （自立支援）協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

居住支援協議会

構成員

- ・地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者 等
- ・社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者

協議事項

- ・住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供
- ・民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進 等

（自立支援）協議会等との連携

- ・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他の連携に努めなければならない。

自立支援協議会

構成員

- ・地方公共団体
- ・関係機関、障害者等の福祉、医療等に関連する職務に従事する者 等

協議事項

- ・地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議
- ・住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携についても協議

③

- ・（自立支援）協議会及び居住支援協議会で明らかになった障害者の住まいの確保に係る課題を互いに共有

(自立支援) 協議会について

経緯

- ・ (自立支援) 協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- ・ その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、(自立支援) 協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- ・ 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、(自立支援) 協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- ・ (自立支援) 協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- ・ 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聞くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- ・ 設置状況（R6.4月時点） 市町村: 1,718自治体(設置率約98.7%) ※協議会数: 1,212箇所
都道府県: 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

(想定される例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

※都道府県協議会については市町村も参画

(4) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもご検討いただきたい。

【事業概要（地域生活支援事業）】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に係るものは除く。

【事業の具体的な内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（1）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

（2）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

居住サポート事業実施自治体(令和6年4月時点)

北海道 (33市町村)	札幌市	宮古市	さいたま市	鎌倉市	京都市	島根県 (4市町村)	松江市	熊本県 (4市町村)	上天草市
	釧路市	花巻市	川越市	藤沢市	福知山市	浜田市	阿蘇市	大分県 (3市町村)	阿蘇市
	帶広市	北上市	川口市	逗子市	宮津市	江津市	天草市	津久見市	天草市
	北見市	陸前高田市	秩父市	寒川町	八幡市	美郷町	菊陽町	宮崎県 (7市町村)	菊陽町
	千歳市	滝沢市	所沢市	大磯町	京田辺市	岡山市	中津市	長崎県 (5市町村)	中津市
	深川市	紫波町	深谷市	新潟市	京丹波町	倉敷市	津久見市	長崎市	津久見市
	富良野市	矢巾町	戸田市	長岡市	大阪市	玉野市	宇佐市	佐賀県 (4市町村)	宇佐市
	登別市	住田町	久喜市	五泉市	堺市	和気町	宮崎市	福岡県 (7市町村)	宮崎市
	恵庭市	大槌町	富士見市	佐渡市	岸和田市	早島町	都城市	鹿児島県 (11市町村)	都城市
	伊達市	山田町	蓮田市	弥彦村	高槻市	三原市	日南市	鹿屋市	日南市
	乙部町	岩泉町	幸手市	出雲崎町	守口市	尾道市	西都市	垂水市	西都市
	積丹町	田野畠村	ふじみ野市	富山県	八尾市	福山市	綾町	霧島市	綾町
	由仁町	仙台市	白岡市	実施なし	大阪府 (16市町村)	東広島市	高鍋町	さつま町	高鍋町
	新十津川町	石巻市	横瀬町	石川県 (1市町村)	廿日市市	廿日市市	新富町	東串良町	新富町
	妹背牛町	気仙沼市	皆野町	福井県	大東市	安芸高田市	鹿児島市	錦江町	鹿児島市
	秩父別町	登米市	長瀬町	山梨県 (6市町村)	箕面市	世羅町	鹿屋市	南大隅町	鹿屋市
	北竜町	東松島市	小鹿野町	笛吹市	羽曳野市	実施なし	垂水市	東串良町	垂水市
	沼田町	富谷市	杉戸町	西桂町	東大阪市	鳴門市	霧島市	那賀町	霧島市
	当麻町	大河原町	市川市	鳴沢村	四條畷市	小松島市	さつま町	上勝町	さつま町
	比布町	松島町	松戸市	塩尻市	大阪狭山市	勝浦町	東串良町	那賀町	勝浦町
	愛別町	大和町	成田市	千曲市	阪南市	上勝町	錦江町	上勝町	上勝町
	上川町	大郷町	佐倉市	立科町	熊取町	那賀町	南大隅町	那賀町	那賀町
	上富良野町	大衡村	東金市	大鹿村	豊岡市	上板町	肝付町	上板町	上板町
	中富良野町	涌谷町	習志野市	山形村	赤穂市	高松市	天城町	赤穂市	赤穂市
	南富良野町	女川町	柏市	朝日村	西脇市	さぬき市	伊仙町	西脇市	西脇市
	占冠村	秋田市	鎌ヶ谷市	筑北村	宝塚市	東かがわ市	那霸市	那霸市	那霸市
	苦前町	横手市	浦安市	坂城町	加西市	三木町	石垣市	石垣市	石垣市
	白老町	湯沢市	印西市	実施なし	奈良県 (2市町村)	三宅町	浦添市	浦添市	浦添市
	洞爺湖町	小坂町	山武市	沼津市	黒滝村	宇和島市	糸満市	糸満市	糸満市
	鹿追町	大潟村	大網白里市	藤枝市	新宮市	新居浜市	沖縄市	沖縄市	沖縄市
	本別町	実施なし	九十九里町	裾野市	紀美野町	伊予市	豊見城市	豊見城市	豊見城市
	標茶町	会津若松市	芝山町	小山町	那智勝浦町	鬼北町	嘉手納町	嘉手納町	嘉手納町
	羅臼町	田村市	横芝光町	名古屋市	太地町	高知県	北谷町	北谷町	北谷町
	弘前市	三春町	鋸南町	豊橋市	古座川町	和歌山県 (7市町村)	長崎市	長崎市	長崎市
	八戸市	小野町	新宿区	刈谷市	北山村	福岡県 (9市町村)	西海市	西海市	西海市
	黒石市	水戸市	文京区	豊田市	串本町	直方市	長与町	長与町	長与町
	五所川原市	伊勢崎市	台東区	犬山市	鳥取市	飯塚市	時津町	時津町	時津町
	むつ市	館林市	墨田区	大府市	米子市	柳川市	新上五島町	新上五島町	新上五島町
	平川市	渋川市	江東区	日進市	倉吉市	嘉麻市			
	田舎館村	富岡市	世田谷区	田原市	岩美町	鞍手町			
	板柳町	榛東村	中野区	豊根村	琴浦町	みやこ町			
	佐井村	吉岡町	江戸川区	志摩市	北栄町	佐賀県 (1市町村)			
	五戸町	中之条町	八王子市	長浜市		佐賀県 (6市町村)			
	田子町	長野原町	三鷹市	甲賀市		長崎県 (5市町村)			
	階上町	嬬恋村	小金井市	湖南市		長崎県 (5市町村)			
	新郷村	草津町	小平市						
		玉村町	清瀬市						
		大泉町	御藏島村						
青森県 (13市町村)	弘前市	水戸市	新宿区						
	八戸市	伊勢崎市	文京区						
	黒石市	館林市	台東区						
	五所川原市	渋川市	墨田区						
	むつ市	富岡市	江東区						
	平川市	榛東村	世田谷区						
	田舎館村	吉岡町	中野区						
	板柳町	中之条町	江戸川区						
	佐井村	長野原町	八王子市						
	五戸町	嬬恋村	三鷹市						
	田子町	草津町	小金井市						
	階上町	玉村町	小平市						
	新郷村	大泉町	清瀬市						
			御藏島村						

16 発達障害者支援施策の推進について

(1) 発達障害児者に対する地域支援機能の強化【関連資料1】

発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、発達障害児者に対する地域支援機能を強化するほか、発達障害に関する住民への理解促進や、発達障害特有のアセスメントツールの導入促進等を実施し、発達障害児者の福祉の向上を図るための「発達障害者支援体制整備事業」を実施している。

令和6年度からは、集中的支援の実施のための体制整備に必要な経費を盛り込み、広域的支援人材の役割を担う者を登録した名簿の作成や派遣調整を行うことを想定し、強度行動障害を有する者を含め、発達障害児者に対する地域支援機能の更なる強化を進めることとしたところである。

さらに令和7年度予算からは、中核的人材を含む支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるためのネットワーク構築に要する経費についても補助対象とする予定である。具体的には、中核的人材や広域的支援人材が養成された後、地域でのネットワーク構築や人材育成を行うため、研修や事例検討会の実施に補助を予定しているので、各都道府県・指定都市におかれでは積極的にご協力頂きたい。(再掲)

(2) 「発達障害者支援センター運営事業」実施要綱の改正について【関連資料2】

発達障害児者の相談ニーズの多様化や発達障害児者を取り巻く社会資源の変化に対応するため、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成17年障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて」(平成24年障障発0405第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の一部を改正し、令和8年度より施行予定である。

改正内容としては、

- ・ 障害児入所施設等への発達障害者支援センターの附置要件を支援実態に合わせ見直すこと
- ・ 発達障害と診断されていない者であっても、早期支援や専門的な相談支援が必要であることから、センターの利用対象者とすることを明確化すること
- ・ 警察、裁判所、矯正施設等の関係施設、関係機関等に対する研修及び普及啓発を強化すること
- ・ 「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、「普及啓発及び研修」という発達障害者支援センターが行うべき4つの事業全ての実施の原則化など実施体制を明確化すること
- ・ 発達障害者支援センターに配置されていない発達障害者地域支援マネジャーであっても、発達障害者支援センターとの連携体制の確保を努力義務化すること

等である。

今回の改正は、現状のセンターの運用状態に合わせた改正で、関係団体とも調整しているが、各都道府県、指定都市においては、要綱改正に係る通知を令和7年度中に発出予定であるため、あらかじめ御了知いただき、令和8年度の施行に向けてご準備をお願いしたい。

（3）地域生活支援促進事業（発達障害関係）について

発達障害者施策の推進のため、発達障害者支援体制整備事業などの一部の事業については、国として促進すべきものとして特別枠（地域生活支援促進事業）に位置付け5割の補助を確保し、質の高い事業実施を図ってきたところである。

地域生活支援促進事業（発達障害関係）については、例年予算額を上回る協議があるが、その内容を精査した結果、本事業の趣旨に合致しているとは言えない事業も散見されたところである。

そのため、より効果的な事業実施のため、「発達障害児者及び家族等支援事業」の実施要綱の一部について、特にピアサポート推進事業の内容を明確化する等の改正を予定している。

さらに、地域生活支援促進事業における所要額の協議に当たっては、事業計画の精査のため、詳しい積算資料等を提出いただく場合もあるとともに、予算額を上回る協議があった場合には、原則として、前年協議額を基準として査定する予定であるので、御了知頂きたい。

各都道府県、指定都市においては、地域生活支援促進事業（発達障害関係）を実施するために真に必要な経費のみを計上いただくなど、所要見込額の算定に当たっては十分精査いただき、広く全国での発達障害者施策の推進のため御配意をお願いしたい。

（4）「世界自閉症啓発デー」について【関連資料3】

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしており、今年においても4月2日から4月10日までの「発達障害啓発週間」と定め、東京タワーのブルーライトアップや啓発イベントを実施する予定である。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2025・日本実行委員会において、「セサミストリート」のキャラクターで自閉症の特性がある「ジュリア」などを起用した啓発ポスターを作成し、2月から各自治体等へ配布している。

また、ポスターの他、フライヤー（チラシ）、リーフレットについても、実行委員会のホームページに掲載しているので、各自治体におかれても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進

されるような啓発イベントの開催やSNSの活用等、地域の実情に応じた創意工夫による積極的な普及啓発をお願いしたい。

(参考) 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

（<https://www.worldautismawarenessday.jp/>）

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載

地域における強度行動障害を有する者の支援体制の強化 (発達障害者支援体制整備事業 (地域生活支援促進事業))

令和7年度当初予算案 4.3億円 (4.3億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターについて、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難事例への対応を行っている。

令和6年度報酬改定により、強度行動障害等の専門的な支援が必要な人材に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を一部の発達障害者支援センター等に配置し、地域支援体制の強化を行うとともに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害を有する者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設した。

これら強度行動障害を有する者に対する集中的支援の実施には、広域的支援人材を事業者に派遣できる体制の構築が早急に必要であることから、都道府県及び指定都市に、1名以上の広域的支援人材の配置を目指し、必要な施策を実施していく。

2 事業の概要・実施主体等

(1) 発達障害者地域支援マネジャーの配置

市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。

(2) 住民の理解促進

発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

(3) アセスメントツール導入促進

市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。

(4) 個別支援ファイルの活用促進

市町村等に対する個別支援ファイル（当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録）の活用促進に関する取組を行う。

(5) 集中的支援の実施のための体制整備

障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的支援人材の配置等の体制整備を行う。

(6) 支援人材に係るネットワーク構築（新規）

中核的人材を含む強度行動障害を有する者に対する支援人材が連携した支援の実施や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるためのネットワーク構築をする。



実施主体：都道府県、指定都市

補 助 率 : 1 / 2

改正の趣旨

発達障害児者の相談ニーズの多様化や発達障害児者を取り巻く社会資源の変化に対応するため、「発達障害者支援センター運営事業の実施について（平成17年障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」及び「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて（平成24年障障発0405第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の一部を改正する予定。

改正（案）の概要

1. 支援の実態に合わせた設置要件の見直し【部長通知3 障害児入所施設等への附置】

夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の施設機能を図る観点から、発達障害者支援センター（以下「センター」という。）は障害児入所施設等に附置することとされてきたが、支援の実態を踏まえ見直す。

2. 発達障害未診断者の取扱いの明確化【部長通知5 センターの利用対象者】

発達障害との診断がなされていない状態の者であっても、発達障害の行動や認知の特性を踏まえ、早期支援や専門的な相談支援が必要であることから、センターの利用対象者とすることを明確化する。

3. 関係施設、関係機関等に対する研修及び普及啓発の強化【課長通知3 事業を実施する上での留意点等について】

発達障害児（者）に対する取り組みを積極的に進めるため、新たに警察、裁判所、矯正施設等の従事者に対する研修実施への協力や連携構築に努めることを新たに位置付ける。また、関係施設等に対する機関コンサルテーションの実施について業務として明文化する。

4. 発達障害者支援センターが実施すべき事業と実施体制の明確化【課長通知3 事業を実施する上での留意点等について】

発達障害児者の相談ニーズの多様化を踏まえ、センターが実施すべき「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、「普及啓発及び研修」の4つ全ての事業を実施することを原則としたうえで、地域の実情に合わせて複数のセンターや身近な地域の関係機関とも役割を分担して実施する場合は、定期的な情報交換を行う等連携を確保することを明確化する。

5. 発達障害者地域支援マネジャーとの連携の努力義務化【課長通知5 関係施設及び関係機関との連携】

センターに配置されていない発達障害者地域支援マネジャーとの連携体制を確保し、事業運営の状況を相互に共有することについて、センターに努力義務を課す。

施行期日

令和8年度（予定）

概要

- 平成19年12月、国連総会においてカタール国の提案により、「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議が採択され、2008年以降各国で普及啓発の取組が行われている。
- わが国でも、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」と定め、毎年、啓発イベントの開催やランドマークのブルーライトアップ等の活動を行い、自閉症をはじめとする発達障害について啓発活動を行っている。

啓発イベント

(1) 内容

世界自閉症啓発デー・日本実行委員会を組織し、以下の取組を実施。

- ・東京タワーなどの全国の施設をブルーライトアップ
- ・公式ホームページによる応援メッセージ等の情報発信
- ・ポスター・リーフレットを作成しての啓発 等

(2) 主催団体等

主 催：厚生労働省、一般社団法人日本自閉症協会
 共 催：文部科学省、こども家庭庁
 国立特別支援教育総合研究所
 全日本自閉症支援者協会
 日本自閉症スペクトラム学会
 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
 発達障害者支援センター全国連絡協議会
 全国情緒障害教育研究会
 一般社団法人全国児童発達支援協議会、
 自閉症児者を家族にもつ医師・歯科医師の会
 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
 Sesame Workshop
 後 援：内閣府、法務省、外務省、国土交通省

(3) 世界自閉症啓発デー2025・啓発イベント

①啓発イベント

日時：令和7年4月2日（水）18:00～18:15

場所：東京タワー イベントスペース

テーマ：「みんな たいせつ つながる えがお」

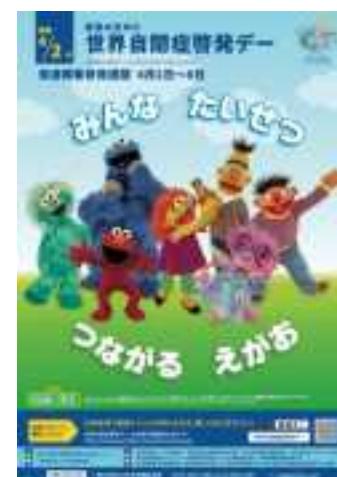
内容：「WE BELONG」の演奏及び歌唱

②東京タワー・ライトアップ点灯式

日時：同日18:15～18:30



東京タワー ライトアップ
(昨年の模様)



啓発ポスター



オフィシャルHP